農林水産省共通申請サービス

収入保険サイト(申請者用)

操作マニュアル　第 6.0 版

令和 5 年 8 月 26 日

NOSAI 全国連

■目次

第 1 章　収入保険サイトの概要

1.1　収入保険サイトとは…… 1-1
1.2　収入保険サイトの動作環境…… 1-3
1.3　収入保険サイトのヘッダー…… 1-4
1.3.1　ヘッダー…… 1-4
1.3.2　お問い合わせ先…… 1-4
1.3.3　ヘルプ・FAQ…… 1-5
1.3.4　ポータル…… 1-5
1.3.5　システムを閉じる…… 1-5
1.4　申請者ポータルの操作概要…… 1-8

第 2 章　加入申請

2.1　加入申請の操作概要…… 2-1
2.2　加入申請内容の登録…… 2-5
2.2.1　加入申請書…… 2-5
2.2.2　口座情報…… 2-18
2.2.3　過去の農業収入金額申告書…… 2-21
2.2.4　保険期間の営農計画…… 2-30
2.2.5　保険期間の平均販売金額等試算表…… 2-35
2.2.6　保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額…… 2-46
2.2.7　農業経営の目標…… 2-49
2.2.8　各種確認事項…… 2-54
2.2.9　ファイルアップロード…… 2-57
2.2.10 連絡事項…… 2-60
2.2.11 加入申請メニュー…… 2-62
2.3　保険証書等の印刷…… 2-74
2.4　保険料等納入・返還の実績の印刷…… 2-75
2.5　シミュレーション…… 2-76
2.5.1　新規シミュレーション(加入申請未登録)…… 2-76
2.5.2　加入申請既登録者のシミュレーション…… 2-79

第 3 章　保険期間中の手続き

3.1　加入申請日の属する年の実績申告および営農計画/その他項目の変更の操作概要…3-1
3.1.1　加入申請日の属する年の実績申告の登録(新規加入の場合)…… 3-17
3.1.2　加入申請日の属する年の実績申告の登録(継続加入の場合)…… 3-25
3.1.3　営農計画の変更／その他項目の変更…… 3-35
加入申請書…… 3-36
口座情報…… 3-38
過去の農業収入金額申告書…… 3-39
保険期間の営農計画…… 3-40
保険期間の営農計画の平均販売金額等試算表…… 3-43
保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額…… 3-45
農業経営の目標…… 3-48
各種確認事項…… 3-49
3.1.4　変更内容の確定・仮申請…… 3-51
3.2　事故発生等通知の操作概要…… 3-62

3.3　事故発生等・つなぎ資金貸付限度額算定一覧…… 3-64
3.4　事故発生等通知受付…… 3-67
3.4.1　事故発生の通知(保険期間中)の新規登録…… 3-67
3.4.2　自己都合による栽培又は飼養の中止の通知(保険期間中)の新規登録…… 3-73
3.4.3　事故発生の通知(翌年(年度)以降)の新規登録…… 3-79
3.4.4　自己都合による栽培又は飼養の中止の通知(翌年(年度)以降)の新規登録… 3-82
3.4.5　事故発生の通知、自己都合による栽培又は飼養の中止の通知の変更…… 3-85
3.4.6　事故発生の通知、自己都合による栽培又は飼養の中止の通知の削除…… 3-87
3.5　つなぎ資金貸付管理の操作概要…… 3-91
3.6　つなぎ資金借入申請…… 3-93

第４章　保険期間の農業収入金額実績申告

4.1　保険期間の農業収入金額実績申告の操作概要…… 4-1
4.2　保険期間の農業収入金額実績申告の登録…… 4-4
4.2.1　保険期間の農業収入金額実績申告…… 4-4
4.2.2　保険期間の農業収入金額実績申告メニュー…… 4-14

付録

出力書類一覧……付録-1

第１章

収入保険サイトの概要

1.1　収入保険サイトとは

収入保険サイトは、収入保険制度の申請手続き全般のインターネット申請を可能とするため、共通申請サービス内に設置されるリンクから利用できる申請者向けのインターネット申請機能のことを指します。

このリンク先の機能は、収入保険制度の実施主体等である NOSAI 団体が利用している収入保険システム上に構築しています。

収入保険制度のインターネット申請手続きは、令和４年度以降の契約から手続きが可能となります。

収入保険サイトを利用するために、以下の 2 つの条件を満たす必要があります。

条件①　共通申請サービスが利用可能な状態（以下のどちらか）であること

・gBizID プライム又は gBizID メンバーであること

・gBizID エントリーで NOSAI 窓口にて身元確認を行っていること

条件②　収入保険システムでインターネット申請が許諾されていること

・NOSAI 窓口にて身元確認を行っていること

以下に収入保険サイト利用までの流れを示します。

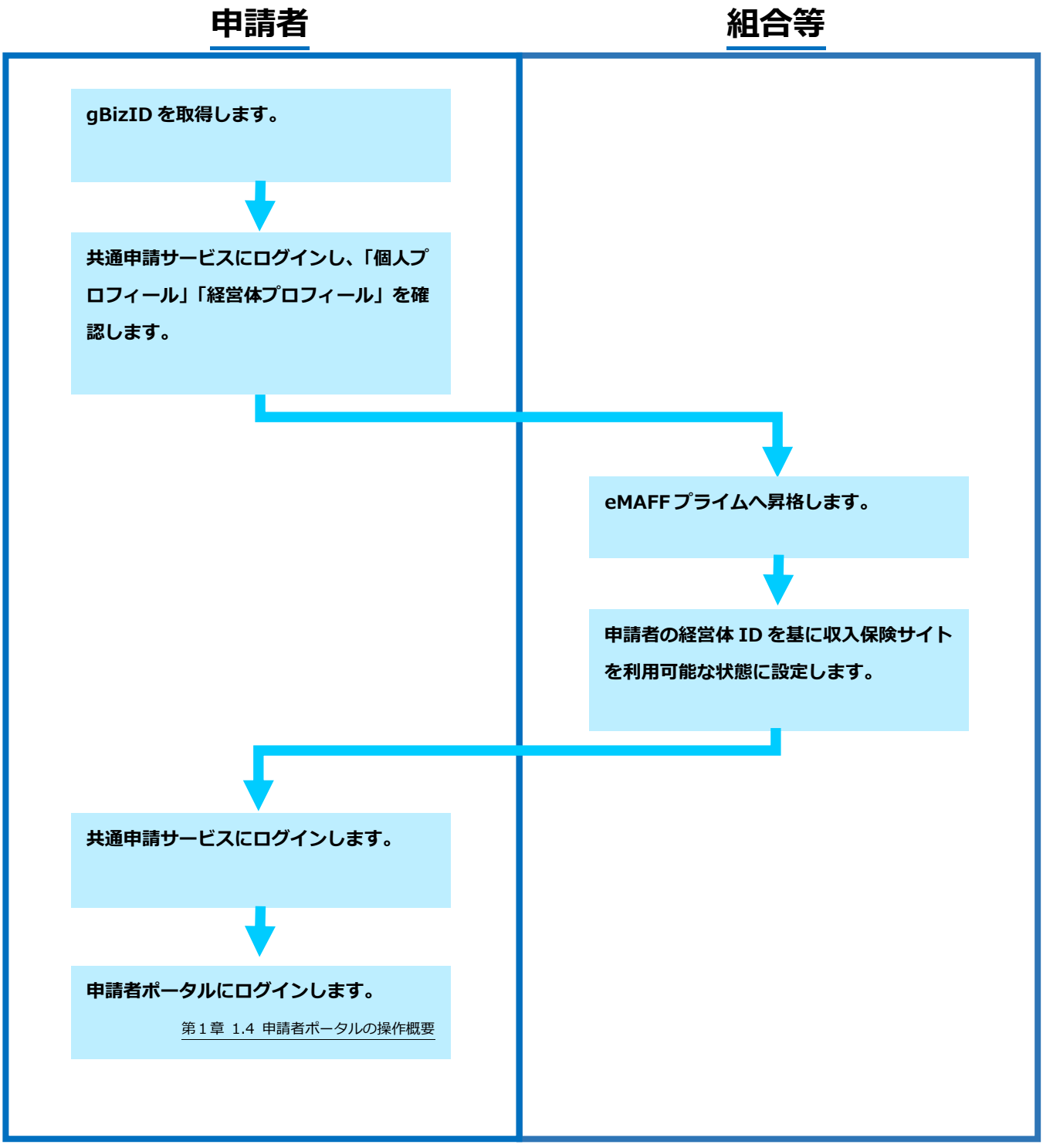

参考：gBizID のメールアドレスを変更した場合

gBizID のメールアドレスを変更した場合は、必ず収入保険サイトにログインしてください。収入保険サイトにログインすることで、申請手続きをした際に送るメールの宛先に反映されます。

1.2　収入保険サイトの動作環境

「収入保険サイト」の動作保証環境は、以下の通りです。

	想定環境		
想定端末・OS・ブラウザ	PC	Windows10、Windows11	Edge 、Chrome、Firefox
		Mac	Safari、Chrome、Firefox
	タブレット	Windows10	Edge
最低画面解像度	1024px × 768px		
関連ツール	PDF の閲覧ができるツール（Adobe Acrobat Reader DC を想定） 圧縮解凍ソフト(Windows 標準)		

また、スマートフォンでは以下の画面のみ動作保証しています。

・【申請者ポータル】画面
・【ファイルアップロード】画面

	想定環境		
想定端末・OS・ブラウザ	スマートフォン	Android	Chrome
		iOS	Safari

1.3　収入保険サイトのヘッダー

収入保険サイトのヘッダーについて説明します。

※ページを上下にスクロールできます。

1.3.1 ヘッダー

ヘッダーは常に画面上部に表示されています。

1.3.2 お問い合わせ先

問い合わせ先として組合等の情報を参照することができます。

① ヘッダーの「問い合わせ」をクリックします。

② 【お問い合わせ先】画面を開きます。

1.3.3 ヘルプ・FAQ

操作マニュアルやよくある質問を参照することができます。

① ヘッダーの「ヘルプ・FAQ ▼」をクリックします。

② ヘルプメニュー一覧が開きます。一覧から参照したい項目をクリックして、マニュアルを開きます。

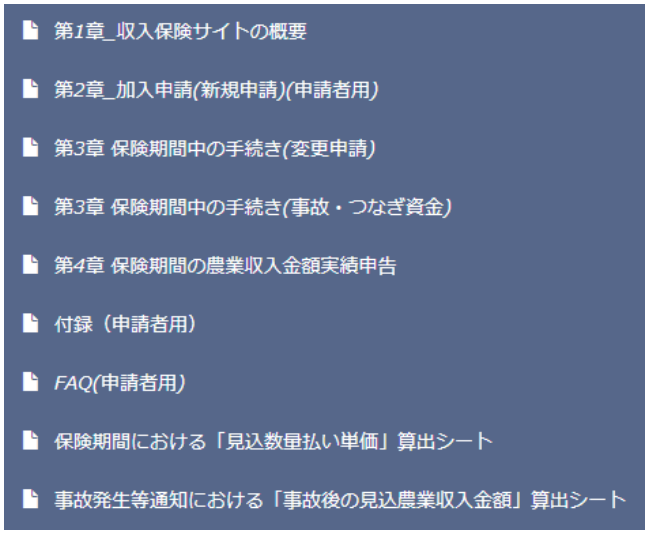

1.3.4 ポータル

【申請者ポータル】画面に遷移できます。

① ヘッダーの「ポータル」をクリックして【申請者ポータル】画面を開きます。

1.3.5 システムを閉じる

システムを終了するときは、画面を閉じます。

① ヘッダーの「閉じる」をクリックして画面を閉じます。

参考：エラー表示

以下のようなエラーが発生した場合は、共通申請サービスにログインし直してから、再度操作してください。

[セッションタイムアウト]

3 時間以上操作を行わなかった場合、強制的にログアウトされます。

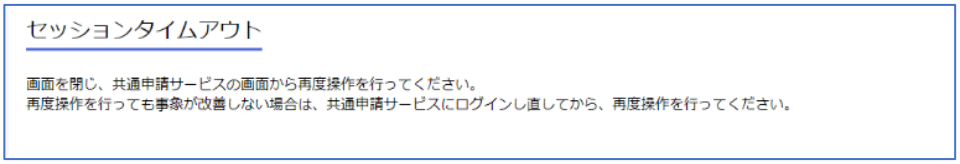

[エラー]

エラーが発生した場合に表示されます。

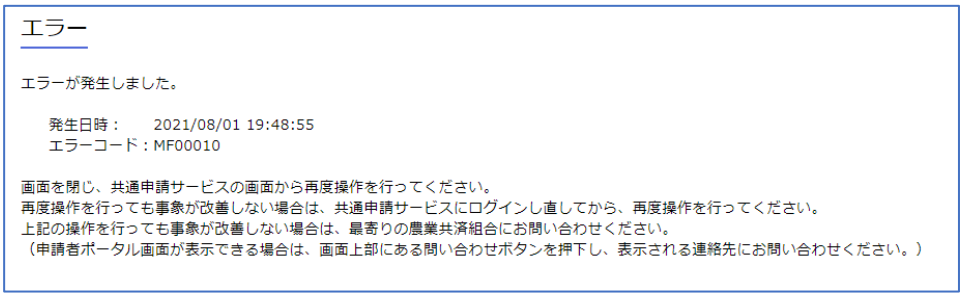

また、業務エラーが発生した場合は、収入保険サイトを利用するための条件を満たしていない可能性があります。エラー内容を確認し、最寄りの組合等にお問い合わせください。

[業務エラー]

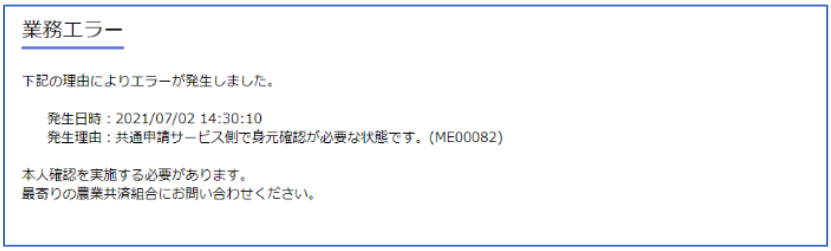

重要：禁止事項

「収入保険システム」を複数タブまたは複数ウィンドウ、複数ブラウザで開いて操作しないでください。正常に動作しない可能性があります。

○

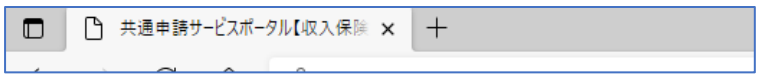

×

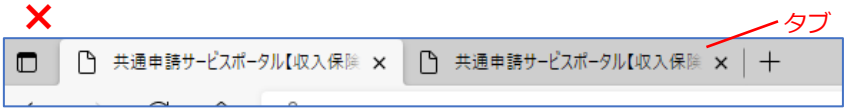

ブラウザの戻るボタンを押さないでください。
押した場合、「この画面で戻るは禁止されています。」と表示されます。

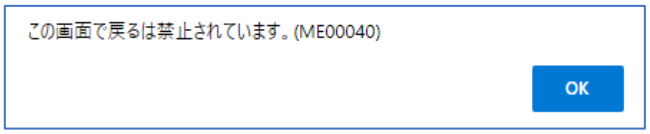

ボタンを連打しないでください。連打した場合、「既に実行されています。」と表示されます。

処理中の場合、ブラウザ左上に以下のようなマークが表示されます。

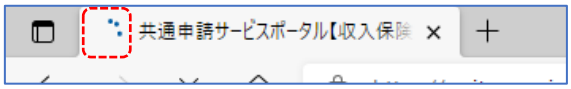

1.4　申請者ポータルの操作概要

収入保険サイトにログイン後、【申請者ポータル】画面が表示されます。

また、申請状況によって、参照・編集の可否が異なります。

詳しくは「第２章 2.2.1 加入申請書」をご確認ください。

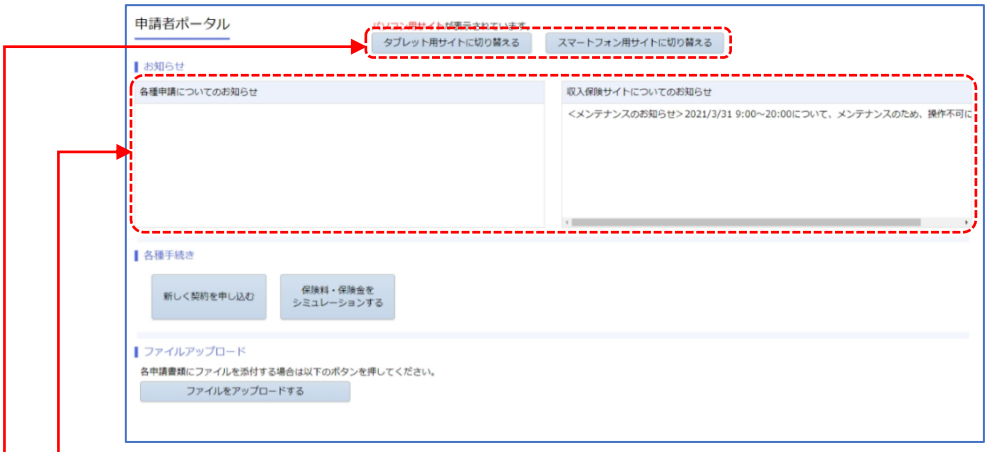

各種申請についてのお知らせ：
最新の各種申請についてのお知らせが一番上に表示されます。

収入保険サイトについてのお知らせ：
収入保険サイトについてのお知らせが表示されます。

タブレット用サイトに切り替える：
タブレット用サイトの表示に切り替わります。

スマートフォン用サイトに切り替える：
スマートフォン用サイトの表示に切り替わります。

※タブレット用サイト、または、スマートフォン用サイトが表示されている場合は、
『パソコン用サイトに切り替える』ボタンが表示されます。
『パソコン用サイトに切り替える』ボタンをクリックすると、パソコン用サイトの
表示に切り替わります。

以下に【申請者ポータル】画面の操作概要を示します。

【申請者ポータル】画面（新規加入者）

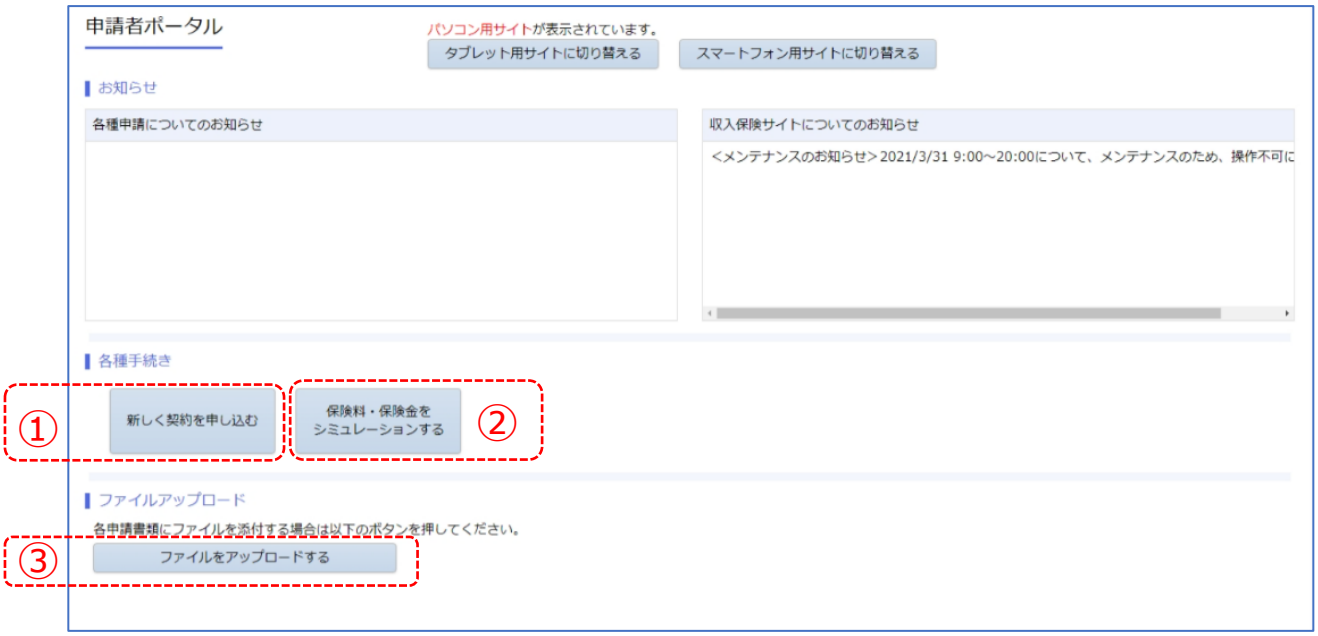

収入保険契約の操作

新規収入保険契約の登録　①

（収入保険契約が未登録の場合）

第 2 章　2.2　加入申請内容の登録

その他の操作

シミュレーションの実施　②

第 2 章　2.4　シミュレーション

添付ファイルの登録・更新　③

第 2 章　2.2.9 ファイルアップロード

【申請者ポータル】画面（新規加入者）

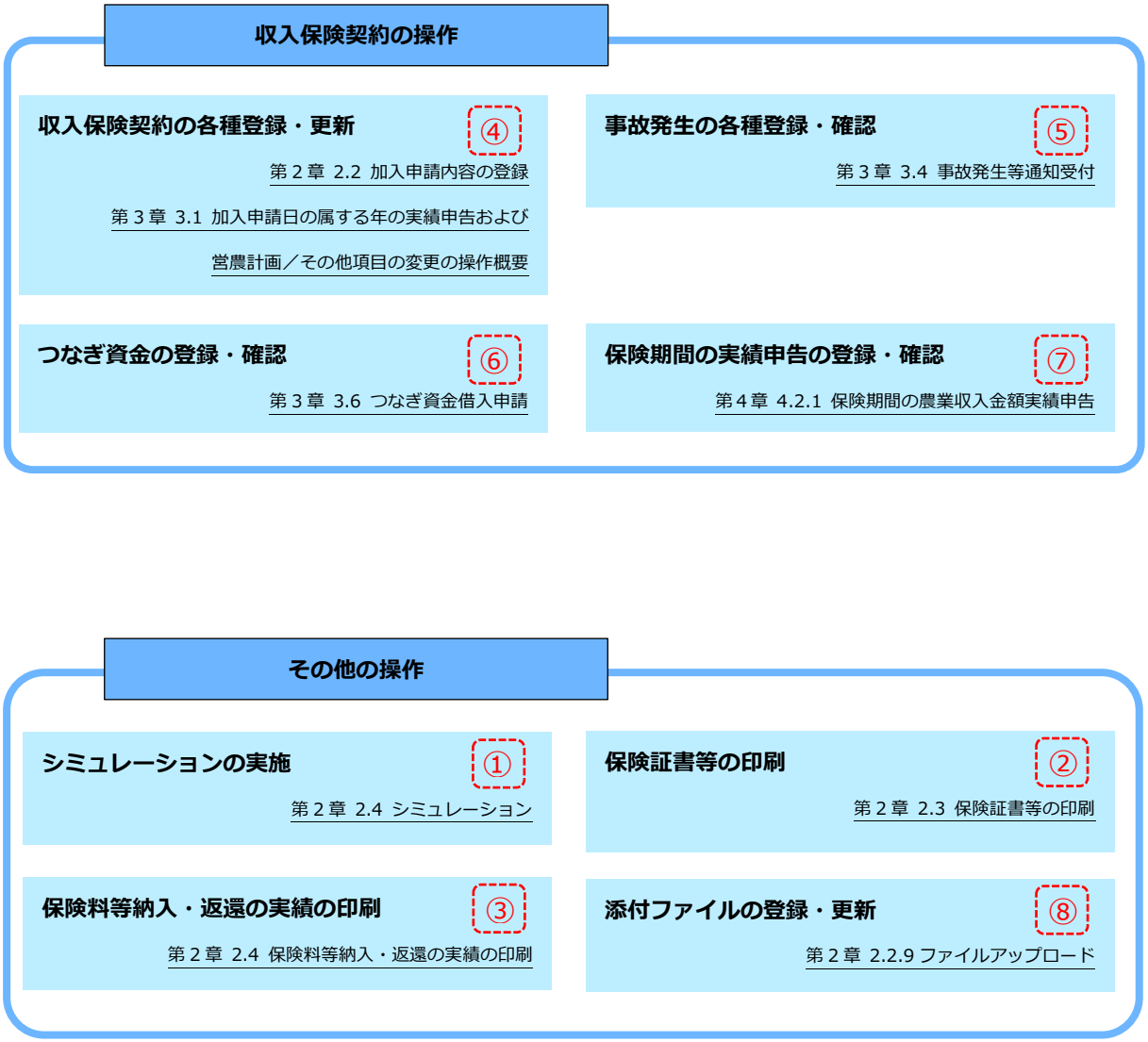
収入保険契約の操作
収入保険契約の各種登録・更新
④
第 2 章 2.2 加入申請内容の登録
第 3 章 3.1 加入申請日の属する年の実績申告および
営農計画／その他項目の変更の操作概要
事故発生の各種登録・確認
⑤
第 3 章 3.4 事故発生等通知受付
つなぎ資金の登録・確認
⑥
第 3 章 3.6 つなぎ資金借入申請
保険期間の実績申告の登録・確認
⑦
第 4 章 4.2.1 保険期間の農業収入金額実績申告

その他の操作
シミュレーションの実施
①
第 2 章 2.4 シミュレーション
保険証書等の印刷
②
第 2 章 2.3 保険証書等の印刷
保険料等納入・返還の実績の印刷
③
第 2 章 2.4 保険料等納入・返還の実績の印刷
添付ファイルの登録・更新
⑧
第 2 章 2.2.9 ファイルアップロード

【申請者ポータル】画面（継続加入者）

収入保険契約の操作
収入保険契約の継続加入
①
第 2 章 2.2 加入申請内容の登録
収入保険契約の各種登録・更新
⑤
第 2 章 2.2 加入申請内容の登録
第 3 章 3.1 加入申請日の属する年の実績申告および
営農計画／その他項目の変更の操作概要
事故発生の各種登録・確認
⑥
第 3 章 3.4 事故発生等通知受付
つなぎ資金の登録・確認
⑦
第 3 章 3.6 つなぎ資金借入申請
保険期間の実績申告の登録・確認
⑧
第 4 章 4.2.1 保険期間の農業収入金額実績申告

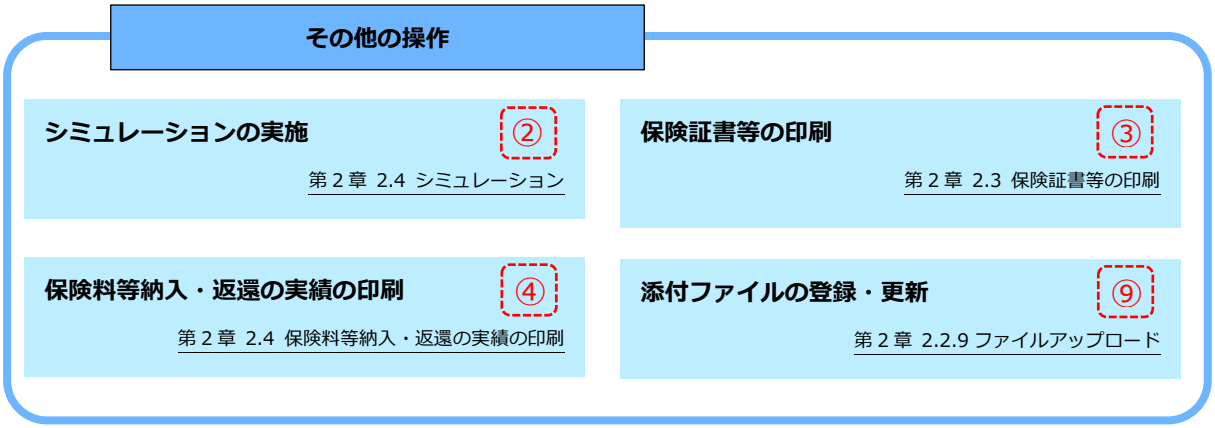
その他の操作
シミュレーションの実施
②
第 2 章 2.4 シミュレーション
保険証書等の印刷
③
第 2 章 2.3 保険証書等の印刷
保険料等納入・返還の実績の印刷
④
第 2 章 2.4 保険料等納入・返還の実績の印刷
添付ファイルの登録・更新
⑨
第 2 章 2.2.9 ファイルアップロード

1.5　手続き期間について

契約の新規申請、変更申請、事故発生の通知、つなぎ資金の申請、および、保険期間の実績申告の手続き可能期間は以下のとおりです。

	手続き開始	手続き終了（※2）
新規申請	保険期間開始の９ヶ月前	保険期間開始の前日
変更申請	新規申請の承諾後	保険期間終了の６ヶ月後（※1）
事故発生の通知	新規申請の承諾後	保険期間終了の６ヶ月後（※1）
つなぎ資金の申請	貸付限度額の承諾後	保険期間終了の６ヶ月後（※1）
保険期間の実績申告	保険期間終了後	保険期間終了の６ヶ月後

※1 保険期間の実績申告が登録されると登録不可になります。

※2 期限前に登録済で、かつ編集可能な以下の状態であれば、期限後であっても編集は可能です。

・加入申請の場合は、申込状況が「入力中」、「確認依頼あり」

・事故発生の通知の場合は入力状況が「一時保存中」

・つなぎ資金の申請の場合は借入申請状況が「確認依頼あり」

・保険期間の実績申告の場合は申告状況が「入力中」、「確認依頼あり」

第２章

加入申請

2.1　加入申請の操作概要

以下に加入申請の新規登録時の操作概要を示します。

①加入申請書を入力します。

第２章 2.2.1 加入申請書

②口座情報を入力します。

第２章 2.2.2 口座情報

③過去の農業収入金額申告書を入力します。

第２章 2.2.3 過去の農業収入金額申告書

④保険期間の営農計画を入力します。

第２章 2.2.4 保険期間の営農計画

⑤農業経営の目標を入力します。

第２章 2.2.7 農業経営の目標

⑥各種確認事項を入力します。

第２章 2.2.8 各種確認事項

⑦基準収入・保険料等の算定結果を表示します。

第２章 2.2.11 加入申請メニュー

⑧加入申請を確定します。

第２章 2.2.11 加入申請メニュー

※「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」の登録時に、「保険期間の平均販売金額等試算表」と「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」を登録してください。「保険期間の平均販売金額等試算表」については「第２章 2.2.5 保険期間の平均販売金額等試算表」をご確認ください。「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」については「第２章 2.2.6 保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」をご確認ください。

以下に申請者がインターネットで加入申請を行う時の組合等の操作も含めた操作概要を示します。

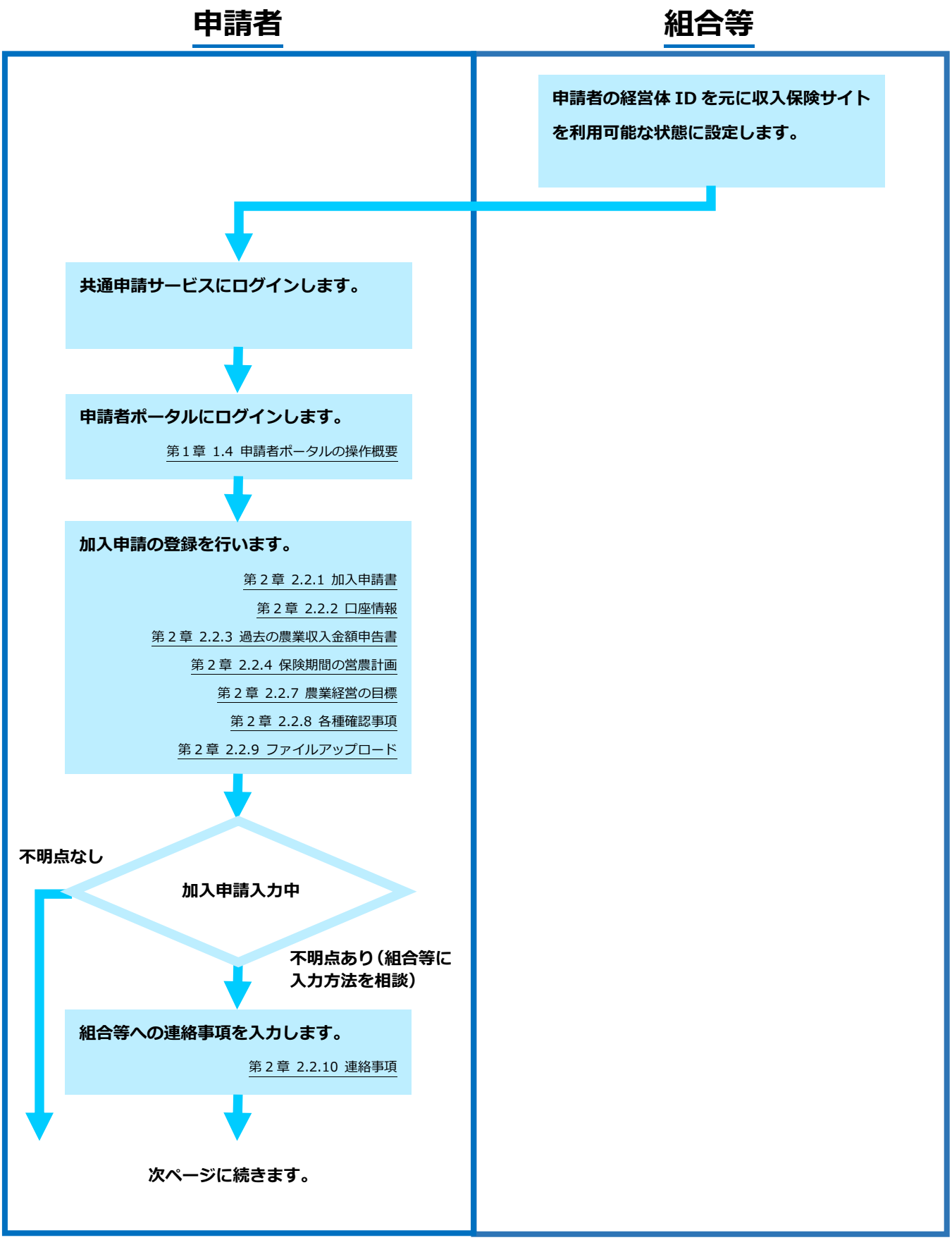

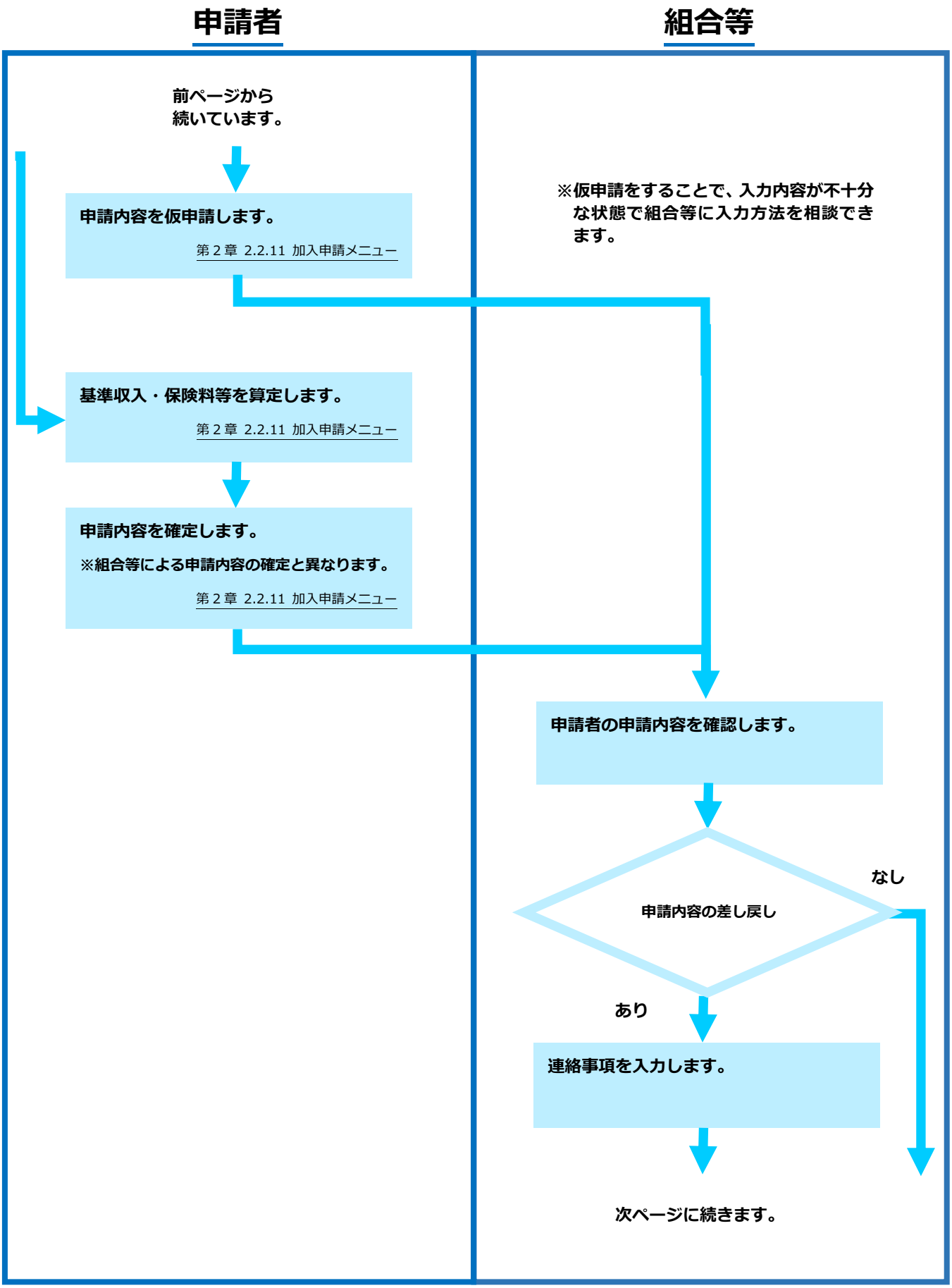
申請者
組合等
前ページから
続いています。
申請内容を仮申請します。
第２章 2.2.11 加入申請メニュー
※仮申請をすることで、入力内容が不十分な状態で組合等に入力方法を相談できます。
基準収入・保険料等を算定します。
第２章 2.2.11 加入申請メニュー
申請内容を確定します。
※組合等による申請内容の確定と異なります。
第２章 2.2.11 加入申請メニュー
申請者の申請内容を確認します。
申請内容の差し戻し
なし
あり
連絡事項を入力します。
次ページに続きます。

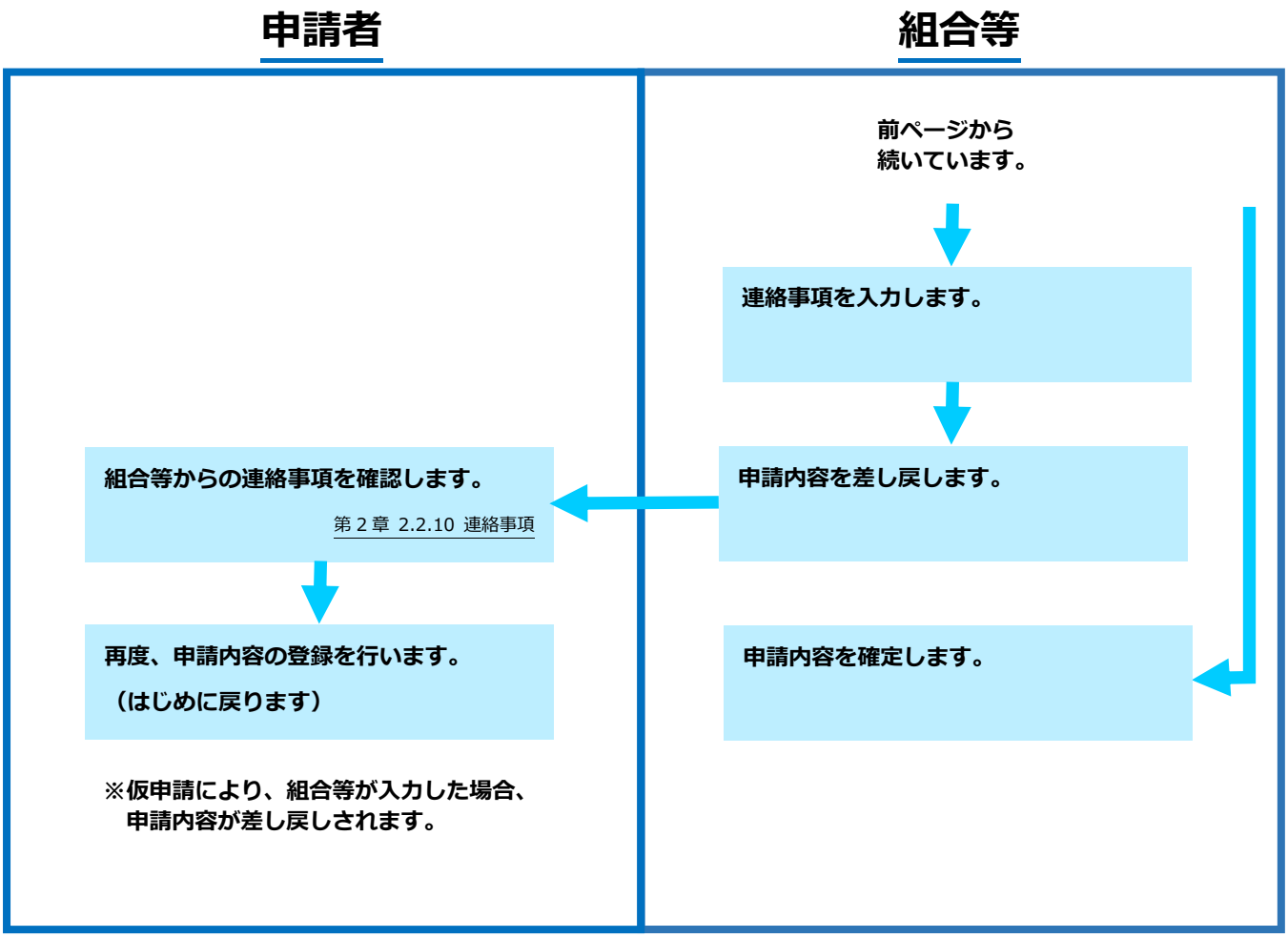
申請者
組合等
前ページから
続いています。
連絡事項を入力します。
申請内容を差し戻します。
組合等からの連絡事項を確認します。
第２章 2.2.10 連絡事項
再度、申請内容の登録を行います。
（はじめに戻ります）
申請内容を確定します。
※仮申請により、組合等が入力した場合、
申請内容が差し戻しされます。

2.2　加入申請内容の登録

加入申請内容を登録する手順を説明します。

2.2.1 加入申請書

「加入申請書」の記載内容を登録します。
（「農業経営収入保険　加入申請書(様式 1 号)」に相当する部分です。）

① 【加入申請メニュー】画面を開きます。

[新規加入の場合]
【申請者ポータル】画面の『新しく契約を申し込む』ボタンをクリックします。

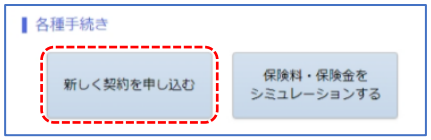

[継続加入の場合]
【申請者ポータル】画面の『継続加入を検討する』ボタンをクリックします。

※継続加入の場合、前年度のデータがコピーされます。コピーされるデータについては**[参考：継続加入申請におけるコピー対象項目]**をご確認ください。

※？：
『？』ボタンをクリックすると、該当する項目の説明文が表示されます。

② 【加入申請メニュー】画面の「加入申請書」の『登録』ボタンをクリックして【加入申請書】画面を開きます。

※入力方法：
『入力方法』ボタンをクリックすると、入力方法が記載された PDF が表示されます。

③ 「保険資格者の情報」を入力します。

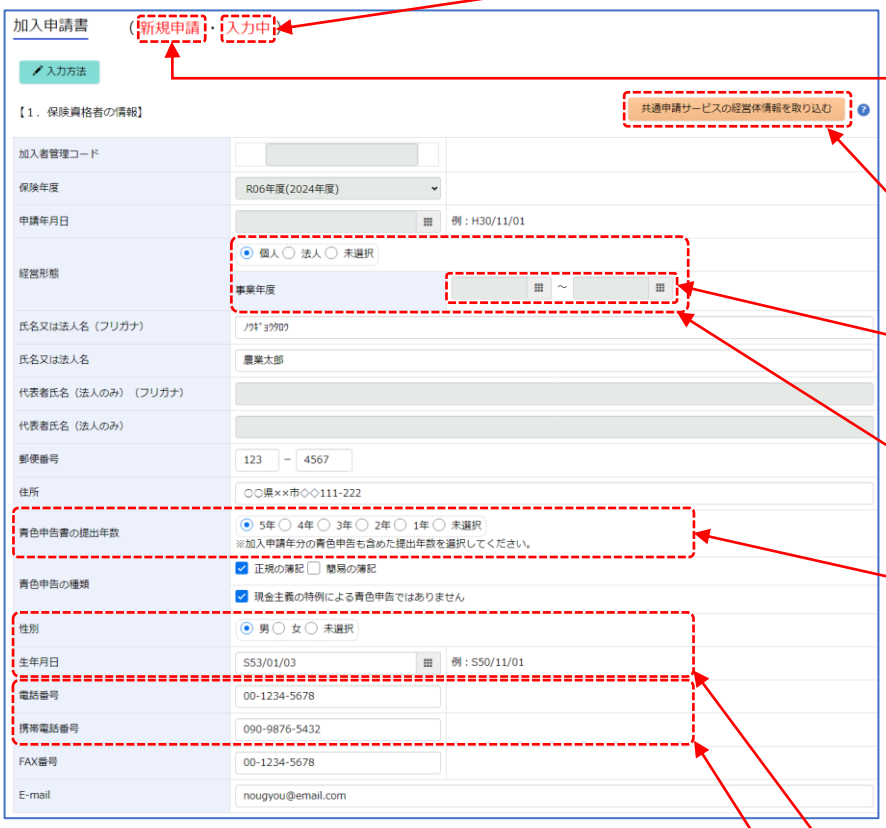

※申請状況：
申請状況の詳細は**[参考：申請状況]**をご確認ください。

※申請区分：
申請区分の詳細は**[参考：申請区分]**をご確認ください。

※**[参考：共通申請サービスの経営体情報を取り込む]**をご確認ください。

※カレンダー：
[参考：カレンダー]をご確認ください。

※経営形態が「法人」の場合は「事業年度」を入力してください。

※青色申告書の提出年数：
選択した年数分の「過去の農業収入金額申告書」が登録できるようになります。令和６年度以降の契約より加入申請年分を含めた年数を選択します。詳しくは**[参考：「青色申告書の提出年数」について]**をご確認ください。

※経営形態が「法人」の場合は「性別」「生年月日」は代表者の情報を入力します。

※連絡先が携帯電話番号のみの場合は、「電話番号」に携帯電話番号を入力します。

※「加入申請書」を初めて登録する場合、共通申請サービスの登録内容が「加入申請書」の以下の項目に自動で設定されます。
- 経営形態
- 氏名又は法人名（フリガナ）
- 氏名又は法人名
- 代表者氏名（フリガナ）
- 代表者氏名
- 郵便番号
- 住所
- 性別
- 生年月日
- 電話番号
- FAX 番号
- E-mail

④ 「保険料等算定基礎金額（手入力）」を入力します。

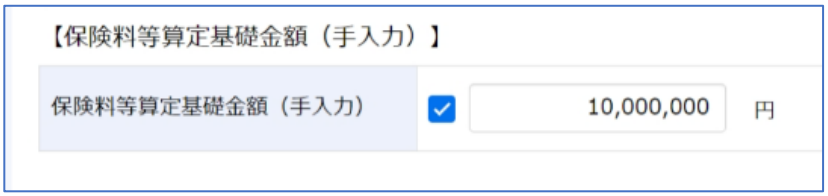

※「保険料等算定基礎金額（手入力）」をチェックし、入力している場合は、【加入申請メニュー】画面の「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」の登録は必須ではありません。
詳しくは[**参考：「保険料等算定基礎金額（手入力）」設定について**]をご確認ください。

⑤ 「補償内容の選択」を入力します。

※保険年度により「補償内容の選択」の表示が異なります。
詳しくは[**参考：「補償内容の選択」の入力について**]をご確認ください。

※期末棚卸高の販売単価：
前年度以前の契約を含み一度でも選択して申請状況が「承諾」になった契約は、翌年以降の契約にも「期末棚卸高の販売単価」がコピーされるため、未選択には戻せません。

※野菜価格安定制度の同時利用の特例：
新規で加入される方は「適用する（特例１年目）」を選択できます。
前年度以前の契約を含み一度でも「適用しない」を選択して「承諾」されている契約は、適用することはできません。

※特約：
契約を翌年以降も自動的に継続することを希望する場合、「自動継続」を選択してください。
詳しくは[**参考：特約（自動継続）について**]をご確認ください。

⑥ 「保険料・積立金の支払方法」を入力します。

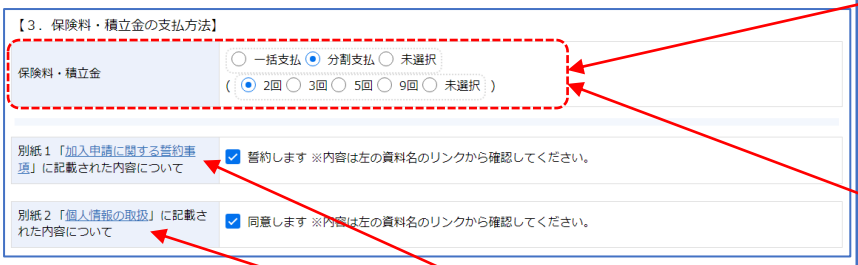

※保険料・積立金：
保険料・積立金の支払い方法を選択します。「分割支払」を選択した場合は、分割回数を選択してください。

※令和５年度以前の契約では「積立金の支払方法（新たに積立方式に加入／継続して積立方式に加入）」が表示されますが、令和６年度以降の契約からは非表示となります。

※加入申請に関する誓約事項：
個人情報の取扱：
リンクをクリックすると、PDF が表示されます。

⑦ 『登録』ボタンをクリックします。

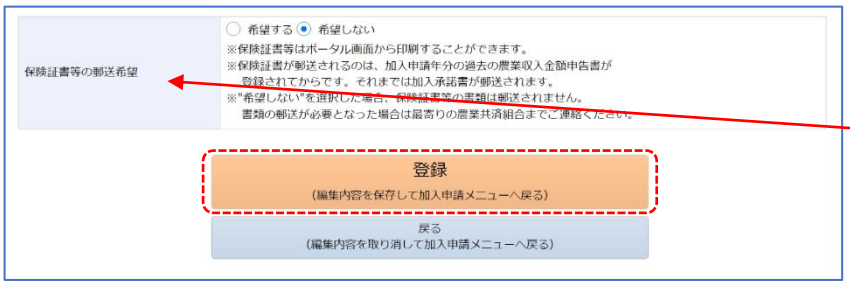

※保険証書等の郵送希望：
【申請者ポータル】画面から印刷できますが、郵送でも必要かどうかを選択します。
【申請者ポータル】画面からの保険証書等の印刷については「第２章 2.3 保険証書等の印刷」をご確認ください。

⑧ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑨ 編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が開きます。
【加入申請メニュー】画面の「加入申請書」が「登録済」になっていることを確認します。

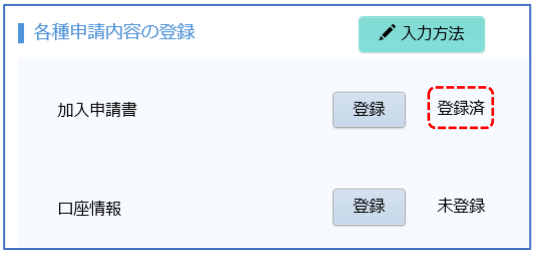

参考：申請状況

申請状況によって、参照・編集の可否が異なります。以下に表示される申請状況の種類と、参照・編集の可否について示します。

申請状況	説明	参照可否	編集可否
入力中	加入申請が入力中で、未仮申請または未確定の状態	○	○
申請受付済	加入申請の受付が完了した状態	○	×
確認依頼あり	加入申請に不備があり、組合等から申請者に差し戻した状態	○	○
申請処理中	組合等・全国連合会による申請処理中の状態	○	×
承諾	全国連合会による承認済の状態	○	○
申請不可(準備中)	組合等・全国連合会による申請準備中の状態	×	×

参考：申請区分

表示される申請区分の種類について説明します。

申請区分	説明
新規申請	加入申請が入力中の状態～変更申請が始まる前までの状態
変更申請	変更申請が開始した後の状態

参考：共通申請サービスの経営体情報を取り込む

共通申請サービスの経営体情報を活用して、収入保険システムに連携している情報を取り込む場合は、『共通申請サービスの経営体情報を取り込む』ボタンをクリックします。

共通申請サービスの経営体情報から連携できる項目は以下の通りです。

・経営形態
・氏名又は法人名(フリガナ)
・氏名又は法人名
・代表者氏名(フリガナ)
・代表者氏名
・郵便番号
・住所
・性別
・生年月日
・電話番号
・FAX 番号
・E-mail

取り込むと上記項目は上書きされます。共通申請サービスの経営体情報から連携した情報がデータなしの場合、入力済みのデータは消えてしまいます。

参考：カレンダー

カレンダーの操作方法について説明します。

入力欄右端のカレンダーマークをクリックすると、カレンダーが表示されます。

カレンダー上部の«ボタンで前月、»ボタンで次月を表示します。

カレンダー上部の年月をクリックすると、月別表示になります。

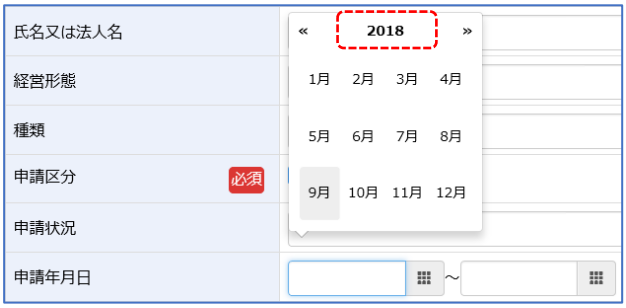

さらに、西暦をクリックすると、年度別表示になります。

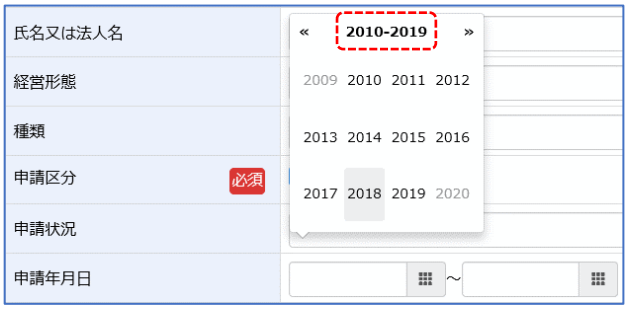

日付を選択すると、自動的に年月日が入力されます。

参考：「青色申告書の提出年数」について

令和５年度以前の契約では加入申請時に１年以上の青色申告実績がなければ加入できませんでしたが、令和６年度以降の契約より加入申請年分の実績で加入できるようになりました。

青色申告書提出年数は以下のように変わります。

令和５年度以前の契約		令和６年度以降の契約
４年以上	→	５年
３年	→	４年
２年	→	３年
１年	→	２年
		１年

令和６年度（2024 年度）以降の契約の場合

加入申請年分を含めた年数を選択します。
１年を選択した場合、過去の農業収入金額申告書は加入申請年分のみの表示となり、加入申請時に入力はできません。

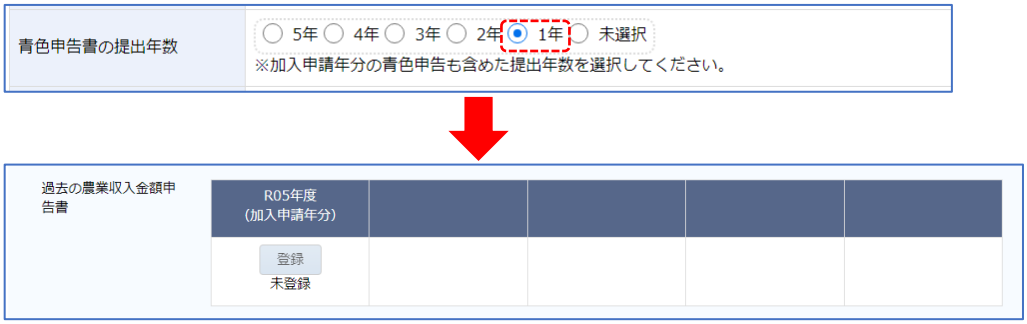

令和５年度（2023 年度）以前の契約の場合

加入申請年分を含めない年数を選択します。
１年を選択した場合、過去の農業収入金額申告書の表示は以下のとおりです。

参考：「保険料等算定基礎金額（手入力）」設定について

[加入申請時 ～ 変更申請（「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」の登録前まで）]

加入申請時は【加入申請メニュー】画面で保険料等の算定を実施する場合に、【加入申請書】画面の「保険料等算定基礎金額（手入力）」を入力します。
基準収入金額の代わりに「保険料等算定基礎金額（手入力）」に入力した金額で、加入申請時の保険料等の納入額が算定されます。
「保険料等算定基礎金額（手入力）」は変更申請で「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」を登録し、基準収入金額を算定するまで利用できます。

【加入申請書】画面

※「保険料等算定基礎金額（手入力）」に入力がある場合は、「過去の農業収入金額申告書」及び「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」に入力された内容は、保険料等の算定に使用されません。

[「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」の登録時]

保険期間開始後「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」を登録する場合、「保険料等算定基礎金額（手入力）」は使用できません。「保険料等算定基礎金額（手入力）」のチェックを外して基準収入金額を算定してください。
また、「保険期間の販売金額等試算表」「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」の入力が必須となります。

【加入申請メニュー】画面

参考：「補償内容の選択」の入力について

保険年度により画面レイアウトが異なります。

令和５年度（2023 年度）以前の契約の場合

「青色申告書の提出年数」を選択すると、補償限度の内容が切り替わります。
選択不可項目にカーソルを当てるとアイコンが「🚫」となり、選択することができません。

令和６年度（2024 年度）以降の契約の場合

選択不可項目はグレー表示されます。

① 「青色申告書の提出年数」および「補填方式」が「未選択」の場合保険方式の「補償限度」「補償の下限」「支払率」、積立方式の「補償幅」「支払率」はすべて選択不可項目となります。

② 「青色申告書の提出年数」および「補填方式」選択後、以下の順に選択を行ってください。

補填方式が「保険方式のみ」の場合
・保険方式の「補償限度」
・保険方式の「補償の下限」「支払率」

補填方式が「保険方式＋積立方式」の場合
・保険方式の「補償限度」、積立方式の「補償幅」
・保険方式の「補償の下限」「支払率」、積立方式の「支払率」

※　各項目の値を選択することにより、次に選択できる項目が活性化されます。

「補填方式」を選択した場合

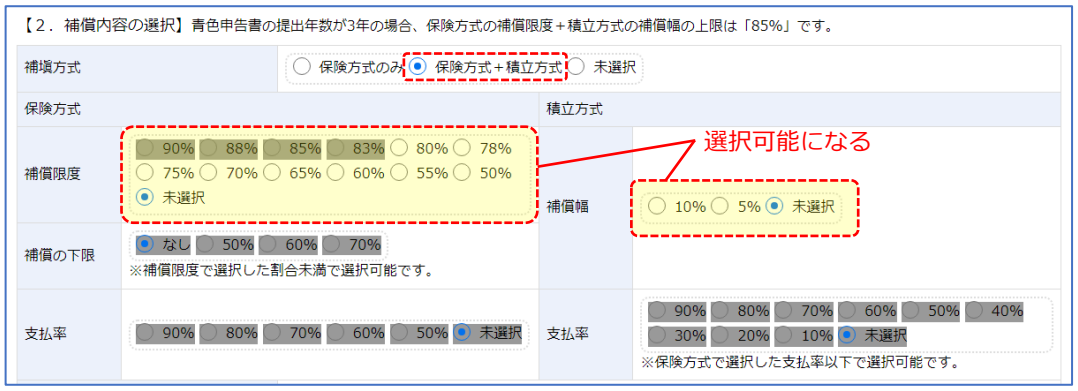

※　「補償限度」および「補償幅」を選択すると、保険方式の補償限度＋積立方式の補償幅が上限を超えないよう、選択できる「補償限度」および「補償幅」が制御されます。

保険方式の「補償限度」を選択した場合

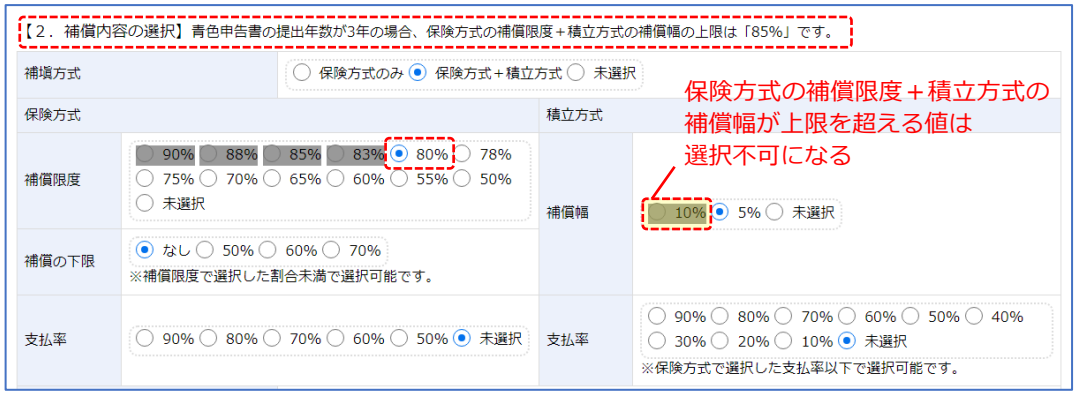

※　保険方式の「支払率」を選択すると、選択できる積立方式の「支払率」が制御されます。同様に、積立方式の「支払率」を選択すると、選択できる保険方式の「支払率」が制御されます。

保険方式の「支払率」を選択した場合

参考：継続加入申請におけるコピー対象項目

継続加入の場合に前年度のデータからコピー対象となる項目を画面ごとに示します。

※　令和６年制度改正に伴い、令和７年以降の契約を作成する際の青色申告書の提出年数、保険方式の補償限度に関するコピー仕様の見直し、および気象災害特例に関する項目の追加等を予定しています。
システムの改修とリリースは令和６年（2024 年）３月を予定しているため、本項の記載内容はシステムのリリースに合わせて更新します。

【加入申請書】画面

加入者情報		
加入者管理コード	経営形態	事業年度(※1)
氏名又は法人名(フリガナ)	氏名又は法人名	代表者氏名(法人のみ)(フリガナ)
代表者氏名(法人のみ)	郵便番号	住所
青色申告書の提出年数(※2)	性別	生年月日
電話番号	携帯電話番号	FAX 番号
E-mail	-	-
補償内容の選択（※「期末棚卸高の販売単価」以外の項目がコピーされます。）		
補塡方式	保険方式の補償限度(※3)	保険方式の補償の下限
保険方式の支払率	積立方式の補償幅	積立方式の支払率
基準収入金額の算定方法の特例	期末棚卸高の販売単価	野菜価格安定制度の同時利用の特例(※4)
特約（自動継続）	-	-
保険料・積立金の支払方法		
保険料	-	-

※1　「事業年度」は前年度の事業年度の１年後の日付で登録されます。

※2　「青色申告書の提出年数」は、前年度の「青色申告書の提出年数」に＋1 の年数が選択されます。
（例）前年度:「2 年」→ 継続加入時：「3 年」
（前年度の「青色申告書の提出年数」が「4 年以上」だった場合は、そのまま「4 年以上」が選択されます。）

※3　「保険方式の補償限度」は、前年度の「青色申告書の提出年数」が３年以下の場合、下図のルールに沿ってコピーされます。前年度の「青色申告書の提出年数」が「4 年以上」の場合は前年度と同じ「保険方式の補償限度」が選択されます。

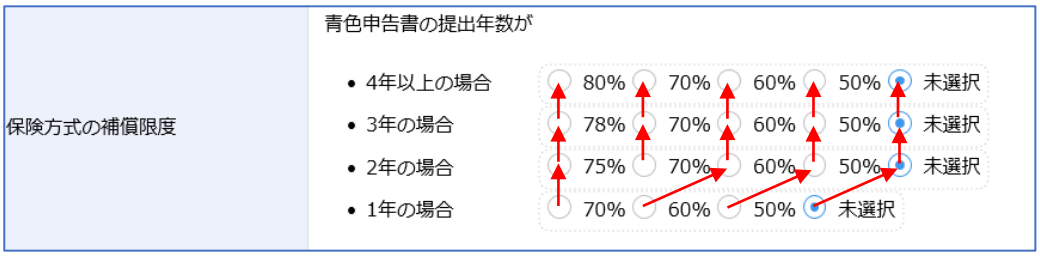

※今年度→翌年度

※4　「野菜価格安定制度の同時利用の特例」は、「適用しない」を選択していた場合は「適用しない」が選択されます。「適用する（特例 X 年目）」が選択されていた場合は年目に＋１されます。適用する場合でも、特例の対象期間を過ぎる場合は「適用しない」が選択されます。

【口座情報】画面

【口座情報】画面では、以下の項目を除く全ての項目がコピーされます。
・金融機関＋支店名

【過去の農業収入金額申告書】画面

【過去の農業収入金額申告書】画面では、以下の項目を除く全ての項目がコピーされます。
・申請年月日

※「過去の農業収入金額申告書」は年度の繰り上がりに合わせて以下の例のようにスライドされて設定されます。

（例）

【保険期間の営農計画】画面

【保険期間の営農計画】画面では、以下の項目を除く全ての項目がコピーされます。
・申請年月日
・前年度以前の営農計画で削除している農産物・畜産物の行（「今回申請分の変更区分」が「削除」になっているグレーの行）

※「規模拡大特例に適用する経営面積」は年度の繰り上がりに合わせて以下の例のようにスライドされて設定されます。

（例）

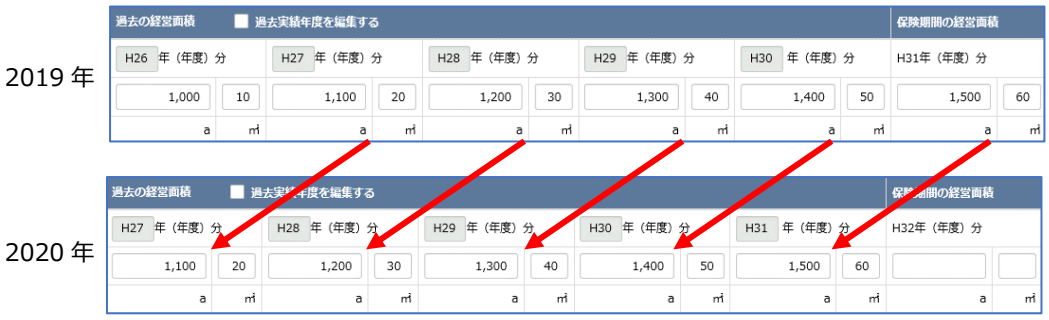

【保険期間の平均販売金額等試算表】画面

【保険期間の平均販売金額等試算表】画面では、以下の項目を除く全ての項目がコピーされます。
・申請年月日
・前年度以前の営農計画で削除している農産物・畜産物の行（「変更区分」が「削除」になっているグレーの行）

【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面

【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面では、以下の項目を除く全ての項目がコピーされます。
・申請年月日
・前年度以前の営農計画で削除している農産物・畜産物の行（「今回申請分の変更区分」が「削除」になっているグレーの行）

【農業経営の目標】画面

【農業経営の目標】画面では、以下の項目を除く全ての項目がコピーされます。
・申請年月日

※「現状」は、保険年度－２年が設定されます。
「目標」は、保険年度＋４年が設定されます。
（例）継続加入後の保険年度:「R04 年」→ 現状：「R02 年」、目標：「R08 年」

【各種確認事項】画面

【各種確認事項】画面では、以下の項目がコピーされます。
・収入保険の過去の農業収入金額申告における確認事項（別紙様式３）

参考：特約（自動継続）について

特約（自動継続）を選択した場合
・当年度の契約内容をもとに、自動的に翌年度の継続加入の手続きが行われます。
・当年度の基準収入金額が、翌年度の保険料等算定基礎金額（手入力）に設定されます。（保険料等算定基礎金額（手入力）がチェックされます。）
・保険料等算定基礎金額（手入力）を基準収入金額として、保険料等の算定が行われます。
・継続加入で作成される契約の内容については、[参考：継続加入申請におけるコピー対象項目]をご確認ください。
・令和４年度以前の場合、
経営形態「個人」の場合、特約（自動継続）は９月末までは選択することができます。
（法人の場合、翌年度の事業年度開始日の４ヶ月前の月の末日までは選択可能）
・令和５年度以降の場合、当年度契約から自動継続割引が適用され、付加保険料（事務費）が割引されます。

2.2.2 口座情報

口座情報を登録します。

（「口座振替依頼書」に相当する部分です。）

① 【加入申請メニュー】画面の「口座情報」の『登録』ボタンをクリックして【口座情報】画面を開きます。

② 「口座情報」を入力します。

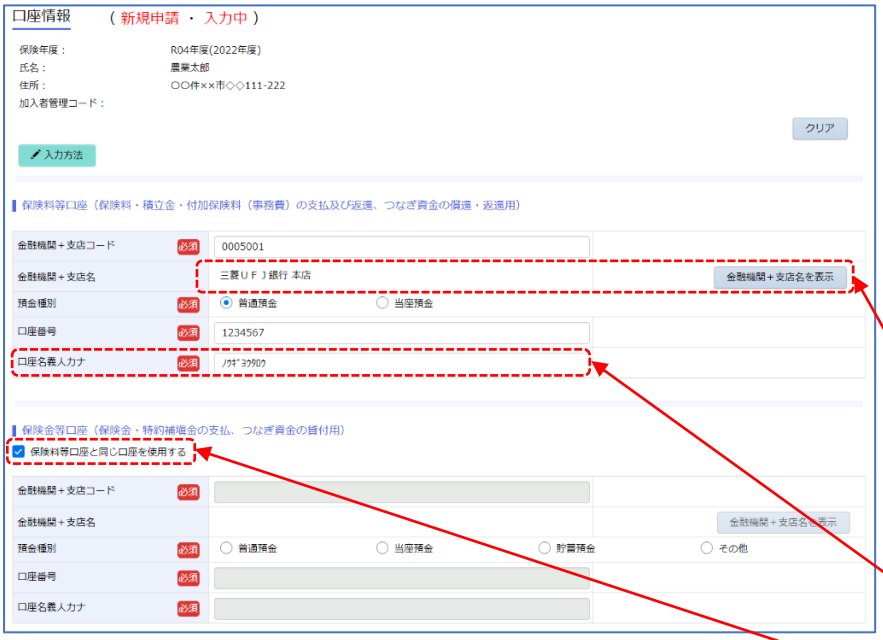

※金融機関＋支店名取得：
「金融機関＋支店コード」を入力後、『金融機関＋支店名取得』ボタンをクリックすると、金融機関名と支店名を取得できます。

※[**参考：口座名義人カナ**]をご確認ください。

※保険料等口座と同じ口座を使用する：
「保険金等口座」に「保険料等口座」と同じ口座を使用する場合にチェックします。
「保険金等口座」に別の口座を登録する場合は、チェックを外して口座情報を入力します。

③ 『登録』ボタンをクリックします。

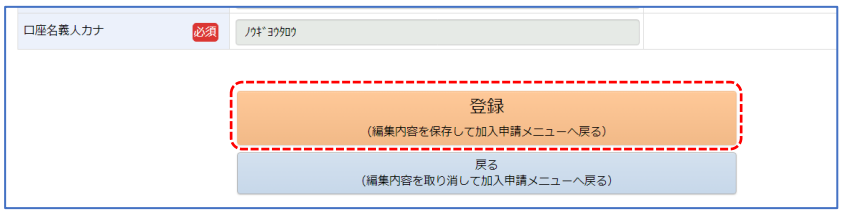

④ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑤ 編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が開きます。
【加入申請メニュー】画面の「口座情報」が「登録済」になっていることを確認します。

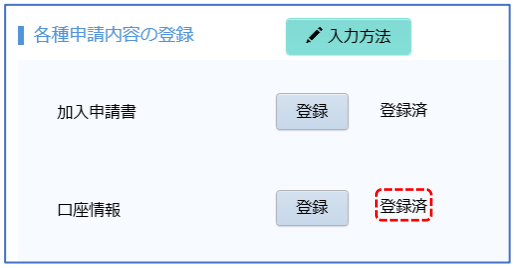

参考：口座名義人カナ

姓と名の間は半角スペースを入れてください。
(例) ﾉｳｷﾞﾖｳ ﾀﾛｳ

使用可能文字は以下の通りです。

(1) 半角数字(0～9)

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

(2) 半角英大文字(A～Z)

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
U	V	W	X	Y	Z				

(3) 半角カタカナ(ｱ～ﾝ) ※カナ小文字(ｧｨｩｪｫｬｭｮｯ)を除く

ｱ	ｲ	ｳ	ｴ	ｵ	ｶ	ｷ	ｸ	ｹ	ｺ
ｻ	ｼ	ｽ	ｾ	ｿ	ﾀ	ﾁ	ﾂ	ﾃ	ﾄ
ﾅ	ﾆ	ﾇ	ﾈ	ﾉ	ﾊ	ﾋ	ﾌ	ﾍ	ﾎ
ﾏ	ﾐ	ﾑ	ﾒ	ﾓ	ﾔ	ﾕ	ﾖ	ﾗ	ﾘ
ﾙ	ﾚ	ﾛ	ﾜ	ﾜ	ﾝ				

(4) 半角濁点(ﾞ)、半角半濁点(ﾟ)

ﾞ	ﾟ

(5) 半角記号(( ) - .)

(	)	-	.

(6) 禁止文字
①文字間の中点（・）は不可。ドット(.)は可。
×ｴｰ・ﾋﾞｰ・ｼｰ
○ｴｰ.ﾋﾞｰ.ｼｰ
②長音記号(－)は使用不可。マイナス（-）は可。
③カナ小文字(ｧｨｩｪｫｬｭｮｯ)は不可。
×ｷｭｳｼｭｳ
○ｷｭｳｼｭｳ

2.2.3 過去の農業収入金額申告書

「過去の農業収入金額申告書」の内容を登録します。
（「過去の農業収入金額申告書(様式２号)」および
「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(様式３号)」に相当する部分です。）

① 【加入申請メニュー】画面の「過去の農業収入金額報告書」の入力する年度の『登録』ボタンをクリックして【過去の農業収入金額報告書】画面を開きます。

※様式３号は２種類あります。
①農業所得用(様式３号-1)
②一般・法人用(様式３号-2)
本文では①農業所得用で説明しています。

※経営形態が一般・法人の場合は、**[参考：一般・法人の入力方式]**をご確認ください。

ポイント！[手順①]

加入申請時点では、加入申請年分の「過去の農業収入金額申告書」は登録できません。

※「加入申請書」の青色申告の年数（1 年～5 年）に応じて、「過去の農業収入金額申告書」の登録可能な年度が表示されます。

② 「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（農業所得用)」を入力します。

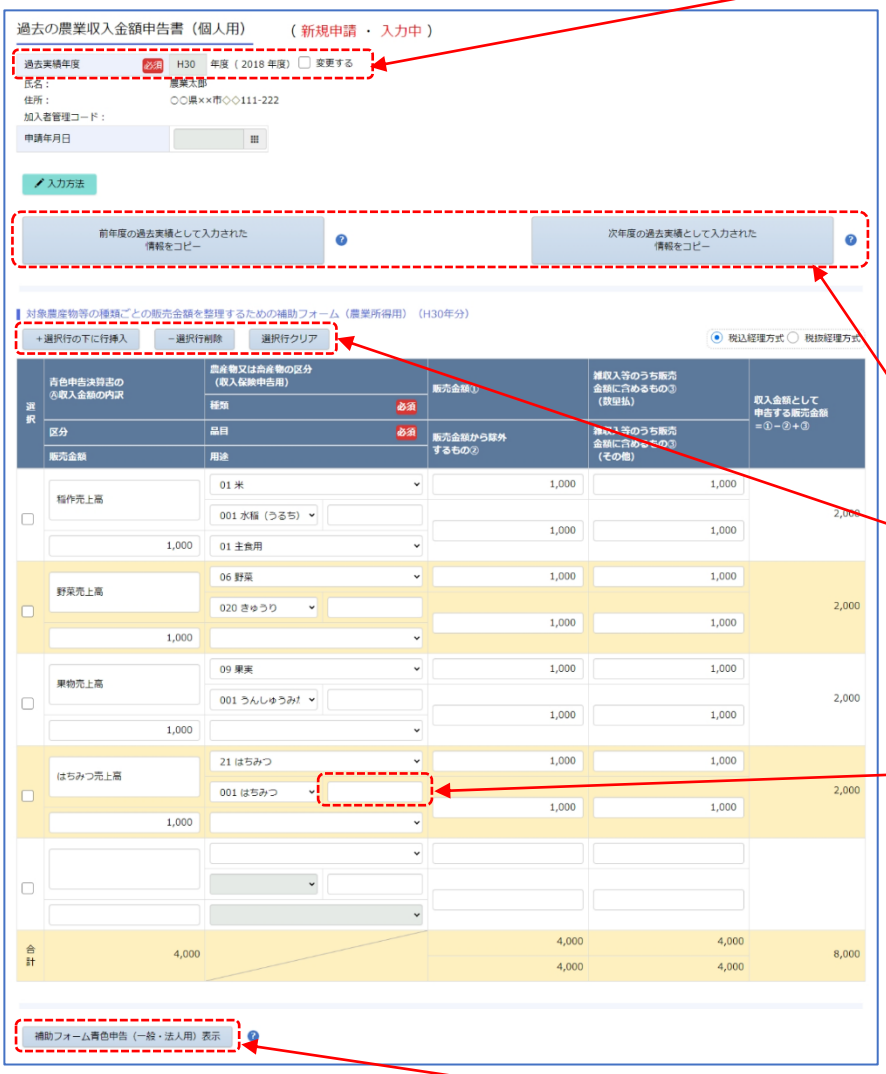

※過去実績年度：
「変更する」をチェックすると「過去実績年度」を変更することができます。入力する際は、３文字（元号（アルファベット１文字)+年度（数字２文字））で入力してください。

※[**参考：過去実績として入力された情報をコピー**]をご確認ください。

※[**参考：【過去の農業収入金額申告書】画面 補助フォームの行の操作方法**]をご確認ください。

※品目のフリー欄：
フリー欄に入力した内容は、加入申請書類に印字されます。

※補助フォーム青色申告（一般・法人用）表示：
個人で、「一般・法人用」の青色申告を入力する必要がある場合、『補助フォーム青色申告（一般・法人用）表示』ボタンをクリックして、補助フォーム(一般・法人用)に内容を入力してください。

③ 「申告内容」を入力します。(「過去の農業収入金額申告書(様式２号)」に相当する部分です。)

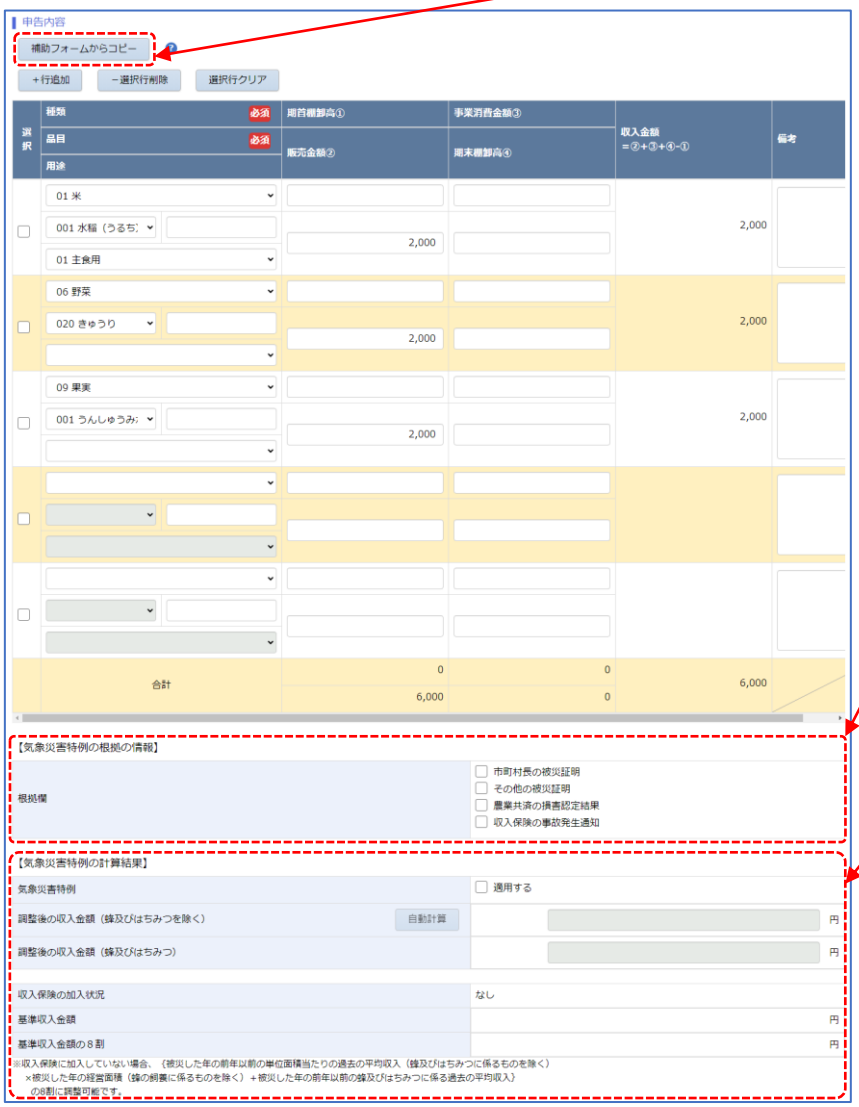

※補助フォームからコピー：
加入申請が申請入力中で「申告内容」が登録済の状態のときはクリックできません。
コピーの動きは[**参考：【過去の農業収入金額申告書】画面 コピーの動き**]をご確認ください。

※気象災害特例の根拠の情報：
気象災害特例の「適用する」にチェックを入れている場合、必須となります。

※気象災害特例の計算結果：
【加入申請書】画面で「気象災害特例」にチェックを入れている場合に表示されます。
詳しくは[**参考：気象災害特例の計算結果について**]をご確認ください。

重要

気象災害特例の適用を希望する年に収入保険に加入していない場合、調整後の収入金額の自動計算では特例の適用を希望する年より前の過去の農業収入金額を使用します。そのため、過去の農業収入金額申告書は古い年度から順に入力してください。

④ 『登録』ボタンをクリックします。

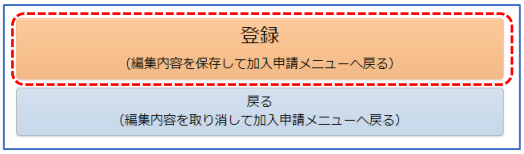

⑤ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑥ 編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が開きます。
【加入申請メニュー】画面の登録した年度の「過去の農業収入金額申告書」が「登録済」になっていることを確認します。

参考：過去実績として入力された情報をコピー

【過去の農業収入金額申告書】画面の『過去実績として入力された情報をコピー』ボタンについて説明します。

【過去の農業収入金額申告書】を登録したい年度の前年度または次年度に入力された情報がある場合に、『過去実績として入力された情報をコピー』ボタンが有効になります。
ボタンをクリックすると、前年度または次年度の過去実績の情報が「対象農産物等の種類ごとに販売金額を整理するための補助フォーム」および「申告内容」にコピーされます。（「過去実績年度」「申請年月日」以外のすべての項目がコピーされます。）

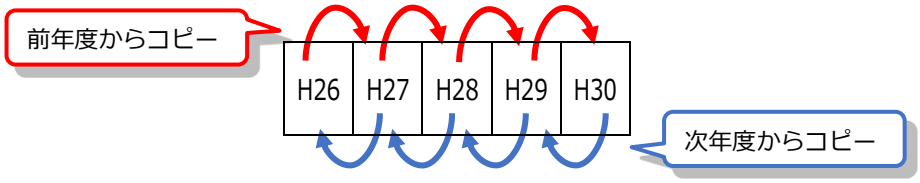

(例)H26 の過去実績として入力された情報を H27 にコピーする場合

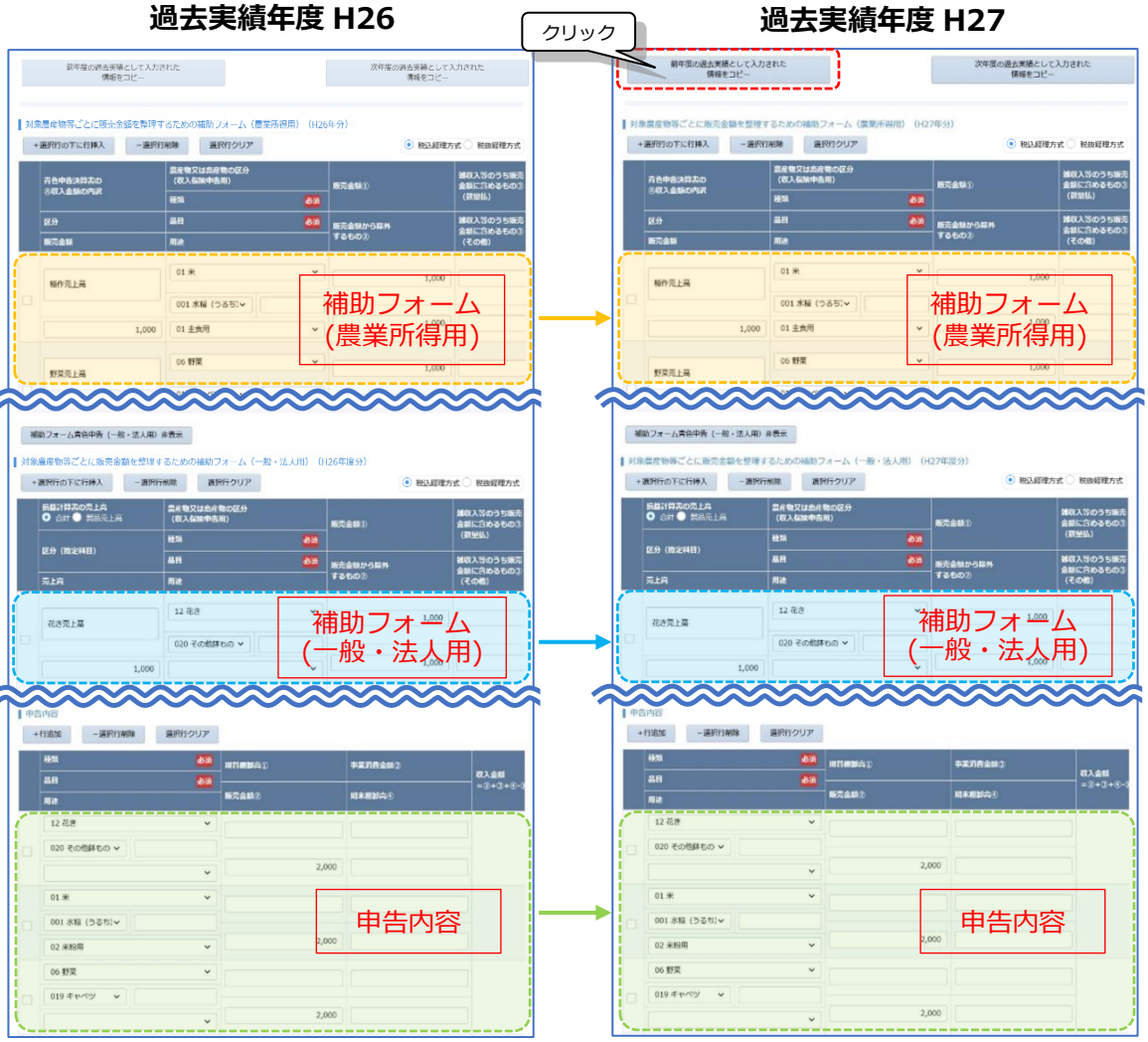

※　「気象災害特例の根拠の情報」および「気象災害特例の計算結果」はコピー対象外です。

参考：【過去の農業収入金額申告書】画面　補助フォームの行の操作方法

【過去の農業収入金額申告書】画面　補助フォームの行の操作方法を説明します。

・＋選択行の下に行挿入：
　行を追加する場合、選択欄にチェックを入れたあと『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックすると、チェックした行の下に新たに行が挿入されます。

　※チェックなしの状態で『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックすると、最下に新たに行が挿入されます。複数チェックした状態で『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックした場合、動作しません。

・－選択行削除：
　チェックを入れたあと『-選択行削除』ボタンをクリックすると、選択した行が削除されます。
　複数行の削除にも対応します。

・選択行クリア：
　チェックを入れたあと『選択行クリア』ボタンをクリックすると、選択した行の入力内容がクリアされます。

参考：一般・法人の入力方式

【加入申請書】画面の「経営形態」で「法人」を選択した場合は「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（一般・法人用）」が表示されます。

※損益計算書の売上高：「合計」もしくは「製品売上高」を選択してください。

参考：【過去の農業収入金額申告書】画面 コピーの動き

補助フォームの入力内容を申告内容にコピーする際の動きについて説明します。

対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（農業所得用）

「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（農業所得用）」に内容を入力します。

対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（一般・法人用）

必要に応じて「補助フォーム青色申告を表示」をクリックし、「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（一般・法人用）」に内容を入力します。

過去の農業収入金額申告書

手入力または補助フォームからコピーして入力することができます。

※補助フォームからコピー：
補助フォームの入力内容を「申告内容（過去の農業収入金額申告書）」にコピーします。コピーされる内容は以下の通りです。
- 種類
- 品目
- 用途
- 販売金額②（補助フォームの「収入金額として申告する販売金額＝①－③＋②」がコピーされます）

コピーすると上記項目は上書きされます。ただし、補助フォームの「用途」で「99 除外/対象外」を選択した項目はコピーされません。

参考：気象災害特例の計算結果について

令和６年度以降の契約で気象災害特例を希望する場合、「適用する」をチェックすると「調整後の収入金額」の入力が可能になります。
『自動計算』ボタンをクリックすると調整後の収入金額を表示します。

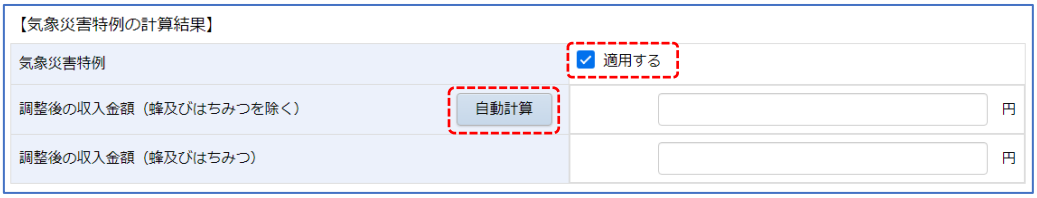

※　入力中、および過去実績年度より前の過去の農業収入金額申告書で「蜂」「はちみつ」の入力がある場合、自動計算できません。調整後の収入金額（蜂及びはちみつを除く）と調整後の収入金額（蜂及びはちみつ）を直接入力してください。

※　過去実績年度に収入保険に加入していない場合、自動計算するには以下の登録が必要になります。
・適用を希望する年より前の過去の農業収入金額申告書
・適用を希望する年以前の経営面積（【保険期間の営農計画】画面にて行います）

次の場合、気象災害特例の適用状態の変更はできません。
①　「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」を登録し、全国連合会によって承認された場合
②　入力中の過去実績年度が、前年度以前の契約の「過去の農業収入金額申告書」に存在する場合

修正が必要な場合、「変更する」をチェックすると編集が可能になります。

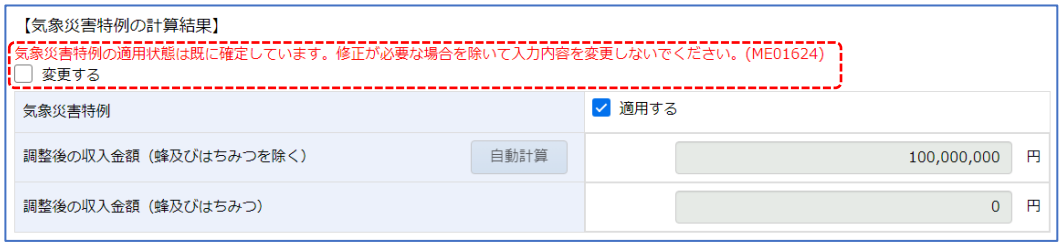

※　② の場合、「変更する」にチェックを入れても『自動計算』ボタンは使用できません。

2.2.4　保険期間の営農計画

「保険期間の営農計画」の内容を登録します。
（「農業経営に関する計画(様式４号)」に相当する部分です。）

① 【加入申請メニュー】画面の「保険期間の営農計画」の『登録』ボタンをクリックして【保険期間の営農計画】画面を開きます。

② 「営農計画（農産物）」「営農計画（畜産物）」に「農業経営に関する計画（様式４号）」の内容を入力します。

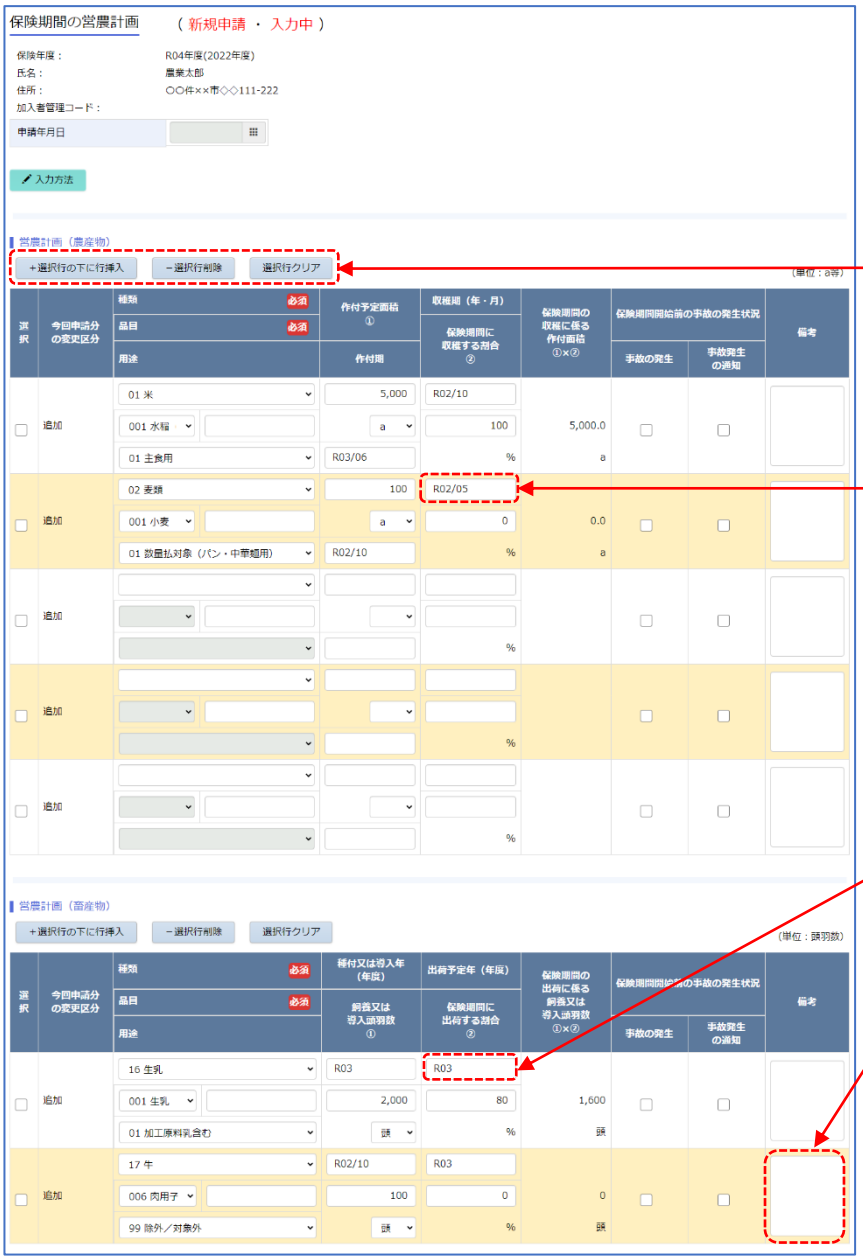

※[**参考：【保険期間の営農計画】画面 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面 【農業経営の目標】画面 行の操作方法（加入申請）**]をご確認ください。

※収穫期（年・月）：
任意の形式で入力してください。（例:H32/05、H32.5、32.4~32.5、H32 年 5 月）

※出荷予定年（年度）：
任意の形式で入力してください。（例:H30~31、H31）

※備考：
入力可能文字数は 300 字です。入力した内容は申請書類「農業経営に関する計画」に印字されます。（印字されるのは最大 18 文字までです。18 文字を超える場合は「別紙参照」と印字されます。）

③ 規模拡大特例を希望する、または、令和５年度以降の契約で収入上昇傾向特例を希望する場合は、「特例に適用する経営面積」を入力します。

※過去実績年度を編集する：
チェックを入れると、過去の経営面積の年度が編集可能になります。

④ 必要に応じて「申請者の住所地以外の経営耕地等」、「認定農業者/認定就農者」、「参考情報」を入力します。

※「認定農業者である」「認定就農者である」のどちらも選択しない場合は、【農業経営の目標】画面の登録が必要になります。

⑤ 『登録』ボタンをクリックします。

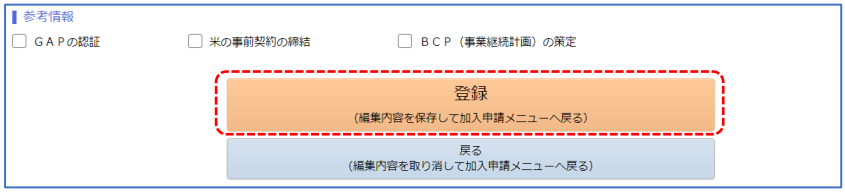

⑥ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑦ 登録内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が開きます。
【加入申請メニュー】画面の「保険期間の営農計画」が「登録済」になっていることを確認します。

参考：【保険期間の営農計画】画面
【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面
【農業経営の目標】画面
行の操作方法（加入申請）

【保険期間の営農計画】画面、および【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面、【農業経営の目標】画面の行の操作方法を説明します。

＜例　【保険期間の営農計画】画面＞

＋選択行の下に行挿入：
行を追加する場合、選択欄にチェックを入れたあと『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックすると、チェックした行の下に新たに行が挿入されます。

※チェックなしの状態で『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックすると、最下に新たに行が挿入されます。複数チェックした状態で『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックした場合、動作しません。

・－選択行削除：
チェックを入れたあと『－選択行削除』ボタンをクリックすると、選択した行が削除されます。

・選択行クリア：
チェックを入れたあと『選択行クリア』ボタンをクリックすると、選択した行の入力内容がクリアされます。

2.2.5 保険期間の平均販売金額等試算表

「保険期間の平均販売金額等試算表」を登録します。
（「保険期間の単位面積等当たり見込販売金額等試算表（様式５号）」に相当する部分です。）

① 【加入申請メニュー】画面の「保険期間の平均販売金額等試算表」の『登録』ボタンをクリックして【保険期間の平均販売金額等試算表】画面を開きます。

重要

加入申請時に「保険期間の平均販売金額等試算表」の登録は必要ありません。
「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」の登録時に、「保険期間の平均販売金額等試算表」を登録してください。

※ **[参考：【保険期間の平均販売金額等試算表】画面と【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面との関係]**をご確認ください。

② 「保険期間の平均販売金額等試算表」に「保険期間の単位面積等当たり見込販売金額等試算表（様式 5 号）」の内容を入力します。

※収入上昇傾向特例：
【加入申請書】画面で「収入上昇傾向特例」にチェックを入れている場合、「選択あり」、チェックを入れていない場合、「選択なし」が表示されます。
令和５年改正の入力規則を適用する場合はチェックを入れてください。
なお、入力規則のチェック状態は保存されないため、入力規則を適用する場合は、画面を開く都度、チェックを入れてください。

※[**参考：保険期間の営農計画からコピーする（【保険期間の平均販売金額等試算表】画面）**]をご確認ください。

※ [**参考：【保険期間の平均販売金額等試算表】画面 行の操作方法（加入申請）**]をご確認ください。

※年度：
「年度」を変更することができます。変更する際は、３文字（元号（アルファベット１文字)＋年度（数字２文字））で入力してください。

※左右にスクロール移動できます。

③　『登録』ボタンをクリックします。

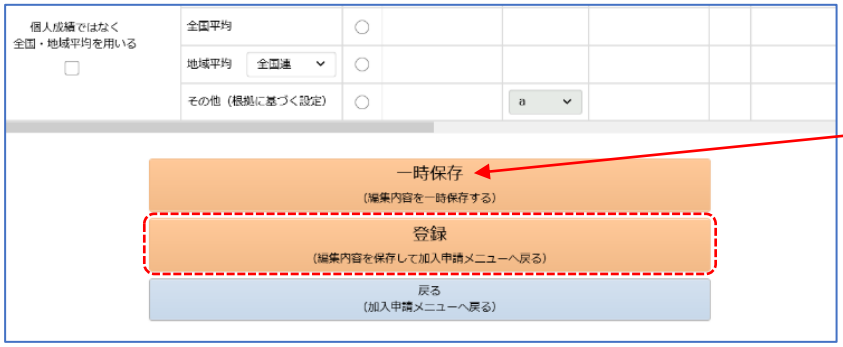

※一時保存：
【保険期間の平均販売金額等試算表】画面が入力途中の場合は『一時保存』ボタンをクリックしてください。

④　確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑤　編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が開きます。
【加入申請メニュー】画面の「保険期間の平均販売金額等試算表」が「登録済」になっていることを確認します。

※【保険期間の平均販売金額等試算表】画面で『一時保存』ボタンをクリックした場合は、「一時保存中」と表示されます。

参考：保険期間の営農計画からコピーする（【保険期間の平均販売金額等試算表】画面）

『保険期間の営農計画からコピーする』ボタンをクリックすると、【保険期間の営農計画】画面の各項目が、【保険期間の平均販売金額等試算表】画面の対応する項目に以下のようにコピーされます。

【保険期間の営農計画】画面 コピー元	コピー	【保険期間の平均販売金額等試算表】画面 コピー先
種類	→	種類
品目	→	品目
品目（自由入力）	→	品目（自由入力）
用途	→	用途
保険期間の収穫に係る作付面積	→	作付面積又は導入頭羽数
保険期間の出荷に係る飼養又は導入頭羽数		保険期間の見込作付予定面積等

コピー条件

・【保険期間の営農計画】画面の明細行が、【保険期間の平均販売金額等試算表】画面に登録されていないこと。
・【保険期間の営農計画】画面にて「保険期間の収穫に係る作付面積」、「保険期間の出荷に係る飼養又は導入頭羽数」が 0 より大きい品目であること。
・【保険期間の平均販売金額等試算表】画面で入力可能な品目であること。
（例えば、【保険期間の営農計画】画面の「用途」で「99 対象外」または「99 除外/対象外」と指定されている品目はコピーされません。）
・【保険期間の営農計画】画面の明細行の「今回申請分の変更区分」が「追加」または「修正」であること。（「今回申請分の変更区分」が「追加」または「修正」であっても、「保険期間の収穫に係る作付面積」、「保険期間の出荷に係る飼養又は導入頭羽数」のみ変更した場合はコピーされません。）

＜【保険期間の営農計画】画面＞

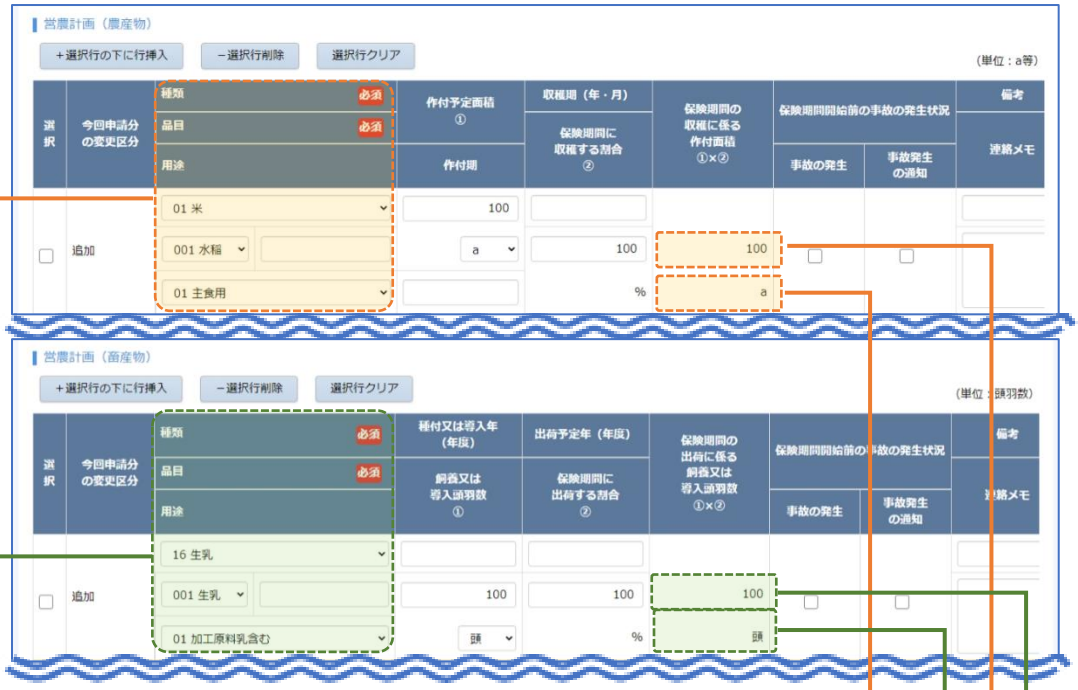

＜【保険期間の平均販売金額等試算表】＞

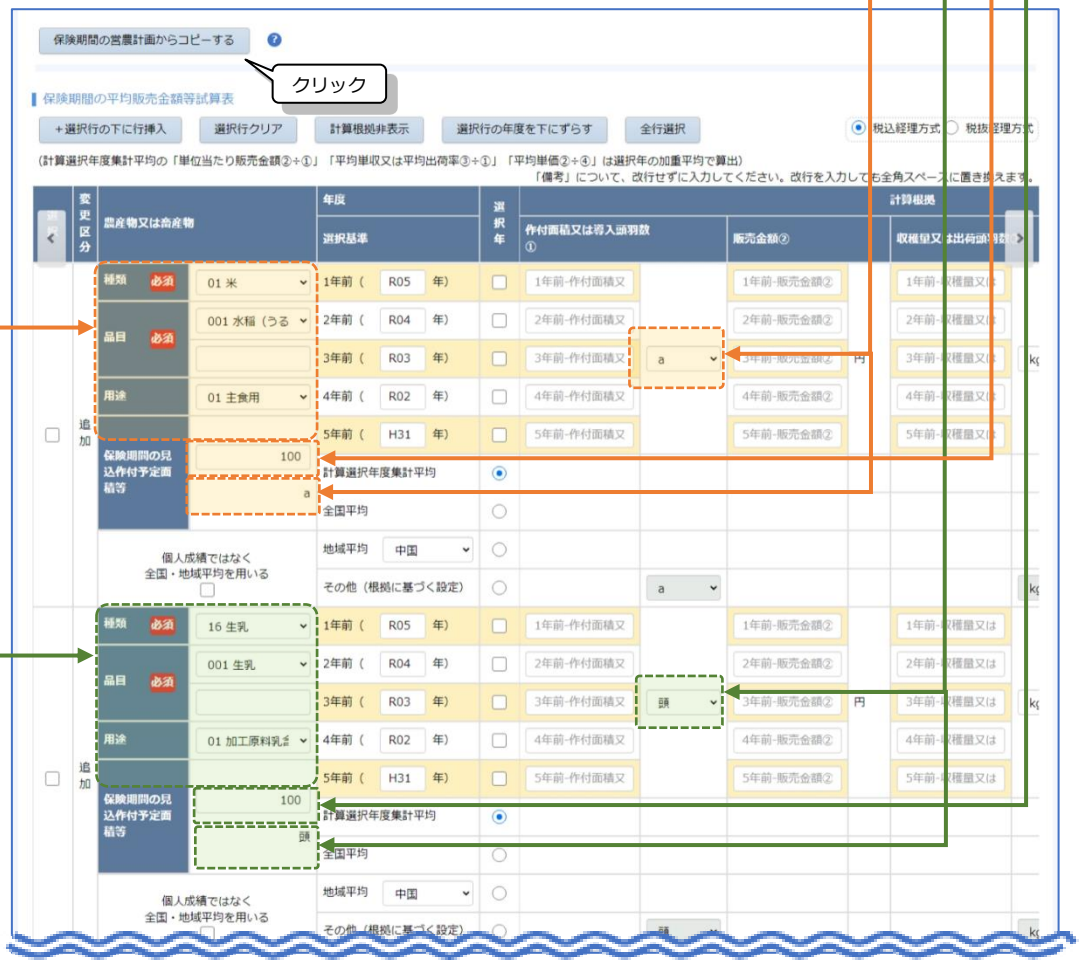

【保険期間の平均販売金額等試算表】画面の登録後、【保険期間の営農計画】画面で以下の変更があった場合に、再度【保険期間の平均販売金額等試算表】画面の『保険期間の営農計画からコピーする』ボタンをクリックする必要があります。

[【保険期間の平均販売金額等試算表】画面の登録後、【保険期間の営農計画】画面の明細行を追加した場合]
追加した行のみが【保険期間の平均販売金額等試算表】画面にコピーされます。

(例)「かぼちゃ」の明細を追加した場合

＜【保険期間の営農計画】画面＞

＜【保険期間の平均販売金額等試算表】画面＞

[【保険期間の平均販売金額等試算表】画面の登録後、【保険期間の営農計画】画面の「作付予定面積（単位）」または「飼養又は導入頭羽数（単位）」を変更した場合]

元の単位の行に加え、新しい行としてコピーされます。

(例)「かぼちゃ」の作付予定面積（単位）を ａ → 個 に変更した場合

＜【保険期間の営農計画】画面＞

＜【保険期間の平均販売金額等試算表】画面＞

※【保険期間の営農計画】画面で「作付予定面積（単位）」または「飼養又は導入頭羽数（単位）」を変更後、【保険期間の平均販売金額等試算表】画面の「作付面積又は導入頭羽数（単位）」を手動で変更した場合は、コピーされません。

※営農計画変更により、【保険期間の平均販売金額等試算表】画面と【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面から品目が不要になった場合は、【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面の『-選択行削除』ボタンをクリックして削除してください。

参考：【保険期間の平均販売金額等試算表】画面 行の操作方法（加入申請）

【保険期間の平均販売金額等試算表】の行の操作方法を説明します。

【保険期間の平均販売金額等試算表】画面

・+選択行の下に行挿入：
行を追加する場合、選択欄にチェックを入れたあと『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックすると、チェックした行の下に新たに行が挿入されます。
※チェックなしの状態で『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックすると、最下に新たに行が挿入されます。複数チェックした状態で『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックした場合、動作しません。

・選択行クリア：
チェックを入れたあと『選択行クリア』ボタンをクリックすると、選択した行の入力内容がクリアされます。

・計算根拠非表示：
チェックを入れたあと『計算根拠非表示』ボタンをクリックすると、「計算根拠」が非表示となります。（「非表示」ボタンはクリックごとに「表示/非表示」ボタンに切り替わります。）

・選択行の年度を下にずらす：
チェックを入れたあと『選択行の年度を下にずらす』ボタンをクリックすると、選択した行の「年度」が以下の例のようにスライドされて設定されます。
（例）

・全行選択：
『全行選択』ボタンをクリックすると、全ての行が選択されます。

参考：【保険期間の平均販売金額等試算表】画面と【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面との関係

【保険期間の平均販売金額等試算表】と【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】の関係について説明します。

『登録』ボタンの制御について

①保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額を登録するには、保険期間の平均販売金額等試算表を先に登録する必要があります。
②保険期間の平均販売金額等試算表を一時保存した場合、保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額を登録することはできません。すでに保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額を登録していた場合、一時保存中は変更できない状態になります。
③保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額を登録している状態で、保険期間の平均販売金額等試算表を変更した場合、「登録済み」から「要再登録」に変更されます。【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面を開いて、再度登録してください。

① 	「保険期間の平均販売金額等試算表」が「未登録」の場合、『登録』ボタンは非活性になります。登録後、『登録』ボタンは活性になります。
② 	「保険期間の平均販売金額等試算表」が「一時保存中」の場合、『登録』ボタンは非活性になります。 （保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額が登録済みでも非活性なります。）
③ 	「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」が「登録済」の状態で、「保険期間の平均販売金額等試算表」を更新すると「要再登録」となります。 【保険期間の平均販売金額等試算表】画面を開いて再登録が必要です。

明細行の連動（追加と削除）について
【保険期間の平均販売金額等試算表】画面で追加登録した明細行が、【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面の明細行に反映されます。
【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面で削除した明細行が、【保険期間の平均販売金額等試算表】画面の明細行に反映されます。

＜【保険期間の平均販売金額等試算表】画面＞

＜【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面＞

※1【保険期間の平均販売金額等試算表】画面から明細行を削除することはできません。【保険期間の平均販売金額等試算表】画面の明細行を削除したい場合、【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面で削除してください。

※2【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面から明細行を追加することはできません。【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面に明細行を追加したい場合、【保険期間の平均販売金額等試算表】画面で追加登録をしてください。

連動項目について
【保険期間の平均販売金額等試算表】画面で登録した明細行と計算結果（以下表の枠の値）が、【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面の明細行に反映されます。

＜【保険期間の平均販売金額等試算表】画面＞
・計算選択年度集計平均、全国平均、地域平均、その他（根拠に基づく設定）のうち、選択されている項目の値が反映されます。

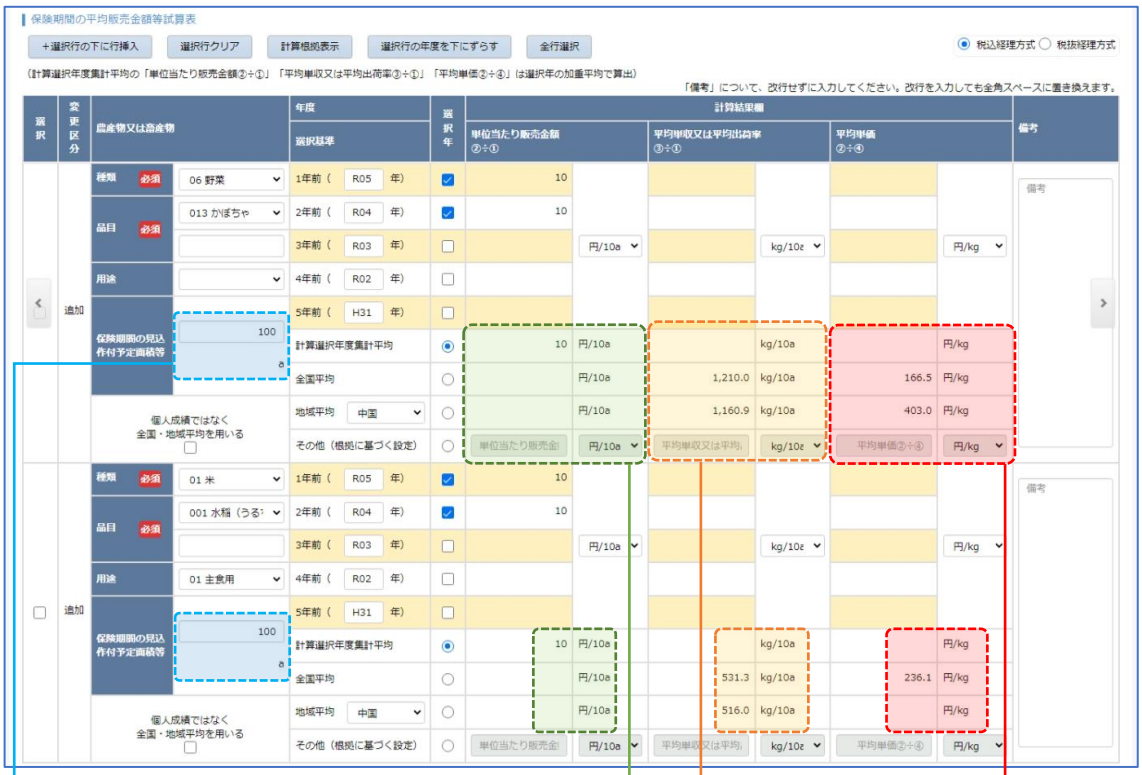

＜【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面＞

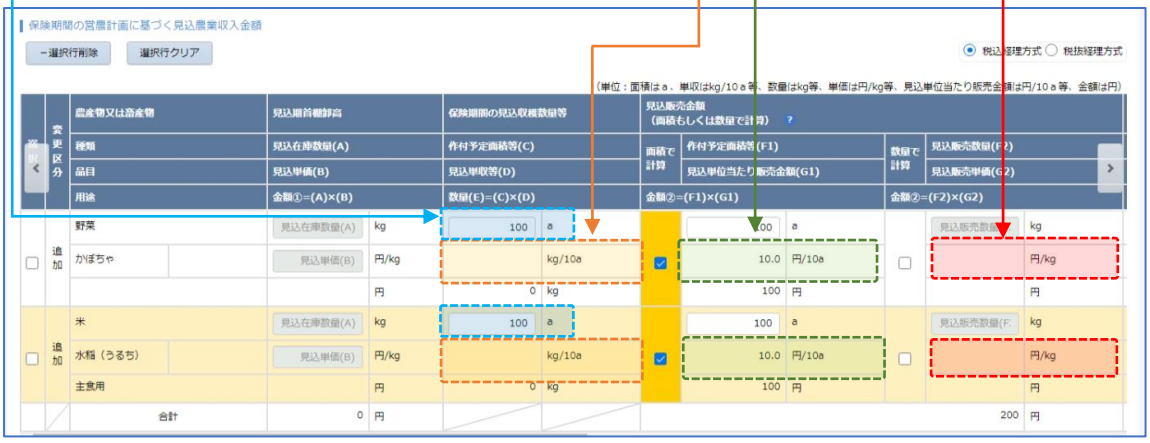

※見込単位当たり販売金額（G1）は「面積で計算」がチェックされているときに反映されます。
　見込販売単価（G2）は「数量で計算」がチェックされているとき反映されます。
※作付予定面積等（C）を変更した場合、【保険期間の平均販売金額等試算表】画面の
　保険期間の見込作付予定面積等に反映されます。

2.2.6 保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額

「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」を登録します。
（「農業経営に関する計画(様式４号)」に相当する部分です。）

① 【加入申請メニュー】画面の「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」の『登録』ボタンをクリックして【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面を開きます。

重要

加入申請時に「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」の登録は必要ありません。「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」の登録時に、「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」を登録してください。

※ **[参考：【保険期間の平均販売金額等試算表】画面と【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面との関係]**をご確認ください。

② 「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」に「農業経営に関する計画（様式４号)」の内容を入力します。

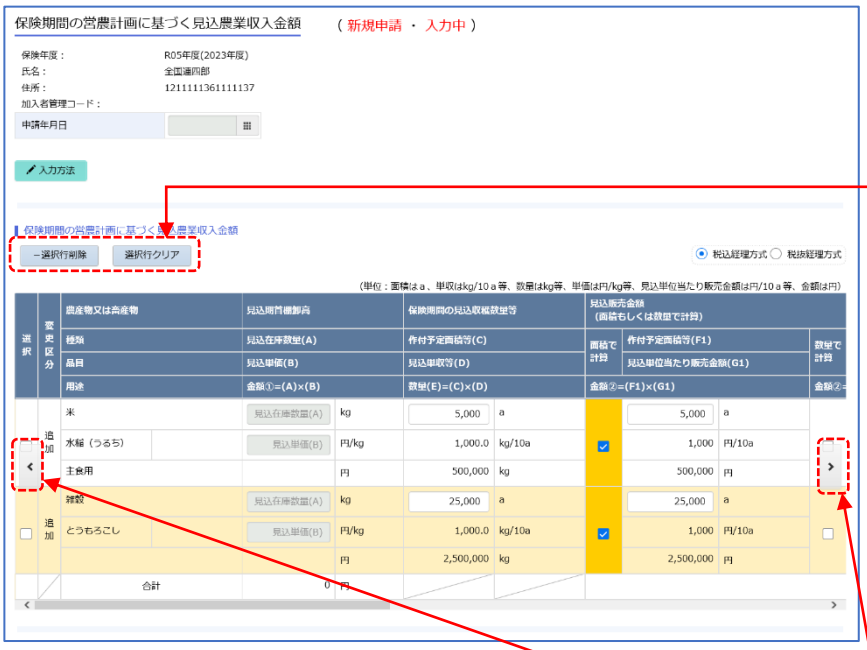

※「第２章 2.2.4 保険期間の営農計画」の[**参考：【保険期間の営農計画】画面 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面 【農業経営の目標】画面 行の操作方法（加入申請）**]をご確認ください。

重要

行削除を実施した後に登録を行った場合、【保険期間の平均販売金額等試算表】画面 の対応する明細行も削除されます。

※左右にスクロール移動できます。

③ 「数量払の交付申請者管理コード」を入力します。

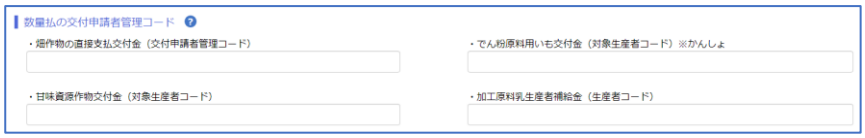

④ 『登録』ボタンをクリックします。

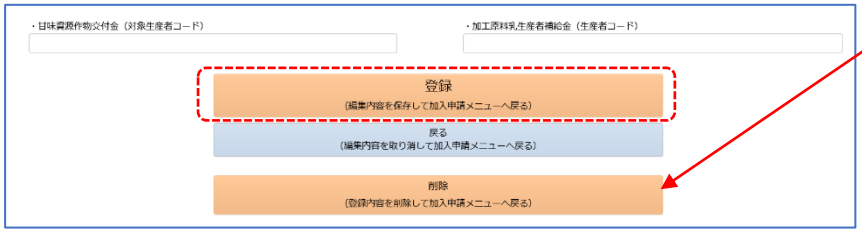

※削除：
『削除』ボタンをクリックした場合、【保険期間の平均販売金額等試算表】画面と【事保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面で入力した内容が削除されます。

⑤ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑥ 編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が開きます。
【加入申請メニュー】画面の「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」が「登録済」になっていることを確認します。

2.2.7 農業経営の目標

「農業経営の目標」を登録します。

（「農業経営に関する計画(様式４号)」に相当する部分です。）

① 【加入申請メニュー】画面の「農業経営の目標」の『登録』ボタンをクリックして【農業経営の目標】画面を開きます。

重要

【保険期間の営農計画】画面の「認定農業者である」「認定就農者である」のどちらも選択しない場合は、【農業経営の目標】画面の登録が必要になります。
【保険期間の営農計画】画面については「第２章 2.2.4 保険期間の営農計画」をご確認ください。

② 「農業経営の目標」に「農業経営に関する計画（様式４号)」

③ の内容を入力します。

※現状年：
目標年：
「現状年」「目標年」を変更することができます。変更する際は、３文字（元号（アルファベット１文字)＋年度（数字２文字））で入力してください。

※[**参考：現状からコピーする]**をご確認ください。

※[**参考：補助フォームからコピーする]**をご確認ください。

※「第２章 2.2.4 保険期間の営農計画」の[**参考：【保険期間の営農計画】画面 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面 【農業経営の目標】画面 行の操作方法（加入申請）]**をご確認ください。

※チェックを入れた場合に、「詳細」が入力できます。
「詳細」の入力可能文字数は300 字です。

④ 『登録』ボタンをクリックします。

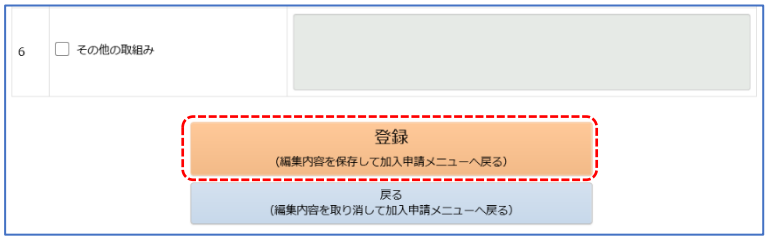

⑤ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑥ 編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が開きます。
【加入申請メニュー】画面の「農業経営の目標」が「登録済」になっていることを確認します。

参考：補助フォームからコピーする

【農業経営の目標】画面の『補助フォームからコピー』ボタンについて説明します。

『補助フォームからコピー』ボタンは、現状年の【過去の農業収入金額申告書】画面が登録済みの場合に、活性状態になります。
『補助フォームからコピー』ボタンをクリックすると、【過去の農業収入金額申告書】画面の各項目が、【農業経営の目標】画面の対応する項目に以下のようにコピーされます。

【過去の農業収入金額申告書】画面 コピー元	コピー	【農業経営の目標】画面 コピー先
種類	→	種類
品目	→	品目
品目（自由入力）	→	品目（自由入力）
用途	→	用途
販売金額①	→	販売金額（万円）① ※千の位を四捨五入してコピーします。

＜【過去の農業収入金額申告書】画面＞

＜【農業経営の目標】画面＞

参考：現状からコピーする

【農業経営の目標】画面の『現状からコピー』ボタンについて説明します。

『現状からコピー』ボタンをクリックすると、「現状」のすべての項目が「目標」にコピーされます。

2.2.8 各種確認事項

「各種確認事項」を登録します。
（「収入保険の加入申請における確認事項（別紙様式２）」に相当する部分です。）

① 【加入申請メニュー】画面の「各種確認事項」の『登録』ボタンをクリックして【各種確認事項】の画面を開きます。

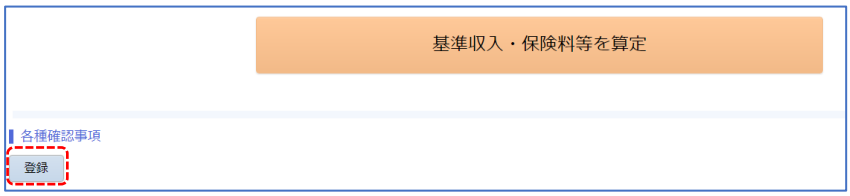

② 「収入保険の加入申請における確認事項（別紙様式２）」を入力します。

※一括設定：
【加入申請書】画面の「保険料等算定基礎金額（手入力）」をチェックしている場合は、別紙様式２の（2）を除く、すべてのチェック欄に「利用なし」「ない」を設定します。
【加入申請書】画面の「保険料等算定基礎金額（手入力）」をチェックしていない場合は、別紙様式２の全てのチェック欄を「利用なし」「ない」に設定します。
別紙様式２のチェック欄がすべて未選択の場合に『一括設定』ボタンが表示されます。

※備考：
入力可能文字数は 300 字です。

※詳細：
入力可能文字数は 300 字です。

③　『登録』ボタンをクリックします。

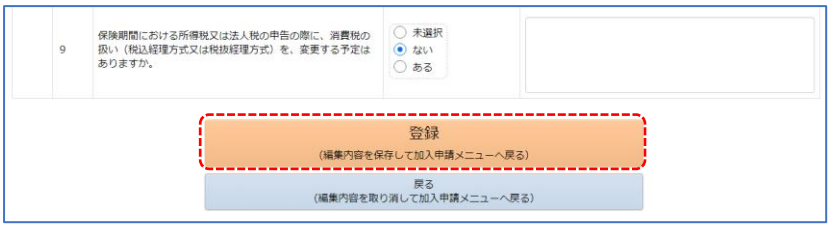

④　確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑤　編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が開きます。

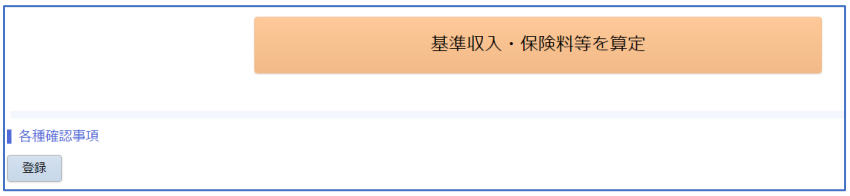

2.2.9 ファイルアップロード

各種申請書類のアップロード、アップロードされたファイルのダウンロードおよび削除を行います。

① 【加入申請メニュー】画面の「ファイルアップロード」の『ファイルをアップロードする』ボタンをクリックして【ファイルアップロード】画面を開きます。

② 必要に応じて、「アップロード」を入力し、『アップロード』ボタンをクリックします。

※申請手続き：
以下の申請手続きをドロップダウンリストから選択することができます。
・加入申請（変更申請）
・事故発生等通知
・つなぎ資金借入申請
・保険期間の実績申告

※添付する書類の種類：
選択した「申請手続き」によって、「添付する書類の種類」の表示が切り替わります。
詳しくは**[参考：「添付する書類の種類」の表示]**をご確認ください。

③ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

④ ファイルがアップロードされ、「ファイル一覧」に表示されます。

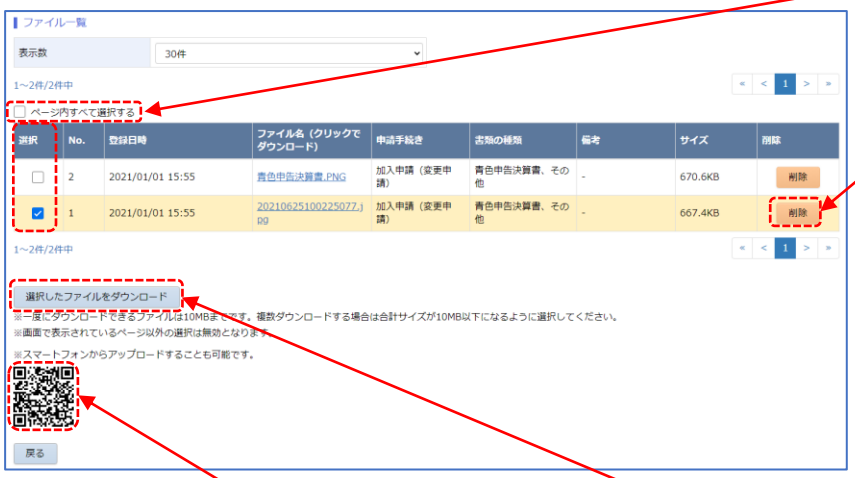

※「ファイル一覧」は「登録日時」の降順で表示されます。

※ページ内すべて選択する：
「ページ内すべて選択する」にチェックを入れると、画面に表示されているファイルがすべて選択されます。

※削除：
ファイルを削除する場合は『削除』ボタンをクリックして削除してください。
以下の条件を全て満たす場合に、削除できます。
・申請内容を一度も仮申請、または、確定していない
・申請区分が「新規申請」、かつ、申請状況が「申請処理中」「承諾」「申請不可（準備中）」の契約が存在しない

※選択したファイルをダウンロード：
「選択」にチェックを入れたあと『選択したファイルをダウンロード』ボタンをクリックすると、チェックを入れたファイルがダウンロードされます。

※QR コード：
スマートフォンからファイルをアップロードする場合は、QR コードを読込み、共通申請サービスからログインしてください。

※ファイルを複数登録した場合は、ファイルごとに分けて表示されます。

参考：「添付する書類の種類」の表示

選択した「申請手続き」によって、「添付する書類の種類」は以下のように表示されます。

[加入申請（変更申請）]

申請手続き	必須	どの申請手続きに関する添付書類かを選択してください。 加入申請（変更申請）
添付する書類の種類	必須	添付する書類の種類を選択してください。複数選択可能です。 個人の場合 ☐ 所得税の確定申告書Ｂ第１表　☐ 青色申告決算書　☐ その他 法人の場合 ☐ 法人税の申告書（別表一、別表四）　☐ 損益計算書　☐ その他

[事故発生等通知]

申請手続き	必須	どの申請手続きに関する添付書類かを選択してください。 事故発生等通知
添付する書類の種類	必須	添付する書類の種類を選択してください。複数選択可能です。 ☐ 根拠書類（農作業日誌、帳簿等）　☐ その他

[つなぎ資金借入申請]

申請手続き	必須	どの申請手続きに関する添付書類かを選択してください。 つなぎ資金借入申請
添付する書類の種類	必須	添付する書類の種類を選択してください。複数選択可能です。 ☐ 申請書類　☐ その他

[保険期間の実績申告]

申請手続き	必須	どの申請手続きに関する添付書類かを選択してください。 保険期間の実績申告
添付する書類の種類	必須	添付する書類の種類を選択してください。複数選択可能です。 個人の場合 ☐ 所得税の確定申告書Ｂ第１表　☐ 青色申告決算書　☐ その他 法人の場合 ☐ 法人税の申告書（別表一、別表四）　☐ 損益計算書　☐ その他

2.2.10 連絡事項

連絡内容の管理を行います。

① 【加入申請メニュー】画面の「連絡事項」の『登録』ボタンをクリックして【連絡事項】画面を開きます。

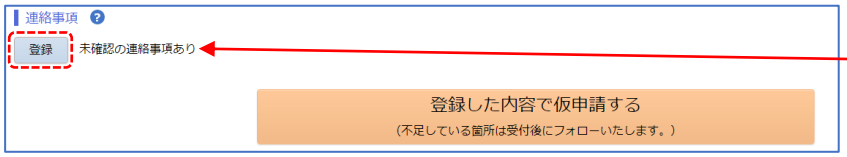

② 必要に応じて、「組合等からの連絡事項」を確認します。

※組合等からの連絡事項が登録されている場合にメッセージが表示されます。
【連絡事項】画面の表示有無によって表示されるメッセージが異なります。

・未確認の連絡事項あり：
　組合等が連絡事項を登録後、申請者側で【連絡事項】画面が一度も表示されていない場合に表示されます。

・確認済：
　組合等が連絡事項を登録後、申請者側で【連絡事項】画面が表示済の場合に表示されます。

ポイント！[手順②]

組合等からの連絡事項が未登録の場合、「組合等からの連絡事項」は表示されません。

③必要に応じて、「組合等への連絡事項」を入力し、『登録』ボタンをクリックします。

④ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑤ 編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が開きます。

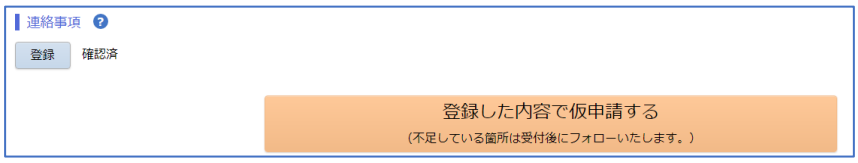

※以下の申請状況の場合に、「組合等への連絡事項」を登録できます。
・入力中
・確認依頼あり

※組合等への連絡事項：
入力可能文字数は 1000 字です。

※削除：
『登録』ボタンのクリック後に表示されます。
【加入申請メニュー】画面の『登録した内容で仮申請する』ボタン、または、『申請内容を確定』ボタンをクリックするまで「組合等への連絡事項」に表示されている登録内容を削除できます。

※「過去の連絡内容一覧」は「発信日時」の降順で表示されます。

ポイント！[手順③]

【連絡事項】画面の登録だけでは、組合等は連絡事項を確認できません。
【加入申請メニュー】画面の『登録した内容で仮申請する』ボタン、または、『申請内容を確定』ボタンをクリックした場合に組合等に表示されます。

2.2.11 加入申請メニュー

① 加入申請書、口座情報、過去の農業収入金額申告書、農業経営に関する計画等に必要な情報を登録します。

項目名	説明
加入申請書	加入申請書を登録する
口座情報	口座情報を登録する
過去の農業収入金額申告書	補助フォーム(農業所得用）、補助フォーム（一般・法人用）および過去の農業収入金額申告書を登録する
農業経営に関する計画	保険期間の営農計画、保険期間の平均販売金額等試算表、営農計画に基づく見込農業収入金額および農業経営の目標を登録する（※）
各種確認事項	収入保険の加入申請における確認事項（別紙様式２）を登録する
ファイルアップロード	各種申請書類のアップロード、アップロードされたファイルのダウンロードおよび削除する
連絡事項	連絡内容を確認・登録する

※加入申請時に「保険期間の平均販売金額等試算表」「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」の登録は必要ありません。

※各種確認事項の「収入保険の加入申請日の属する年に係る農業収入金額申告における確認事項（様式３号)」は、加入申請年分の「過去の農業収入金額申告書」が登録されている場合に、登録できます。

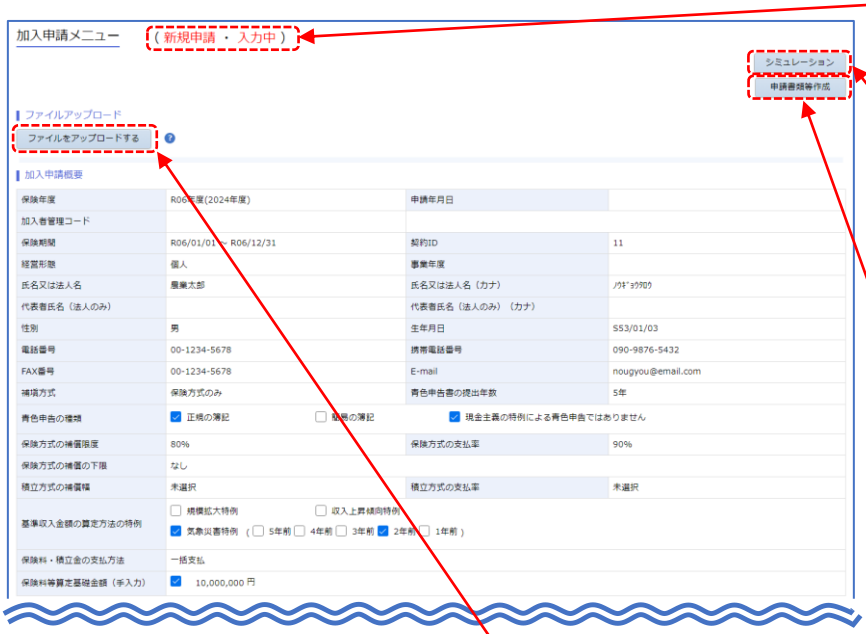

※申請区分・申請状況が表示されます。

※【シミュレーション】画面に遷移します。シミュレーションの操作については「第２章 2.5 シミュレーション」をご確認ください。

重要

以下は『申請書類等作成』ボタンで作成可能な書類です。

- 農業経営収入保険　加入申請書(様式１号)
- 過去の農業収入金額申告書(様式２号)
- 対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(農業所得用)(様式３号の１)
- 対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(一般・法人用)(様式３号の２)
- 農業経営に関する計画(様式４号)
- 基準収入・保険料等算定結果
- 収入保険の加入申請における確認事項（別紙様式２）
- 保険期間の平均販売金額等試算表（様式５号）

（各書類の見本は「付録 出力書類一覧」をご確認ください。）

※【ファイルアップロード】画面に遷移します。
【ファイルアップロード】画面については「第２章 2.2.9 ファイルアップロード」をご確認ください。

※過去の農業収入金額申告書の『登録』ボタンは、加入申請書の「加入申請時の青色申告実績の年数」を登録後、表示されます。

ポイント！[仮申請]

仮申請をすることで、組合等に入力方法を相談できます。
詳しくは[**参考：申請内容の「仮申請」**]をご確認ください。

※ボタンの表示に関しては、[**参考：【加入申請メニュー】画面　加入申請時のボタン制御**]をご確認ください。

② 『基準収入・保険料等を算定』ボタンをクリックします。

ポイント！[手順②]

令和５年度以降の契約の場合、算定結果に表示される項目の内容が異なります。詳しくは[**参考：令和５年度以降の算定結果の表示内容**]をご確認ください。

③ 表示された基準収入金額（保険料等　　基礎金額（手入力））、保険料等、補償内容等を確認します。

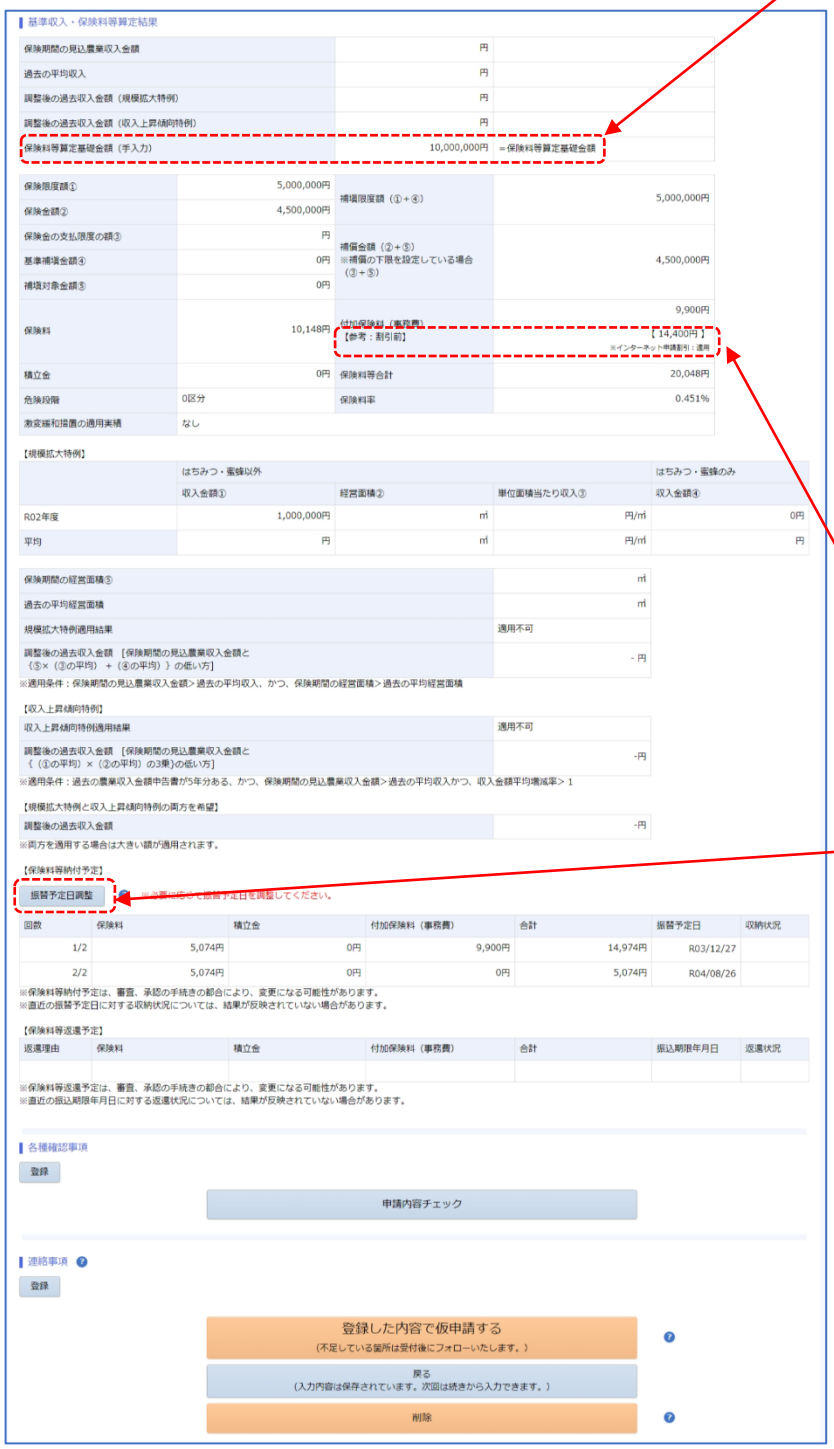

※「基準収入金額」：
【加入申請書】画面の「保険料等算定基礎金額（手入力）」をチェックし、入力した状態で『基準収入・保険料等を算定』ボタンをクリックした場合は、「保険料等算定基礎金額（手入力）」で入力した金額が「基準収入金額」として表示されます。加入申請時は「保険料等算定基礎金額（手入力）」で入力した金額を基準収入金額として、保険料等の納入額が算定されます。
詳しくは「第２章 2.2.1 加入申請書」の[**参考：「保険料等算定基礎金額（手入力）」設定について**]をご確認ください。

※【参考：割引前】：
付加保険料（事務費）に割引があった場合に、割引前の付加保険料（事務費）と割引種類が表示されます。

※振替予定日調整：
【保険料等納付予定調整】画面に遷移します。保険料等納付予定調整の操作については[**参考：【保険料等納付予定調整】画面の操作方法**]をご確認ください。
令和６年度以降の契約の場合は[**参考：【保険料等納付予定調整】画面の操作方法（令和６年度以降）**]をご確認ください。

重要

令和５年度以前の契約の場合は【保険料等納付予定調整】画面の操作後、【加入申請メニュー】画面に戻り、『基準収入・保険料等を算定』ボタンをクリックすると保険料等納付予定調整の操作内容が取消されます。
取消された場合は再度、保険料等納付予定調整を登録してください。
※令和６年度以降の契約の場合は保険料等納付予定調整の操作内容は取り消されません。

④　『申請内容チェック』ボタンをクリックします。
エラーメッセージが表示された場合は、申請内容を修正してください。

⑤　『申請内容を確定』ボタンをクリックします。

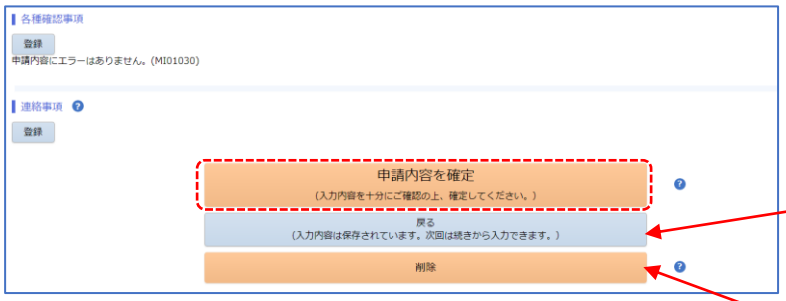

⑥ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑦ 加入申請が確定され、【加入申請完了】画面が表示されます。

ポイント！[手順⑤]

申請内容にエラーがない場合に、『申請内容を確定』ボタンが表示されます。

※入力途中で中断する場合は、『戻る』ボタンをクリックし、【申請者ポータル】画面に戻ります。

※[**参考：申請内容の「削除」]** をご確認ください。

参考：【加入申請メニュー】画面 加入申請時のボタン制御

加入申請の処理状況により、ボタン制御が異なります。

No.	処理状況		ボタン利用可否					
			基準収入・保険料等を算定	申請内容チェック	登録した内容で仮申請	申請内容を確定	削除	戻る
1	加入申請書が未登録の場合		利用不可	利用不可	利用不可	利用不可	利用不可	利用可
2	加入申請書が登録済	下記の条件をすべて満たす場合 ・加入申請が「入力中」、または、「確認依頼あり」 ・保険期間の営農計画が未登録	利用不可	利用不可	利用可	利用不可	利用可	利用可
3		下記の条件をすべて満たす場合 ・加入申請が「入力中」、または、「確認依頼あり」 ・保険期間の営農計画が登録済 ・基準収入・保険料等が算定できなかった、 または、算定前	利用可	利用不可	利用可	利用不可	利用可	利用可
4		下記の条件をすべて満たす場合 ・加入申請が「入力中」、または、「確認依頼あり」 ・基準収入・保険料等を算定できた ・申請内容が未チェック、または、チェックエラー	利用不可	利用可	利用可	利用不可	利用可	利用可
5		下記の条件をすべて満たす場合 ・加入申請が「入力中」、または、「確認依頼あり」 ・基準収入・保険料等を算定できた ・申請内容がチェック済	利用不可	利用不可	利用不可	利用可	利用可	利用可
6		加入申請が下記のいずれかの場合 ・「申請受付済」 ・「申請処理中」 ・「承認」	利用不可	利用不可	利用不可	利用不可	利用不可	利用可

参考：【保険料等納付予定調整】画面の操作方法

【保険料等納付予定調整】画面では、加入申請が以下の状態の場合に「保険料等納付予定」の「振替予定年月日」を変更することができます。

・申請区分が「新規申請」
・申請状況が「入力中」
・保険料の支払方法が「分割支払」

以下、「保険料等納付予定」の「振替予定年月日」の変更内容を登録する手順について説明します。

① 『振替予定日調整』ボタンをクリックして【保険料等納付予定調整】画面を開きます。

② 必要に応じて変更内容を設定します。（初回の「振替予定年月日」は変更できません。）

※一括設定（最終年月）：
変更可能である振替予定年月日に、保険期間開始年月の８ヶ月後の振替年月日が自動で設定されます。
また、以下の場合に『一括設定（最終年月）』ボタンは非表示となります。
・入力日が保険期間開始年月の８ヶ月後を過ぎている
・保険料等の全ての収納状況が「未処理」以外

※変更後 振替予定年月日：
直近の振替予定年月日 ～ 保険期間開始年月の８ヶ月後までの振替予定年月日 が、ドロップダウンリストに表示されます。
ドロップダウンリストから変更後の振替予定年月日を選択します。
（例）保険期間開始年月：令和２年１月　操作年月日：令和元年 12 月１日 の場合は、以下の振替予定年月日が表示されます。

・R01/12/26　・R02/01/27　・R02/02/26　・R02/03/26　・R02/04/27
・R02/05/26　・R02/06/26　・R02/07/27　・R02/08/26

③ 『登録』ボタンをクリックします。

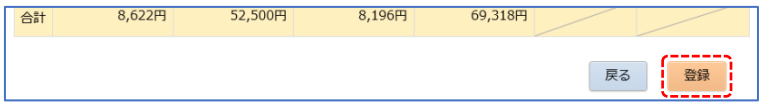

④ 編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が開きます。「保険料等納付予定」の「振替予定年月日」に【保険料等納付予定調整】画面で登録した内容が反映されていることを確認します。

参考：【保険料等納付予定調整】画面の操作方法（令和６年度以降）

【保険料等納付予定調整】画面では、加入申請が以下の状態の場合に「保険料等納付予定」の「口座振替日/振込期限日」を変更することができます。

・申請区分が「新規申請」
・申請状況が「入力中」
・保険料の支払方法が「分割支払」

以下、「保険料等納付予定」の「口座振替日/振込期限日」の変更内容を登録する手順について説明します。

⑤ 『振替予定日調整』ボタンをクリックして【保険料等納付予定調整】画面を開きます。

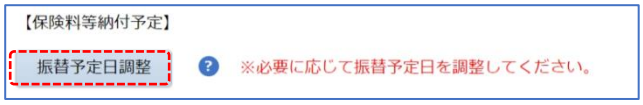

⑥ 必要に応じて変更内容を設定します。（初回の「口座振替日/振込期限日」は変更できません。）

※一括設定（最終年月）：
変更可能である口座振替日/振込期限日に、保険期間開始年月の８ヶ月後の口座振替日/振込期限日が自動で設定されます。
また、以下の場合に『一括設定（最終年月）』ボタンは非表示となります。
・入力日が保険期間開始年月の８ヶ月後を過ぎている
・保険料等の全ての収納状況が「未処理」以外

※変更後 口座振替日/振込期限日：
直近の口座振替日/振込期限日 ～ 保険期間開始年月の８ヶ月後までの口座振替日/振込期限日
が、ドロップダウンリストに表示されます。
ドロップダウンリストから変更後の口座振替日/振込期限日を選択します。
（例）保険期間開始年月：令和６年１月　操作年月日：令和５年12月１日 の場合は、
以下の振替予定年月日が表示されます。
・R05/12/26　・R06/01/26　・R06/02/26　・R06/03/26　・R06/04/26
・R06/05/27　・R06/06/26　・R06/07/26　・R06/08/26

⑦ 『登録』ボタンをクリックします。

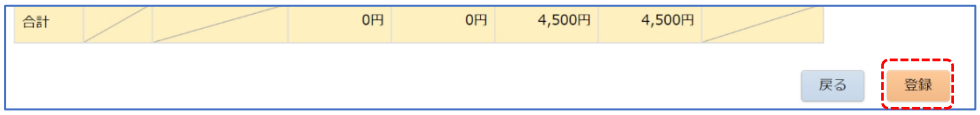

⑧ 編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が開きます。「保険料等納付予定」の「振替予定日」に【保険料等納付予定調整】画面で登録した内容が反映されていることを確認します。

参考：申請内容の「仮申請」

加入申請書の登録後 ～ 申請内容の確定前 の間は仮申請ができます。仮申請をすることで、入力内容が不十分な状態で組合等に入力方法等を相談できます。

以下、仮申請する手順について説明します。

① 『登録した内容で仮申請する』ボタンをクリックします。

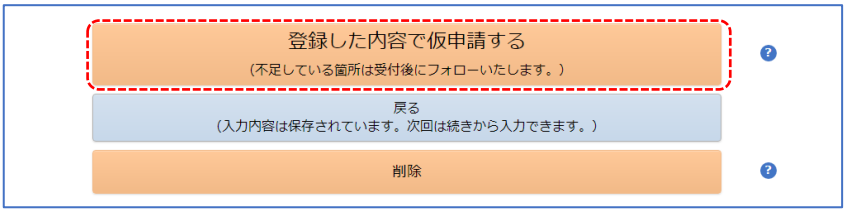

② 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。
加入申請が仮申請され、【加入申請完了】画面が表示されます。
『ポータルへ』ボタンをクリックすると【申請者ポータル】画面に移動します。

参考：申請内容の「削除」

以下、削除する手順について説明します。

① 『削除』ボタンをクリックします。

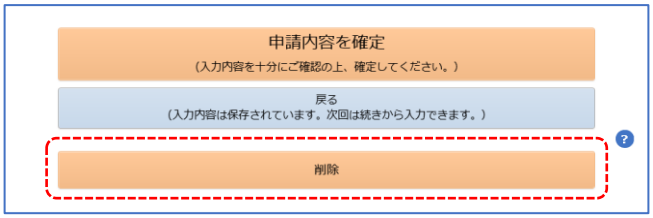

② 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。
加入申請が削除され、【加入申請削除完了】画面が表示されます。
『ポータルへ』ボタンをクリックすると【申請者ポータル】画面に移動します。

※削除の取り消しはできません。削除を取り消す場合は、最寄りの農業共済組合にお問い合わせください。

参考：令和５年度以降の算定結果の表示内容

保険年度により、以下の点線枠内の算定結果の表示内容が異なります。

・令和６年度以降の契約の場合

基準収入・保険料等算定結果

保険期間の見込農業収入金額	150,000,000円	
過去の平均収入	28,000,000円	
調整後の過去収入金額（規模拡大特例）	円	
調整後の過去収入金額（収入上昇傾向特例）	112,551,012円	＝保険料等算定基礎金額

※過去の平均収入、調整後の過去収入金額（規模拡大特例、収入上昇傾向特例）のうち最も高い金額と、
保険期間の見込農業収入金額を比べて、低い方が保険料等算定基礎金額となります。
※気象災害特例が適用されている場合は、調整された金額を加味した過去の平均収入になります。

保険限度額①	90,040,809円	補塡限度額（①＋④）	101,295,910円
保険金額②	81,036,728円		
保険金の支払限度の額③	30,388,772円	補償金額（②＋⑤） ※補償の下限を設定している場合（③＋⑤）	40,518,362円
基準補塡金額④	11,255,101円		
補塡対象金額⑤	10,129,590円		
保険料	860,610円	付加保険料（事務費） 【参考：割引前】	179,014円 【 195,949円 】 ※インターネット申請割引：適用 ※付加保険料軽減措置：適用
積立金	2,532,398円	保険料等合計	3,572,022円
危険段階	0区分	保険料率	2.124%
激変緩和措置の適用実績	なし		

【特例の計算根拠】

	はちみつ・蜜蜂以外				はちみつ・蜜蜂のみ
	収入金額①	経営面積②	単位面積当たり収入③	伸び率④	収入金額⑤
H31年度	11,500,000円	100㎡	115,000円/㎡	-	0円
R02年度	22,500,000円	100㎡	225,000円/㎡	1.96	0円
R03年度	33,500,000円	100㎡	335,000円/㎡	1.49	0円
R04年度	44,500,000円	100㎡	445,000円/㎡	1.33	0円
平均	28,000,000円	100㎡	280,000円/㎡	1.59	0円

【規模拡大特例】　※加入申請年の実績が登録されるまでは、適用結果は暫定となります。

保険期間の経営面積⑥	0㎡
過去の平均経営面積	100㎡
規模拡大特例適用結果	
調整後の過去収入金額　｛⑥×（③の平均）＋（⑤の平均）｝	-円

※適用条件：以下の条件を全て満たす場合に適用可能
・保険期間の見込農業収入金額が過去の平均収入よりも大きいこと
・保険期間の経営面積が過去の平均経営面積よりも大きいこと

【収入上昇傾向特例】　※加入申請年の実績が登録されるまでは、適用結果は暫定となります。

単位面積当たり収入金額平均増減率（④の平均）			1.59
単位面積当たり収入金額	直近2年（前々年）	比較	過去5年間の平均
	445,000 円/㎡	＞	280,000 円/㎡
	直近2年（前年）	比較	
収入上昇傾向特例適用結果			適用可能（暫定）
調整後の過去収入金額　｛（①の平均）×（④の平均）の3乗＋（⑤の平均）｝			112,551,012円

※適用条件：以下の条件を全て満たす場合に適用可能
・過去の農業収入金額申告書が5年分あること
・保険期間の見込農業収入金額が過去の平均収入よりも大きいこと
・単位面積当たり収入金額平均増減率が１よりも大きいこと
・直近2年の単位面積当たり収入金額がいずれも過去5年間の単位面積当たり収入金額の平均より大きいこと
※単位面積当たり収入金額の過去5年間の平均の欄は、過去の収入金額に１万円未満の実績がある場合、
1万円に置き換えて補正した後の平均が表示されるため、特例の計算根拠の単位面積当たり収入③の平均の表示と異なる場合があります。

・令和５年度の契約の場合

基準収入・保険料等算定結果

保険期間の見込農業収入金額	200円	＝保険料等算定基礎金額
過去の平均収入	750,250円	
調整後の過去収入金額（規模拡大特例）	円	
調整後の過去収入金額（収入上昇傾向特例）	円	

※過去の平均収入、調整後の過去収入金額（規模拡大特例、収入上昇傾向特例）のうち最も高い金額と、保険期間の見込農業収入金額を比べて、低い方が保険料等算定基礎金額となります。

保険限度額①	160円	補填限度額（①＋④）	160円
保険金額②	144円		
保険金の支払限度の額③	円	補償金額（②＋⑤） ※補償の下限を設定している場合（③＋⑤）	144円
基準補填金額④	0円		
補填対象金額⑤	0円		
保険料	2円	付加保険料（事務費）	4,500円
積立金	0円	保険料等合計	4,502円
危険段階	0区分	保険料率	2.357%
激変緩和措置の適用実績	なし		

【特例の計算根拠】

	はちみつ・蜜蜂以外				はちみつ・蜜蜂のみ
	収入金額①	経営面積②	単位面積当たり収入③	伸び率④	収入金額⑤
R02年度	1,000,000円	㎡	円/㎡	-	0円
R03年度	1,000,000円	㎡	円/㎡		0円
R04年度	1,000,000円	㎡	円/㎡		0円
R05年度	1,000円 (10,000円)	㎡	円/㎡ (円/㎡)		0円
平均	750,250円	0㎡	円/㎡		0円

※収入上昇傾向特例では、収入金額①が１万円未満の場合、１万円に置き換えて単位面積当たり収入③を計算し伸び率④を算出します。

【規模拡大特例】　※加入申請年の実績が登録されるまでは、適用結果は暫定となります。

保険期間の経営面積⑥	0㎡
過去の平均経営面積	0㎡
規模拡大特例適用結果	適用不可
調整後の過去収入金額　｛⑥×（③の平均）＋（⑤の平均）｝	-円

※適用条件：以下の条件を全て満たす場合に適用可能
・保険期間の見込農業収入金額が過去の平均収入よりも大きいこと
・保険期間の経営面積が過去の平均経営面積よりも大きいこと

【収入上昇傾向特例】　※加入申請年の実績が登録されるまでは、適用結果は暫定となります。

単位面積当たり収入金額平均増減率（④の平均）	
収入上昇傾向特例適用結果	適用不可
調整後の過去収入金額　｛（①の平均）×（④の平均）の3乗＋（⑤の平均）｝	-円

※適用条件：以下の条件を全て満たす場合に適用可能
・過去の農業収入金額申告書が5年分あること
・保険期間の見込農業収入金額が過去の平均収入よりも大きいこと
・単位面積当たり収入金額平均増減率が１よりも大きいこと

・令和４年度以前の契約の場合

基準収入・保険料等算定結果

保険期間の見込農業収入金額	10,000,000,000円		
過去の平均収入	1,000,000円	＝保険料等算定基礎金額	
調整後の過去収入金額（規模拡大特例）	円		
調整後の過去収入金額（収入上昇傾向特例）	円		

※過去の平均収入、調整後の過去収入金額（規模拡大特例、収入上昇傾向特例）のうち最も高い金額と、保険期間の見込農業収入金額を比べて、低い方が保険料等算定基礎金額となります。

保険限度額①	800,000円	補填限度額（①＋④）	900,000円
保険金額②	720,000円		
保険金の支払限度の額③	円	補償金額（②＋⑤） ※補償の下限を設定している場合（③＋⑤）	810,000円
基準補填金額④	100,000円		
補填対象金額⑤	90,000円		
保険料	8,856円	付加保険料（事務費）	6,282円
積立金	22,500円	保険料等合計	37,638円
危険段階	0区分	保険料率	2.460%
激変緩和措置の適用実績	なし		

【規模拡大特例】

	はちみつ・蜜蜂以外			はちみつ・蜜蜂のみ
	収入金額①	経営面積②	単位面積当たり収入③	収入金額④
H29年度	1,000,000円	100,000,011㎡	円/㎡	0円
H30年度	1,000,000円	100,000,022㎡	円/㎡	0円
H31年度	1,000,000円	100,000,033㎡	円/㎡	0円
R02年度	1,000,000円	100,000,044㎡	円/㎡	0円
平均	1,000,000円	100,000,028㎡	円/㎡	0円

保険期間の経営面積⑤	100,066㎡
過去の平均経営面積	100,000,033㎡
規模拡大特例適用結果	適用不可
調整後の過去収入金額 [保険期間の見込農業収入金額と（⑤×（③の平均）＋（④の平均））の低い方]	- 円

※適用条件：保険期間の見込農業収入金額＞過去の平均収入、かつ、保険期間の経営面積＞過去の平均経営面積

【収入上昇傾向特例】

	収入金額①	各年の間の収入金額伸び率②
H29年度	1,000,000円	-
H30年度	1,000,000円	1.00
H31年度	1,000,000円	1.00
R02年度	1,000,000円	1.00
	円	
平均	1,000,000円	1.00

収入上昇傾向特例適用結果	適用不可
調整後の過去収入金額 [保険期間の見込農業収入金額と（（①の平均）×（②の平均）の3乗）の低い方]	-円

※適用条件：過去の農業収入金額申告書が5年分ある、かつ、保険期間の見込農業収入金額＞過去の平均収入かつ、収入金額平均増減率＞１

【規模拡大特例と収入上昇傾向特例の両方を希望】

調整後の過去収入金額	-円

※両方を適用する場合は大きい額が適用されます。

2.3　保険証書等の印刷

加入申請承諾および変更申請承諾の契約の保険証書等を作成する手順を説明します。

① 【申請者ポータル】画面の作成する年度を選択し、『保険証書等作成』ボタンをクリックします。

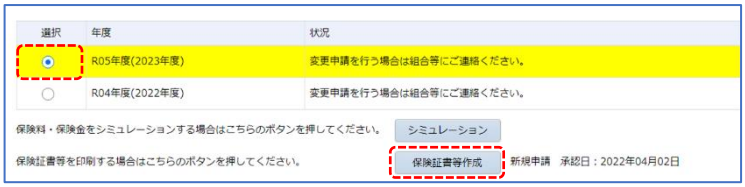

② 保険証書等が別ウィンドウで開きます。必要に応じて閲覧、保存等を行います。

※本画面で作成可能な書類に関しては、**[参考：『保険証書等作成』ボタン 出力書類]**をご確認ください。

参考：『保険証書等作成』ボタン 出力書類

【申請者ポータル】画面の『保険証書等作成』ボタンで作成可能な書類は、「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」の登録状況により異なります。

[「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」が未登録の場合]

・農業経営収入保険 加入承諾書
・農業経営収入保険 保険料及び積立金通知書

[「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」が登録済の場合]

・農業経営収入保険 保険証書
・農業経営収入保険 保険料及び積立金変更通知書

各書類の見本は「付録 出力書類一覧」をご確認ください。

2.4　保険料等納入・返還の実績の印刷

加入申請承諾および変更申請承諾の契約の保険料等納入（返還）明細を作成する手順を説明します。

① 【申請者ポータル】画面の作成する年度を選択し、『保険料等納入（返還）明細作成』ボタンをクリックします。

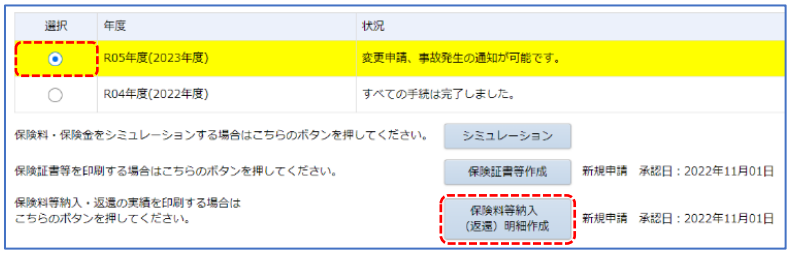

② 保険料等納入（返還）明細が別ウィンドウで開きます。必要に応じて閲覧、保存等を行います。

※保険料等納入（返還）明細の見本は「付録 出力書類一覧」をご確認ください。

2.5　シミュレーション

基準収入・保険料等・保険金等の算定シミュレーションを行う手順を説明します。

2.5.1 新規シミュレーション(加入申請未登録)

加入申請書を登録したことのない場合に、シミュレーションを行う手順を説明します。

① 【申請者ポータル】画面の『保険料・保険金をシミュレーションする』ボタンをクリックして【シミュレーション】画面を開きます。

重要

加入申請書が登録済の場合に、シミュレーションを行う手順については「第２章 2.5.2 加入申請書既登録者のシミュレーション」をご確認ください。

重要

下記のいずれかの場合、シミュレーションは利用できません。
・申請状況が「申請不可（準備中）」
・申請状況が「申請処理中」、かつ、オフライン

ポイント！[手順①]

以下の項目には共通申請サービスの登録内容が設定されます。
・氏名又は法人名

※青色申告書の提出年数：
令和６年度以降の契約より加入申請年分を含めた年数を選択します。詳しくは「第２章 2.2.1 加入申請書」の[**参考：「青色申告書の提出年数」について**]をご確認ください。

※シミュレーションに使用する保険期間の収入予測(17)：
[**参考：シミュレーションに使用する保険期間の収入予測(17)**]をご確認ください。

※品目単位の保険期間の収入予測：
[**参考：品目単位の保険期間の収入予測**]をご確認ください。

※最大補償設定：
[**参考：「最大補償設定」について**]をご確認ください。

※補償内容の選択：
「第２章 2.2.1 加入申請書」の[**参考：「補償内容の選択」の入力について**]をご確認ください。

※付加保険料（事務費）割引：
[**参考：付加保険料（事務費）割引について**]をご確認ください。

② 必須と記載がある項目を全て設定します。

③ 『算定』ボタンをクリックします。

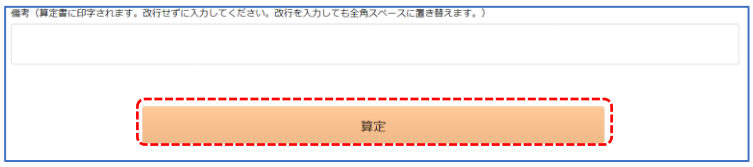

④ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑤ シミュレーション結果が登録され、算定結果が表示されます。

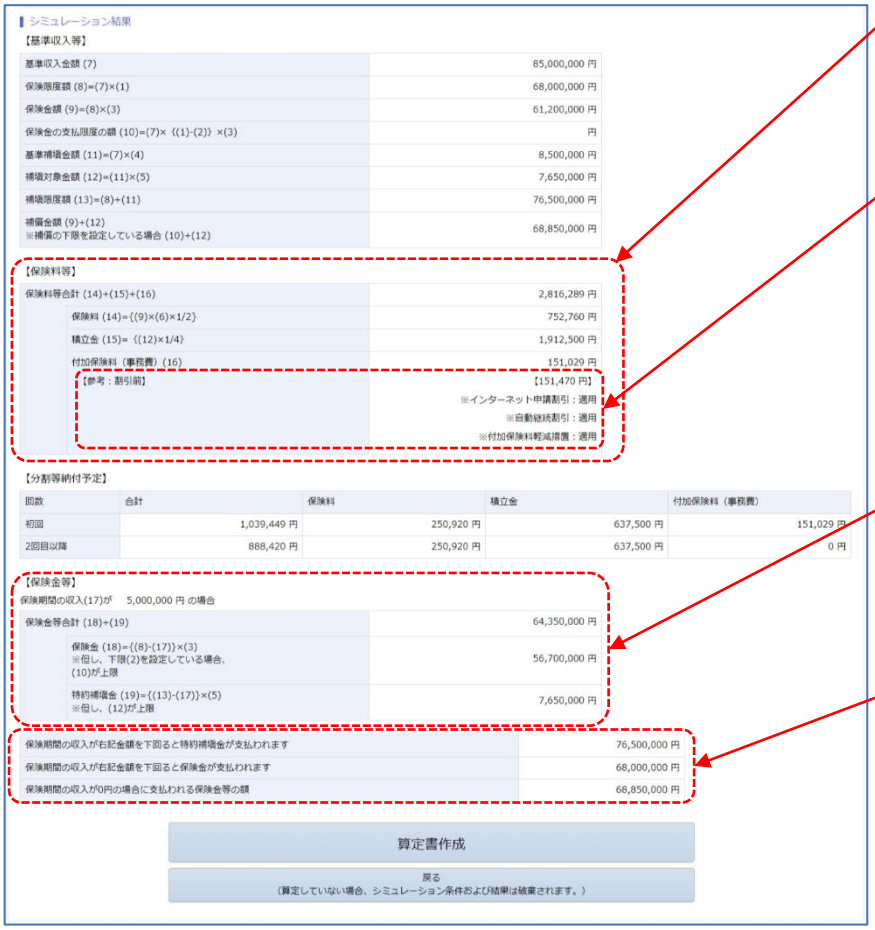

※予測した基準収入（「シミュレーションに使用する基準収入金額(6)」に基づき、保険料等の負担額を表示します。

※【参考：割引前】：
付加保険料（事務費）に割引があった場合に、割引前の付加保険料（事務費）と割引種類が表示されます。

※予測した保険期間の収入（「シミュレーションに使用する保険期間の収入予測(10)」）に基づき、支払われる保険金等を表示します。

※補償金額、保険限度額、補塡限度額が表示されます。

⑥ 必要に応じて『算定書作成』ボタンをクリックして保険料及び保険金等算定書（兼お見積書）を作成します。作成された算定書は別ウィンドウで表示されます。

※算定書の見本は「付録 出力書類一覧」をご確認ください。

（続けてシミュレーション条件を変更し、２回目以降のシミュレーションを行う場合は手順②～⑥を繰り返してください。条件を変更すると算定結果がクリアされます。）

※【シミュレーション】画面から移動後、再度シミュレーションを行う場合は、「第２章 2.5.2 加入申請書既登録者のシミュレーション」を参照して行ってください。

2.5.2 加入申請書既登録者のシミュレーション

加入申請書が登録されている場合に、シミュレーションを行う手順を説明します。

① 【申請者ポータル】画面の『契約の申込/確認/変更』ボタンをクリックして【加入申請メニュー】画面を開きます。
（【申請者ポータル】画面の『シミュレーション』ボタンをクリックして【シミュレーション】画面を開くことも可能です。）

② 『シミュレーション』ボタンをクリックします。

③ 【シミュレーション】画面が開きます。

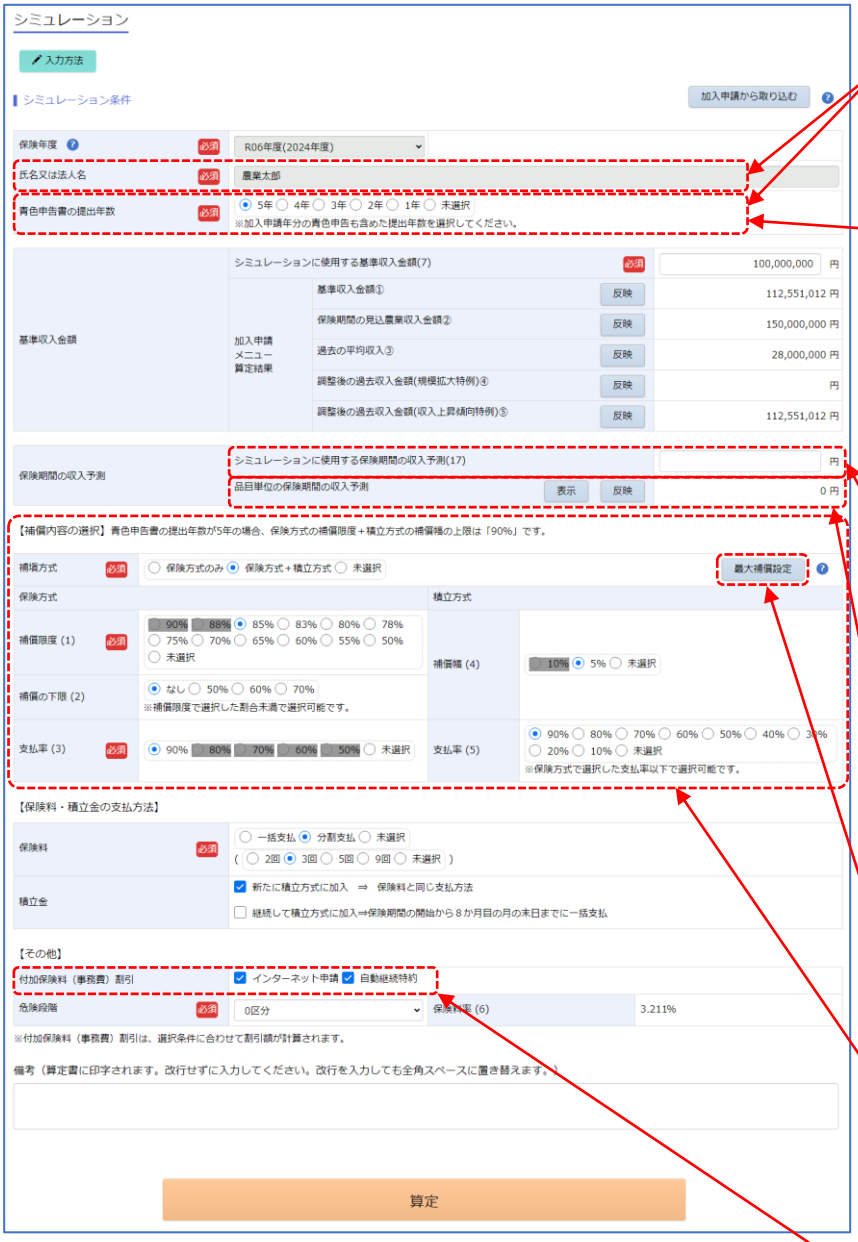

※「氏名又は法人名」「青色申告書の提出年数」は、加入申請書で設定があればその内容が表示されます。

※青色申告書の提出年数：
令和６年度以降の契約より加入申請年分を含めた年数を選択します。詳しくは「第２章 2.2.1 加入申請書」の[**参考：「青色申告書の提出年数」について]** をご確認ください。

※シミュレーションに使用する保険期間の収入予測(17)：
[**参考：シミュレーションに使用する保険期間の収入予測(17)]**をご確認ください。

※品目単位の保険期間の収入予測：
[**参考：品目単位の保険期間の収入予測]**をご確認ください。

※最大補償設定：
[**参考：「最大補償設定」について]**をご確認ください。

※補償内容の選択：
「第２章 2.2.1 加入申請書」の[**参考：「補償内容の選択」の入力について]** をご確認ください。

※付加保険料（事務費）割引：
[**参考：付加保険料（事務費）割引について]**をご確認ください。

④ 登録済の情報をシミュレーションに利用する場合、『加入申請から取り込む』ボタンをクリックしてシミュレーション条件を設定します。

⑤ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

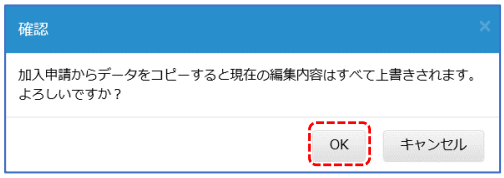

⑥ 加入申請から情報が取り込まれ、シミュレーション条件に設定されます。

⑦ 必須と記載がある項目が全て設定されていることを確認します。空欄があれば手動で設定します。

⑧ 『算定』ボタンをクリックします。

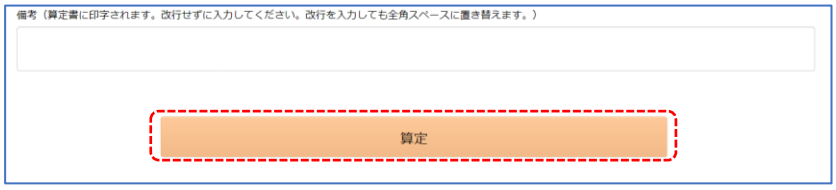

⑨ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

※加入申請から取り込まれる情報は以下の項目です。

【加入申請メニュー】画面から取り込まれる項目：

- シミュレーションに使用する基準収入金額（＝「基準収入金額」）
- 基準収入金額①
- 保険期間の見込農業収入金額②
- 過去の平均収入③
- 調整後の過去収入金額(規模拡大特例)④
- 調整後の過去収入金額(収入上昇傾向特例)⑤

【加入申請書】画面から取り込まれる項目：

- 補塡方式
- 保険方式の補償限度
- 保険方式の補償の下限
- 保険方式の支払率
- 積立方式の補償幅
- 積立方式の支払率
- 保険料支払方法
- 保険料（分割回数）
- 積立金－新たに積立方式に加入（※1）
- 積立金－継続して積立方式に加入（※2）

※1　令和６年度以降の契約で「保険方式＋積立方式」の場合、前年度契約が存在しない、または、前年度契約が「保険方式」の場合にチェックが入ります。

※2　令和６年度以降の契約で「保険方式＋積立方式」の場合、前年度契約が「保険方式＋積立方式」の場合にチェックが入ります。

ポイント！[手順⑦]

【加入申請書】画面の以下の項目が空欄だった場合は、算定時にシミュレーション条件で設定した内容が加入申請書に登録されます。

- 氏名又は法人名
- 青色申告書の提出年数

⑩ シミュレーションの結果が登録され、算定結果が表示されます。

※【参考：割引前】：
付加保険料（事務費）に割引があった場合に、割引前の付加保険料（事務費）と割引種類が表示されます。

※積立金は前年の状況で変動するため、継続して積立金に加入する場合、注釈が表示されます。

⑪ 必要に応じて『算定書作成』ボタンをクリックして、保険料及び保険金等算定書（兼お見積書）を作成します。作成された算定書は別ウィンドウで表示されます。

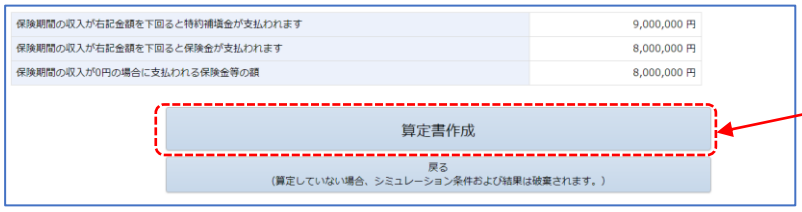

※算定書の見本は「付録 出力書類一覧」をご確認ください。

（シミュレーション条件を変更し、２回目以降のシミュレーションを行う場合は手順⑦～⑪を繰り返してください。）

参考：シミュレーションに使用する保険期間の収入予測(17)

「シミュレーションに使用する保険期間の収入予測(17)」を設定すると、設定された収入予測に基づき、シミュレーション算定結果の「保険金等」に支払われる保険金等の金額が表示されます。

保険期間の収入予測	シミュレーションに使用する保険期間の収入予測 (17)		4,500,000 円
	品目単位の保険期間の収入予測	非表示 反映	0 円

【算定後】

【保険金等】

保険期間の収入(17)が　4,500,000 円 の場合

保険金等合計 (18)+(19)	1,620,000 円
保険金 (18)={(8)-(17)}×(3) ※但し、下限(2)を設定している場合、(10)が上限	990,000 円
特約補塡金 (19)={(13)-(17)}×(5) ※但し、(12)が上限	630,000 円

参考：品目単位の保険期間の収入予測

「品目単位の保険期間の収入予測」を入力する場合、「表示」ボタンをクリックして入力欄を表示します。(「表示」ボタンはクリックごとに「表示/非表示」ボタンに切り替わります。)
農産物又は畜産物の収穫見込等を設定し、算出された「収入予測」を「反映」ボタンから「シミュレーションに使用する保険期間の収入予測(17)」に転記することができます。

保険期間の収入予測	シミュレーションに使用する保険期間の収入予測 (17)				3,526,666 円	← 反映
	品目単位の保険期間の収入予測	非表示	反映		92,105,000 円	
農産物又は畜産物			保険期間の収入予測			
	数量払見込金額 ⑤ =①×④	収入見込 =③+⑤	収量減少割合 ⑥	価格減少割合 ⑦	収入予測 =①×(1-⑥)×②×(1-⑦)}+{①×(1-⑥)×④}	
	合計					
		154,000,000 円			92,105,000 円	← 連動
米	35,000,000 円	65,000,000 円	30 %	70 %	30,800,000 円	
はちみつ	24,000,000 円	56,000,000 円	10 %	20 %	44,640,000 円	
小麦	6,000,000 円	33,000,000 円	45 %	10 %	16,665,000 円	

※左右にスクロール移動できます。

参考：「最大補償設定」について

『最大補償設定』ボタンをクリックすると、【補償内容の選択】の各項目は以下のように設定されます。

令和５年度（2023 年度）以前の契約の場合

・補塡方式　　：保険方式＋積立方式
・保険方式の補償限度(1)　：(青色申告書の提出年数と同じ年数の中の)最大値
・保険方式の補償の下限(2)：なし
・保険方式の支払率(3)　　：90%
・積立方式の補償幅(4)　　：10%
・積立方式の支払率(5)　　：90%

令和６年度（2024 年度）以降の契約の場合

「青色申告書の提出年数」「補塡方式」を選択すると、『最大補償設定』ボタンが活性化します。

補塡方式が「保険方式＋積立方式」の場合
・保険方式の補償限度(1)　：(青色申告書の提出年数と同じ年数の中の)最大値－10%
・保険方式の補償の下限(2)：なし
・保険方式の支払率(3)　　：90%
・積立方式の補償幅(4)　　：10%
・積立方式の支払率(5)　　：90%

補塡方式が「保険方式」の場合
・保険方式の補償限度(1)　：(青色申告書の提出年数と同じ年数の中の)最大値
・保険方式の補償の下限(2)：なし
・保険方式の支払率(3)　　：90%
・積立方式の補償幅(4)　　：(非活性)
・積立方式の支払率(5)　　：(非活性)

参考：付加保険料（事務費）割引について

付加保険料（事務費）割引の「インターネット申請」「自動継続特約」にチェックを入れることで、付加保険料（事務費）が割引された金額で算定されます。

・インターネット申請：
　画面で指定することで適用されます。前年度の契約がない場合「新規加入者向け」、前年度の契約がある場合「継続加入者向け」が適用されます。
・自動継続特約：
　画面で指定することで適用されます。前年度の契約がない場合「新規加入者向け」、前年度の契約がある場合「継続加入者向け」が適用されます。

前年度の契約有無と、「付加保険料（事務費）割引」で指定した内容によって、適用される割引を以下に示します。

新規/継続※	インターネット申請	自動継続特約	適用される割引
新規加入	チェックあり	チェックあり	インターネット申請割引（新規加入者向け） 自動継続割引（新規加入者向け）
		チェックなし	インターネット申請割引（新規加入者向け）
	チェックなし	チェックあり	自動継続割引（新規加入者向け）
		チェックなし	－
継続加入	チェックあり	チェックあり	インターネット申請割引（継続加入者向け） 自動継続割引（継続加入者向け）
		チェックなし	インターネット申請割引（継続加入者向け）
	チェックなし	チェックあり	自動継続割引（継続加入者向け）
		チェックなし	－

※新規/継続は、【シミュレーション】画面で指定する項目ではなく、前年度の契約の有無で判断します。
※インターネット申請割引、自動継続割引の算定の結果、付加保険料（事務費）が一定額を超えた場合、付加保険料軽減措置による割引が適用されます。
※前年度の契約がなく、新規加入と判断される場合、付加保険料（事務費）には初年度割を加算します。

第３章

保険期間中の手続き

3.1 加入申請日の属する年の実績申告および営農計画／その他項目の変更の操作概要

以下に加入申請日の属する年の実績申告および営農計画／その他項目の変更の登録時の操作概要を示します。

【加入申請メニュー】画面から、登録や修正が必要な申請内容の『登録』ボタンをクリックして加入申請日の属する年の実績申告、営農計画およびその他項目の変更の登録を開始します。

（※加入申請日の属する年の実績申告および営農計画／その他契約変更の登録を開始できるのは、加入申請または変更申請の申請状況が「承諾」されている場合です。）

① 加入申請書の修正

第３章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更 加入申請書

② 口座情報の修正

第３章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更 口座情報

③ 過去の農業収入金額申告書の修正

第３章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更 過去の農業収入金額申告書

④ 加入申請日の属する年の農業収入金額の入力

第３章 3.1.1 加入申請日の属する年の実績申告の登録（新規加入の場合）

第３章 3.1.2 加入申請日の属する年の実績申告の登録（継続加入の場合）

⑤ 保険期間の営農計画の修正

第３章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更 保険期間の営農計画

⑥ 保険期間の平均販売金額等試算表の修正

第３章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更 保険期間の平均販売金額等試算表

⑦ 保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額の修正

第３章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更 保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額

⑧ 農業経営の目標の修正

第３章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更 農業経営の目標

⑨ 各種確認事項の入力

第３章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更 各種確認事項

1）加入申請日の属する年の実績申告の登録（新規加入の場合）

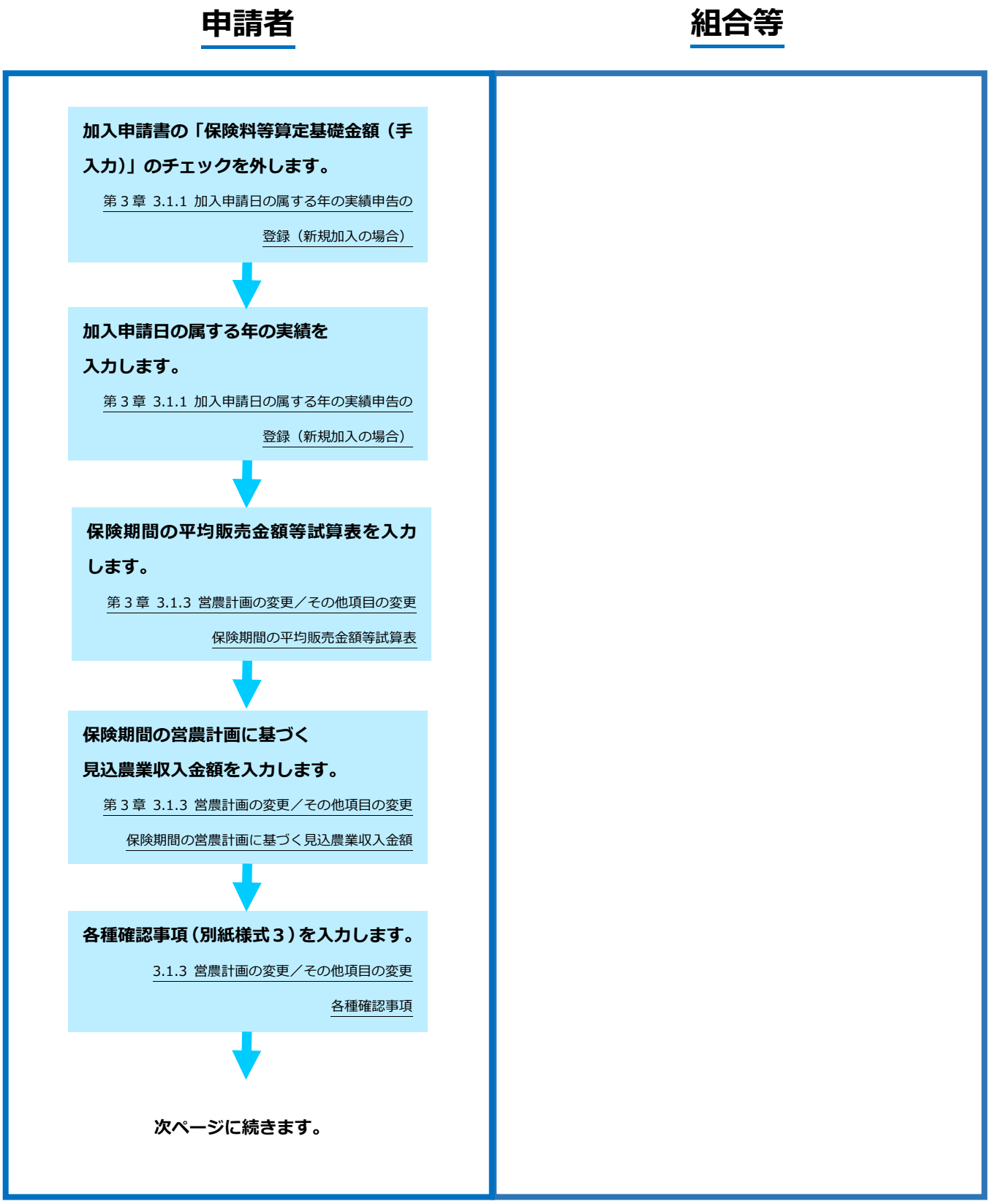

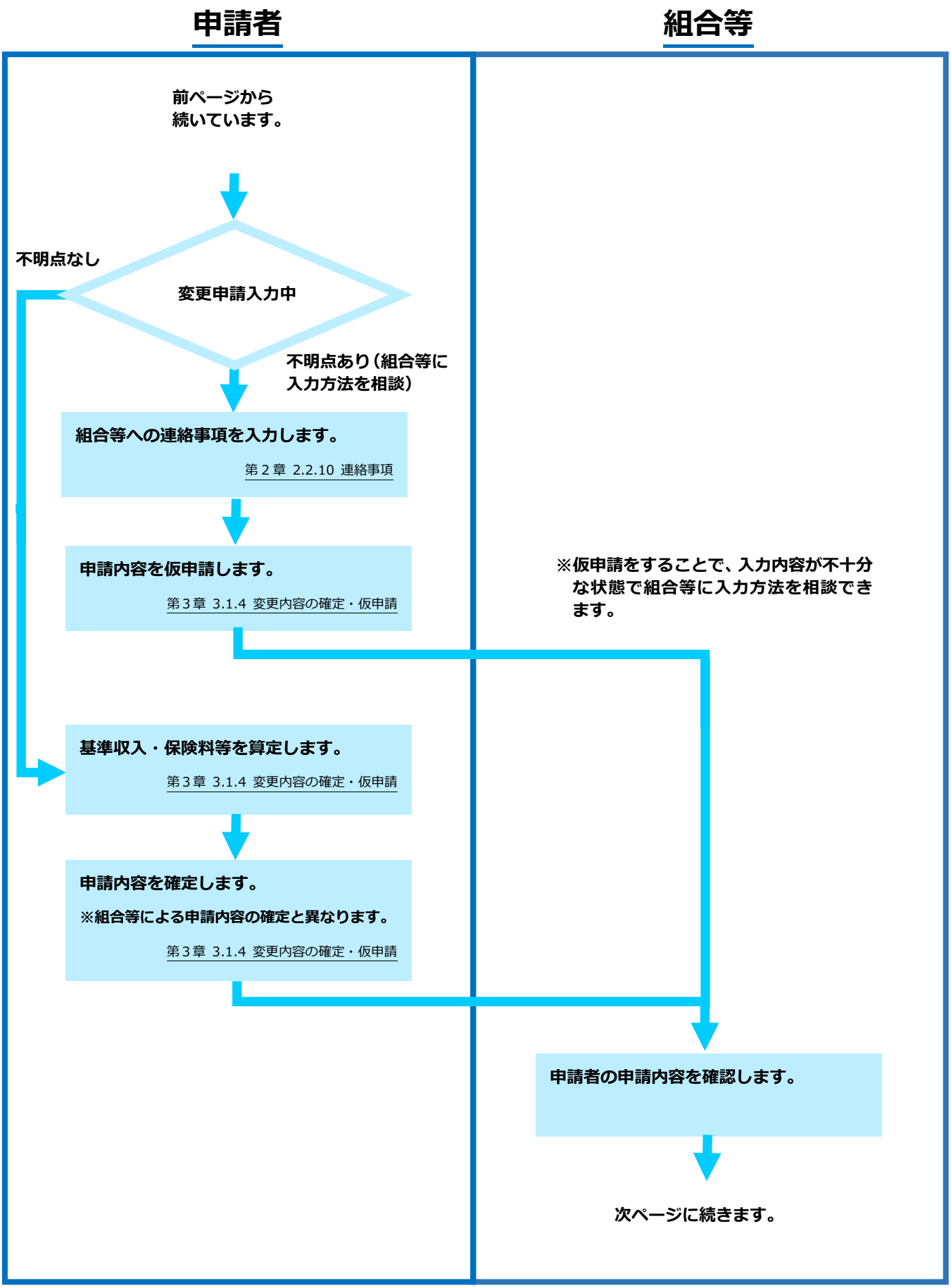
申請者
組合等
前ページから
続いています。
不明点なし
変更申請入力中
不明点あり（組合等に
入力方法を相談）
組合等への連絡事項を入力します。
第２章 2.2.10 連絡事項
申請内容を仮申請します。
第３章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請
※仮申請をすることで、入力内容が不十分
な状態で組合等に入力方法を相談できます。
基準収入・保険料等を算定します。
第３章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請
申請内容を確定します。
※組合等による申請内容の確定と異なります。
第３章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請
申請者の申請内容を確認します。
次ページに続きます。

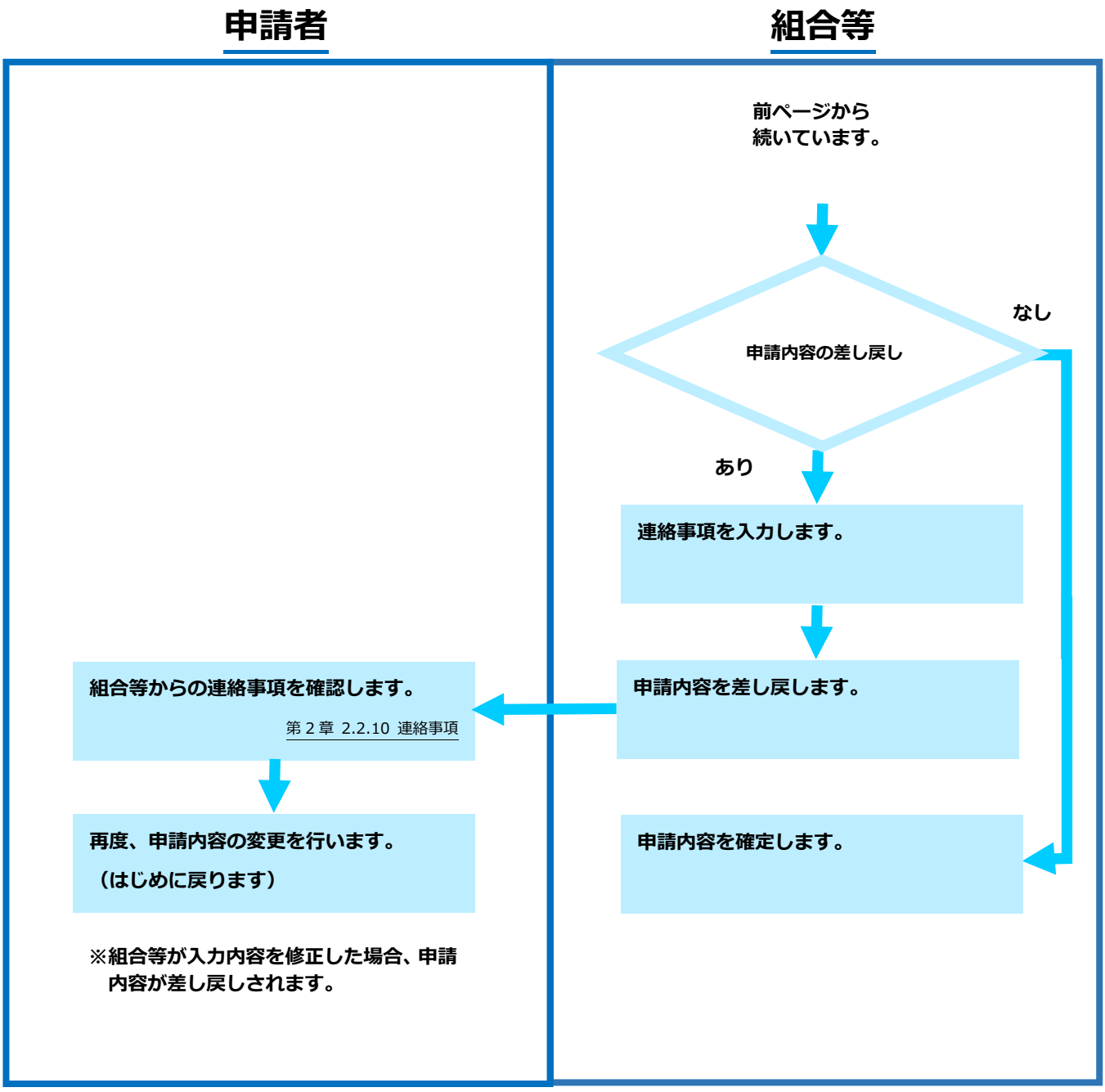
申請者
組合等
前ページから
続いています。
申請内容の差し戻し
なし
あり
連絡事項を入力します。
申請内容を差し戻します。
組合等からの連絡事項を確認します。
第 2 章 2.2.10 連絡事項
再度、申請内容の変更を行います。
（はじめに戻ります）
※組合等が入力内容を修正した場合、申請
内容が差し戻しされます。
申請内容を確定します。

２）加入申請日の属する年の実績申告の登録（継続加入の場合）

申請者

前年度契約情報を引込みます。

第３章 3.1.2 加入申請日の属する年の実績申告の登録（継続加入の場合）

↓

加入申請書の「保険料等算定基礎金額（手入力）」のチェックを外します。

第３章 3.1.2 加入申請日の属する年の実績申告の登録（継続加入の場合）

↓

保険期間の平均販売金額等試算表を入力します。

第３章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更

保険期間の平均販売金額等試算表

↓

保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額を入力します。

第３章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更

保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額

↓

各種確認事項（別紙様式３）を入力します。

第３章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更

各種確認事項

↓

次ページに続きます。

組合等

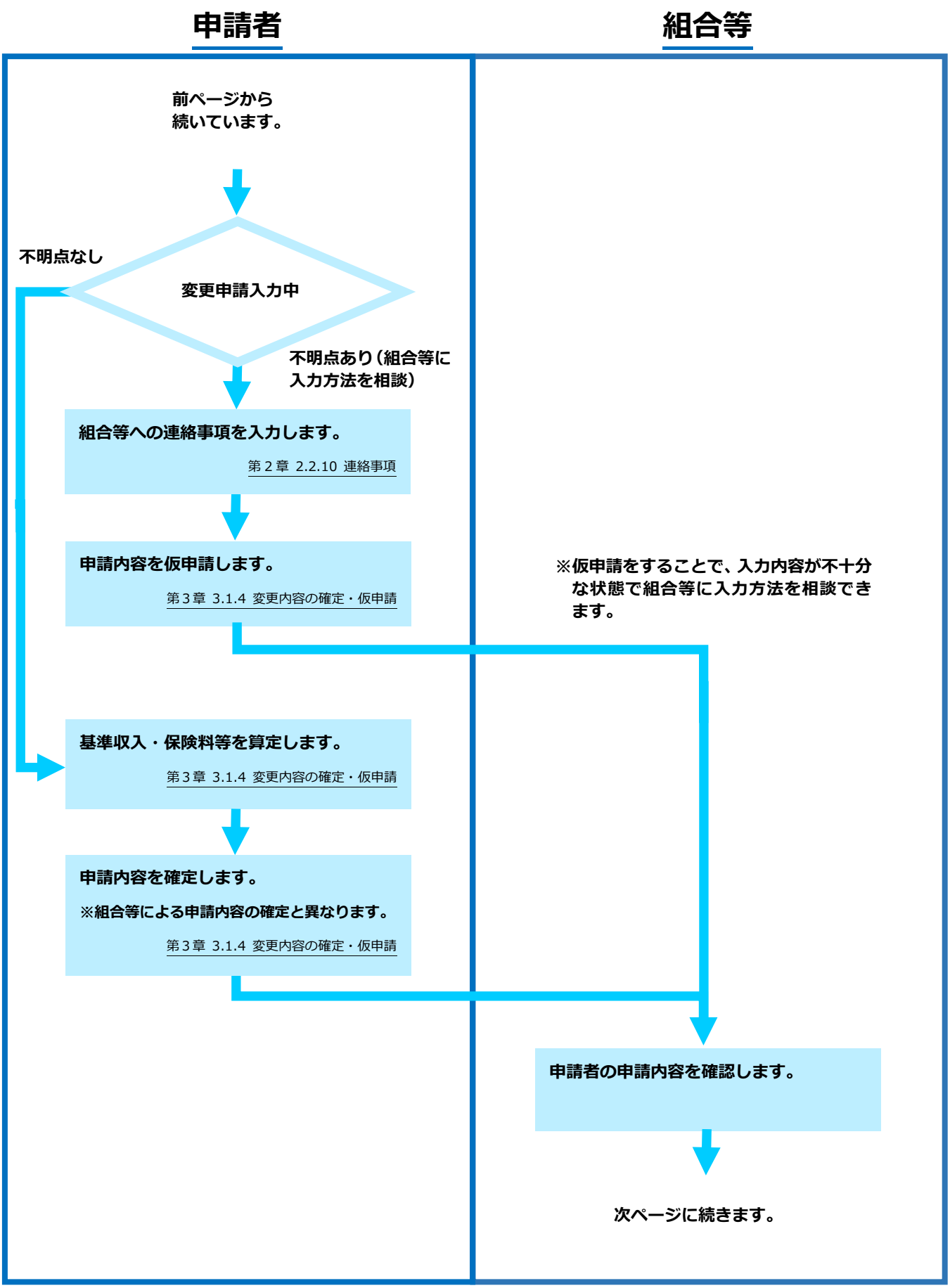
申請者
組合等
前ページから
続いています。
不明点なし
変更申請入力中
不明点あり（組合等に
入力方法を相談）
組合等への連絡事項を入力します。
第 2 章 2.2.10 連絡事項
申請内容を仮申請します。
第 3 章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請
※仮申請をすることで、入力内容が不十分な状態で組合等に入力方法を相談できます。
基準収入・保険料等を算定します。
第 3 章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請
申請内容を確定します。
※組合等による申請内容の確定と異なります。
第 3 章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請
申請者の申請内容を確認します。
次ページに続きます。

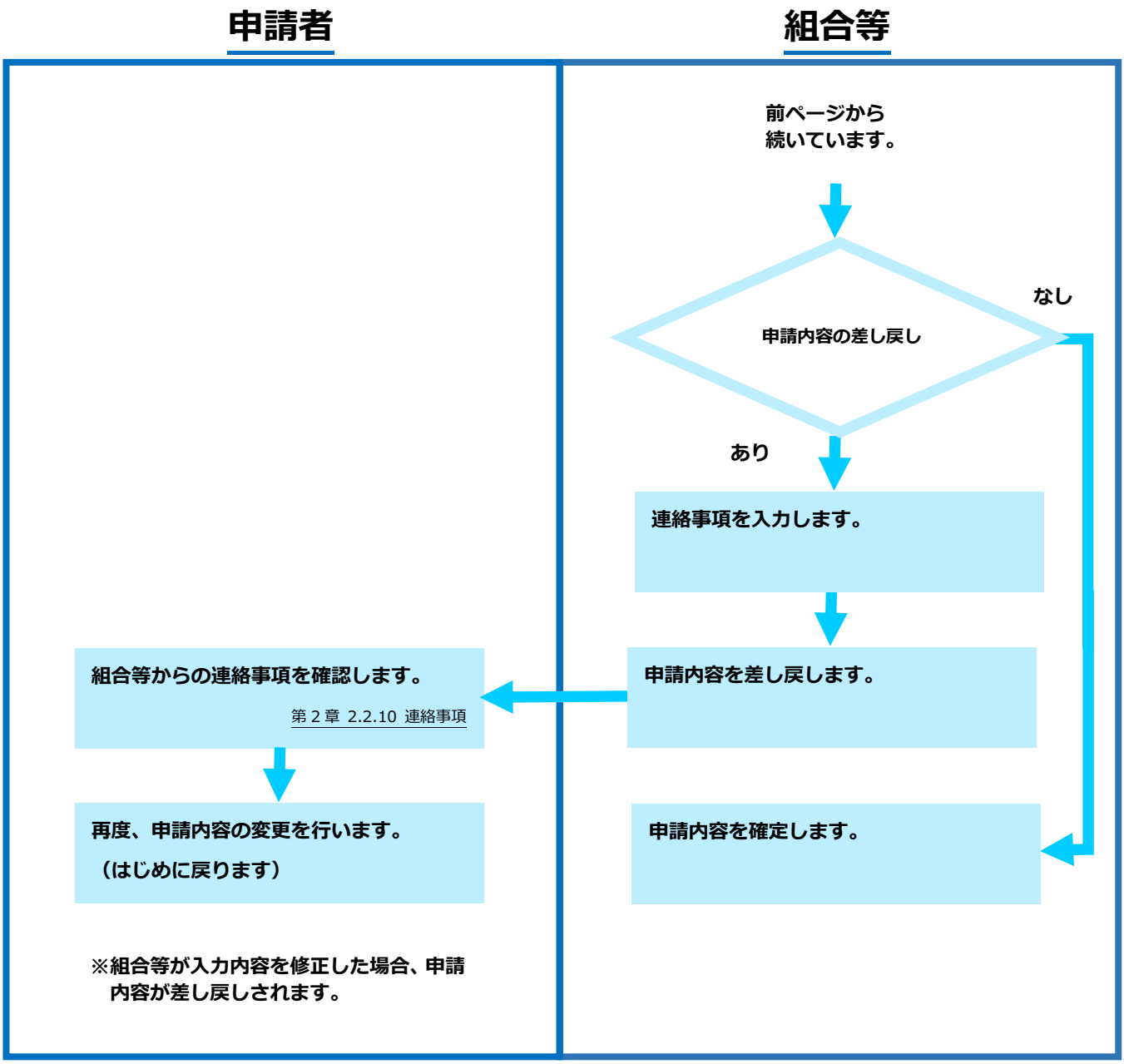
申請者
組合等
前ページから
続いています。
申請内容の差し戻し
なし
あり
連絡事項を入力します。
申請内容を差し戻します。
組合等からの連絡事項を確認します。
第 2 章 2.2.10 連絡事項
再度、申請内容の変更を行います。
（はじめに戻ります）
申請内容を確定します。
※組合等が入力内容を修正した場合、申請
内容が差し戻しされます。

3）営農計画の変更

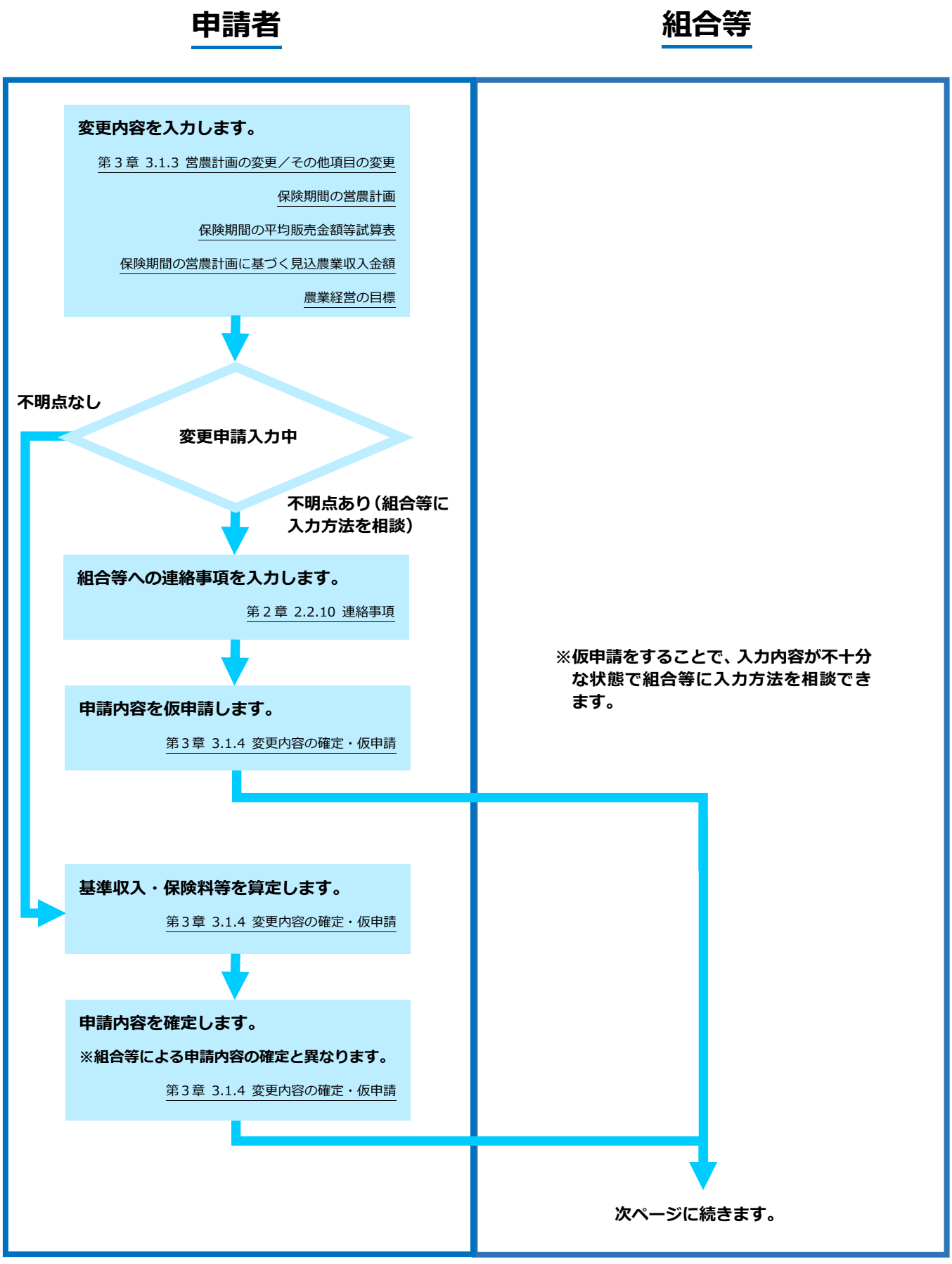
申請者
組合等
変更内容を入力します。
第 3 章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更
保険期間の営農計画
保険期間の平均販売金額等試算表
保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額
農業経営の目標
不明点なし
変更申請入力中
不明点あり（組合等に入力方法を相談）
組合等への連絡事項を入力します。
第 2 章 2.2.10 連絡事項
申請内容を仮申請します。
第 3 章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請
※仮申請をすることで、入力内容が不十分な状態で組合等に入力方法を相談できます。
基準収入・保険料等を算定します。
第 3 章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請
申請内容を確定します。
※組合等による申請内容の確定と異なります。
第 3 章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請
次ページに続きます。

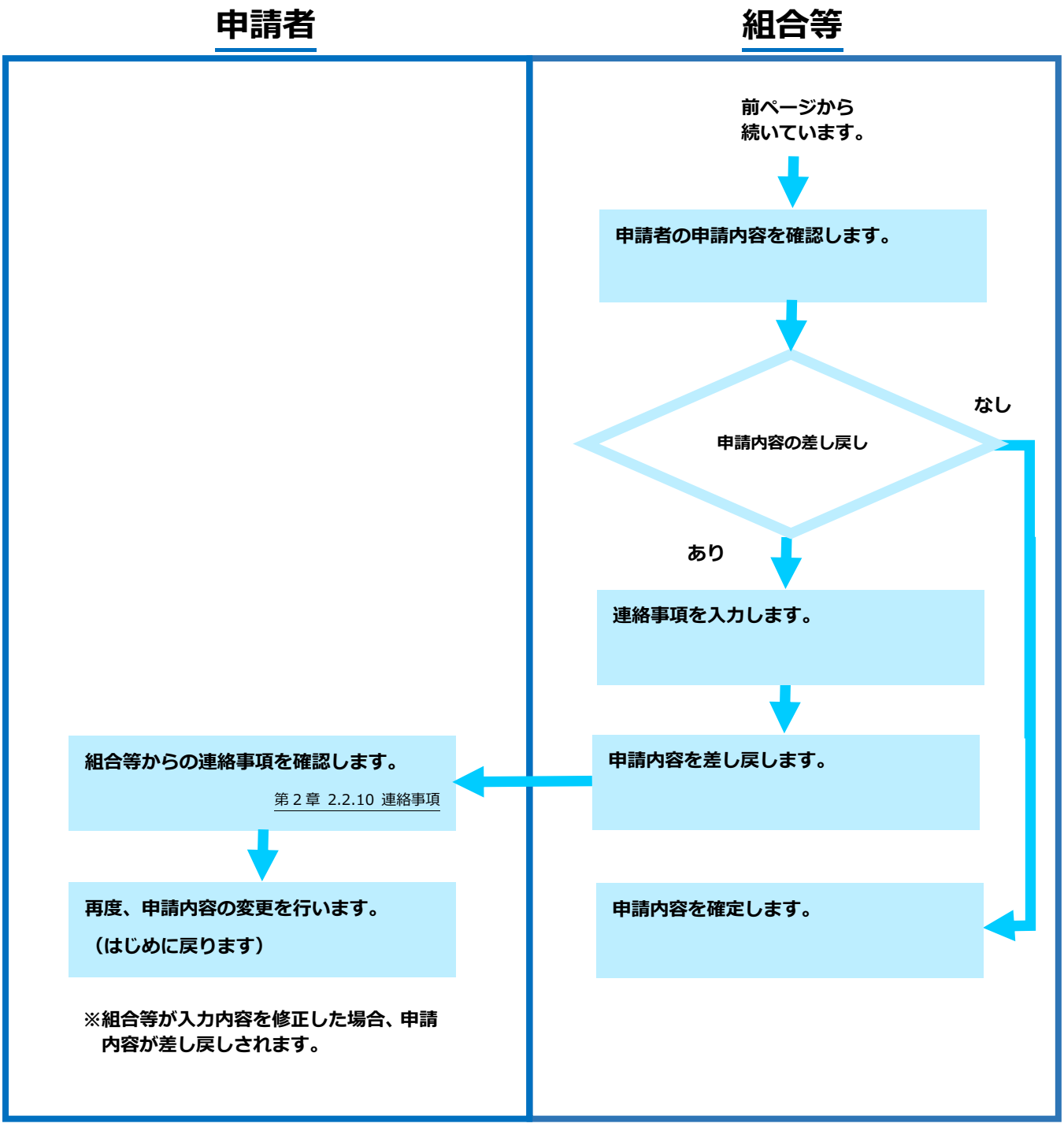
申請者
組合等
前ページから
続いています。
申請者の申請内容を確認します。
申請内容の差し戻し
なし
あり
連絡事項を入力します。
申請内容を差し戻します。
組合等からの連絡事項を確認します。
第２章 2.2.10 連絡事項
再度、申請内容の変更を行います。
（はじめに戻ります）
※組合等が入力内容を修正した場合、申請
内容が差し戻しされます。
申請内容を確定します。

4）過去の農業収入金額の訂正

※過去の確定申告の修正（更生の請求、修正申告）や、消費税率の変更、消費税の扱いの変更（税込経理方式⇔税抜経理方式）などの場合

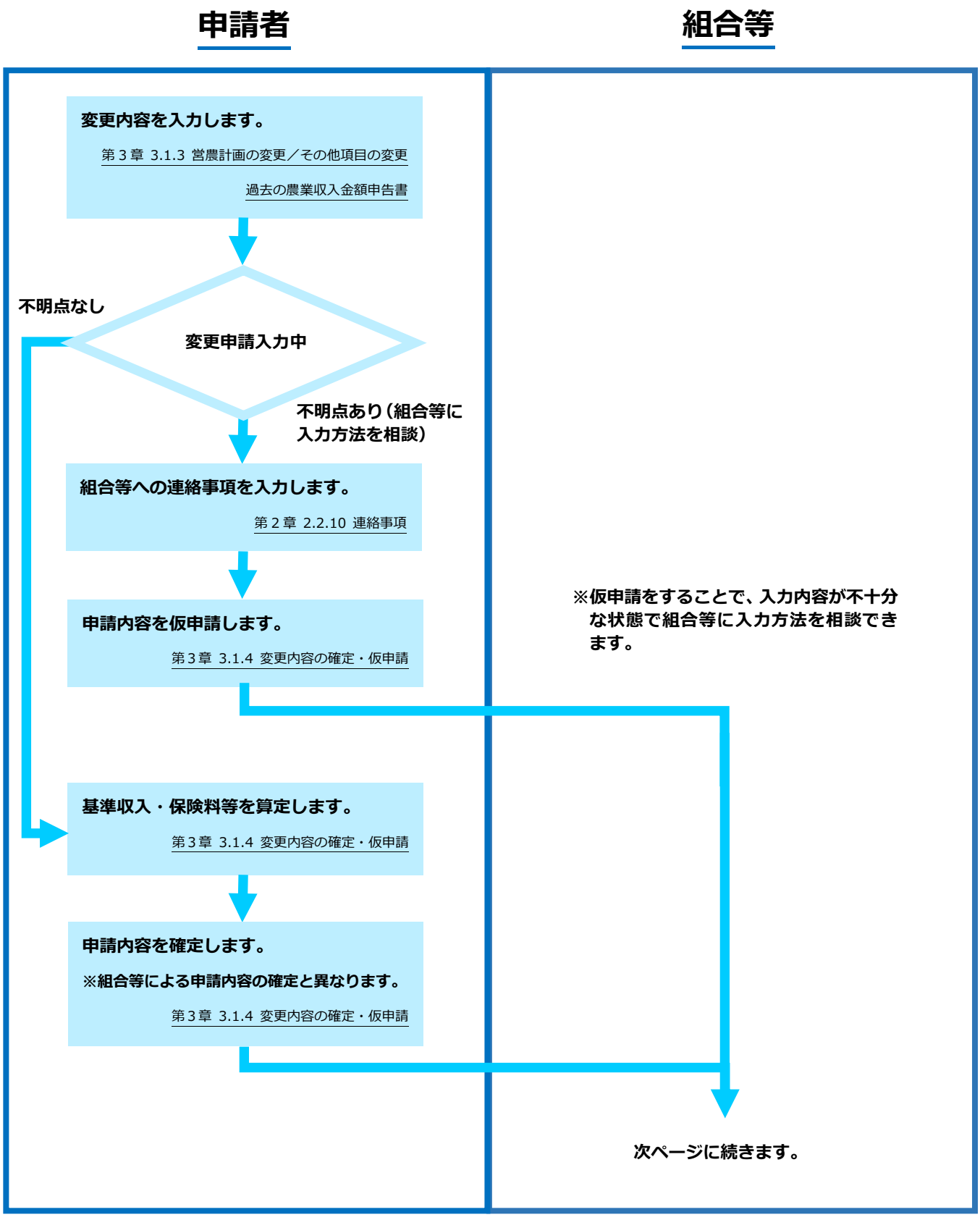

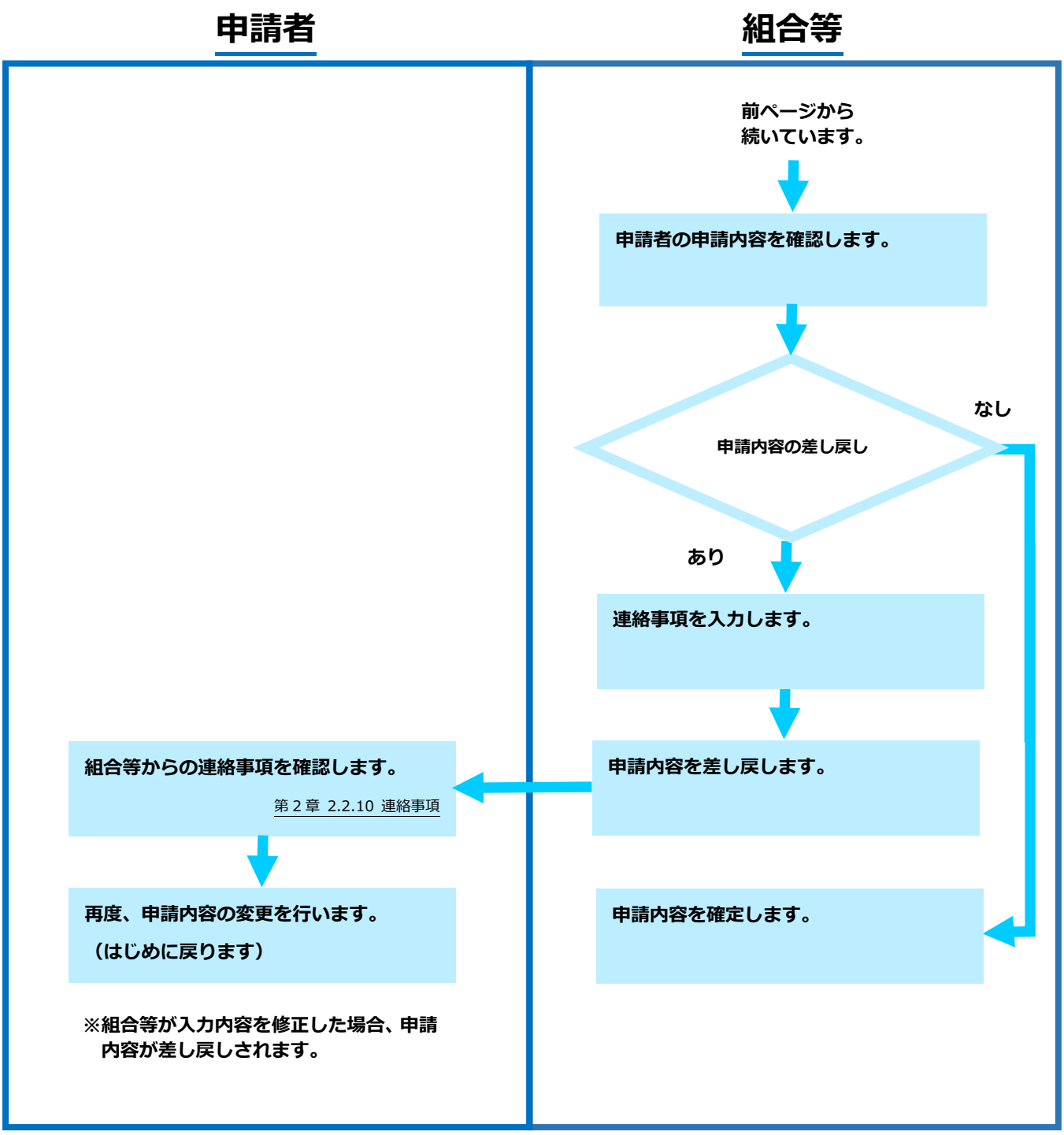
申請者
組合等
前ページから
続いています。
申請者の申請内容を確認します。
申請内容の差し戻し
なし
あり
連絡事項を入力します。
申請内容を差し戻します。
組合等からの連絡事項を確認します。
第２章 2.2.10 連絡事項
再度、申請内容の変更を行います。
（はじめに戻ります）
申請内容を確定します。
※組合等が入力内容を修正した場合、申請
内容が差し戻しされます。

5）登録口座（保険料等口座、保険金等口座）の変更

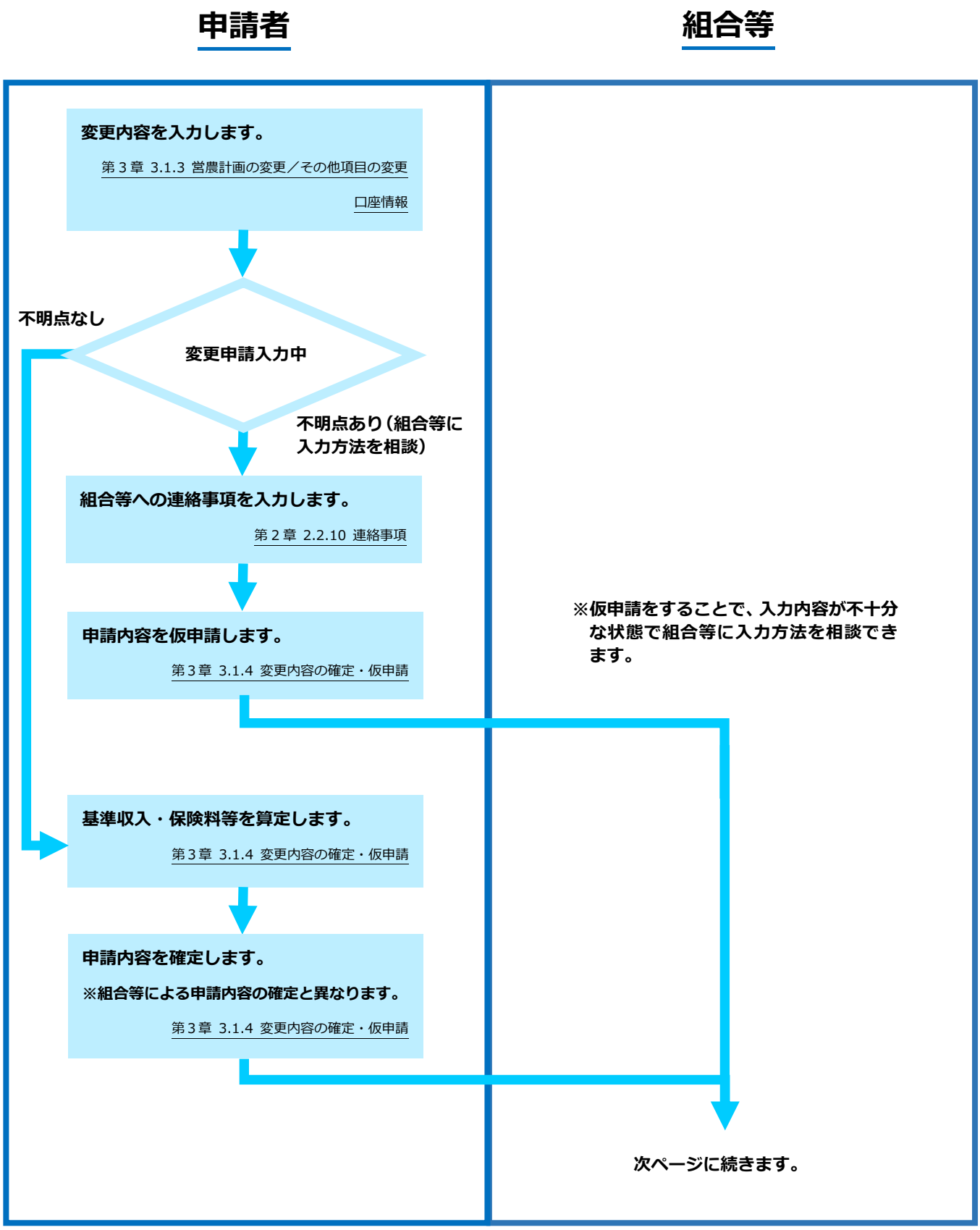

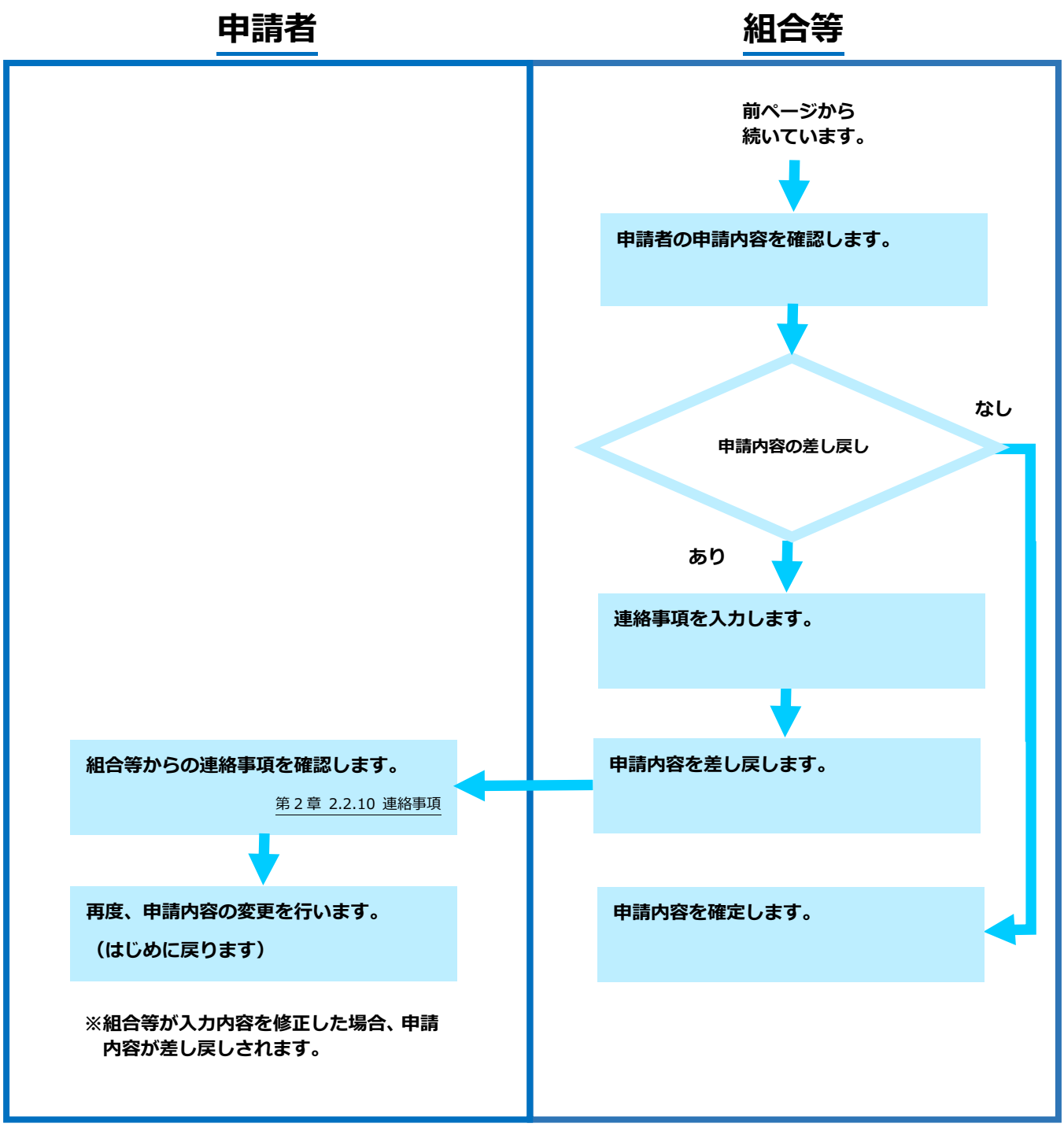
申請者
組合等
前ページから
続いています。
申請者の申請内容を確認します。
申請内容の差し戻し
なし
あり
連絡事項を入力します。
申請内容を差し戻します。
組合等からの連絡事項を確認します。
第 2 章 2.2.10 連絡事項
再度、申請内容の変更を行います。
（はじめに戻ります）
※組合等が入力内容を修正した場合、申請
内容が差し戻しされます。
申請内容を確定します。

6）その他の修正

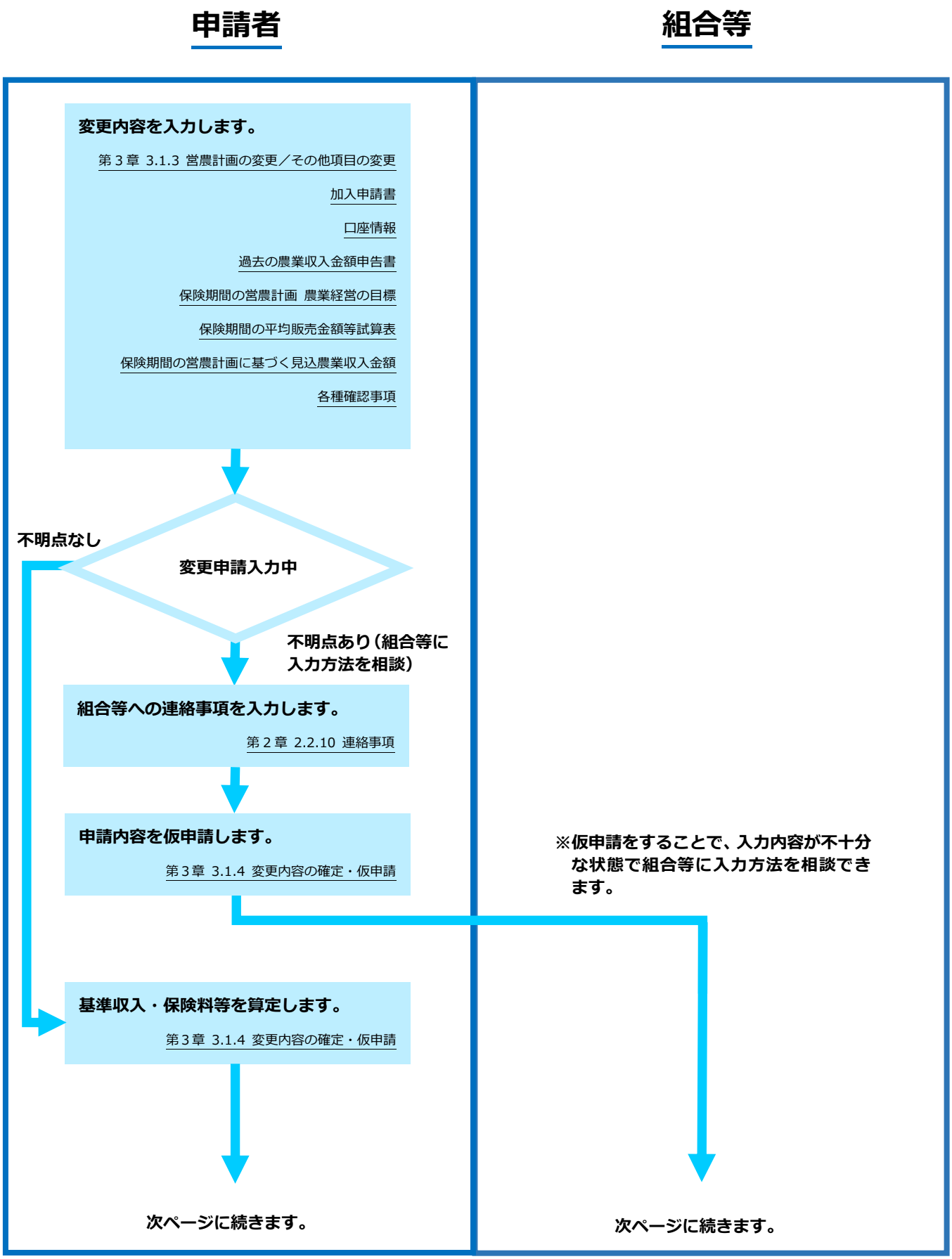
申請者
組合等
変更内容を入力します。
第 3 章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更
加入申請書
口座情報
過去の農業収入金額申告書
保険期間の営農計画 農業経営の目標
保険期間の平均販売金額等試算表
保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額
各種確認事項
不明点なし
変更申請入力中
不明点あり（組合等に入力方法を相談）
組合等への連絡事項を入力します。
第 2 章 2.2.10 連絡事項
申請内容を仮申請します。
第 3 章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請
※仮申請をすることで、入力内容が不十分な状態で組合等に入力方法を相談できます。
基準収入・保険料等を算定します。
第 3 章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請
次ページに続きます。
次ページに続きます。

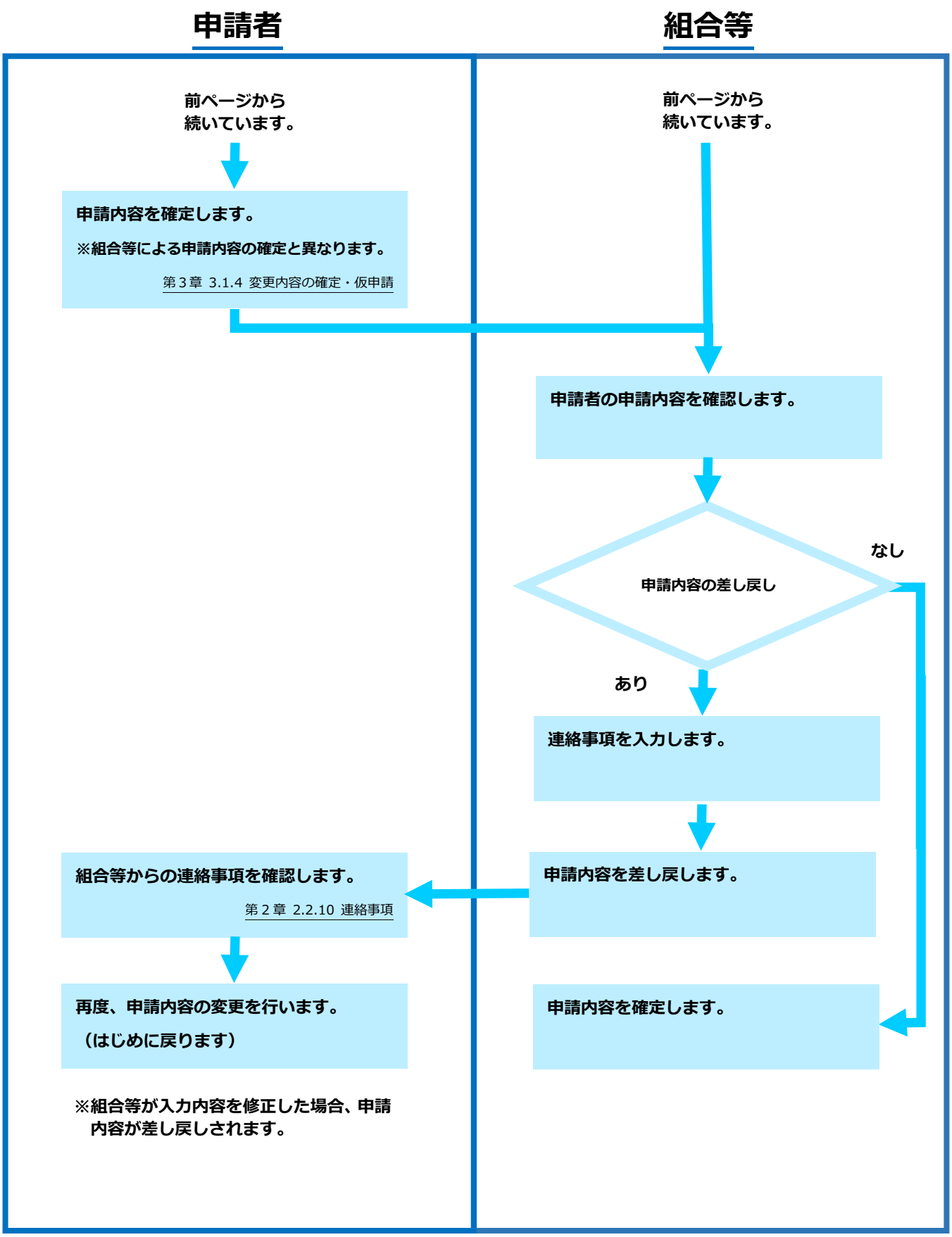
申請者
組合等
前ページから
続いています。
申請内容を確定します。
※組合等による申請内容の確定と異なります。
第３章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請
前ページから
続いています。
申請者の申請内容を確認します。
申請内容の差し戻し
なし
あり
連絡事項を入力します。
申請内容を差し戻します。
組合等からの連絡事項を確認します。
第２章 2.2.10 連絡事項
再度、申請内容の変更を行います。
（はじめに戻ります）
※組合等が入力内容を修正した場合、申請
内容が差し戻しされます。
申請内容を確定します。

3.1.1 加入申請日の属する年の実績申告の登録（新規加入の場合）

新規加入の場合の加入申請日の属する年の実績申告を登録する手順を説明します。

① 【申請者ポータル】画面の年度を選択し、『契約の申込/確認/変更』ボタンをクリックして【加入申請メニュー】画面を開きます。

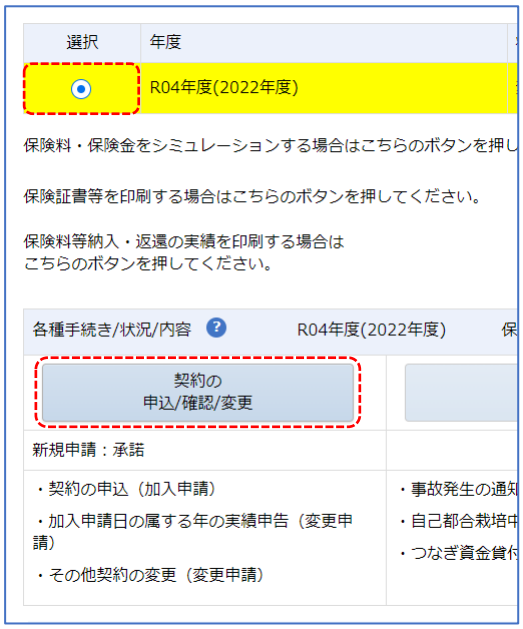

[保険料等算定基礎金額（手入力）のチェックを外す]

② 【加入申請メニュー】画面の「加入申請書」の『登録』ボタンをクリックして【加入申請書】画面を開きます。

重要

登録を開始できるのは、加入申請または変更申請の申請状況が「承諾」の申請者です。
以下の状態の場合、登録をすることができません。
- つなぎ資金貸付限度額算定中（「事故発生等通知状況」が「受付済」）
- つなぎ資金借入申請中（「借入申請状況」が「申請待ち」「申請受付済」「確認依頼あり」）
- 積立方式のみ解除後、解除通知書（積立方式のみ）が未作成
- 保険期間の農業収入金額実績申告が開始された
- 契約解除済

③ 「保険料等算定基礎金額（手入力）」のチェックを外します。

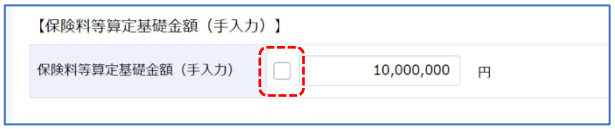

④ 『登録』ボタンをクリックします。

⑤ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が表示されます。

（変更申請開始時）

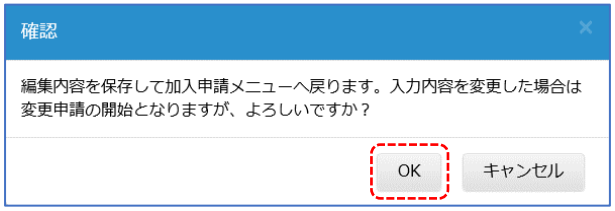

[加入申請日の属する年の実績の登録]

⑥ 【加入申請メニュー】画面の「過去の農業収入金額申告書」で「加入申請年分」の『登録』ボタンをクリックして【過去の農業収入金額申告書】画面を開きます。

⑦ 登録内容を入力します。

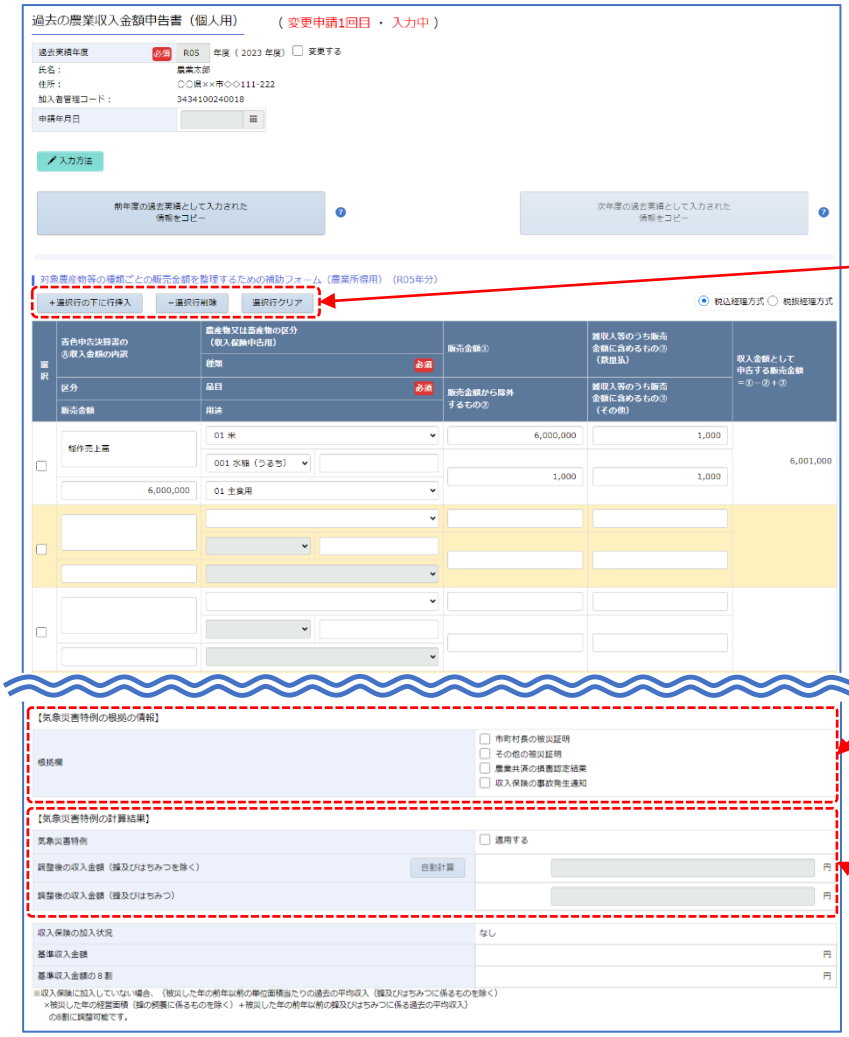

※行操作ボタン：
「第 3 章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更」の**[参考：【過去の農業収入金額申告書】画面 補助フォームの行の操作方法]**をご確認ください。

※気象災害特例の根拠の情報：
気象災害特例の「適用する」にチェックを入れている場合、必須となります。

※気象災害特例の計算結果：
【加入申請書】画面で「気象災害特例」にチェックを入れている場合に表示されます。
詳しくは「第 2 章 2.2.3 過去の農業収入金額申告書」**[参考：気象災害特例の計算結果について]**をご確認ください。

⑧ 『登録』ボタンをクリックします。

⑨ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が表示されます。

（変更申請開始後）

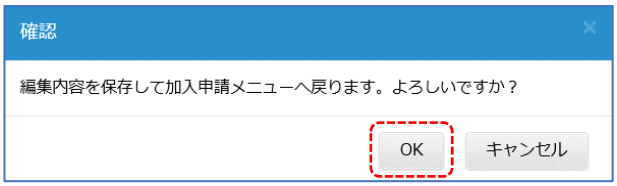

[保険期間の平均販売金額等試算表の登録]

⑩ 【加入申請メニュー】画面の「保険期間の平均販売金額等試算表」の『登録』ボタンをクリックして【保険期間の平均販売金額等試算表】画面を開きます。

⑪ 保険期間の平均販売金額等試算表の内容の入力については「第 2 章 2.2.5 保険期間の平均販売金額等試算表」をご確認ください。

⑫ 『登録』ボタンをクリックします。

⑬ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が表示されます。

[保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額の登録]

⑭ 【加入申請メニュー】画面の「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」の『登録』ボタンをクリックして【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面を開きます。

⑮ 保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額の内容の入力については「第 2 章 2.2.6 保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」をご確認ください。

⑯ 『登録』ボタンをクリックします。

⑰ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が表示されます。

[各種確認事項（別紙様式３）の登録]

⑱ 【加入申請メニュー】画面の「各種確認事項」の『登録』ボタンをクリックして【各種確認事項】の画面を開きます。

⑲ 「収入保険の過去の農業収入金額申告における確認事項（別紙様式３）」を入力します。

※一括設定（別紙様式 3）：
別紙様式 3 の全てのチェック欄を「ない」に設定します。別紙様式 3 のチェック欄がすべて未選択の場合に表示されます。

※詳細：
入力可能文字数は 300 字です。

※『収入保険の加入申請における確認事項（別紙様式２）表示』ボタン：
別紙様式 2 号の内容を変更する場合は、それぞれのボタンをクリックすると、「別紙様式 2」が表示されます。

⑳ 『登録』ボタンをクリックします。

㉑ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が表示されます。

㉒ その他項目を変更する場合は、「第 3 章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更」をご確認ください。

㉓ 基準収入金額を算定し、変更内容を確定します。基準収入金額を算定等の手順については「第 3 章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請」をご確認ください。

3.1.2 加入申請日の属する年の実績申告の登録（継続加入の場合）

継続加入の場合の加入申請日の属する年の実績申告を登録する手順を説明します。

① 「第 3 章 3.1.1 加入申請日の属する年の実績申告の登録（新規加入の場合）」を参照して、【加入申請メニュー】画面を開きます。

[前年度契約情報の引込み]

② 【加入申請メニュー】画面の『前年度契約情報の引込み』ボタンをクリックします。

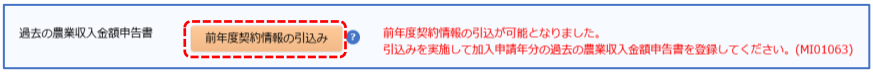

③ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

④ 情報の引込が完了し、【加入申請メニュー】画面が表示されます。【加入申請メニュー】画面の「前年度契約情報の引込み」が「引込済」になっていることを確認します。

重要

登録を開始できるのは、加入申請または変更申請の申請状況が「承諾」の申請者です。
以下の状態の場合、登録をすることができません。
- つなぎ資金貸付限度額算定中（「事故発生等通知状況」が「受付済」）
- つなぎ資金借入申請中（「借入申請状況」が「申請待ち」「申請受付済」「確認依頼あり」）
- 積立方式のみ解除後、解除通知書（積立方式のみ）が未作成
- 保険期間の農業収入金額実績申告が開始された
- 契約解除済
- 前年度の保険期間の農業収入金額実績申告が未承諾

※前年度契約情報の引込みの条件、内容については **[参考：前年度契約情報の引込み]** をご確認ください。

※『前年度契約情報の引込み』ボタンをクリックした後に、再度前年度契約情報の引込みを行う場合は、【加入申請メニュー】画面の『取り下げ』ボタンをクリックし、変更申請を取り下げてください。
【加入申請メニュー】画面の『取り下げ』ボタンについては「第 3 章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請」の**[参考：変更申請の取り下げ]**をご確認ください。

⑤ 【加入申請メニュー】画面の「過去の農業収入金額申告書」で加入申請年分の『登録』ボタンをクリックして【過去の農業収入金額申告書】画面を開き、内容を確認します。

⑥ 『戻る』ボタンをクリックします。

⑦ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。【加入申請メニュー】画面が表示されます。

[保険料等算定基礎金額（手入力）のチェックを外す]

⑧ 【加入申請メニュー】画面の「加入申請書」の『登録』ボタンをクリックして【加入申請書】画面を開きます。

⑨ 「保険料等算定基礎金額（手入力）」のチェックを外します。

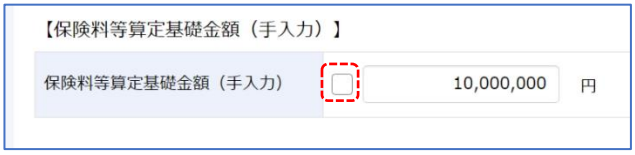

⑩ 『登録』ボタンをクリックします。

⑪ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が表示されます。

※『前年度契約情報の引込み』ボタンのクリックにより登録された加入申請年の過去の農業収入金額申告書の内容に間違いがある場合は、最寄りの農業共済組合にお問い合わせください。

[保険期間の平均販売金額等試算表の登録]

⑫ 【加入申請メニュー】画面の「保険期間の平均販売金額等試算表」の『登録』ボタンをクリックして【保険期間の平均販売金額等試算表】画面を開きます。

⑬ 登録内容を入力します。

⑭ 『登録』ボタンをクリックします。

⑮ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が表示されます。

[保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額の登録]

⑯ 【加入申請メニュー】画面の「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」の『登録』ボタンをクリックして【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面を開きます。

⑰ 登録内容を入力します。

⑱ 『登録』ボタンをクリックします。

⑲ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が表示されます。

[各種確認事項（別紙様式３）の登録]

⑳ 【加入申請メニュー】画面の「各種確認事項」の『登録』ボタンをクリックして【各種確認事項】の画面を開きます。

㉑「収入保険の過去の農業収入金額申告における確認事項（別紙様式３）」を入力します。

㉒『登録』ボタンをクリックします。

㉓ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。編集内容が保存され、【加入申請メニュー】画面が表示されます。

㉔ その他項目を変更する場合は、「第 3 章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更」をご確認ください。

㉕ 基準収入金額を算定し、変更内容を確定します。基準収入金額を算定等の手順については「第 3 章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請」をご確認ください。

参考：前年度契約情報の引込み

『前年度契約情報の引込み』ボタンをクリックすると、前年度契約から以下の情報が設定されます。
- 積立金残高（※1）
- 保険期間の農業収入金額実績（※2）

前年度契約の引込は一度だけ登録できます。

次の場合に『前年度契約情報の引込み』ボタンをクリックすることができます。
- 前年度契約が契約解除されていない
- 前年度契約が令和 3 年度以前の場合
  - 前年度契約の保険期間の農業収入金額実績申告の「保険金・特約補塡金の請求」が「請求する」「請求しない」、かつ、保険期間の農業収入金額実績が全国連合会による承認済
  - 前年度契約の保険期間の農業収入金額実績申告の「保険金・特約補塡金の請求」が「請求を予定している」、かつ、保険金等請求が全国連合会による承認済
- 前年度契約が令和 4 年度以降の場合
  - 前年度契約の保険期間の農業収入金額実績申告の「保険金・特約補塡金の請求」が「請求する」「請求しない」、かつ、保険期間の農業収入金額実績が全国連合会による承認済

※1：継続して積立方式に加入時のみ積立金残高が設定されます。

※2：前年度契約の保険期間の農業収入金額実績の各項目から、今年度契約の【過去の農業収入金額申告書】画面の「加入申請年分」の対応する項目に上書きされます。

引き込まれる内容は、**[参考：【過去の農業収入金額申告書】画面（加入申請年分）に引き込まれる項目]**をご確認ください。

参考：【過去の農業収入金額申告書】画面（加入申請年分）に引き込まれる項目

「前年度契約情報の引込み」が行われたとき、前年度契約の【保険期間の農業収入金額実績申告】画面の各項目が、翌年度契約の【過去の農業収入金額実績申告】画面（加入申請年分）の対応する項目に以下のようにコピーされます。

【保険期間の農業収入金額実績申告】画面 コピー元	コピー	【過去の農業収入金額実績申告】画面 （加入申請年分） コピー先
補助フォーム		
消費税方式	→	消費税方式
区分	→	区分
販売金額	→	販売金額
種類	→	種類
品目	→	品目
品目（自由入力）	→	品目（自由入力）
用途	→	用途
販売金額①	→	販売金額①
販売金額から除外するもの②	→	販売金額から除外するもの②
雑収入等のうち販売金額に含めるもの③ （数量払）	→	雑収入等のうち販売金額に含めるもの③ （数量払）
雑収入等のうち販売金額に含めるもの③ （その他）	→	雑収入等のうち販売金額に含めるもの③ （その他）
収入金額として申告する販売金額 ＝①－②＋③ ※以下の金額を差し引いた額になります。 ・保険期間中の農業収入金額に加算する金額 ・野菜価格安定制度の交付金	→	収入金額として申告する販売金額 ＝①－②＋③
申告内容		
種類	→	種類
品目	→	品目
品目（自由入力）	→	品目（自由入力）
用途	→	用途
期首棚卸高 ①金額	→	期首棚卸高①
②販売金額 ※以下の金額を差し引きます。 ・保険期間中の農業収入金額に加算する金額 ・野菜価格安定制度の交付金	→	販売金額②
事業消費金額 ③金額	→	事業消費金額③
期末棚卸高 ④金額	→	期末棚卸高④
⑤農業収入金額 ※以下の金額を差し引いた額になります。 ・保険期間中の農業収入金額に加算する金額 ・野菜価格安定制度の交付金	→	収入金額 ＝②＋③＋④－①

3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更

営農計画の変更、または、その他項目の変更を登録する手順を説明します。

① 「第 3 章 3.1.1 加入申請日の属する年の実績申告の登録（新規加入の場合）」を参照して、【加入申請メニュー】画面を開きます。

② 変更内容を登録します。

③ 基準収入金額を算定し、変更内容を確定します。基準収入金額を算定等の手順については「第 3 章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請」をご確認ください。

重要

変更を開始できるのは、加入申請または変更申請の申請状況が「承諾」の申請者です。
以下の状態の場合、変更をすることができません。
- つなぎ資金貸付限度額算定中（「事故発生等通知状況」が「受付済」）
- つなぎ資金借入申請中（「借入申請状況」が「申請待ち」「申請受付済」「確認依頼あり」）
- 積立方式のみ解除後、解除通知書（積立方式のみ）が未作成
- 保険期間の農業収入金額実績申告が開始された
- 契約解除済

以下に各画面の変更できない項目について説明します。

加入申請書

以下の項目は変更できません。

・申請年月日
・事業年度
・補塡方式
・野菜価格安定制度の同時利用の特例
・保険料・積立金の支払方法
・別紙１「加入申請に関する制約事項」に記載された内容について
・別紙２「個人情報の取扱」に記載された内容について
・保険証書等の郵送希望

また、選択されている変更事由により変更できる項目が異なります。「加入申請日の属する年の実績申告の登録」を行う場合は以下の項目を変更できます。

・青色申告書の提出年数
・青色申告の種類
・保険方式の補償限度
・保険方式の補償の下限
・積立方式の補償幅
・収入上昇傾向特例
・気象災害特例
・期末棚卸高の販売単価

「加入申請日の属する年の実績申告の登録」「営農計画の変更」を行う場合は以下の項目を変更できます。

・保険方式の支払率
・積立方式の支払率
・規模拡大特例

詳しくは「第 3 章 3.1.4 変更内容の確定・仮申請」の**[参考：「変更事由」選択時の入力制御]**をご確認ください。

【加入申請書】画面

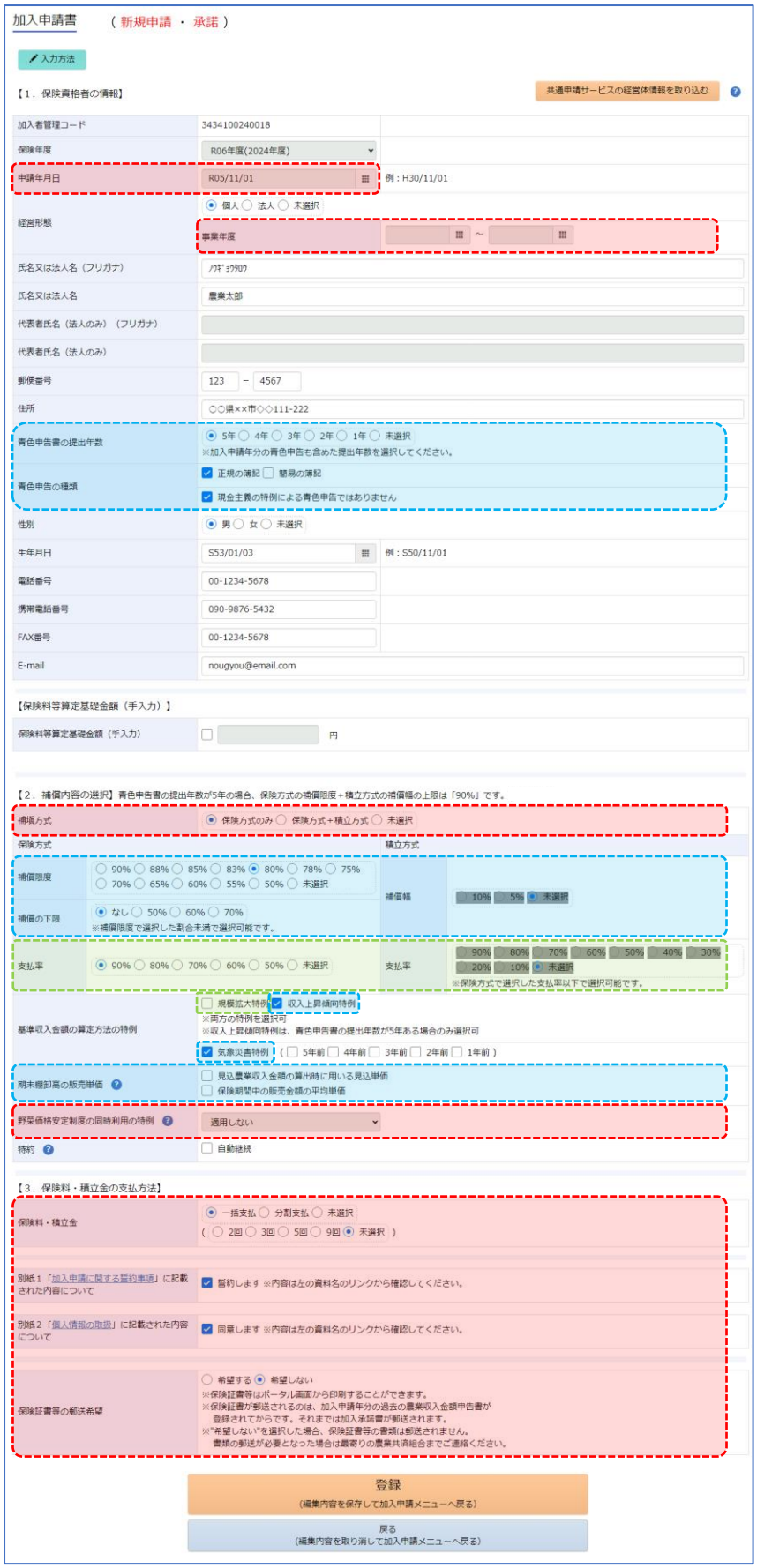

※ (赤枠)：
変更できない項目です。

※ (青枠)：
「加入申請日の属する年の実績申告の登録」の場合に変更できる項目です。

※ (緑枠)：
「加入申請日の属する年の実績申告の登録」「営農計画の変更」の場合に変更できる項目です。

重要

「青色申告書の提出年数」を加入申請時よりも少ない年数に変更する場合は、事前に減らした年度の「過去の農業収入金額申告書」を削除してから変更してください。

重要

「気象災害特例」のチェックを外す場合は、事前に「過去の農業収入金額申告書」にて気象災害特例の「適用する」のチェックを外してから変更してください。

口座情報

すべての項目を変更できます。

【口座情報】画面

過去の農業収入金額申告書

以下の項目は変更できません。

・申請年月日

【過去の農業収入金額申告書】画面

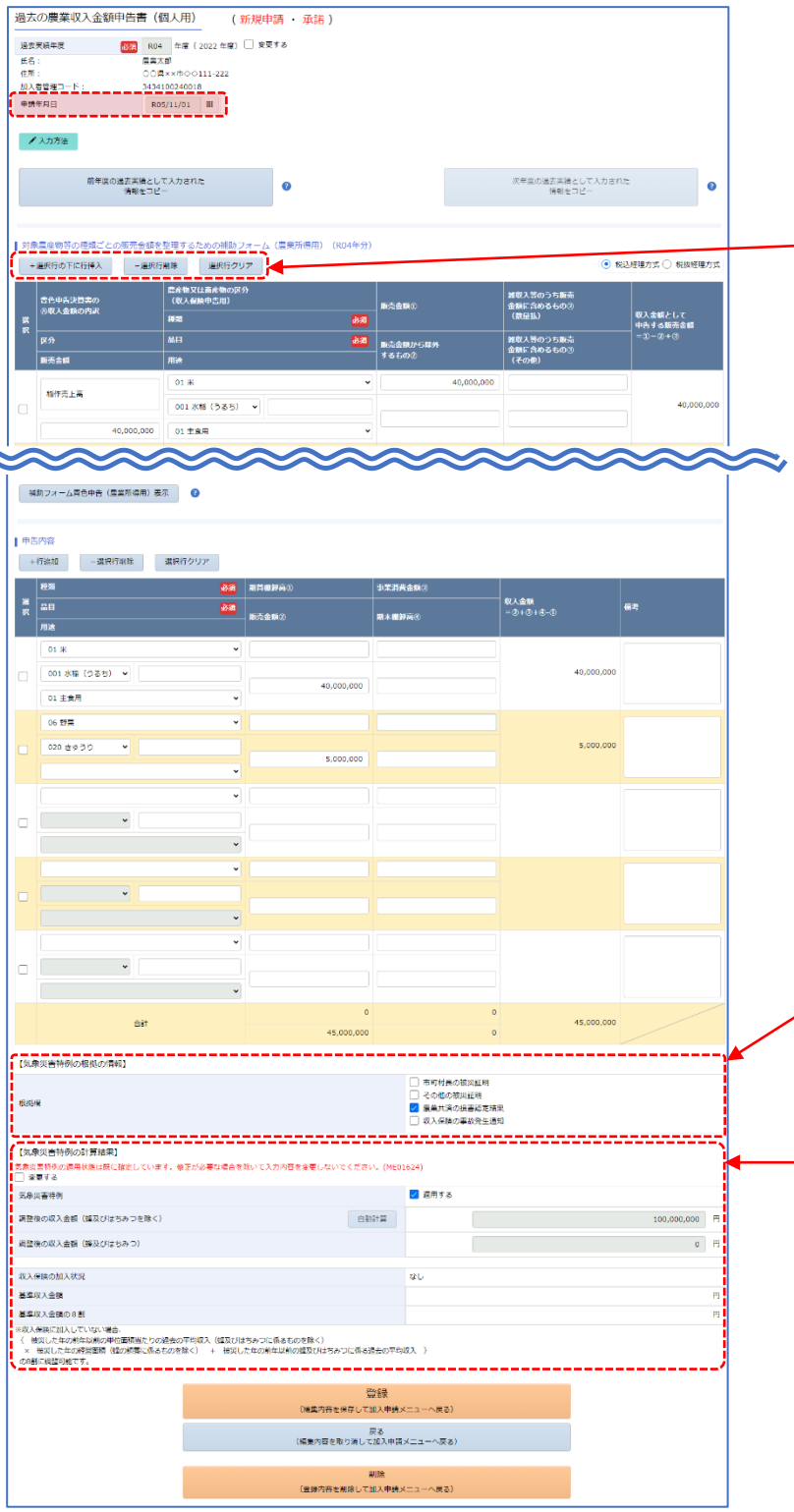

※行操作ボタン：
「第 2 章 2.2.3 過去の農業収入金額申告書」の **[参考：【過去の農業収入金額申告書】画面 補助フォームの行の操作方法]**をご確認ください。

※気象災害特例の根拠の情報：
気象災害特例の「適用する」にチェックを入れている場合、必須となります。

※気象災害特例の計算結果：
【加入申請書】画面で「気象災害特例」にチェックを入れている場合に表示されます。
詳しくは「第 2 章 2.2.3 過去の農業収入金額申告書」**[参考：気象災害特例の計算結果について]**をご確認ください。

保険期間の営農計画

以下の項目は変更できません。

・申請年月日

【保険期間の営農計画】画面

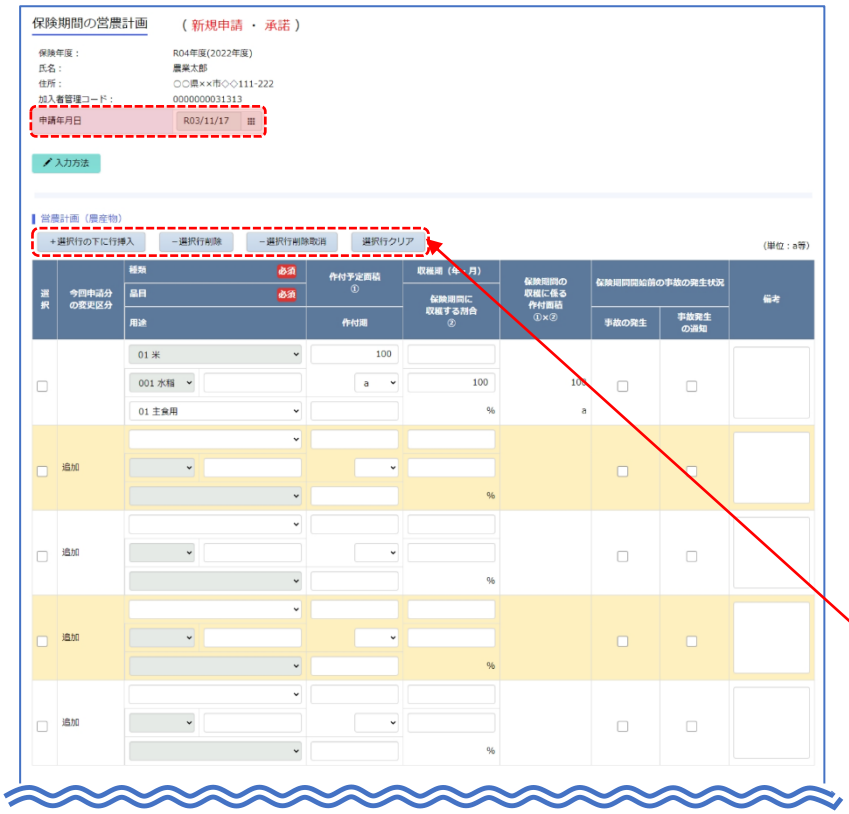

重要

【保険期間の営農計画】画面は【事故発生等通知受付】画面 翌年（年度）以降の収入減少 の入力内容と連動しています。

重要

「保険期間の営農計画」を変更した場合、一部を除いて「保険期間の平均販売金額等試算表」「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」の変更が必要となります。

※行操作ボタン：
[参考：【保険期間の営農計画】画面 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面 【農業経営の目標】画面 行の操作方法（変更申請）]をご確認ください。

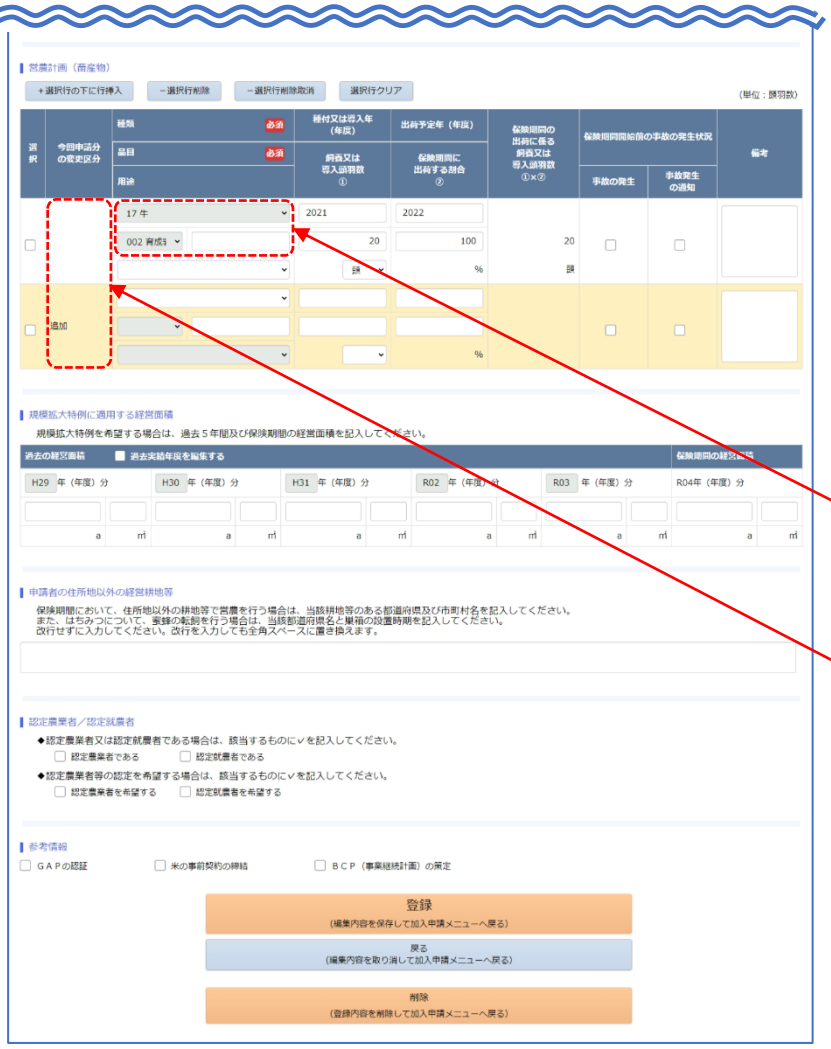

重要

以下を登録済の品目は、行削除することができません。

【事故発生等通知受付】画面
翌年（年度）以降の収入減少

・事故発生通知
・自己都合による栽培又は飼養の中止の通知

※種類：
品目：
既に承諾されたものは変更できません。

※今回申請分の変更区分：
・追加：新規追加であることを示します。
・修正：承諾の内容を修正したことを示します。修正後『登録』ボタンをクリックした際に表示されます。
・削除：削除したことを示します。「選択行削除」ボタンをクリックした際に表示されます。

変更申請が「承諾」の場合、変更区分は表示されません。

参考：【保険期間の営農計画】画面
【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面
【農業経営の目標】画面
行の操作方法（変更申請）

【保険期間の営農計画】および【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面における、変更申請時の行操作ボタンの使い方を説明します。

[+選択行の下に行挿入]

選択欄にチェックを入れたあと『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックすると、チェックした行の下に新たに行が挿入されます。
チェックなしの状態で『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックすると、最下に新たに行が挿入されます。また、以下の状態で『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックした場合は、動作しません。

- 複数チェックした状態
- 削除した行をチェックした状態
- 削除した行にチェックを入れ、『選択行削除取消』ボタンをクリックした後『登録』ボタンをクリックしていない状態

[－選択行削除]

行を削除する場合は、チェックを入れた後『選択行削除』ボタンをクリックします。
「今回申請分の変更区分」に「削除」と表示され、以下のように表示されます。
※「今回申請分の変更区分」が空欄行（既に承諾済の行）に対してのみ、動作します。
※変更申請の申請状況が「承諾」の場合、削除した行は画面に表示されません。
※加入申請時は『選択行削除』ボタンをクリックした直後に入力内容が削除されますが、変更申請時は『選択行削除』ボタンをクリックした直後に入力内容は削除されません。

例　【保険期間の営農計画】画面

[－選択行削除取消]

削除した行にチェックを入れた後『選択行削除取消』ボタンをクリックすると、削除が取り消され、以下のように表示されます。

例　【保険期間の営農計画】画面

[選択行クリア]

チェックを入れたあと『選択行クリア』ボタンをクリックすると、選択した行の入力内容がクリアされます。

保険期間の平均販売金額等試算表

以下の項目は変更できません。

・申請年月日

【保険期間の平均販売金額等試算表】画面

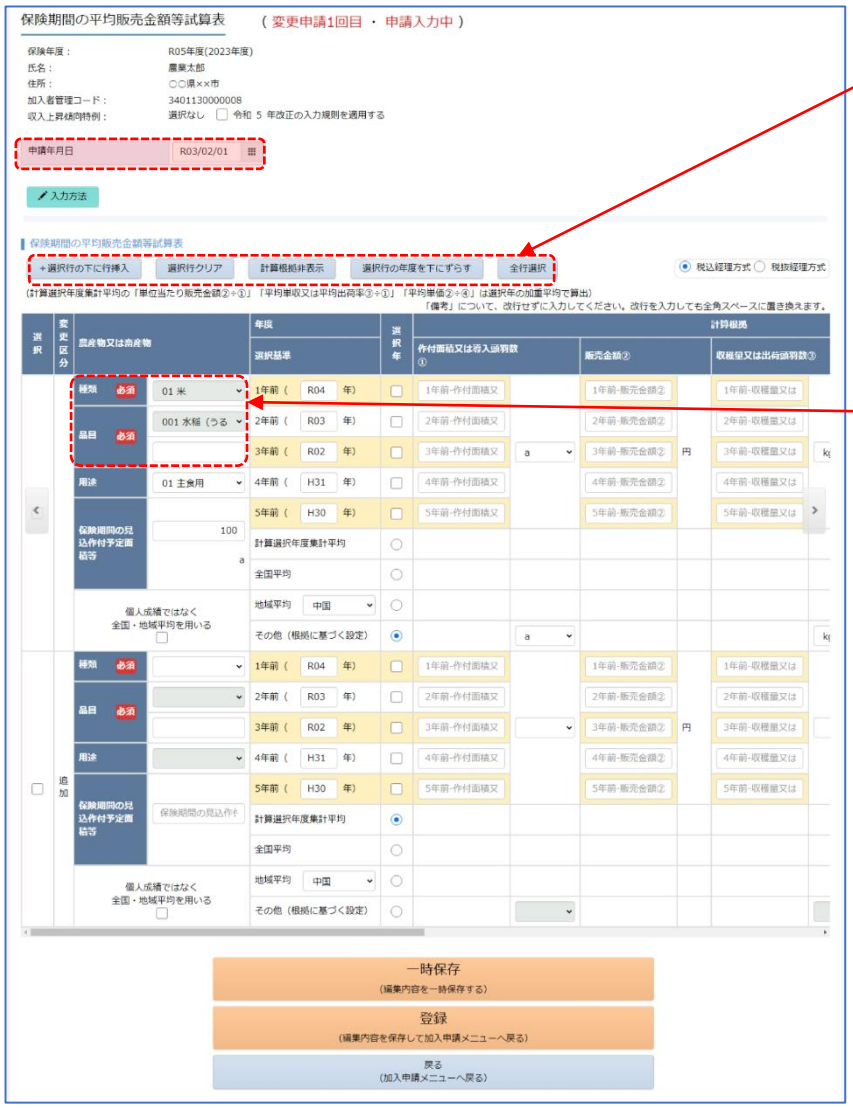

※行操作ボタン：
[参考：【保険期間の平均販売金額等試算表】画面 行の操作方法（変更申請）]をご確認ください。

※種類：
品目：
既に承諾されたものは変更できません。

重要

【保険期間の平均販売金額等試算表】画面は、【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面の入力内容と連動しています。

重要

「保険期間の平均販売金額等試算表」を変更した場合、【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面を開いて再登録が必要となります。

参考：【保険期間の平均販売金額等試算表】画面 行の操作方法（変更申請）

【保険期間の平均販売金額等試算表】画面における、変更申請時の行操作ボタンの使い方を説明します。

[+選択行の下に行挿入]

選択欄にチェックを入れたあと『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックすると、チェックした行の下に新たに行が挿入されます。
チェックなしの状態で『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックすると、最下に新たに行が挿入されます。また、以下の状態で『+選択行の下に行挿入』ボタンをクリックした場合は、動作しません。

・複数チェックした状態
・削除した行をチェックした状態

[選択行クリア]

チェックを入れたあと『選択行クリア』ボタンをクリックすると、選択した行の入力内容がクリアされます。

[計算根拠表示]

『計算根拠表示』ボタンをクリックすると、計算根拠欄を表示状態にし、「計算根拠非表示」ボタンが表示されます。

[計算根拠非表示]

『計算根拠非表示』ボタンをクリックすると、計算根拠欄を非表示状態にし、「計算根拠表示」ボタンが表示されます。

[選択行の年度を下にずらす]

[選択]がチェック状態の明細の、１年前～４年前の[年度]、[選択年]、[計算根拠]、[計算結果欄]に入力されている内容が、２年前～５年前にコピーされます。１年前の[年度]は２年前の[年度]+1 の年が表示され、選択年、計算根拠、計算結果欄の内容がクリアされます。

[全行選択]

明細の変更区分が「削除」以外の[明細：行選択]チェックボックスがすべて、選択済みになります。

保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額

以下の項目は変更できません。

・申請年月日

【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面

重要

【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面は、【保険期間の平均販売金額等試算表】画面と、【事故発生等通知受付】画面 保険期間の収入減少の入力内容と連動しています。

※行操作ボタン：
「第 3 章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更 保険期間の営農計画」の[**参考：【保険期間の営農計画】画面【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面 【農業経営の目標】画面 行の操作方法（変更申請）**]をご確認ください。

重要

以下を登録済の品目は、行削除することができません。

【事故発生等通知受付】画面
保険期間の収入減少

・事故発生通知
・自己都合による栽培又は飼養の中止の通知

重要

行削除を実施した後に登録を行った場合、【保険期間の平均販売金額等試算表】画面 の対応する明細行も削除されます。

参考：事故発生等通知登録後の変更申請時の注意点

【事故発生等通知受付】画面で事故等の登録(※1)を行った後、「保険期間の営農計画」および「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」の変更申請を行う場合、以下の点に注意してください。

[自己都合による栽培又は飼養の中止の通知を登録した場合]

「作付予定面積」および「飼養又は導入頭羽数」に
【事故発生等通知受付】画面「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」の「作付面積等」と一致しない値を入力することはできません。

【事故発生等通知受付】画面「（１）保険期間の収入減少」の「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」を登録した場合

【事故発生等通知受付】画面

※自己都合による栽培中止とした作付面積等
例：300a

【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面

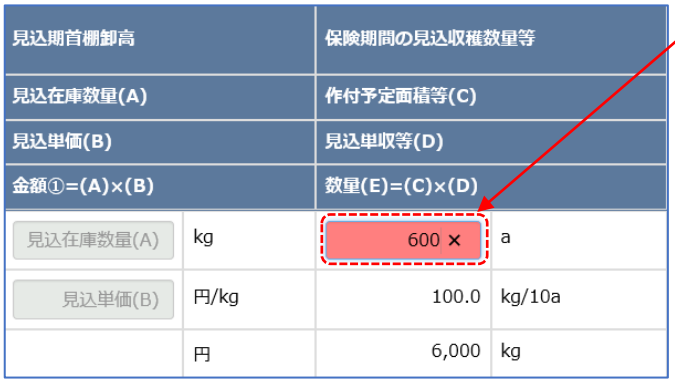

※作付予定面積等
例：600a（300a→600a に変更しているところ）
作付中止面積(300a)と一致しないため、エラーとなっています。
自己都合による栽培中止とした作付面積と一致する値を入力してください。

【事故発生等通知受付】画面「（２）翌年（年度）以降の収入減少」の「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」を登録した場合

【事故発生等通知受付】画面

※自己都合による栽培中止とした作付面積等(翌年（年度）以降)
例：1000a

【保険期間の営農計画】画面

※作付予定面積
例：500a（1000a→500a に変更しているところ）
翌年（年度）以降の収穫に係る作付面積（作付予定面積 － 保険期間の収穫に係る作付面積：500a－0a= 500a）が、翌年（年度）以降の作付中止面積(1000a)と不一致のため、エラーとなっています。
「作付予定面積 － 保険期間の収穫に係る作付面積」が、翌年（年度）以降の作付中止面積と一致するような値を入力してください。

※単位を変更することはできません。

※飼養又は導入頭羽数も同様です。

※１：【事故発生等通知受付】画面の各種登録については、「第 3 章 3.4 事故発生等通知受付」をご確認ください。

農業経営の目標

以下の項目は変更できません。

・申請年月日

【農業経営の目標】画面

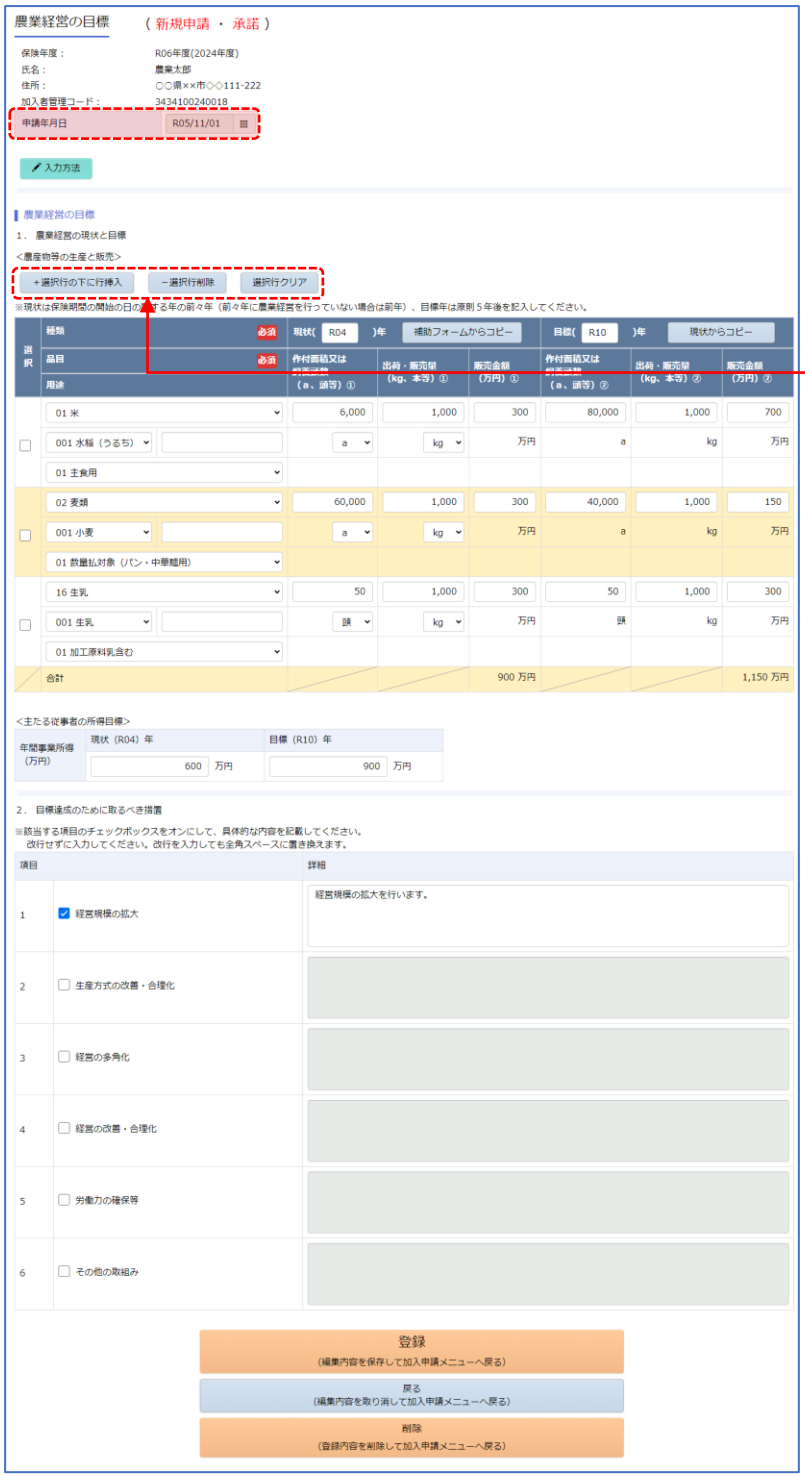

※「第２章 2.2.4 保険期間の営農計画」の[**参考：【保険期間の営農計画】画面 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面 【農業経営の目標】画面 行の操作方法（加入申請）**]をご確認ください。

各種確認事項

すべての項目を変更できます。

【各種確認事項】画面

重要

「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」が登録済の場合に、「収入保険の過去の農業収入金額申告における確認事項（別紙様式３）」が表示されます。

※変更有無：
前回承認時から変更がある場合は、「確認事項／具体的な事例」ごとに「変更」と表示されます。

	⑤	収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）	○未選択 ◉利用なし ○利用あり	実施主体連絡日 / 受付日	実施主体の名称 / 備考
	⑦	野菜価格安定制度（価格低下を補填する事業）	○未選択 ◉利用なし ○利用あり	実施主体連絡日 / 受付日	実施主体の名称 / 備考
	⑧	加工原料乳生産者経営安定対策	○未選択 ◉利用なし ○利用あり	実施主体連絡日 / 受付日	実施主体の名称 / 備考
	⑨	いぐさ畳表農家経営所得安定化対策	○未選択 ◉利用なし ○利用あり	実施主体連絡日 / 受付日	実施主体の名称 / 備考

変更有無	確認事項	チェック欄	詳細
	2 保険期間において、事業年度を変更する予定はありますか。	○未選択 ◉ない ○ある	

（２）農業経営に関する計画関係の確認事項

変更有無	確認事項	チェック欄	詳細
	1 保険期間前に災害により被害を受けた農作物又は畜産物はありますか。	○未選択 ◉ない ○ある	
	2 保険期間前に災害以外の事由により収入減少が発生することが見込まれる農作物又は畜産物はありますか。	○未選択 ◉ない ○ある	
	3 保険期間において、新規に取り組む農産物等はありますか。	○未選択 ◉ない ○ある	
	4 保険期間において、作付けの制限等の対象となっている農地等はありますか。	○未選択 ◉ない ○ある	
	5 保険期間において、加工品の製造・販売を行う予定はありますか。	○未選択 ◉ない ○ある	
	6 保険期間において、農産物等の仕入販売収入、農作業の受託料収入、数量払以外の補助金収入が発生する見込みはありますか。	○未選択 ◉ない ○ある	
	7 保険期間において、雑収入のうち販売金額に含める収入（農業協同組合の精算金、畑作物の直接支払交付金等の数量払など）が発生する見込みはありますか。	○未選択 ◉ない ○ある	
	8 保険期間において、集落営農（任意組織）から農産物の販売金額等の通知を受けて税務申告を行う予定はありますか。	○未選択 ◉ない ○ある	
	9 保険期間における所得税又は法人税の申告の際に、消費税の扱い（税込経理方式又は税抜経理方式）を、変更する予定はありますか。	○未選択 ◉ない ○ある	

登録
（編集内容を保存して加入申請メニューへ戻る）

戻る
（編集内容を取り消して加入申請メニューへ戻る）

3.1.4 変更内容の確定・仮申請

① 「第 3 章 3.1.1 加入申請日の属する年の実績申告の登録（新規加入の場合）」を参照して、【加入申請メニュー】画面を開きます。

② 加入申請書、口座情報、過去の農業収入金額申告書、農業経営に関する計画等に変更情報を登録します。

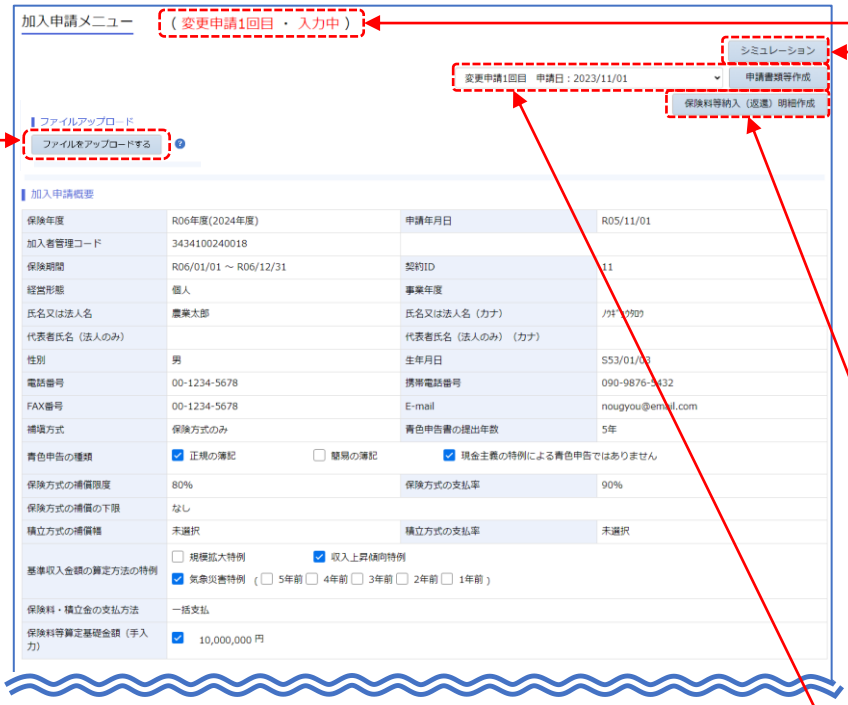

※【ファイルアップロード】画面に遷移します。【ファイルアップロード】画面については「第２章 2.2.9 ファイルアップロード」をご確認ください。

※変更申請回数・申請状況が表示されます。以下は変更申請における申請状況です
・入力中　・承諾
・確認依頼あり
・申請受付済(※1)
・申請処理中(※1)
・申請不可（準備中）(※2)

※1 参照のみ可能です。
※2 参照・編集不可です。

※【シミュレーション】画面に遷移します。詳しくは「第２章 2.4 シミュレーション」をご確認ください。

重要

『保険料等納入（返還）明細作成』ボタンをクリックすると､以下の書類を作成することができます。
・保険料等納入（返還）明細
（書類の見本は「付録 出力書類一覧」をご確認ください。）
（こちらのボタンは加入申請の承諾後に利用できます。）

重要

年度内の過去の申請をプルダウンから選択し、『申請書類等作成』ボタンをクリックすると、以下の書類を作成することができます。

・農業経営収入保険　加入申請書(様式１号)
・過去の農業収入金額申告書(様式２号)
・対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(農業所得用)(様式３号の1)
・対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(一般・法人用)(様式３号の2)
・農業経営に関する計画(様式４号)
・基準収入・保険料等算定結果
・収入保険の加入申請における確認事項（別紙様式２）
・保険期間の平均販売金額等試算表（様式５号）

（各書類の見本は「付録 出力書類一覧」をご確認ください。）

※変更内容に応じて「変更事由」が自動で選択されます。詳しくは**[参考：「変更事由」選択時の入力制御]**をご確認ください。

ポイント！[仮申請]

仮申請をすることで、組合等に入力方法を相談できます。
詳しくは「第 2 章 2.2.11 加入申請メニュー」の**[参考：申請内容の「仮申請」]**をご確認ください。

※ボタンの表示に関しては、**[参考：【加入申請メニュー】画面 変更申請時のボタン制御]**をご確認ください。

③ 『基準収入・保険料等を算定』ボタンをクリックします。

④ 表示された基準収入金額、保険料等、補償内容等を確認します。

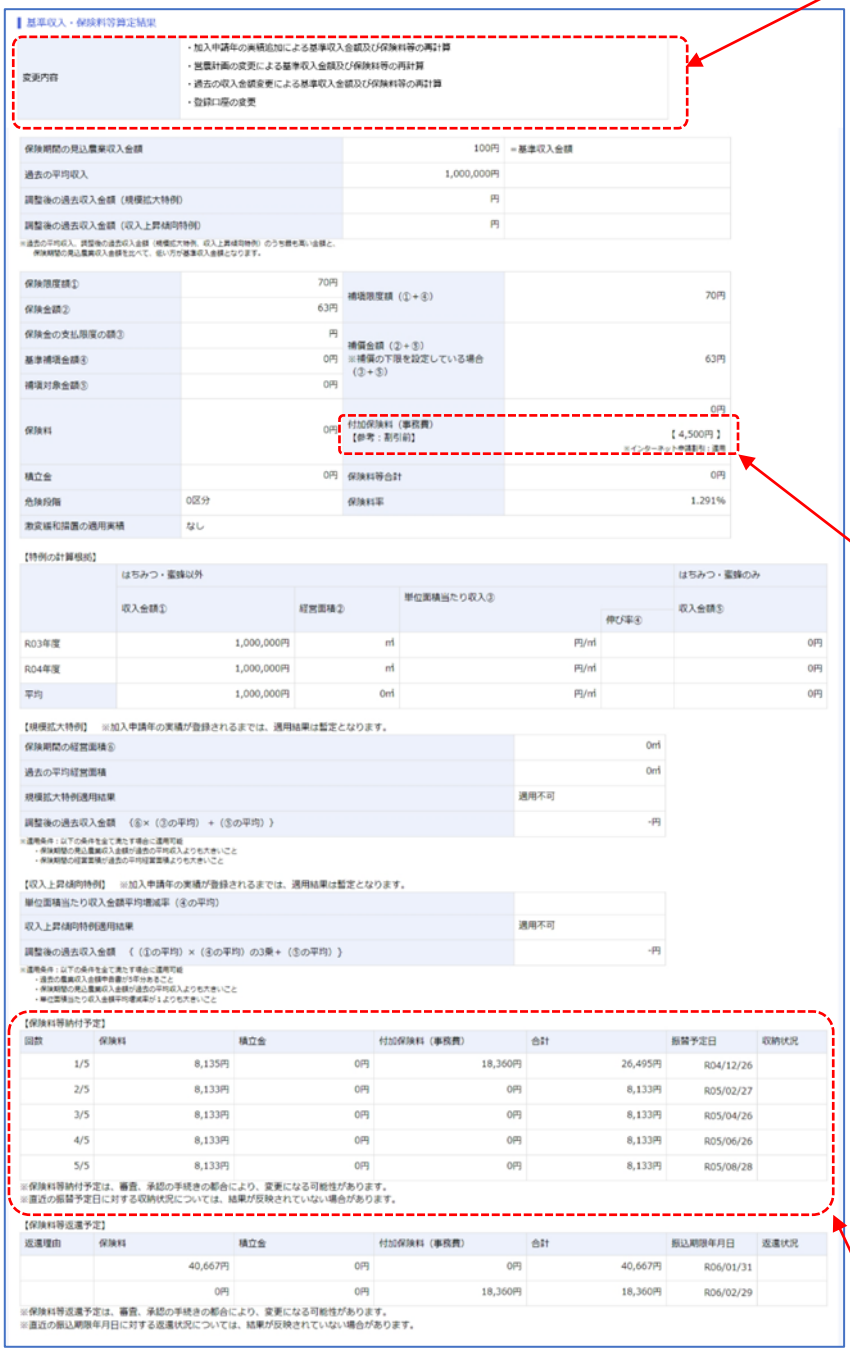

※変更内容：
変更内容が表示されます。変更内容の種類は以下の通りです。
- 加入申請年の実績追加による基準収入金額及び保険料等の再計算
- 危険段階の変更による保険料の変更
- 営農計画の変更による基準収入金額及び保険料等の再計算
- 過去の収入金額変更による基準収入金額及び保険料等の再計算
- 積立方式のみ解除による保険料等の再計算
- 氏名又は法人名の変更
- 登録口座の変更

※【参考：割引前】：
付加保険料（事務費）に割引があった場合に、割引前の付加保険料（事務費）と割引種類が表示されます。

※保険料等納付予定：
【加入申請書】画面で「保険料」の支払回数を変更した場合は、「振替予定日」が上書きされます。
また、申請区分が「変更申請」の場合は保険料等納付予定調整の操作ができません。
詳しくは「第２章 2.2.11 加入申請メニュー」の**[参考：【保険料等納付予定調整】画面の操作方法]**をご確認ください。

⑤ 『申請内容チェック』ボタンをクリックします。
エラーメッセージが表示された場合は、申請内容を修正してください。

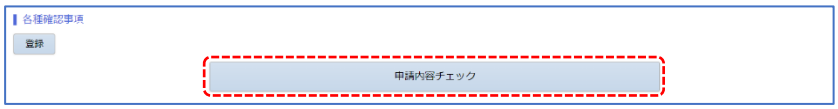

⑥ 『申請内容を確定』ボタンをクリックします。

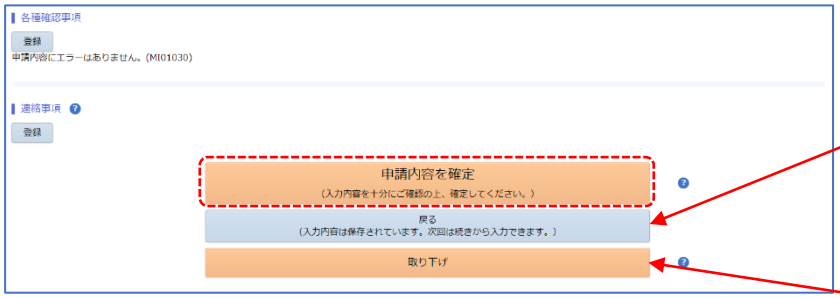

⑦ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑧ 変更申請が確定され、【加入申請完了】画面が表示されます。

ポイント！[手順⑥]

申請内容にエラーがない場合に、『申請内容を確定』ボタンが表示されます。

※入力途中で中断する場合は、『戻る』ボタンをクリックし、【申請者ポータル】画面に戻ります。

※[**参考：変更申請の取り下げ**]をご確認ください。

参考：「変更事由」選択時の入力制御

変更箇所に該当する「変更事由」が自動で選択されます。

「加入申請年の実績報告」が自動選択される場合
- 「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」を新規登録した場合

「営農計画変更」が自動選択される場合
- 【保険期間の営農計画】画面の申請内容を変更した場合
- 【保険期間の平均販売金額等試算表】画面の申請内容を変更した場合
- 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面の申請内容を変更した場合
- 【農業経営の目標】画面の申請内容を変更した場合

「その他変更」が自動選択される場合
- 上記以外の申請内容を変更した場合

変更箇所が重なった場合に自動で選択される「変更事由」の優先度は「加入申請年の実績報告」、「営農計画変更」、「その他変更」の順番です。
また、選択された「変更事由」によって変更できる項目が異なります。以下に「変更事由」と各画面の変更可能な項目について示します。

対象画面	項目名		変更事由の選択内容による制御		
			加入申請年の実績報告	営農計画変更	その他変更
加入申請書	様式対応項目				
	保険年度		×	×	×
	加入者管理コード		×	×	×
	申請年月日		×	×	×
	経営形態		×	×	×
	事業年度		×	×	×
	青色申告書の提出年数		○	×	×
	青色申告の種類		○	×	×
	氏名又は法人名		○	○	○
	氏名又は法人名カナ		○	○	○
	代表者氏名（法人のみ）		○	○	○
	代表者氏名（法人のみ）カナ		○	○	○
	住所（郵便番号含む）		○	○	○
	性別		○	○	○
	生年月日		○	○	○
	電話番号		○	○	○
	FAX番号		○	○	○
	携帯電話番号 ※1		○	○	○
	E-mail		○	○	○
	保険料等算定基礎金額（手入力） ※1		△ ※2	△ ※2	△ ※2
	補償内容	補塡方式（保険方式のみまたは保険方式＋積立方式）	×	×	×
		保険方式の補償限度	○	×	×
		保険方式の補償の下限	○	×	×
		保険方式の支払率	○	△ ※3	×
		積立方式の補償幅	○	×	×
		積立方式の支払率	○	△ ※4	×
		規模拡大特例	〇	○	×
		収入上昇傾向特例	〇	×	×
		気象災害特例 ※5	〇	×	×
	期末棚卸高の販売単価		△ ※6	△ ※7	×
	野菜価格安定制度の同時利用の特例		×	×	×
	自動継続特約		△ ※8	△ ※8	△ ※8
	保険料・積立金の支払方法 ※9	保険料の支払方法	×	×	×
		積立金の支払方法	×	×	×
		保険料・積立金の支払方法	×	×	×
	別紙１「加入申請に関する誓約事項」に記載された内容		×	×	×
	別紙２「個人情報の取扱」に記載された内容について		×	×	×
	画面のみの入力項目				
	保険証書等の郵送希望		×	×	×

対象画面	項目名	変更事由の選択内容による制御		
		加入申請年の実績報告	営農計画変更	その他変更
過去の農業収入金額申告書	様式対応項目（過去の収入金額申告書・補助フォーム）			
	すべての項目（消費税の扱いを含む） ※１０	○	○	○
	気象災害特例適用による調整後の収入金額 ※５	○	×	×
	画面のみの入力項目			
	気象災害特例の根拠の情報 ※５	○	×	×
保険期間の営農計画	様式対応項目（農業経営に関する計画(1)保険期間の営農計画）			
	すべての項目	○	○	×
保険期間の平均販売金額等試算表	様式対応項目（保険期間の平均販売金額等試算表）			
	すべての項目	○	○	×
保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額	様式対応項目（農業経営に関する計画(2)保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額）			
	すべての項目	○	○	×
農業経営の目標	様式対応項目（農業経営に関する計画(3)農業経営の目標）			
	すべての項目	○	○	×
口座情報	すべての項目	○	○	○
各種確認事項	別紙様式２			
	すべての項目	○	○	○
	別紙様式３			
	すべての項目	△ ※１１	△ ※１１	△ ※１１
保険料等納付予定	振替予定年月日	×	×	×

※１：令和５年度以降の契約より「様式対応項目」となります。令和５年度以前の契約では「画面のみの入力項目」となります。

※２：前回承諾時に「保険料等算定基礎金額（手入力）」のチェックがついている場合のみ、変更できます。

※３：「保険方式の支払率」は、**変更後算定結果の「保険金額」**が以下の値の範囲内である場合に、変更できます。
・変更前算定結果の「保険金額」
・変更後の保険限度額(基準収入金額 × 補償限度)× 変更前の保険方式の支払率
（変更できない場合は基準収入・保険料等算定時にエラーメッセージが表示されます。）

※４：「積立方式の支払率」は、**変更後算定結果の「補塡対象金額」**が以下の値の範囲内である場合に、変更できます。
・変更前算定結果の「補塡対象金額」
・変更後の基準補塡金額(基準収入金額 × 積立幅)× 変更前の積立方式の支払率
（変更できない場合は基準収入・保険料等算定時にエラーメッセージが表示されます。）

※５：令和６年度以降の契約より入力することができます。

※６：「期末棚卸高の販売単価」を未選択から選択、選択内容の変更をすることができます。
「期末棚卸高の販売単価」が選択されている場合は、未選択への変更はできません。

※７：「期末棚卸高の販売単価」を未選択から、選択する場合に変更できます。
「期末棚卸高の販売単価」が選択されている場合は、選択内容の変更や、未選択への変更はできません。

※８：令和４年度以前の契約の場合、自動継続特約の申込期限を過ぎてから、選択することはできません。
経営形態「個人」の場合、特約（自動継続）は９月末までは選択することができます。
（法人の場合、翌年度の事業年度開始日の ４ヶ月前の月の末日までは選択可能）

※９：令和６年度以降の契約の場合は「保険料・積立金の支払方法」が
令和５年度以前の契約の場合は「保険料の支払方法」および「積立金の支払方法」が表示されます。

※１０： 令和６年度以降の契約の場合、「気象災害特例適用による調整後の収入金額」を除いた項目となります。

※１１：「加入申請年分」の「過去の農業収入金額申告書」が登録されている場合のみ、変更できます。

参考：【加入申請メニュー】画面 変更申請時のボタン制御

No.	処理状況		ボタン利用可否					
			基準収入・保険料等を算定	申請内容チェック	登録した内容で仮申請	申請内容を確定	取り下げ	戻る
1	「保険料等算定基礎金額（手入力）」をチェックしている	下記の条件をすべて満たす場合 ・加入申請が「入力中」、または、「確認依頼あり」 ・保険期間の営農計画が未登録	利用不可	利用不可	利用可	利用不可	利用可	利用可
2		下記の条件をすべて満たす場合 ・加入申請が「入力中」、または、「確認依頼あり」 ・保険期間の営農計画が登録済 ・基準収入・保険料等が算定できなかった、または、算定前	利用可	利用不可	利用可	利用不可	利用可	利用可
3	「保険料等算定基礎金額（手入力）」をチェックしていない	下記の条件をすべて満たす場合 ・加入申請が「入力中」、または、「確認依頼あり」 ・下記のいずれかに未登録が存在する場合 ①過去の農業収入金額申告書の内、加入申請年分を除く全ての年度 ②保険期間の営農計画 ③保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額	利用不可	利用不可	利用可	利用不可	利用可	利用可
4		下記の条件をすべて満たす場合 ・加入申請が「入力中」、または、「確認依頼あり」 ・下記の全てが登録済である場合 ①過去の農業収入金額申告書の内、加入申請年分を除く全ての年度 ②保険期間の営農計画 ③保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額 ・基準収入・保険料等が算定できなかった、または、算定前	利用可	利用不可	利用可	利用不可	利用可	利用可
5	下記の条件をすべて満たす場合 ・加入申請が「入力中」、または、「確認依頼あり」 ・基準収入・保険料等を算定できた ・申請内容が未チェック、または、チェックエラー		利用不可	利用可	利用可	利用不可	利用可	利用可
6	下記の条件をすべて満たす場合 ・加入申請が「入力中」、または、「確認依頼あり」 ・基準収入・保険料等を算定できた ・申請内容がチェック済		利用不可	利用不可	利用不可	利用可	利用可	利用可
7	加入申請が下記のいずれかの場合 ①「申請受付済」 ②「申請処理中」 ③「承諾」		利用不可	利用不可	利用不可	利用不可	利用不可	利用可
8	つなぎ資金貸付限度額算定中の場合		利用不可	利用不可	利用不可	利用不可	利用不可	利用可
9	つなぎ資金借入申請中の場合		利用不可	利用不可	利用不可	利用不可	利用不可	利用可

参考：変更申請の取り下げ

変更申請の申請状況が「入力中」「確認依頼あり」の場合、変更申請を取り下げることができます。
変更申請を取り下げた場合、変更申請開始前の申請内容に戻り、変更内容は消えてしまいます。
以下、変更申請の取り下げ方法について説明します。

① 【加入申請メニュー】画面を開きます。

② 『取り下げ』ボタンをクリックします。

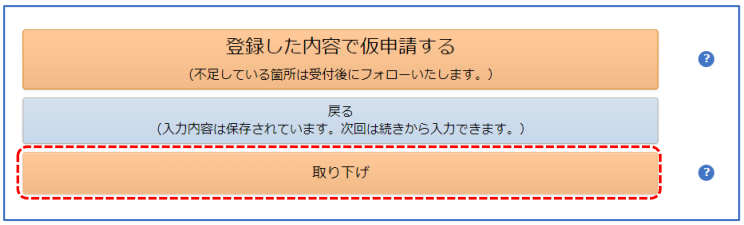

③ 変更申請の取り下げを確認する確認ダイアログが表示されるので、
『OK』ボタンをクリックします。

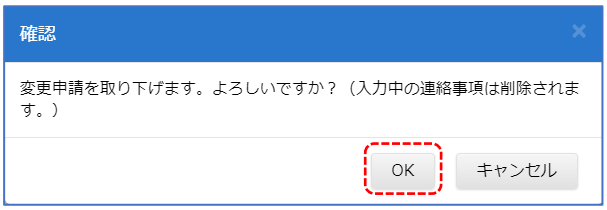

④ 変更申請の取り下げが確定され、【加入申請削除完了】画面が表示されます。

⑤ 変更申請を取り下げた申請者は、変更申請開始前の申請区分・変更申請回数・申請状況になります。

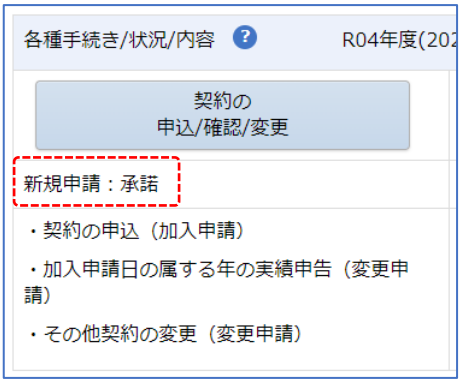

3.2　事故発生等通知の操作概要

以下に申請者がインターネットで事故発生等通知登録を行う時の組合等の操作も含めた操作概要を示します。

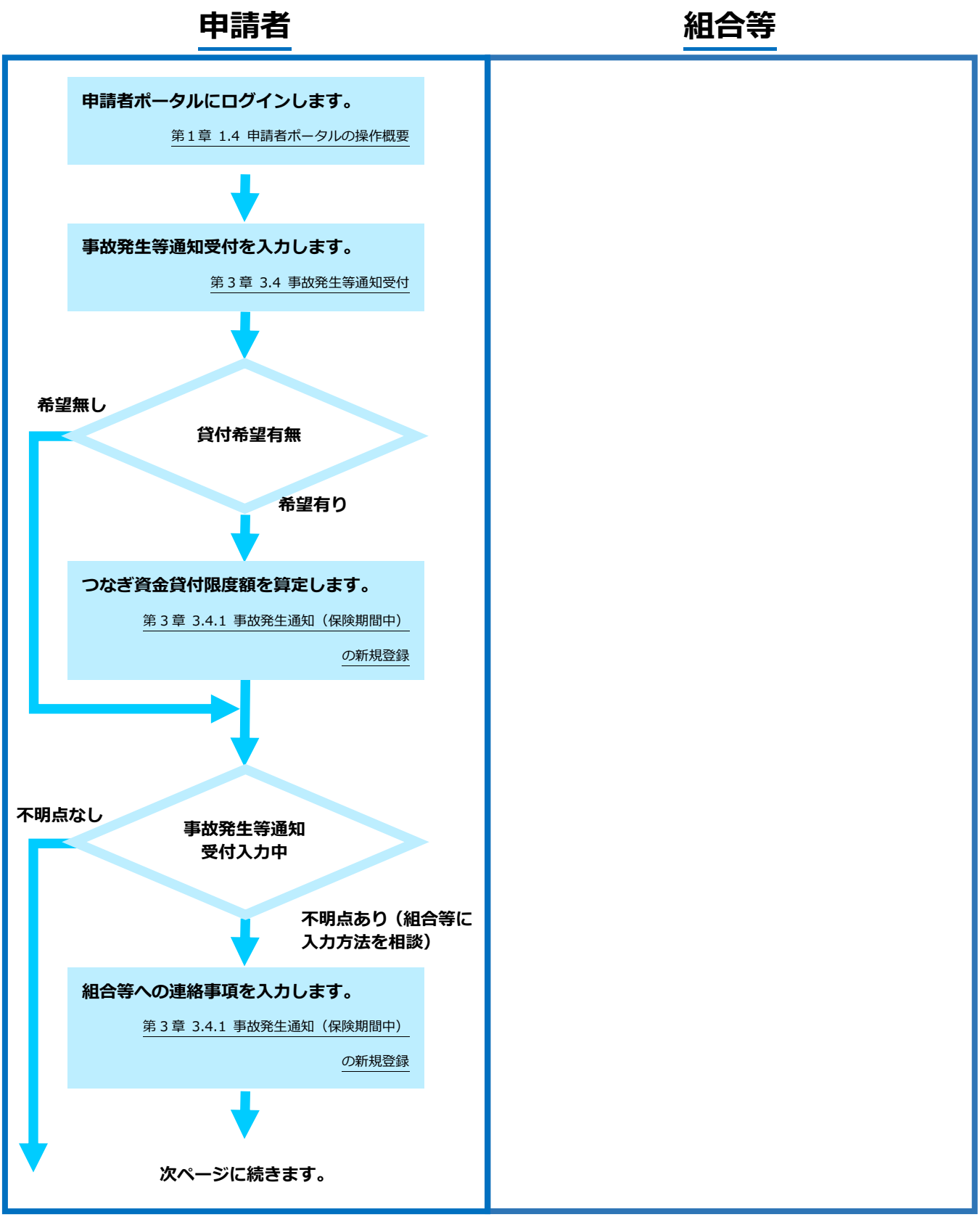

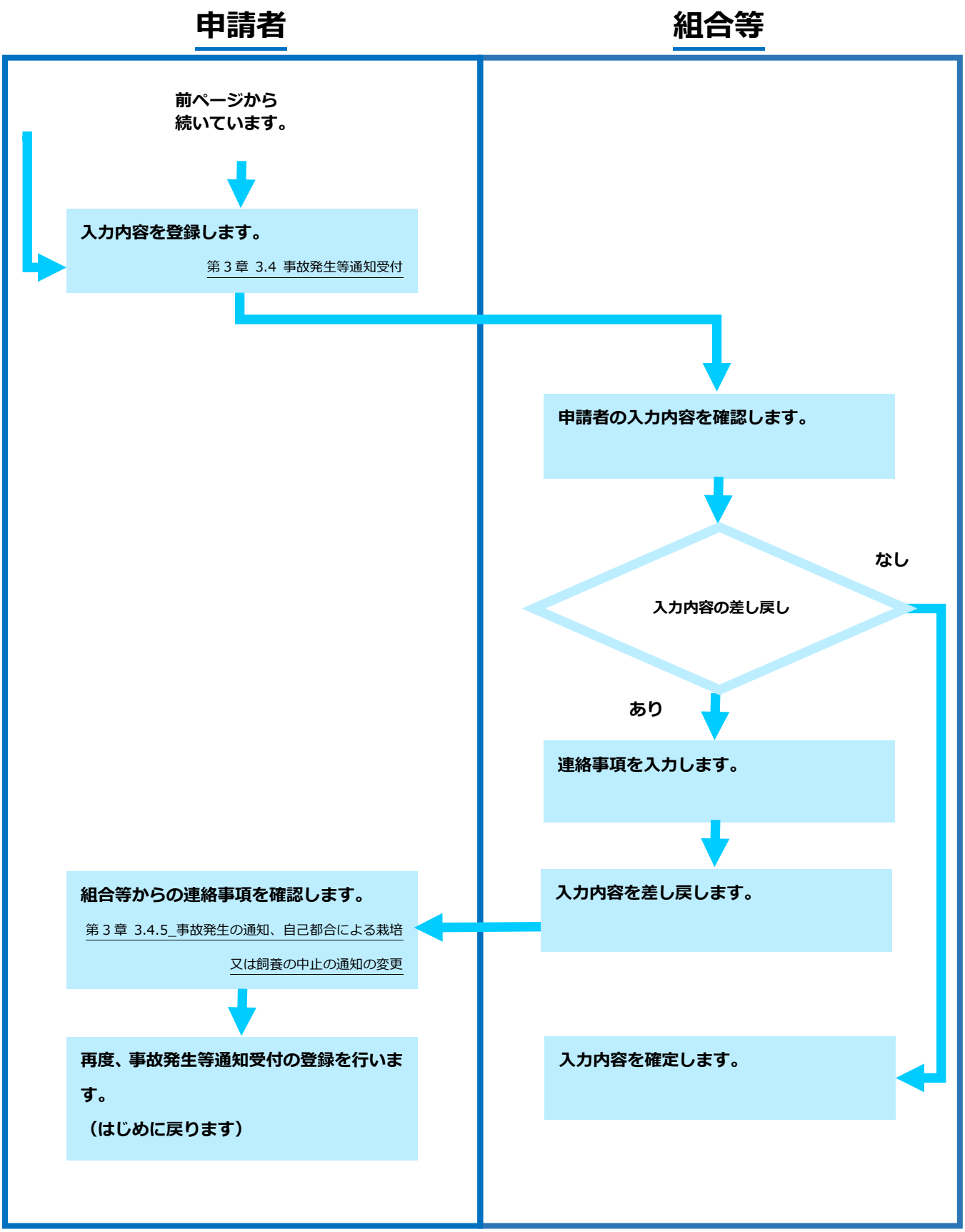
申請者
組合等
前ページから
続いています。
入力内容を登録します。
第 3 章 3.4 事故発生等通知受付
申請者の入力内容を確認します。
入力内容の差し戻し
なし
あり
連絡事項を入力します。
入力内容を差し戻します。
組合等からの連絡事項を確認します。
第 3 章 3.4.5_事故発生の通知、自己都合による栽培
又は飼養の中止の通知の変更
再度、事故発生等通知受付の登録を行います。
（はじめに戻ります）
入力内容を確定します。

3.3 事故発生等・つなぎ資金貸付限度額算定一覧

事故発生等・つなぎ資金貸付限度額算定一覧を表示する手順を説明します。

① 【申請者ポータル】画面の照会する年度を選択し、『事故発生の通知/確認』ボタンをクリックします。

② 【事故発生等・つなぎ資金貸付限度額算定一覧】画面が開きます。

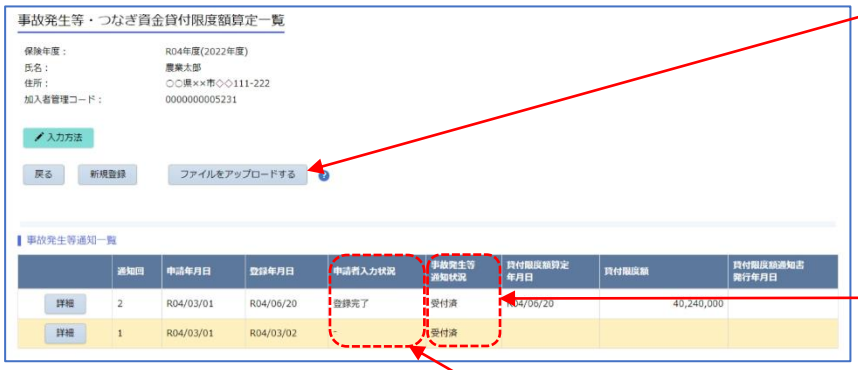

重要

以下のいずれかの状態の場合に、【申請者ポータル】画面の『事故発生の通知/確認』ボタンが活性状態になります。

- 加入申請の「申請状況」が「承諾」、かつ、【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面が登録済の場合
- 事故発生等通知情報が登録済の場合

※ファイルをアップロードする：
【ファイルアップロード】画面に遷移します。
【ファイルアップロード】画面については「第２章 2.2.9 ファイルアップロード」をご確認ください。

※事故発生等通知状況：
２回目以降の事故の新規登録をする場合は、前回の通知回の事故発生等通知状況が「受付済」「不受理」「承諾」である必要があります。
事故発生等通知状況については **[参考：事故発生等通知状況]**をご確認ください。

※申請者入力状況：
[参考：申請者入力状況] をご確認ください。

③ 『新規登録』ボタンをクリックもしくは内容を参照したい「通知回」の行の『詳細』ボタンをクリックして【事故発生等通知受付】画面を開きます。

重要

以下の状態の場合、新規登録をすることができません。

- 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面が未登録の場合
- 変更申請中（「申請状況」が「承諾」以外）の場合
- 契約解除済の場合
- 「事故発生等通知状況」が「入力中」「申請済」「受付済」のいずれかの場合
- つなぎ資金借入申請中（「借入申請状況」が「申請待ち」「申請受付済」「確認依頼あり」）の場合
- 保険期間の農業収入金額実績申告が開始された場合

参考：申請者入力状況

申請者入力状況の種類について説明します。

申請者入力状況	説明
一時保存中	事故発生等通知情報の入力が一時保存中の状態
登録完了	事故発生等通知情報の入力が登録完了の状態

参考：事故発生等通知状況

事故発生等通知状況の種類について説明します。

事故発生等通知状況	説明
入力中	事故発生等通知情報の入力中の状態
申請済	組合等・全国連合会による事故発生等通知情報の申請処理中の状態
受付済	組合等・全国連合会による事故発生等通知情報の申請の受付が完了の状態
不受理	組合等による事故発生等通知情報の申請が受理されなかった状態
承諾	全国連合会による承認済の状態

3.4 事故発生等通知受付

事故発生等通知情報の登録・変更・削除や、つなぎ資金貸付限度額の算定、自己都合による栽培又は飼養の中止情報の登録・変更・削除手順を説明します。

※次の通知回を登録した場合、前回の通知回は更新できません。

3.4.1 事故発生の通知（保険期間中）の新規登録

保険期間中の事故発生の通知を新規登録する手順を説明します。
（2 回目以降の通知を登録する場合も同様の手順です。）

① 「第 3 章 3.3 事故発生等・つなぎ資金貸付限度額算定一覧」を参照して【事故発生等・つなぎ資金貸付限度額算定一覧】画面を開きます。

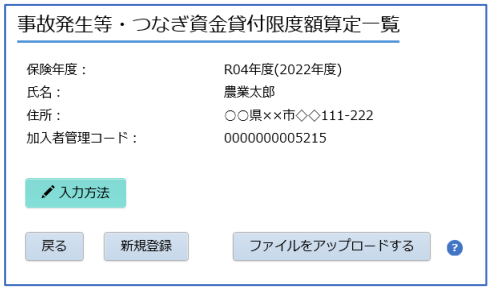

② 『新規登録』ボタンをクリックします。

重要

以下の状態の場合、新規登録をすることができません。

- 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面が未登録の場合（※1）
- 変更申請中（「申請状況」が「承諾」以外）の場合
- 「事故発生等通知状況」が「入力中」「申請済」「受付済」のいずれかの場合
- つなぎ資金借入申請中（「借入申請状況」が「申請待ち」「申請受付済」「確認依頼あり」）の場合
- 保険期間の農業収入金額実績申告が開始された場合

※1 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面については「第 2 章 2.2.6 保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」をご確認ください。

③　【事故発生等通知受付】画面が表示されます。

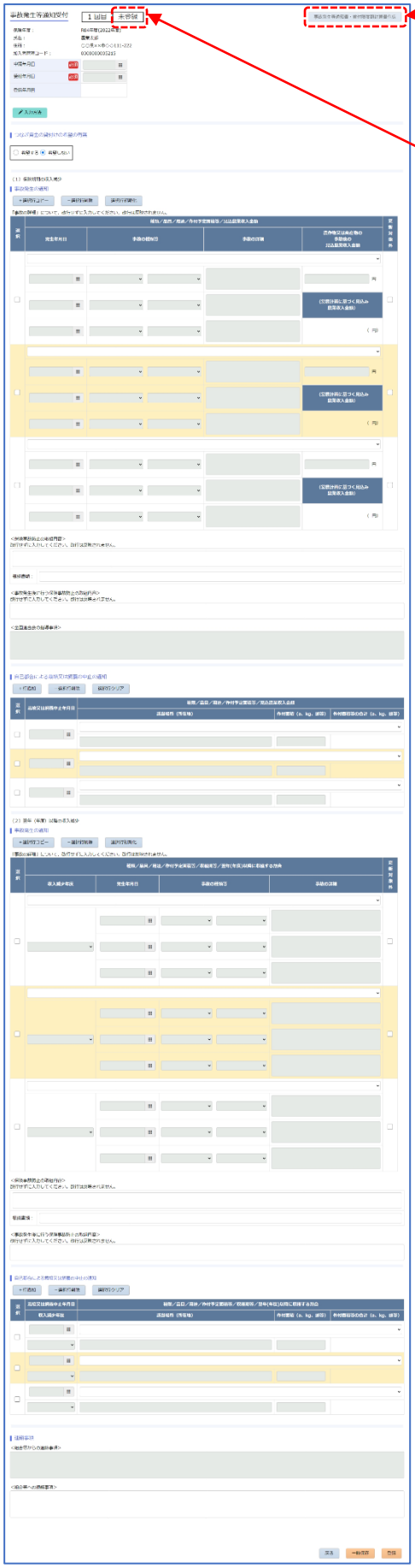

保険期間の事故発生の通知の入力欄が表示されます。

保険期間の自己都合による栽培又は飼養の中止の通知の入力欄が表示されます。

翌年（年度）以降の事故発生の通知の入力欄が表示されます。

翌年（年度）以降の自己都合による栽培又は飼養の中止の通知の入力欄が表示されます。

重要

『事故発生等通知書･貸付限度額計算書作成』ボタンで作成可能な書類は以下です。
・事故発生等通知書
・貸付限度額計算書
（各書類の見本は「付録 出力書類一覧」をご確認ください。）
（こちらのボタンは事故発生等の通知を登録後に利用できるようになります。）

※申請者入力状況：
申請者入力状況が表示されます。

※2 回目以降の事故発生等の通知登録を行う場合、手順③で表示する【事故発生等通知受付】画面には前回の登録内容が表示されます。

⑤ 「(1)保険期間の収入減少」の「事故発生の通知」を入力します。事故が発生した農作物又は畜産物の「種類/品目/用途/作付予定面積等/見込農業収入金額」を選択し、その他必要な項目を入力します。

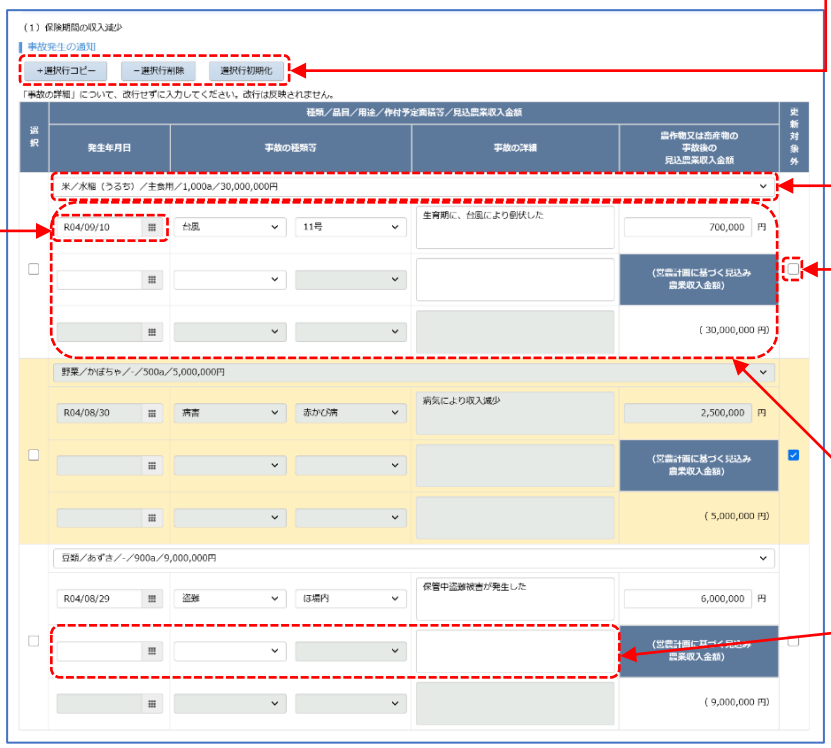

⑥ 必要に応じて「保険事故防止の取組内容」「事故発生後に行う保険事故防止の取組内容」を入力します。

※[参考：【事故発生等通知受付】画面の行の操作方法]をご確認ください。

※種類/品目/用途/作付予定面積等/見込農業収入金額：「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」で登録した「種類/品目/用途」「作付予定面積等」「見込農業収入金額」が選択できます。

※更新対象外：同じ明細に対し、画面に表示されている行数以上の事故の登録を行う場合、このチェックを入れることで先に入力された事故発生等通知を履歴として残すことができます。また、チェックを入れた行はつなぎ資金貸付限度額の計算上は対象外となります。

※[参考：(1)保険期間の収入減少の「事故発生の通知」の入力]をご確認ください。

※「発生年月日」「事故の種類等」「事故の詳細」を入力すると、次の行が活性状態になります。

※入力例: R04/09/10

※全国連合会の指導事項：「全国連合会の指導事項」が表示されます。「全国連合会の指導事項」は編集できません。

⑦　つなぎ資金貸付を希望している場合は、「つなぎ資金の貸付の希望」の「つなぎ資金の貸付けの希望の有無」で「希望する」を選択します。
(つなぎ資金貸付を希望しない場合は⑧へ進みます。)

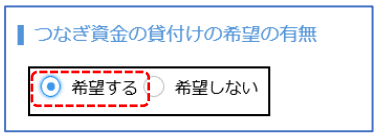

⑧　『貸付限度額算定』ボタンをクリックして貸付限度額を算定します。

⑨　【事故発生等通知受付】画面下部の『登録』ボタンをクリックします。

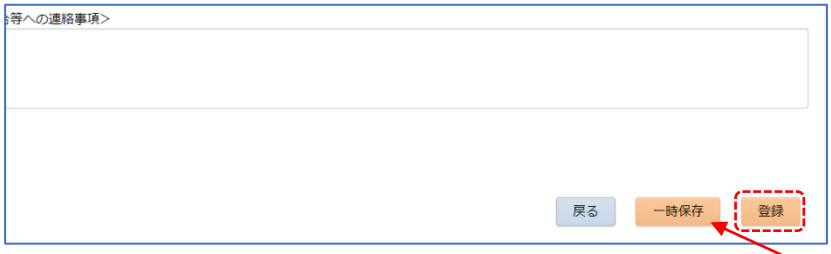

⑩　確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑪　編集内容が登録され、【事故発生等通知受付】画面が再表示されます。設定した内容が登録されていることを確認します。

重要

【加入申請書】画面の「基礎金額」にチェックを入れている場合は、つなぎ資金貸付の希望は登録できません。
【加入申請書】画面については「第２章 2.2.1 加入申請書」をご確認ください。

ポイント！[手順⑥・⑦]

つなぎ資金貸付済み（かつつなぎ資金未返還）の場合に本画面を表示すると、限度額算定希望ラジオボタンの横に「貸付済」と表示されます。

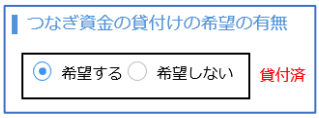

その上で算定「希望する」を選択し『貸付限度額算定』ボタンをクリックすると、貸付済であることを確認するメッセージが表示されます。

※一時保存：
【事故発生等通知受付】画面の入力途中で中断する場合は『一時保存』ボタンをクリックしてください。
「申請者入力状況」が「一時保存中」として登録されます。

参考：(1)保険期間の収入減少の「事故発生の通知」の入力

「(1)保険期間の収入減少」の「事故発生の通知」の「事故の種類等」「事故の詳細」「農作物又は畜産物の事故後の見込農業収入金額」「(営農計画に基づく見込み農業収入金額)」について説明します。

「事故の種類等」の入力

・事故の種類等（種類）を選択します。
・事故の種類等（詳細）を選択します。

「事故の詳細」の入力

・事故の詳細等を入力します。（保管中の米の盗難被害が発生した、など）

「農作物又は畜産物の事故後の見込農業収入金額」の入力

・農作物又は畜産物の事故後の見込農業収入金額を入力します。複数回の事故がある場合は、複数回全ての事故後の見込農業収入金額を入力してください。

「(営農計画に基づく見込み農業収入金額)」の表示

・【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面で登録した「見込農業収入金額」が表示されます。

※同じ明細に対し、画面に表示されている行数以上の事故の登録を行う場合、過去の登録回の「更新対象外」にチェックを入れ、新しい行に登録します。

(例)同じ明細に対し、４回分の事故の登録を行う場合

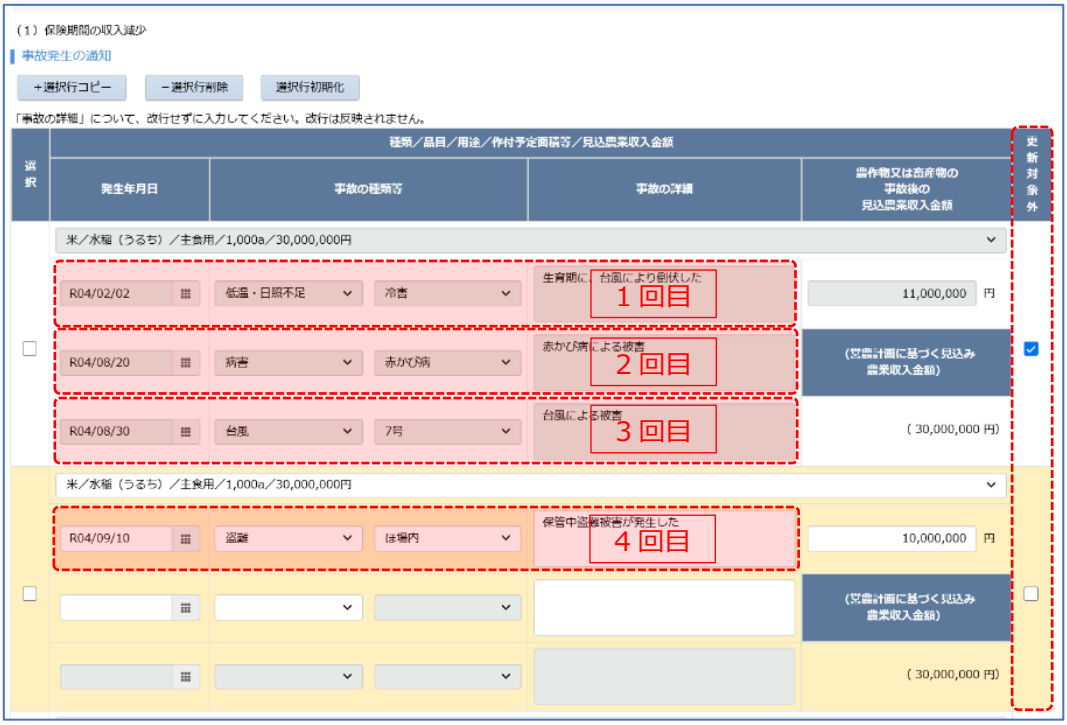

3.4.2 自己都合による栽培又は飼養の中止の通知（保険期間中）の新規登録

保険期間中の自己都合による栽培又は飼養の中止の通知を新規登録する手順を説明します。

（2 回目以降の通知を登録する場合も同様の操作を実施します。）

① 「第 3 章 3.4.1 事故発生通知の新規作成」の①～③を参照して、【事故発生等通知受付】画面を開きます。

重要

「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」を登録するには、事前に「保険期間の営農計画」を変更し、変更申請する必要があります。
詳細は **[参考：自己都合による栽培又は飼養の中止の通知登録前の変更申請]**をご確認ください。

重要

以下の状態の場合、新規登録をすることができません。

- 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面が未登録の場合（※1）
- 変更申請中（「申請状況」が「承諾」以外）の場合
- 「事故発生等通知状況」が「入力中」「申請済」「受付済」のいずれかの場合
- つなぎ資金借入申請中（「借入申請状況」が「申請待ち」「申請受付済」「確認依頼あり」）の場合
- 保険期間の農業収入金額実績申告が開始された場合

※1 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面については「第 2 章 2.2.6 保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」をご確認ください。

② 「(1)保険期間の収入減少」の「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」を入力します。中止する栽培又は飼養の「種類/品目/用途/作付予定面積等/見込農業収入金額」を選択し、その他必要な項目を入力します。

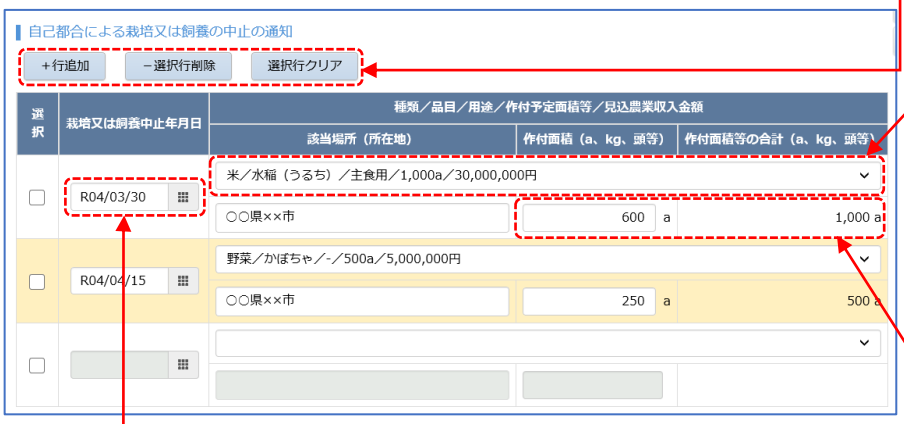

③ 『登録』ボタンをクリックします。

④ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑤ 編集内容が登録され、【事故発生等通知受付】画面が再表示されます。設定した内容が登録されていることを確認します。

※[**参考：【事故発生等通知受付】画面の行の操作方法**]をご確認ください。

※種類/品目/用途/作付予定面積等/見込農業収入金額：
事前に営農計画変更で登録した、自己都合により栽培または飼養を中止する「種類/品目/用途」「作付予定面積等」「見込農業収入金額」を選択してください。

※作付面積等、作付面積等の合計：
「保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」で登録した「作付予定面積等」の値と単位が表示されます。
(「作付面積等の合計」と「作付面積等」には同じ値を設定してください。)
営農計画変更をせず、当初の作付面積のうち、自己都合により栽培または飼養が中止となった「作付面積等」を入力しても エラーとなります。必ず事前に「保険期間の営農計画」を変更し、変更申請する必要があります。

※入力例: R04/03/10

参考：自己都合による栽培又は飼養の中止通知登録前の変更申請

【事故発生等通知受付】画面「（１）保険期間の収入減少」もしくは「（２）翌年（年度）以降の収入減少」の「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」を登録する場合、事前に以下の変更申請を行ってください。

例：「かぼちゃ」の作付予定面積を 100a（当年収穫割合は 20%）で登録していたが、自己都合で 20a 栽培中止する場合

① 【保険期間の営農計画】画面（※1）を表示します。

※翌年（年度）以降の収入減少 自己都合による栽培又は飼養の中止の通知を登録することができるのは、「保険期間に収穫する割合」が 100%未満の場合です。

② 「今回申請分の変更区分」が「追加」の行に、自己都合により栽培または飼養を中止する「種類」「品目」「用途」を設定します。「作付予定面積」に栽培中止面積(20a)を入力します。「保険期間に収穫する割合」を、既に登録済の当該品目の「保険期間に収穫する割合」(20%)と同じ値に設定します。その他必要な項目を設定します。

③ 既に登録済の当該品目の「作付予定面積」に、栽培中止前の作付面積(100a)から、栽培中止面積(20a)を差し引いた面積(80a)を入力します。（②、③の手順によって、当年分と翌年分の「作付予定面積(100a)」から栽培中止面積(20a)を分離した状態になります。）

	今回申請分の変更区分	種類 必須 品目 必須 用途	作付予定面積 ① 作付期	収穫期（年・月） 保険期間に収穫する割合 ②	保険期間の収穫に係る作付面積 ①×②	保険期間開始前の 事故の発生
☐		06 野菜	80	H31/07		
		013 かぼちゃ	a	20	16.0	☐
			H30/01	%	a	
☐	追加	06 野菜	20	H31/07		
		013 かぼちゃ	a	20	4.0	☐
			H30/01	%	a	

④ 『登録』ボタンをクリックします。

⑤ 変更申請開始の確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。【加入申請メニュー】画面が表示されます。

⑥ 【加入申請メニュー】画面から【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面（※2）を開きます。

⑦ 「今回申請分の変更区分」が「追加」の項目に、自己都合により栽培又は飼養を中止する「種類」「品目」「用途」を設定します。「作付予定面積等」に栽培中止面積(20a)のうち、当年収穫割合(20%)の面積(20a×0.2 = 4a)を入力します。その他必要な項目を入力します。（「見込単収等」「見込販売単価」「見込数量払単価」については、すでに登録済みの当該品目と同じ値を入力し、「見込販売数量」も「見込収穫量等」と同じ値を入力します。）

選択	今回申請分の変更区分	農産物又は畜産物		見込期首棚卸高		保険期間の見込収穫数量等	
		種類 必須		見込在庫数量(A)		作付予定面積等(C)	
		品目 必須		見込単価(B)		見込単収等(D)	
		用途		金額①=(A)×(B)		数量(E)=(C)×(D)	
☐		06 野菜		90	kg	20	a
		013 かぼちゃ		1,000	円/kg	150	kg/10a
				90,000	円	300	kg
☐	追加	06 野菜		90	kg	4	a
		013 かぼちゃ		1,000	円/kg	150	kg/10a
				90,000	円	60	kg

⑧ 既に登録済の当該品目の「作付予定面積等」に元の作付予定面積(20a)から栽培中止面積(4a)を引いた値(16a)を入力します。その他必要な項目を入力します。（「作付予定面積等」を修正するので、「見込販売数量」も同様に、栽培中止の見込販売数量を引いた値を入力します。）

選択	今回申請分の変更区分	農産物又は畜産物		見込期首棚卸高		保険期間の見込収穫数量等	
		種類 必須		見込在庫数量(A)		作付予定面積等(C)	
		品目 必須		見込単価(B)		見込単収等(D)	
		用途		金額①=(A)×(B)		数量(E)=(C)×(D)	
☐		06 野菜		90	kg	16	a
		013 かぼちゃ		1,000	円/kg	150	kg/10a
				90,000	円	240	kg
☐	追加	06 野菜		90	kg	4	a
		013 かぼちゃ		1,000	円/kg	150	kg/10a
				90,000	円	60	kg

⑨ 『登録』ボタンをクリックします。確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。【加入申請メニュー】画面が表示されます。

⑩ 変更申請承認後、【事故発生等通知受付】画面「（１）保険期間の収入減少」の「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」を登録します。

自己都合による栽培又は飼養の中止の通知

＋選択行コピー　－選択行削除　選択行初期化

	栽培又は飼養中止年月日	種類／品目／用途		
		該当場所（所在地）	作付面積（a、kg、頭等）	作付面積等の合計（a、kg、頭等）
☐	H31/02/04	野菜／かぼちゃ		
		○○市××町△△	4.0 a	4.0 a

⑪　【事故発生等通知受付】画面「（２）翌年（年度）以降の収入減少」の「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」を登録します。

重要

作付予定面積の一部で自己都合栽培中止を行う場合、【保険期間の営農計画】画面および【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面で、営農計画どおり栽培する部分と自己都合栽培中止する部分に分割します。この営農計画変更が全国連合会により承認された後、【事故発生等通知受付】画面で自己都合栽培中止の入力を行います。
自己都合栽培中止の入力漏れないよう、事故受付簿等で管理を行ってください。

ポイント！

自己都合栽培中止を行う品目等については、【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面の備考欄に「自己都合栽培中止」などの記録を残しておくと便利です。

※１：【保険期間の営農計画】画面については、「第３章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更 保険期間の営農計画」をご確認ください。

※２：【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面については、「第３章 3.1.3 営農計画の変更／その他項目の変更 保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」をご確認ください。

3.4.3 事故発生の通知（翌年（年度）以降）の新規登録

保険期間の翌年（年度）以降の事故発生の通知を新規登録する手順を説明します。

（2 回目以降の通知を登録する場合も同様の操作を実施します。）

① 「第 3 章 3.4.1 事故発生通知の新規作成」の①～③を参照して、【事故発生等通知受付】画面を開きます。

② 「(2)翌年（年度）以降の収入減少」の「事故発生の通知」を入力します。事故が発生した農作物又は畜産物の「種類/品目/用途/作付予定面積等/収穫期等/翌年（年度）以降に収穫する割合」を選択し、その他必要な項目を入力します。

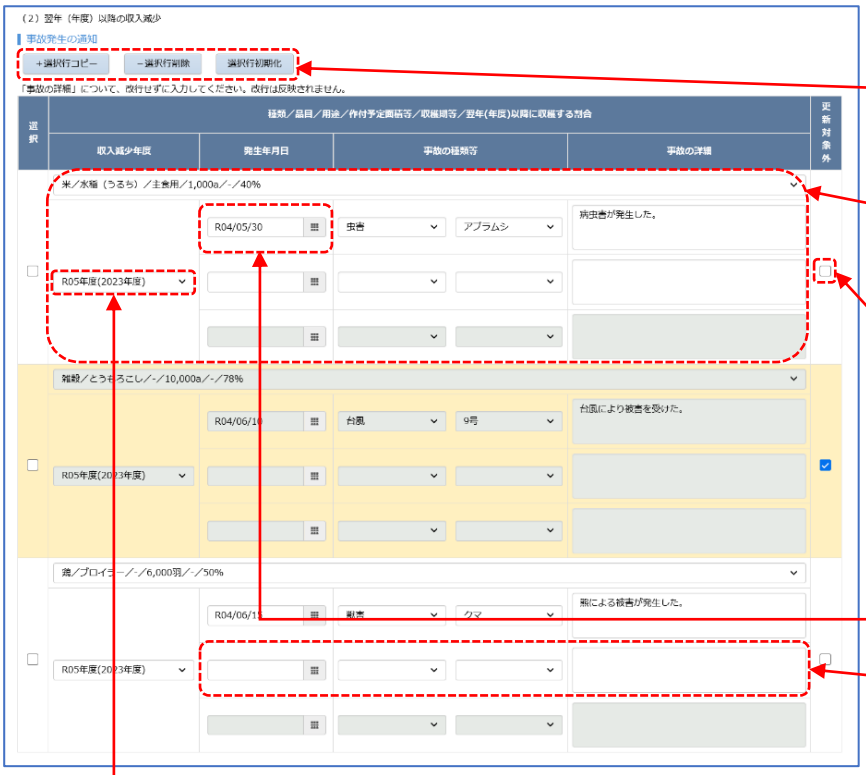

重要

以下の状態の場合、新規登録をすることができません。

- 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面が未登録の場合（※1）
- 変更申請中（「申請状況」が「承諾」以外）の場合
- 「事故発生等通知状況」が「入力中」「申請済」「受付済」のいずれかの場合
- つなぎ資金借入申請中（「借入申請状況」が「申請待ち」「申請受付済」「確認依頼あり」）の場合
- 保険期間の農業収入金額実績申告が開始された場合

※1 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面については「第 2 章 2.2.6 保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」をご確認ください。

※[参考：**【事故発生等通知受付】画面の行の操作方法]**をご確認ください。

※[参考：**(2)翌年（年度）以降の収入減少の「事故発生の通知」の入力]**をご確認ください。

※更新対象外：
同じ明細に対し、画面に表示されている行数以上の事故の登録を行う場合、このチェックを入れることで先に入力された事故発生等通知を履歴として残すことができます。

※入力例: R04/03/10

※「発生年月日」「事故の種類等」「事故の詳細」を入力すると、次の行が活性状態になります。

※収入減少年度：
事故の発生によって収入が減少する年度を選択してください。

③ 必要に応じて「保険事故防止の取組内容」「事故発生後に行う保険事故防止の取組内容」を入力します。

④ 【事故発生等通知受付】画面下部の『登録』ボタンをクリックします。

⑤ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑥ 編集内容が登録され、【事故発生等通知受付】画面が再表示されます。設定した内容が登録されていることを確認します。

参考：(2)翌年（年度）以降の収入減少の「事故発生の通知」の入力

「(2)翌年（年度）以降の収入減少」の「事故発生の通知」の「事故の種類等」「事故の詳細」について説明します。

「事故の種類等」の入力

・事故の種類等（種類）を選択します。
・事故の種類等（詳細）を選択します。

「事故の詳細」の入力

・事故の詳細等を入力します。（保管中の米の盗難被害が発生した、など）

※同じ明細に対し、画面に表示されている行数以上の事故の登録を行う場合、過去の登録回の「更新対象外」にチェックを入れ、新しい行に登録します。

(例)同じ明細に対し、４回目の事故の登録を行う場合

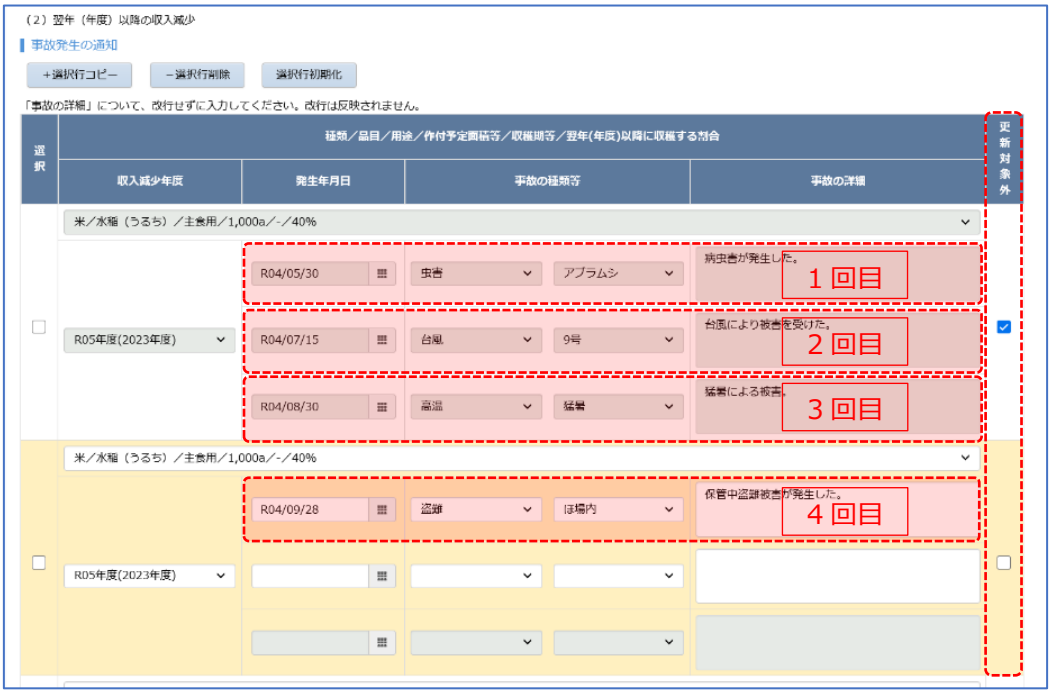

3.4.4　自己都合による栽培又は飼養の中止の通知（翌年（年度）以降）の新規登録

保険期間の翌年（年度）以降の自己都合による栽培又は飼養の中止の通知を新規登録する手順を説明します。

（2 回目以降の通知を登録する場合も同様の操作を実施します。）

① 「第 3 章 3.4.1 事故発生通知の新規作成」の①～③を参照して、【事故発生等通知受付】画面を開きます。

重要

「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」を登録するには、事前に「保険期間の営農計画」を変更し、変更申請する必要があります。
詳細は「第 3 章 3.4.2 自己都合による栽培又は飼養の中止の通知（保険期間中）の新規登録」の**[参考：自己都合による栽培又は飼養の中止の通知登録前の変更申請]**をご確認ください。

重要

以下の状態の場合、新規登録をすることができません。

- 【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面が未登録の場合（※1）
- 変更申請中（「申請状況」が「承諾」以外）の場合
- 「事故発生等通知状況」が「入力中」「申請済」「受付済」のいずれかの場合
- つなぎ資金借入申請中（「借入申請状況」が「申請待ち」「申請受付済」「確認依頼あり」）の場合
- 保険期間の農業収入金額実績申告が開始された場合

※1　【保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額】画面については「第 2 章 2.2.6 保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額」をご確認ください。

② 「(2)翌年（年度）以降の収入減少」の「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」を入力します。中止する栽培又は飼養の「種類/品目/用途/作付予定面積等/収穫期等/翌年（年度）以降に収穫する割合」を選択し、その他必要な項目を入力します。

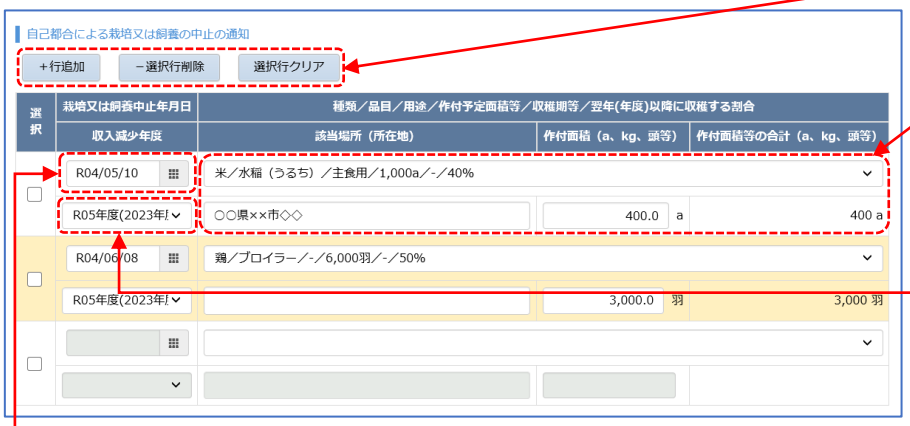

※[参考：【事故発生等通知受付】画面の行の操作方法]をご確認ください。

※[参考：(2)翌年（年度）以降の収入減少の「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」の入力]をご確認ください。

※収入減少年度：
事故の発生によって収入が減少する年度を選択してください。

※入力例: R04/03/10

③ 【事故発生等通知受付】画面下部の『登録』ボタンをクリックします。

④ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑤ 編集内容が登録され、【事故発生等通知受付】画面が再表示されます。設定した内容が登録されていることを確認します。

参考：(2)翌年（年度）以降の収入減少の「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」の入力

「(2)翌年（年度）以降の収入減少」の「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」の「種類/品目/用途/作付予定面積等/収穫期等/翌年(年度)以降に収穫する割合」「作付面積等」「作付面積等の合計」について説明します。

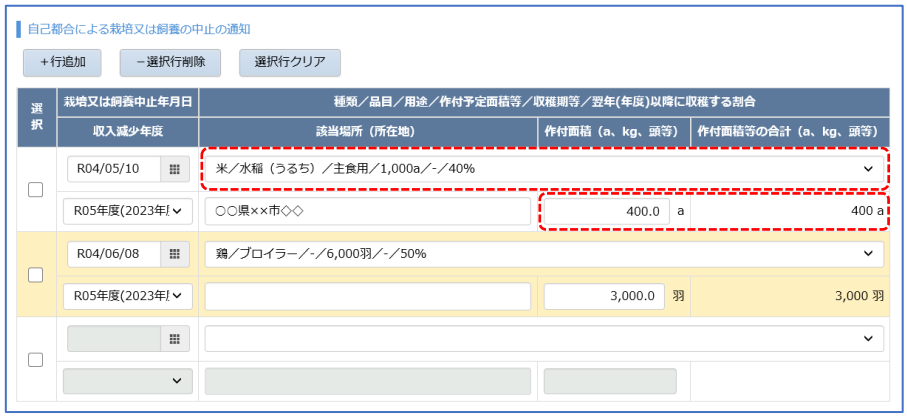

「種類／品目／用途／作付予定面積等／収穫期等／翌年(年度)以降に収穫する割合」

【保険期間の営農計画】画面（※1）で登録した「種類/品目/用途」「作付予定面積①」「収穫期（年・月）」が選択できます。（畜産物の場合は、「作付予定面積①」は「飼養又は導入頭羽数①」、「収穫期（年・月）」は「出荷予定年（年度）」になります。）
また「翌年（年度）以降に収穫する割合」には、100 – [【保険期間の営農計画】画面で登録した「保険期間に収穫/出荷する割合」]%が表示されます。

「作付面積等」「作付面積等の合計」の入力

種類が農産物の場合：
「作付面積等」「作付面積等の合計」には、【保険期間の営農計画】画面の「作付予定面積」から「保険期間の収穫に係る作付面積」を差し引いた値が表示されます。また「作付面積」「作付面積等の合計」の単位には【保険期間の営農計画】画面の「作付予定面積」の単位が設定されます。

種類が畜産物の場合：
「作付面積等」「作付面積等の合計」には、【保険期間の営農計画】画面の「飼養又は導入頭羽数」から「保険期間の出荷に係る飼養又は導入頭羽数」を差し引いた値が表示されます。また「作付面積等」「作付面積等の合計」の単位には【保険期間の営農計画】画面の「飼養又は導入頭羽数」の単位が設定されます。

（「作付面積等」と「作付面積等の合計」には同じ値を設定してください。）

※1 「第２章 2.2.4 保険期間の営農計画」をご確認ください。

3.4.5 事故発生の通知、自己都合による栽培又は飼養の中止の通知の変更

保険期間または保険期間の翌年（年度）以降の、登録済みの「事故発生の通知」もしくは「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」を変更する手順を説明します。

① 「第 3 章 3.3 事故発生等・つなぎ資金貸付限度額算定一覧」を参照して【事故発生等・つなぎ資金貸付限度額算定一覧】画面を開きます。

② 登録内容を変更したい「通知回」の行の『詳細』ボタンをクリックします。

③ 登録済みの【事故発生等通知受付】画面が表示されます。

重要

最新通知回以外の通知回は変更できません。また以下の状態の場合、登録内容を変更することができません。

- 変更申請中（「申請状況」が「承諾」以外）の場合
- 当該通知回の事故登録後、変更申請があった場合
- 「貸付限度額算定状況」が「入力中」以外の場合
- つなぎ資金借入申請の「借入申請状況」が「申請処理中」「承諾」の場合
- 保険期間の農業収入金額実績申告が開始された場合

④ 必要に応じて「組合等からの連絡事項」を確認します。

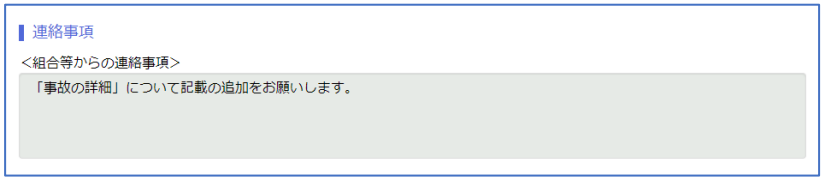

⑤ 変更が必要な項目を修正します。

⑥ 必要に応じて「組合等への連絡事項」を入力します。

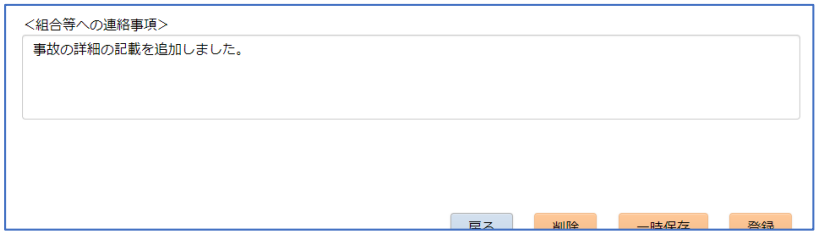

⑦ 【事故発生等通知受付】画面下部の『登録』ボタンをクリックします。

⑧ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑨ 変更内容が登録され、【事故発生等通知受付】画面が再表示されます。変更した内容が登録されていることを確認します。

ポイント！[手順⑤]

つなぎ資金の貸付を希望し、「(1)保険期間の収入減少」の「事故発生の通知」の「農作物又は畜産物の事故後の見込農業収入金額」の数値を変更した場合は、『貸付限度額算定』ボタンをクリックして貸付限度額を再算定してください。

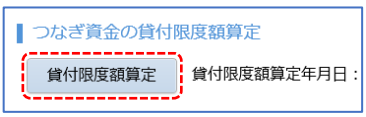

3.4.6 事故発生の通知、自己都合による栽培又は飼養の中止の通知の削除

保険期間または保険期間の翌年（年度）以降の、登録済みの「事故発生の通知」もしくは「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」を削除する手順を説明します。

① 「第 3 章 3.3 事故発生等・つなぎ資金貸付限度額算定一覧」を参照して【事故発生等・つなぎ資金貸付限度額算定一覧】画面を開きます。

② 登録内容を削除したい「通知回」の行の『詳細』ボタンをクリックします。

③ 登録済みの【事故発生等通知受付】画面が表示されます。

④ 【事故発生等通知受付】画面下部の『削除』ボタンをクリックします。

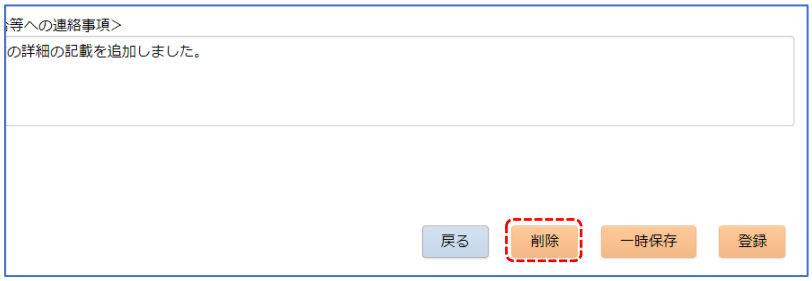

重要

最新通知回以外の通知回は削除できません。また以下の状態の場合、登録内容を削除することができません。

- 変更申請中（「申請状況」が「承諾」以外）の場合
- つなぎ資金借入申請の「借入申請状況」が「申請処理中」「承諾」の場合
- 事故登録後、変更申請があった場合
- 「事故発生等通知状況」が「入力中」以外の場合
- 保険期間の農業収入金額実績申告が開始された場合

⑤ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

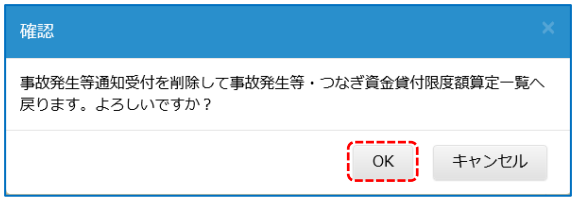

⑥ 登録内容が削除され、【事故発生等・つなぎ資金貸付限度額算定一覧】画面が表示されます。削除した「通知回」の行が表示されていないことを確認します。

参考：【事故発生等通知受付】画面の行の操作方法

①「事故発生の通知」の行の操作方法

【事故発生等通知受付】画面の以下の項目の行の操作方法を説明します。
・(1)保険期間の収入減少「事故発生の通知」
・(2)翌年（年度）以降の収入減少「事故発生の通知」

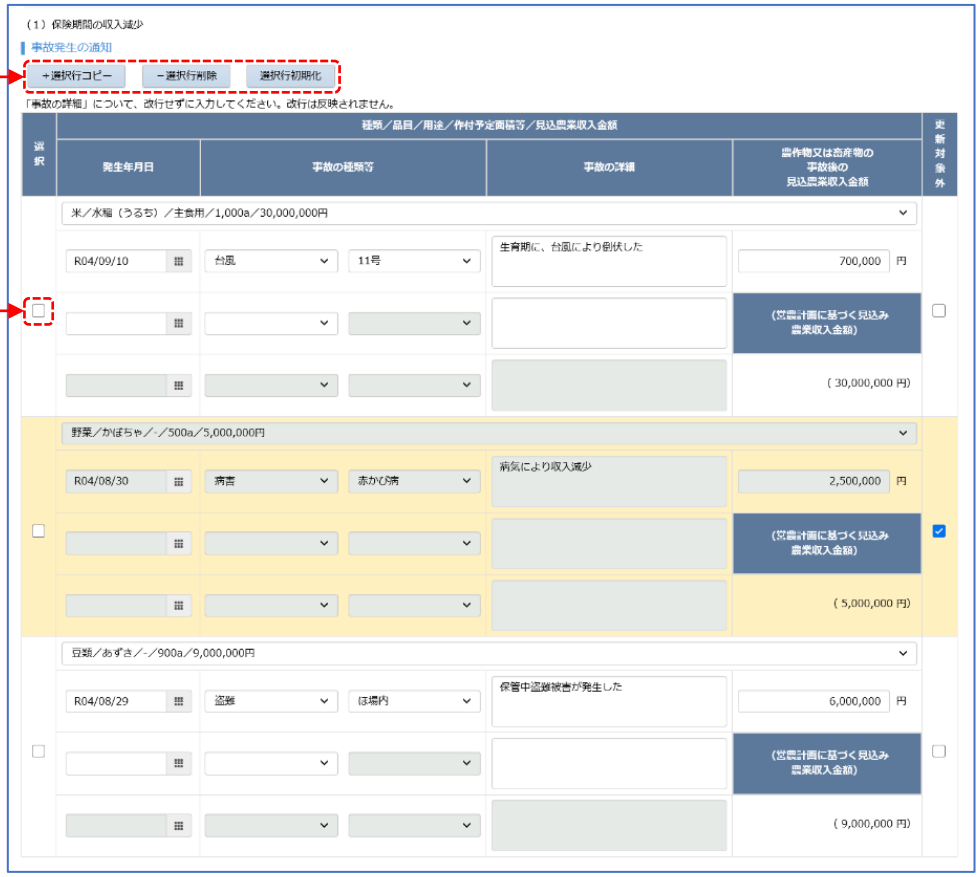

・＋選択行コピー：
チェックを入れたあと『+選択行コピー』ボタンをクリックすると、選択された行のコピーが選択行の下に 1 行挿入されます。

・－選択行削除：
チェックを入れたあと『－選択行削除』ボタンをクリックすると、選択した行が削除されます。

・選択行初期化：
チェックを入れたあと『選択行初期化』ボタンをクリックすると、選択した行の入力内容がクリアされます。

※『+選択行コピー』は複数行をコピーすることができません。コピー対象行の 1 行のみにチェックを入れてご利用ください。

※初期表示は 3 行です。

※行を追加する場合は、入力済みの行にチェックを入れ『＋選択行コピー』ボタンをクリックしてコピー行を追加し、入力情報を上書きしてください。

②「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」の行の操作方法

【事故発生等通知受付】画面の以下の項目の行の操作方法を説明します。
・(1)保険期間の収入減少「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」
・(2)翌年（年度）以降の収入減少「自己都合による栽培又は飼養の中止の通知」

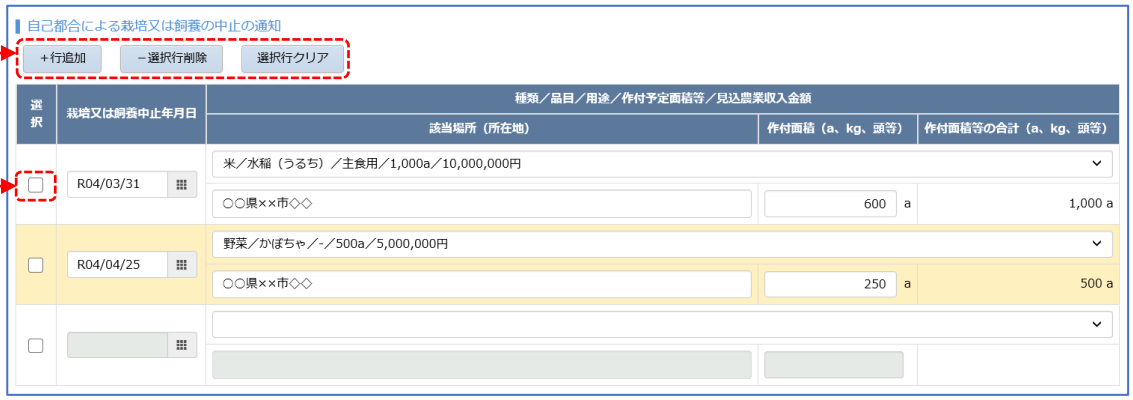

・＋行追加：
『+行追加』ボタンをクリックすると、最下に新たな行が１行挿入されます。
最下行への行挿入は、行の選択・非選択に関わらず動作します。

・－選択行削除：
チェックを入れたあと『－選択行削除』ボタンをクリックすると、選択した行が削除されます。

・選択行クリア：
チェックを入れたあと『選択行クリア』ボタンをクリックすると、選択した行の入力内容がクリアされます。

3.5 つなぎ資金貸付管理の操作概要

以下に申請者がインターネットでつなぎ資金借入申請を登録する場合の組合等の操作も含めた操作概要を示します。

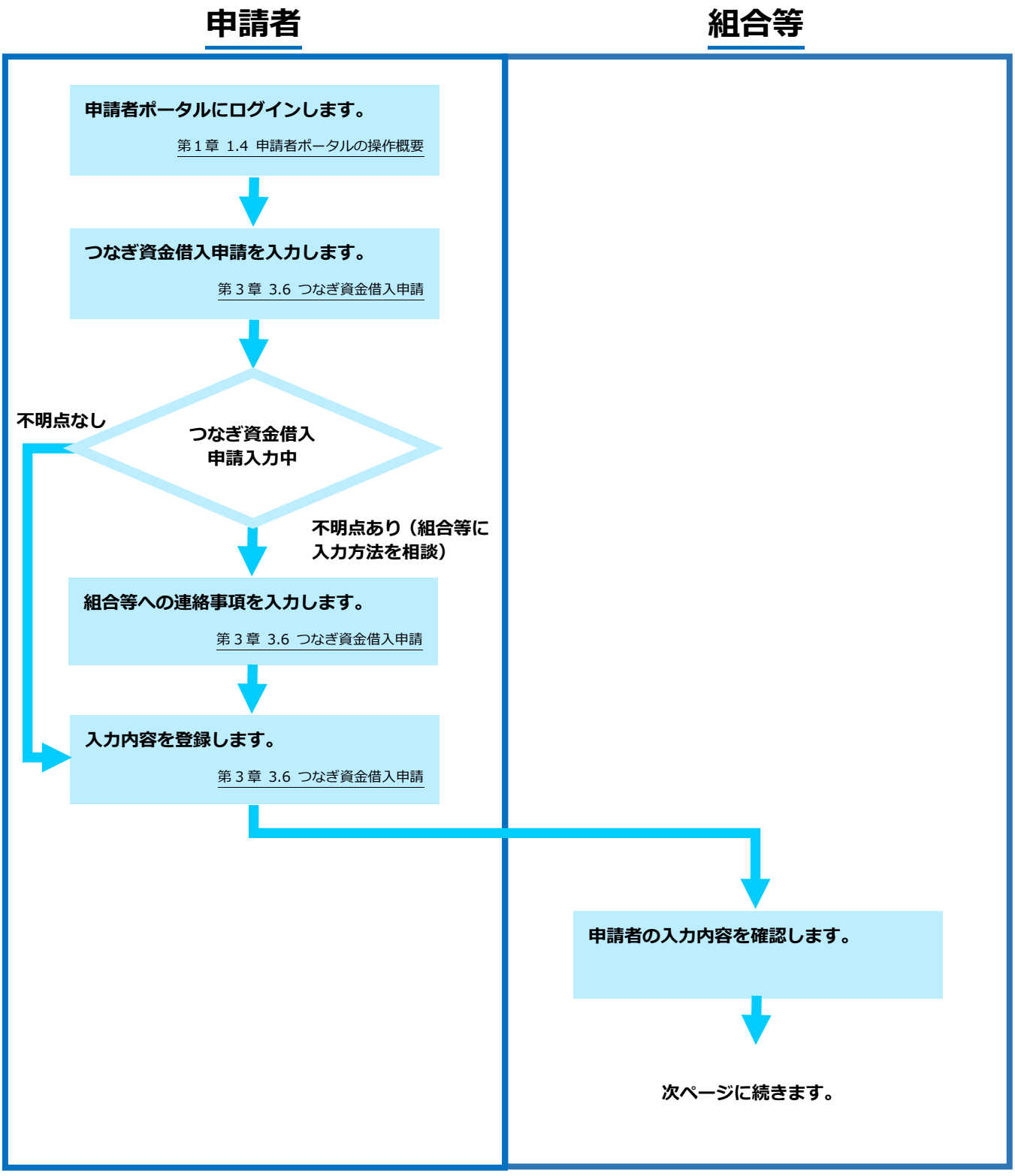

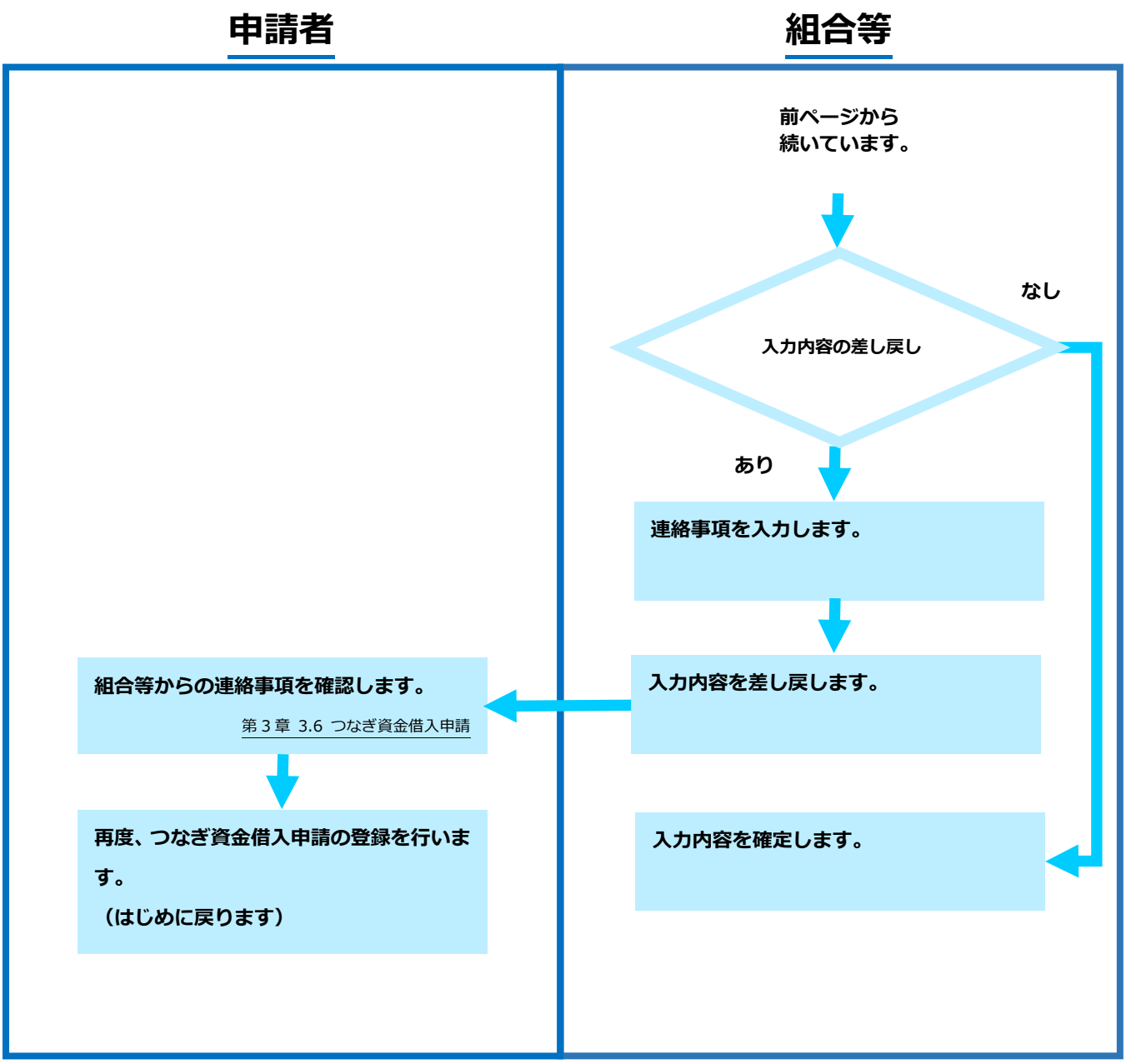
申請者
組合等
前ページから
続いています。
入力内容の差し戻し
なし
あり
連絡事項を入力します。
入力内容を差し戻します。
入力内容を確定します。
組合等からの連絡事項を確認します。
第 3 章 3.6 つなぎ資金借入申請
再度、つなぎ資金借入申請の登録を行います。
（はじめに戻ります）

3.6 つなぎ資金借入申請

つなぎ資金借入申請内容を登録する手順を説明します。

① 【申請者ポータル】画面で申請する年度を選択し、『つなぎ資金の申請/確認』ボタンをクリックします。

※借入申請状況：
[参考：借入申請状況]をご確認ください。

重要

以下の状態の場合、申請を確定することができません。
- 変更申請中（「申請状況」が「承諾」以外）の場合
- 契約解除済の場合
- 「事故発生等通知状況」が「入力中」「申請済」「受付済」のいずれかの場合
- つなぎ資金貸付限度額が 0 万円の場合
- 保険期間の農業収入金額実績申告が開始された場合

② 【つなぎ資金借入申請】画面が開きます。

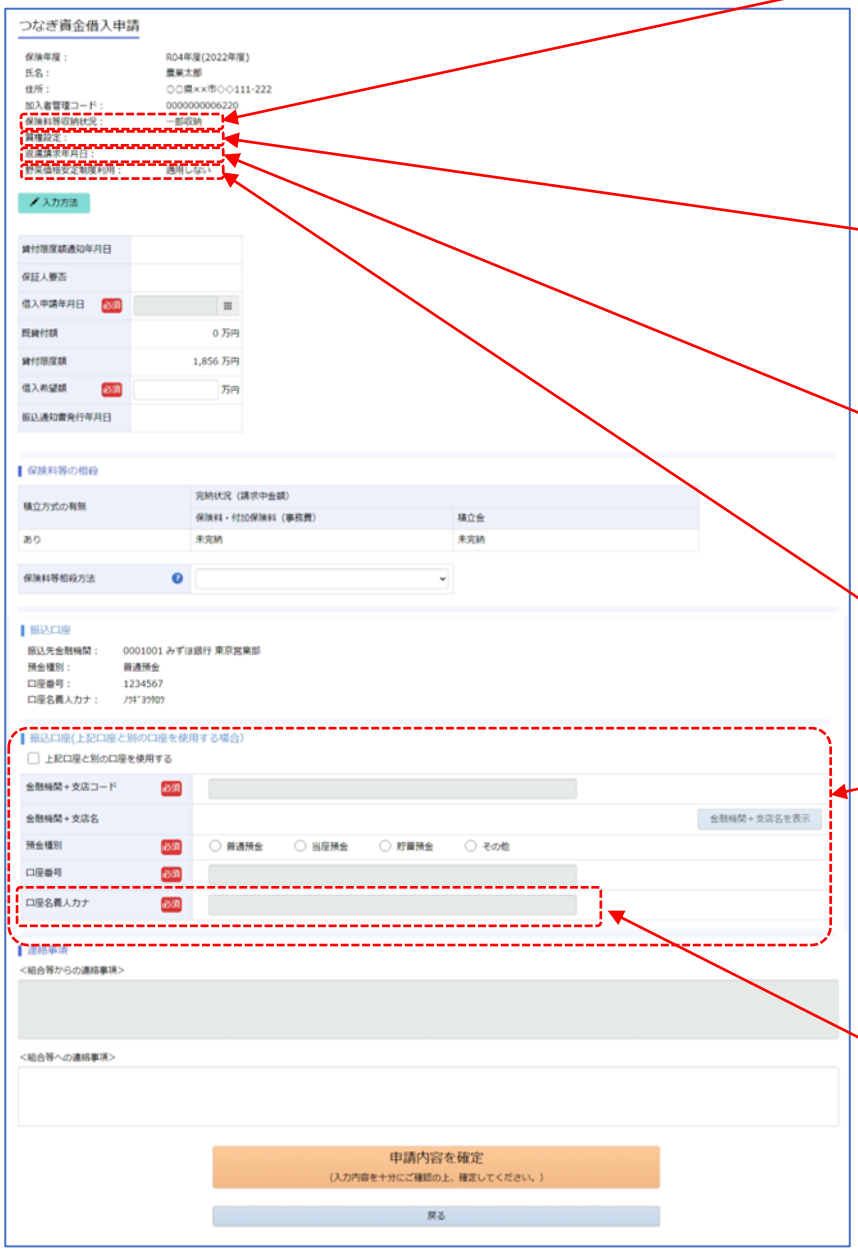

③ 「借入希望額」を入力します。

※保険料等収納状況：
当該契約の保険料等の収納状況が表示されます。「完納」と表示されていない場合は、つなぎ資金借入に伴い未納分の保険料等を申請者が支払うことになります。

※質権設定：
当該契約の質権設定状況が表示されます。質権設定の有無によるつなぎ資金借入への影響はありません。

※返還請求年月日：
つなぎ資金返還情報が登録されている場合、「返還請求年月日」に日付および金額が表示されます。

※野菜価格安定制度利用：
当該契約の野菜価格安定制度の同時利用の特例の適用状況が表示されます。

※上記口座と別の口座を使用する：
加入申請時に【口座情報】画面で登録した口座とは別の口座を使用したい場合、チェックを入れて口座情報を入力してください。

※口座名義人カナの入力については、「第２章 2.2.2 口座情報」の[**参考：口座名義人カナ**]をご確認ください。

重要

つなぎ資金借入の計算に野菜価格安定制度利用の有無は反映されませんが、つなぎ資金の貸付が行われない場合があります。

④ 必要に応じて「保険料等相殺方法」の設定を行います。

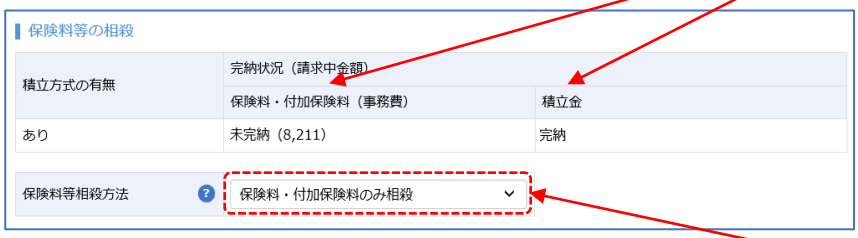

※完納状況（請求中金額）：
つなぎ資金借入申請時の保険料等の収納状況が「完納」「未完納」で表示されます。
（）内の金額は振替処理中のデータの総額です。該当データがない場合、完納状況の後ろは空白です。

※保険料等相殺方法：
「保険料等相殺方法」は保険料等の収納状況に応じて選択できる相殺方法が異なります。**[参考：保険料等相殺方法]**をご確認ください。

⑤ 必要に応じて「組合等からの連絡事項」を確認し、

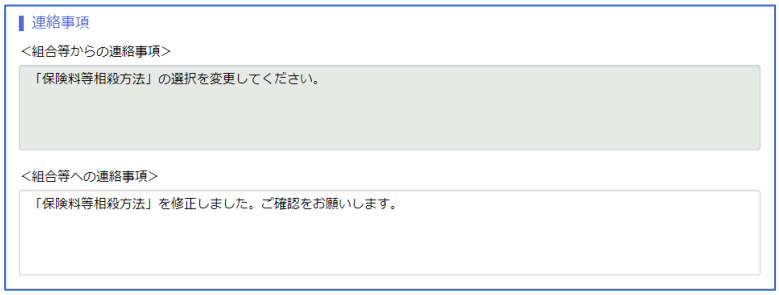

⑥ 『申請内容を確定』ボタンをクリックします。

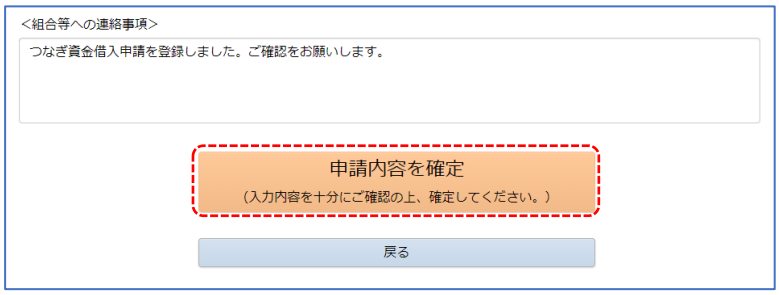

⑦ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑧ つなぎ資金借入申請が確定され、【つなぎ資金借入申請】画面が再表示されます。

参考：借入申請状況

借入申請状況の種類について説明します。

借入申請状況	説明
申請待ち	つなぎ資金借入申請の入力前の状態
申請受付済	つなぎ資金借入申請の受付が完了した状態
確認依頼あり	つなぎ資金借入申請に不備があり、組合等から申請者に差し戻した状態
申請処理中	組合等・全国連合会によるつなぎ資金借入申請処理中の状態
承諾	全国連合会による承認済の状態

参考：2 回目以降の【つなぎ資金借入申請】画面

２回目以降のつなぎ資金借入申請を登録する場合、【つなぎ資金借入申請】画面は以下のように表示されます。

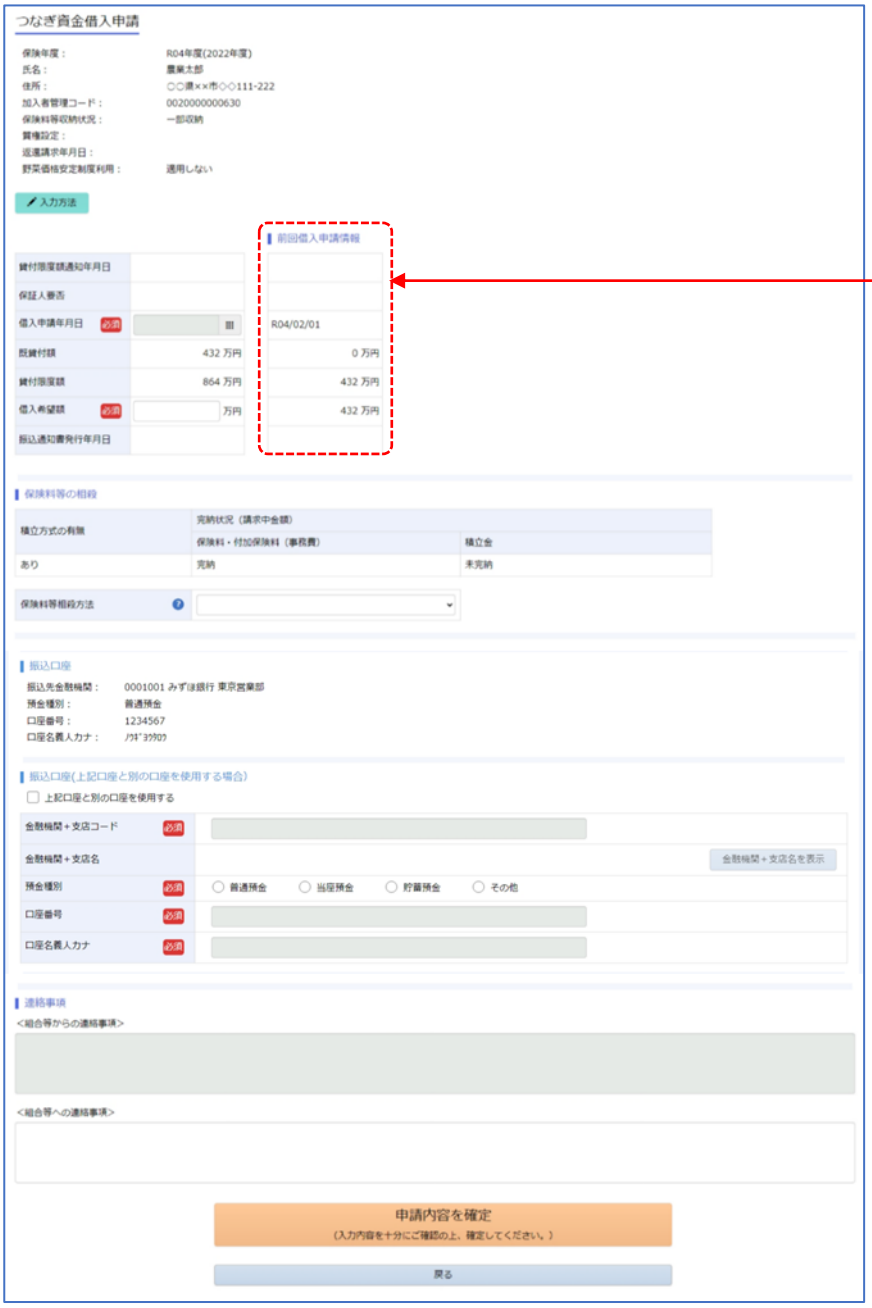

※前回借入申請情報：
前回の借入申請情報が表示されます。

参考：保険料等相殺方法

「保険料等相殺方法」は「すべて相殺」もしくは「保険料・付加保険料のみ相殺」を選択できます。
「保険料等相殺方法」を設定すると、【つなぎ資金借入申請】画面の「借入希望額」から未納の保険料等の金額が差し引かれた金額が支払われます。

（例）
分割 5 回払で、保険料等が一部収納済の申請者で「すべて相殺」を選択した場合

①保険料等収納状況（相殺前）（※1）
5 回払いのうち、3～5 回目が未納の状態です。

	回数	日付	収納額			
			保険料	積立金	付加保険料（事務費）	合計
1～2 回目 収納済	1/5	R03/12/27	34,201 円	99,000 円	43,704 円	176,905 円
	2/5	R04/02/28	34,198 円	99,000 円	0 円	133,198 円
3～5 回目 未収納	3/5	R04/03/28（予定）	34,198 円	99,000 円	0 円	133,198 円
	4/5	R04/04/26（予定）	34,198 円	99,000 円	0 円	133,198 円
	5/5	R04/05/26（予定）	34,198 円	99,000 円	0 円	133,198 円

②【つなぎ資金借入申請】画面
「保険料等相殺方法」の「すべて相殺」を選択します

③保険料等収納状況（相殺後）
つなぎ資金借入申請の承諾の登録時に、借入希望額から、保険料等が未納の 3～5 回目の金額が引かれます。
また、収納した日付には、つなぎ資金借入申請が承諾された年月日が設定されます。

	回数	日付	収納額			
			保険料	積立金	付加保険料（事務費）	合計
	1/5	R03/12/27	34,201 円	99,000 円	43,704 円	176,905 円
	2/5	R04/02/28	34,198 円	99,000 円	0 円	133,198 円
3～5 回目 相殺済	3/5	R04/03/10（相殺）	34,198 円	99,000 円	0 円	133,198 円
	4/5	R04/03/10（相殺）	34,198 円	99,000 円	0 円	133,198 円
	5/5	R04/03/10（相殺）	34,198 円	99,000 円	0 円	133,198 円

（例）
分割 5 回払で、保険料等が一部収納済の申請者で「保険料・付加保険料のみ相殺」を選択した場合

①保険料等収納状況（相殺前）（※1）
5 回払いのうち、3～5 回目が未納の状態です。

回数	日付	収納額			
		保険料	積立金	付加保険料（事務費）	合計
1/5	R03/12/27	26,761 円	90,000 円	39,348 円	156,109 円
2/5	R04/02/28	26,760 円	90,000 円	0 円	116,760 円
3/5	R04/03/28（予定）	75,822 円	255,000 円	0 円	330,822 円
4/5	R04/04/26（予定）	75,820 円	255,000 円	0 円	330,820 円
5/5	R04/05/26（予定）	75,820 円	255,000 円	38,332 円	369,152 円

1～2 回目 収納済
3～5 回目 未収納

②【つなぎ資金借入申請】画面
「保険料等相殺方法」の「保険料・付加保険料のみ相殺」を選択します。

③保険料等収納状況（相殺後）
つなぎ資金借入申請の承諾の登録時に、借入希望額から、保険料等が未納の 3～5 回目の「保険料」「付加保険料（事務費）」の金額が引かれます。
また、収納した日付には、つなぎ資金借入申請が承諾された年月日が設定されます。

回数	日付	収納額			
		保険料	積立金	付加保険料（事務費）	合計
1/5	R03/12/27	26,761 円	90,000 円	39,348 円	156,109 円
2/5	R04/02/28	26,760 円	90,000 円	0 円	116,760 円
3/5	R04/03/28（予定）	0 円	255,000 円	0 円	255,000 円
4/5	R04/04/26（予定）	0 円	255,000 円	0 円	255,000 円
5/5	R04/05/26（予定）	0 円	255,000 円	0 円	255,000 円
―	R04/03/10（相殺）	227,462 円	0 円	38,332 円	265,794 円

※1：未納の保険料等については、申請者ポータル画面から「保険料等納入（返還）明細」を出力して確認できます。詳しくは「第 2 章 2.4 保険料等納入・返還の実績の印刷」をご確認ください。
※2：つなぎ資金借入申請の承諾時に保険料等の引落としが開始されたなど、未納以外の状態になった回については相殺の対象になりません。
※3：つなぎ資金借入申請時に保険料等が全て完納している場合は「保険料等相殺方法」を選択することはできません。

第４章

保険期間の農業収入金額実績申告

4.1　保険期間の農業収入金額実績申告の操作概要

以下に保険期間の農業収入金額実績申告の登録時の操作概要を示します。

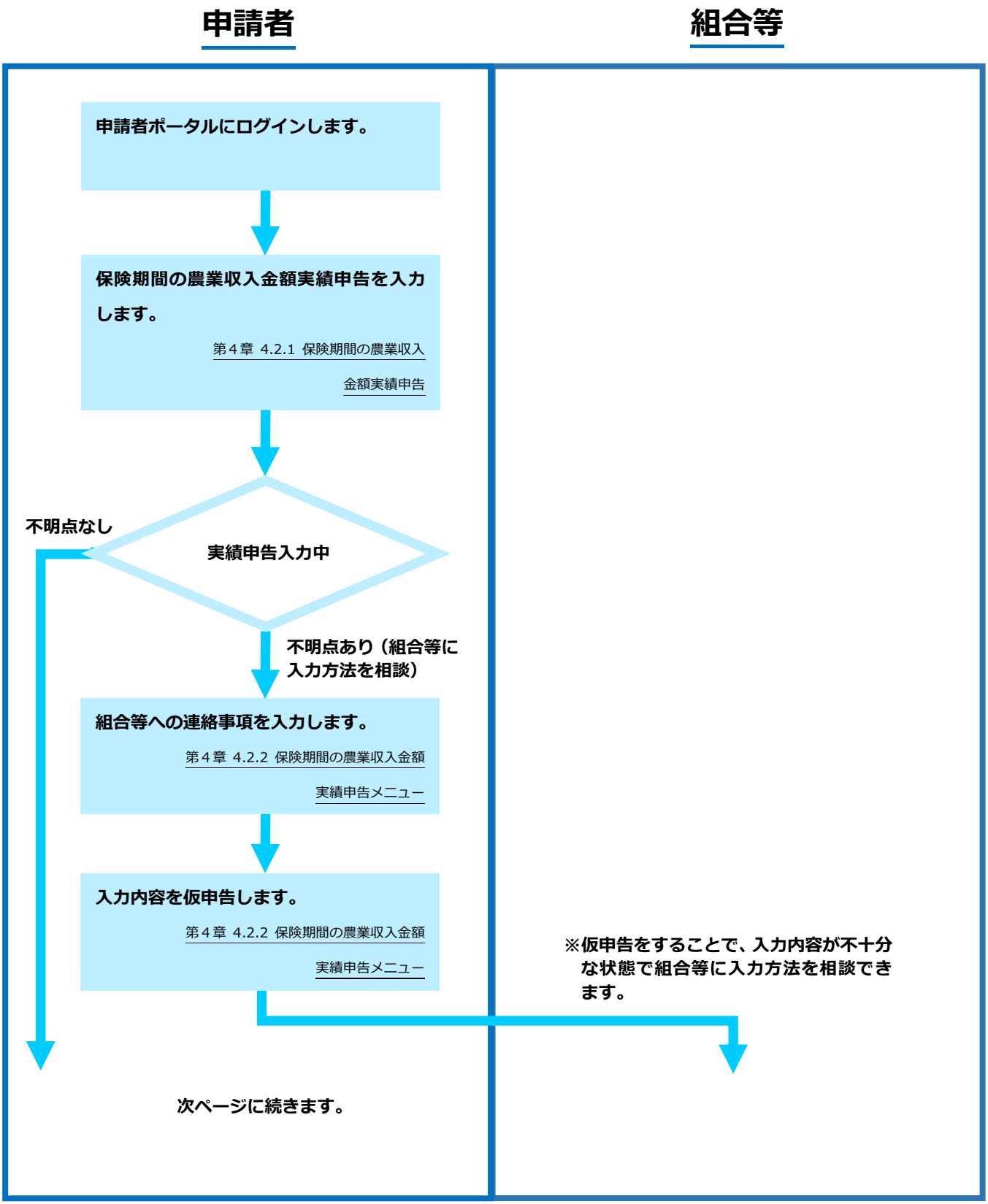

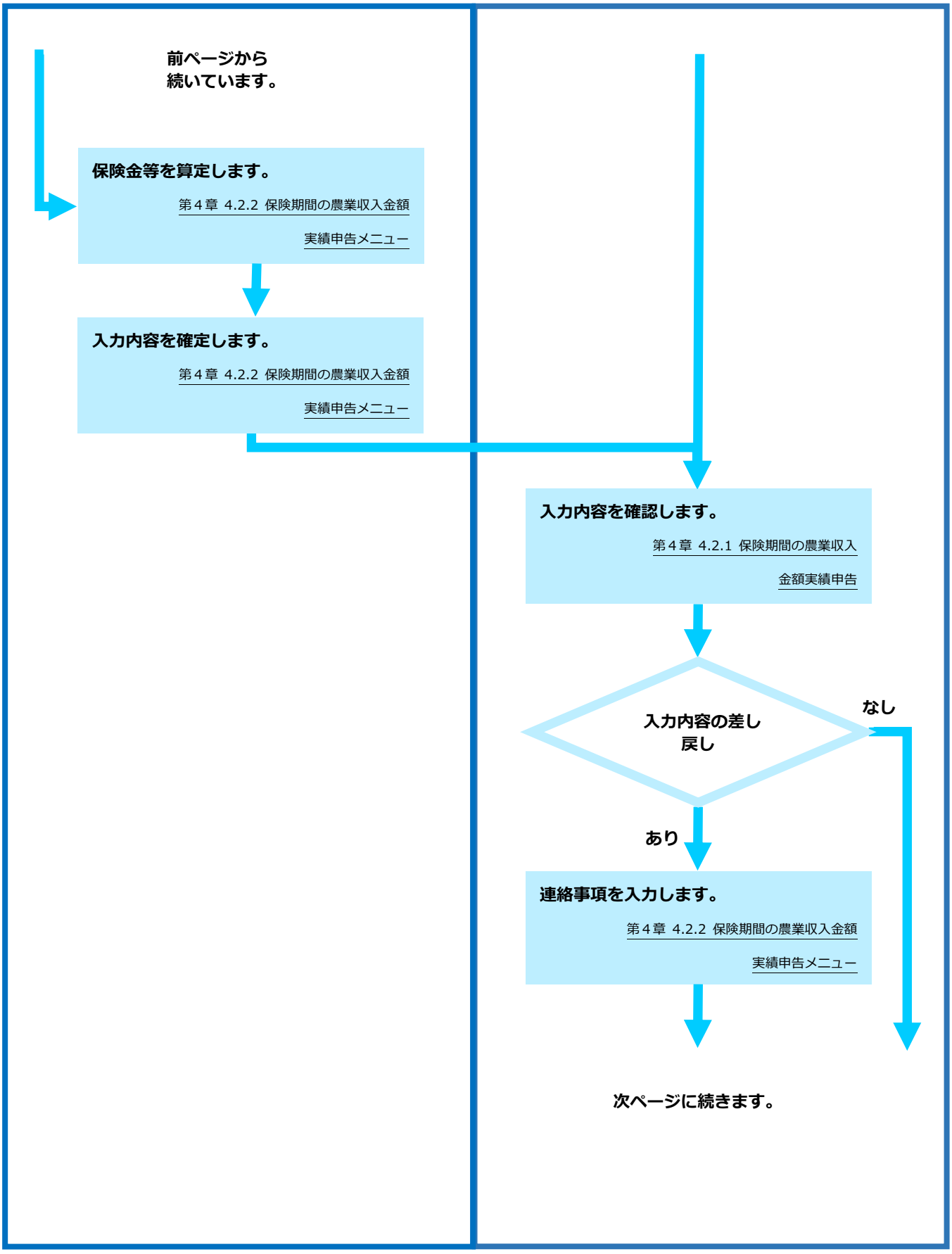
前ページから
続いています。
保険金等を算定します。
第４章 4.2.2 保険期間の農業収入金額
実績申告メニュー
入力内容を確定します。
第４章 4.2.2 保険期間の農業収入金額
実績申告メニュー
入力内容を確認します。
第４章 4.2.1 保険期間の農業収入
金額実績申告
入力内容の差し
戻し
なし
あり
連絡事項を入力します。
第４章 4.2.2 保険期間の農業収入金額
実績申告メニュー
次ページに続きます。

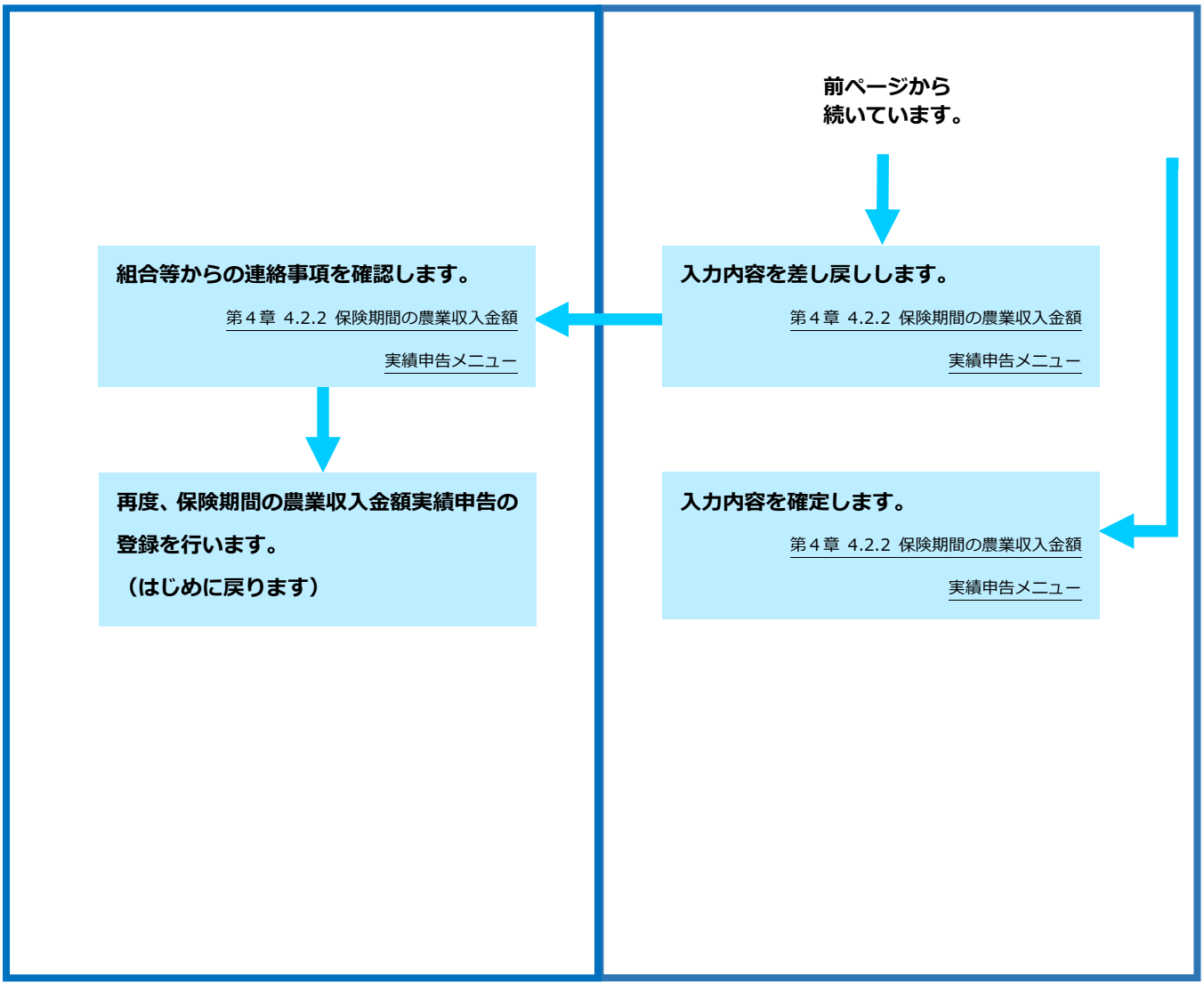
前ページから
続いています。
入力内容を差し戻しします。
第４章 4.2.2 保険期間の農業収入金額
実績申告メニュー
組合等からの連絡事項を確認します。
第４章 4.2.2 保険期間の農業収入金額
実績申告メニュー
再度、保険期間の農業収入金額実績申告の
登録を行います。
（はじめに戻ります）
入力内容を確定します。
第４章 4.2.2 保険期間の農業収入金額
実績申告メニュー

4.2　保険期間の農業収入金額実績申告の登録

保険期間の農業収入金額実績申告を登録する手順を説明します。

4.2.1　保険期間の農業収入金額実績申告

「保険期間の農業収入金額実績申告」の内容を登録します。

（「農業経営収入保険　保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書(様式 11 号)」および

「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(様式 3 号)」に相当する部分です。）

①　【保険期間の農業収入金額実績申告メニュー】画面の「保険期間の農業収入金額実績申告」の『登録』ボタンをクリックして【保険期間の農業収入金額実績申告】画面を開きます。

※様式３号は２種類あります。
①農業所得用(様式 3 号-1)
②一般・法人用(様式 3 号-2)
本文では①農業所得用で説明しています。

※経営形態が一般・法人の場合は、**[参考：【保険期間の農業収入金額実績申告】画面 一般・法人の入力方式]**をご確認ください。

重要

以下の状態の場合、保険期間の農業収入金額実績申告を登録することができません。
・保険期間中の場合
・加入申請日の属する年の実績申告が登録されていない場合
・「事故発生等通知状況」が「入力中」「申請済」「受付済」のいずれかの場合
・つなぎ資金借入申請中（「借入申請状況」が「申請処理中」「申請受付済」「確認依頼あり」）の場合

② 「保険金・特約補塡金の請求」「請求内容」を入力します。

※申告状況：
申告状況の詳細は**[参考：申告状況]**をご確認ください。

③ 必要に応じて、「保険期間における野菜価格安定制度の交付金の受取有無」を選択します。

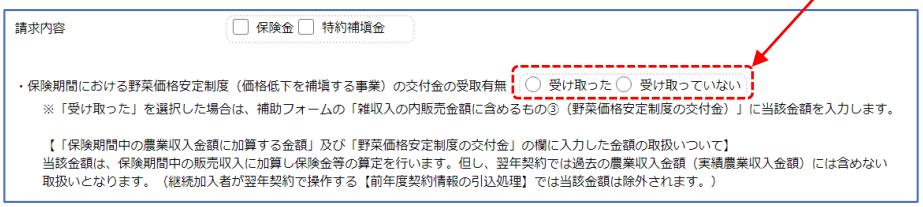

※「保険期間における野菜価格安定制度の交付金の受取有無」は、【加入申請書】画面の「野菜価格安定制度の同時利用の特例」を「適用する」で登録されている場合に、選択できます。
【加入申請書】画面について「第２章 2.2.1 加入申請書」をご確認ください。

重要

本画面で登録した農業収入金額は、翌年度契約において前年度情報の引込を行うと、翌年度契約における加入申請年分の農業収入金額となります。

除外される金額もあります。詳しくは「第３章 3.1.2 加入申請日の属する年の実績申告の登録（継続加入の場合）」の**[参考：【過去の農業収入金額申告書】画面（加入申請年分）に引き込まれる項目]**をご確認ください。

④ 「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(農業所得用)」を入力します。

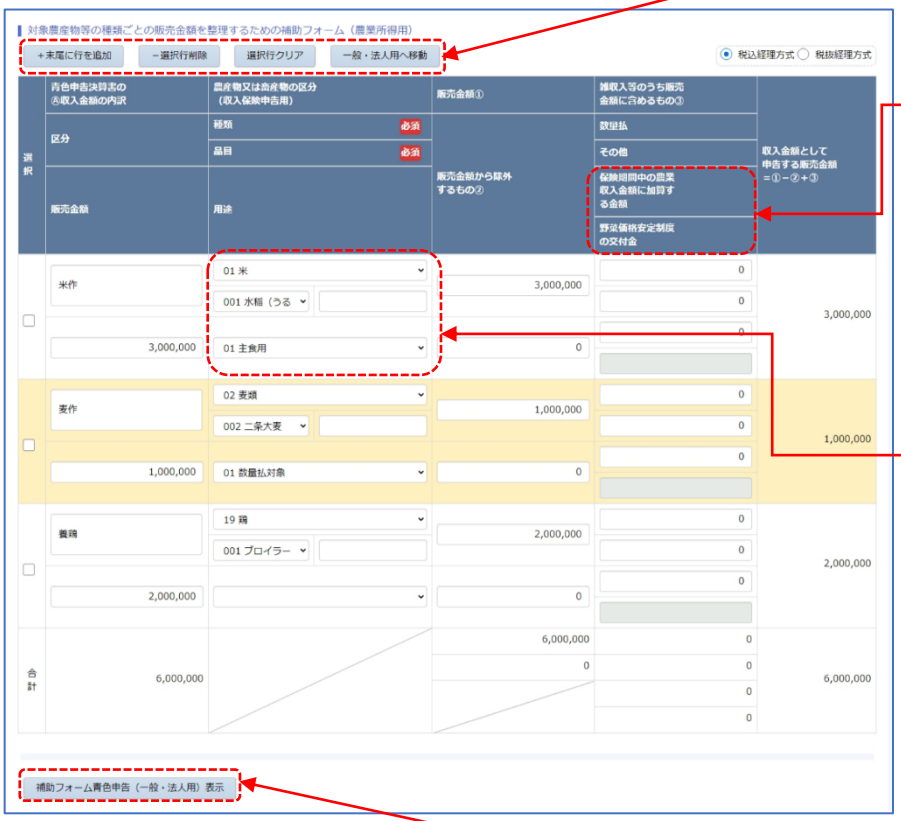

※[**参考：【保険期間の農業収入金額実績申告】画面 補助フォームの行の操作方法]** をご確認ください。

重要

以下項目に入力した金額は、翌年度契約における前年度情報の引込の対象からは除外されます。
・保険期間中の農業収入金額に加算する金額
・野菜価格安定制度の交付金

※農産物又は畜産物の区分(収入保険申告用)：
初めて登録する場合、【保険期間の営農計画】画面で登録された「種類」「品目」「用途」が自動で設定されます。
【保険期間の営農計画】画面については「第２章 2.2.4 保険期間の営農計画」をご確認ください。

※補助フォーム青色申告(一般・法人用)表示：
個人で「一般・法人用」の青色申告を入力する必要がある場合は、『補助フォーム青色申告(一般・法人用)表示』ボタンをクリックして、補助フォーム(一般・法人用)に内容を入力してください。

⑤ 「農業収入金額の計算」を入力します。(「農業経営収入保険保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書(様式11号)」の「(1)農業収入金額の計算」に相当する部分です。)

重要

以下項目に入力した金額は、翌年度契約における前年度情報の引込の対象からは除外されます。
・保険期間中の農業収入金額に加算する金額
・野菜価格安定制度の交付金

⑥ 「収入減少要因の申告及び損害防止の取組状況」を入力します。
(「農業経営収入保険　保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書(様式 11 号)」の「(2)収入減少要因及び保険事故防止の取組状況」に相当する部分です。)

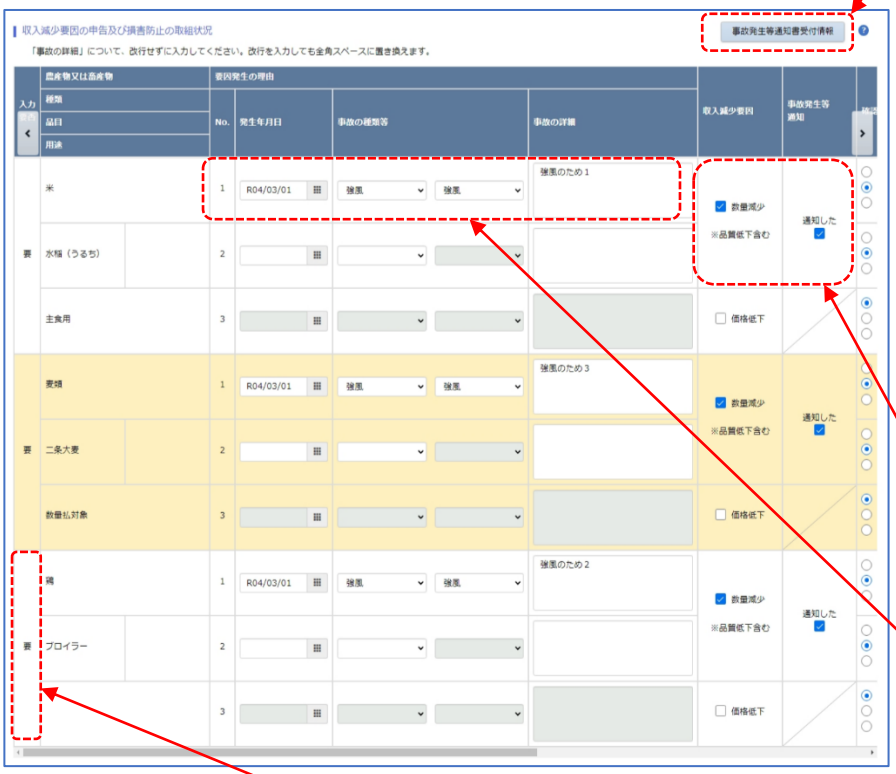

※事故発生等通知書受付情報：
事故発生等通知情報が登録されている場合に表示されます。
『事故発生等通知書受付情報』ボタンをクリックすると、【事故発生等通知受付】画面が開き、保険期間中の事故発生の通知を確認することができます。
【事故発生等通知受付】画面については「第３章 3.4.1 事故発生の通知(保険期間中)の新規登録」をご確認ください。

※収入減少要因(数量減少)：
事故発生通知：
事故発生等通知情報が登録されている場合は、チェックが入った状態で表示されます。

※発生年月日：
事故の種類等：
事故の詳細：
初めて登録する場合は、【事故発生等通知受付】画面の登録内容が自動で設定されます。
【事故発生等通知受付】画面については「第３章 3.4.1 事故発生の通知(保険期間中)の新規登録」をご確認ください。

※入力要否：
【保険期間の農業収入金額実績申告】画面の「農業収入金額の計算」の「⑤農業収入金額」に大幅な減少があった場合に、「入力要否」欄に「要」が表示されます。
「要」が表示されている場合は、必ず「収入減少要因」「要因発生の理由」「確認事項」を入力してください。
詳しくは[**参考：入力要否の「要」の表示条件**]をご確認ください。

⑦ 『登録』ボタンをクリックします。

※上記口座と別の口座を使用する：
加入申請時に【口座情報】画面で登録した口座とは別の口座を使用したい場合、チェックを入れて口座情報を入力してください。

※口座名義人カナの入力については、「第２章 2.2.2 口座情報」の[**参考：口座名義人カナ**]をご確認ください。

※一時保存：
【保険期間の農業収入金額実績申告】画面が入力途中の場合は『一時保存』ボタンをクリックしてください。

⑧ 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑨ 編集内容が保存され、【保険期間の農業収入金額実績申告メニュー】画面が開きます。【保険期間の農業収入金額実績申告メニュー】画面の「保険期間の農業収入金額実績申告」が「登録済」になっていることを確認します。

※『一時保存』ボタンをクリックした場合、「一時保存」と表示されます。

参考：【保険期間の農業収入金額実績申告】画面 一般・法人の入力方式

【加入申請書】画面の「経営形態」で「法人」を選択した場合は「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（一般・法人用）」が表示されます。

※損益計算書の売上高：
「合計」もしくは「製品売上高」を選択してください。

参考：申告状況

申告状況によって、参照・編集の可否が異なります。以下に表示される申告状況の種類と、参照・編集の可否について示します。

申告状況	説明	参照可否	編集可否
未登録	実績申告が未登録の状態	○	○
入力中	実績申告が入力中で、未仮申告または未確定の状態	○	○
申告受付済	実績申告の受付が完了した状態	○	×
確認依頼あり	実績申告に不備があり、組合等から申請者に差し戻した状態	○	○
申告処理中	組合等・全国連合会による申告処理中の状態	○	×
承諾	全国連合会による承認済の状態	○	×
申告不可（準備中）	組合等・全国連合会による申告準備中の状態	×	×

参考：【保険期間の農業収入金額実績申告】画面 補助フォームの行の操作方法

【保険期間の農業収入金額実績申告】画面 補助フォームの行の操作方法を説明します。

① 農業所得用

[+末尾に行を追加]

『+末尾に行を追加』ボタンをクリックすると、最下に新たな行が１行挿入されます。
最下行への行挿入は、行の選択・非選択に関わらず動作します。

[－選択行削除]

チェックを入れたあと『選択行削除』ボタンをクリックすると、選択した行が削除されます。
複数行の削除にも対応します。

[選択行クリア]

チェックを入れたあと『選択行クリア』ボタンをクリックすると、選択した行の入力内容がクリアされます。複数行の入力内容のクリアにも対応します。

[一般・法人用へ移動]

チェックを入れたあと『一般・法人用へ移動』ボタンをクリックすると、選択した行が補助フォーム(一般・法人用)に移動します。(※)

② 一般・法人用

[農業所得用へ移動]

チェックを入れたあと『農業所得用へ移動』ボタンをクリックすると、選択した行が補助フォーム(農業所得用)に移動します。(※)

※一回の移動で一つの行が移動できます。複数行を移動する場合は、手順を繰り返してください。

参考：入力要否の「要」の表示条件

【保険期間の農業収入金額実績申告】画面の「収入減少要因の申告及び損害防止の取組状況」の「入力要否」の「要」の表示について説明します。

【保険期間の農業収入金額実績申告】画面の「農業収入金額の計算」の「農業収入金額」(①)が品目単位の補塡限度額（※）よりも少ない場合に、「収入減少要因の申告及び損害防止の取組状況」の「入力要否」欄に「要」が表示されます。

※品目単位の補塡限度額
見込農業収入金額(②) × (保険方式の補償限度(③) ＋ 積立方式の補償幅(④))

また、「見込農業収入金額」(②)がマイナスの場合は、表示条件に該当する状態でも「入力要否」欄に「要」は表示されません。

[保険期間の農業収入金額実績申告]

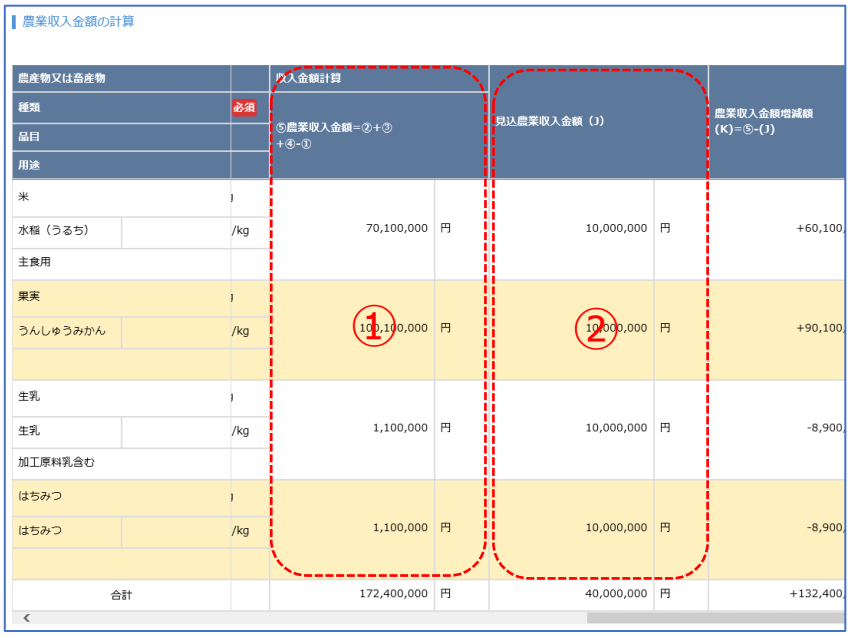

[加入申請書]

4.2.2　保険期間の農業収入金額実績申告メニュー

① 保険期間の農業収入金額実績申告、賠償金等受取額、賠償金等受取予定額、備考等に必要な情報を登録します。

重要

『申告書類等作成』ボタンで作成可能な書類は以下の通りです。

- 収入金額実績申告書(様式 11 号)
- 対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(農業所得用)(様式 3 号の 1)
- 対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(一般・法人用)(様式 3 号の 2)
- 保険金等見込額算定結果

（各書類の見本は「付録 出力書類一覧」をご確認ください。）

※申告状況：
申告状況の詳細は[**参考：申告状況**]をご確認ください。

※ファイルをアップロードする：
【ファイルアップロード】画面に遷移します。
【ファイルアップロード】画面については「第 2 章 2.2.9 ファイルアップロード」をご確認ください。

※賠償金等受取額：
賠償金等受取予定額：
備考：
必要に応じて、入力してください。
備考の入力可能文字数は 1000 字です。

※ボタンの表示に関しては、[**参考：【保険期間の農業収入金額実績申告メニュー】画面のボタン制御**]をご確認ください。

ポイント！[仮申告]

仮申告をすることで、組合等に入力方法を相談できます。
詳しくは[**参考：申告内容の「仮申告」**]をご確認ください。

② 必要に応じて「組合等からの連絡事項」を確認し、「組合等への連絡事項」を入力します。

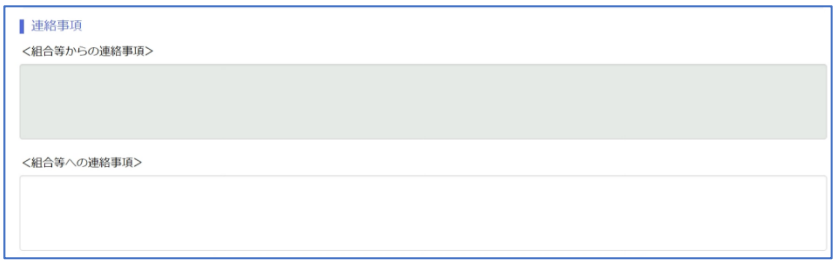

③ 『保険金等を算定』ボタンをクリックし、表示された保険金等を確認します。

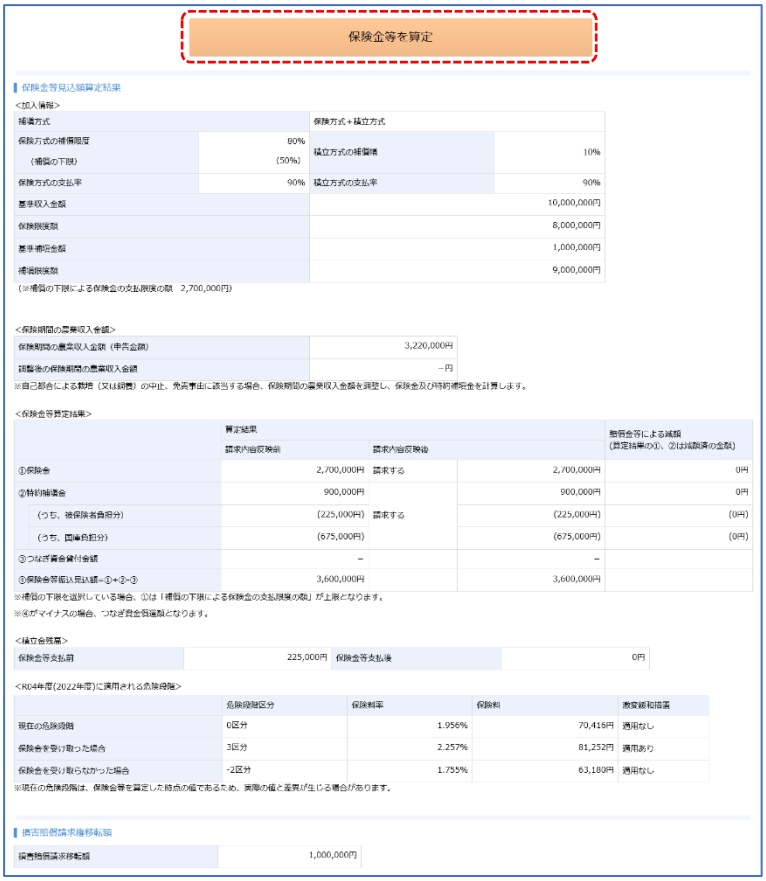

重要

以下の状態の場合、算定することができません。
・つなぎ資金借入申請が「承認済」かつ、つなぎ資金貸付状況が「未処理」「振込結果待ち」「振込不能」の場合

④　『申告内容を確定』ボタンをクリックします。

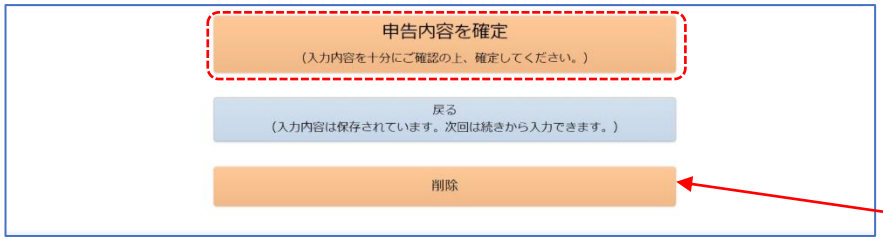

⑤　確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

⑥　保険期間の農業収入金額実績申告情報が確定され、【保険期間の農業収入金額実績申告完了】画面が表示されます。

ポイント！[手順④]

保険金等を算定後、『申告内容を確定』ボタンが表示されます。

※削除：
保険期間の農業収入金額実績申告を取り下げ、【保険期間の農業収入金額実績申告削除完了】画面が表示されます。

参考：【保険期間の農業収入金額実績申告メニュー】画面のボタン制御

【保険期間の農業収入金額実績申告メニュー】画面のボタンの制御について説明します。

No.	処理状況		ボタン利用可否				
			保険金等を算定	申告内容を仮申告	申告内容を確定	削除	戻る
1	「農業収入金額実績申告」が未登録		利用不可	利用不可	利用不可	利用不可	利用可
2	「農業収入金額実績申告」が登録済	保険金等の算定前	利用可	利用可	利用不可	利用可	利用可
3		保険金等を算定し、計算できた場合	利用可	利用不可	利用可	利用可	利用可
4		実績申告が「申告受付済」の場合	利用不可	利用不可	利用不可	利用不可	利用可

参考：申告内容の「仮申告」

保険期間の農業収入金額実績申告の登録後 ～ 申告内容の確定前の間は仮申告ができます。仮申告をすることで、入力内容が不十分な状態で組合等に入力方法等を相談できます。

以下、仮申告する手順について説明します。

① 『登録した内容で仮申告する』ボタンをクリックします。

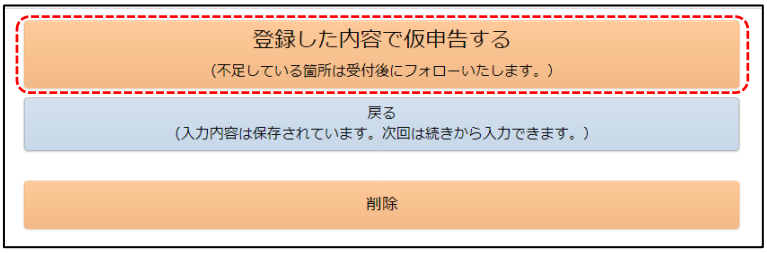

② 確認ダイアログが表示されるので『OK』ボタンをクリックします。

実績申告が仮申告され、【保険期間の農業収入金額実績申告完了】画面が表示されます。

『ポータルへ』ボタンをクリックすると【申請者ポータル】画面に移動します。

付録

出力書類一覧

出力書類一覧

以下に各出力書類や様式の見本を掲載します。

様式番号	書類名または様式名
1 号	農業経営収入保険　加入申請書 ※R6 以降用
	農業経営収入保険　加入申請書 ※R5 以前用
2 号	過去の農業収入金額申告書
3 号の 1	対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（農業所得用）
3 号の 2	対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（一般・法人用）
4 号	農業経営に関する計画
	基準収入・保険料等算定結果 ※R6 以降用
	基準収入・保険料等算定結果 ※R5 用
	基準収入・保険料等算定結果 ※R4 以前用
	別紙様式 2 号
	別紙様式 3 号
	保険料等納入（返還）明細
5 号	保険期間の平均販売金額等試算表
7 号	農業経営収入保険　加入承諾書
7 号	農業経営収入保険　保険証書
8 号	農業経営収入保険　保険料及び積立金通知書
10 号	農業経営収入保険　事故発生等通知書
15 号別添	貸付限度額計算書
	収入保険制度　保険料及び保険金等算定書（兼お見積書）

農業経営収入保険　加入申請書 ※R6 以降用

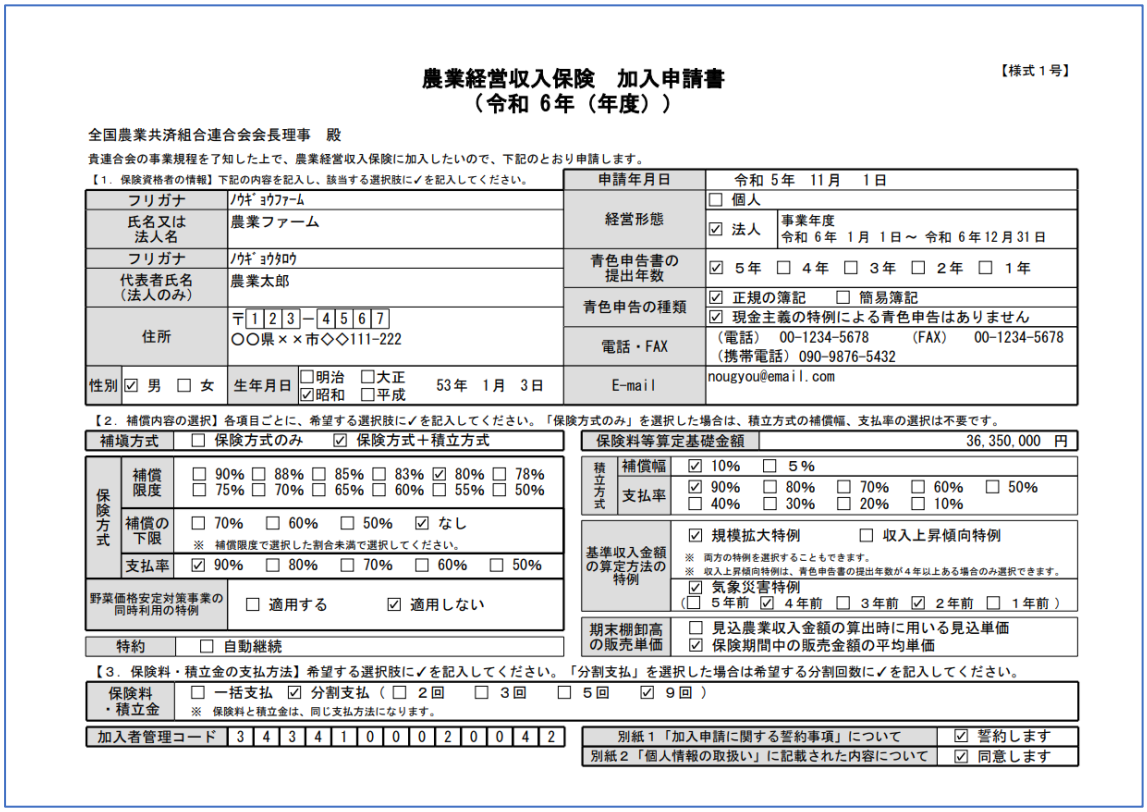

【様式１号】

農業経営収入保険　加入申請書
（令和 6年（年度））

全国農業共済組合連合会会長理事　殿

貴連合会の事業規程を了知した上で、農業経営収入保険に加入したいので、下記のとおり申請します。

【1．保険資格者の情報】下記の内容を記入し、該当する選択肢に✓を記入してください。

フリガナ	ﾉｳｷﾞｮｳﾌｧｰﾑ
氏名又は法人名	農業ファーム
フリガナ	ﾉｳｷﾞｮｳﾀﾛｳ
代表者氏名（法人のみ）	農業太郎
住所	〒123－4567 ○○県××市◇◇111-222
性別	☑ 男　☐ 女
生年月日	☐明治　☐大正　☑昭和　☐平成　53年　1月　3日

申請年月日	令和 5年　11月　1日
経営形態	☐ 個人 ☑ 法人　事業年度 令和 6年 1月 1日～ 令和 6年12月31日
青色申告書の提出年数	☑ 5年　☐ 4年　☐ 3年　☐ 2年　☐ 1年
青色申告の種類	☑ 正規の簿記　☐ 簡易簿記 ☑ 現金主義の特例による青色申告はありません
電話・FAX	（電話）　00-1234-5678　（FAX）　00-1234-5678 （携帯電話）090-9876-5432
E-mail	nougyou@email.com

【2．補償内容の選択】各項目ごとに、希望する選択肢に✓を記入してください。「保険方式のみ」を選択した場合は、積立方式の補償幅、支払率の選択は不要です。

補塡方式	☐ 保険方式のみ　☑ 保険方式＋積立方式	
保険方式	補償限度	☐ 90% ☐ 88% ☐ 85% ☐ 83% ☑ 80% ☐ 78% ☐ 75% ☐ 70% ☐ 65% ☐ 60% ☐ 55% ☐ 50%
	補償の下限	☐ 70%　☐ 60%　☐ 50%　☑ なし ※ 補償限度で選択した割合未満で選択してください。
	支払率	☑ 90%　☐ 80%　☐ 70%　☐ 60%　☐ 50%
野菜価格安定対策事業の同時利用の特例		☐ 適用する　☑ 適用しない
特約		☐ 自動継続

保険料等算定基礎金額		36,350,000 円
積立方式	補償幅	☑ 10%　☐ 5%
	支払率	☑ 90% ☐ 80% ☐ 70% ☐ 60% ☐ 50% ☐ 40% ☐ 30% ☐ 20% ☐ 10%
基準収入金額の算定方法の特例		☑ 規模拡大特例　☐ 収入上昇傾向特例 ※ 両方の特例を選択することもできます。 ※ 収入上昇傾向特例は、青色申告書の提出年数が4年以上ある場合のみ選択できます。 ☑ 気象災害特例 （☐ 5年前 ☑ 4年前 ☐ 3年前 ☑ 2年前 ☐ 1年前）
期末棚卸高の販売単価		☐ 見込農業収入金額の算出時に用いる見込単価 ☑ 保険期間中の販売金額の平均単価

【3．保険料・積立金の支払方法】希望する選択肢に✓を記入してください。「分割支払」を選択した場合は希望する分割回数に✓を記入してください。

保険料・積立金	☐ 一括支払　☑ 分割支払（☐ 2回　☐ 3回　☐ 5回　☑ 9回）
	※ 保険料と積立金は、同じ支払方法になります。

加入者管理コード	3 4 3 4 1 0 0 0 2 0 0 4 2

別紙１「加入申請に関する誓約事項」について	☑ 誓約します
別紙２「個人情報の取扱い」に記載された内容について	☑ 同意します

農業経営収入保険　加入申請書 ※R5 以前用

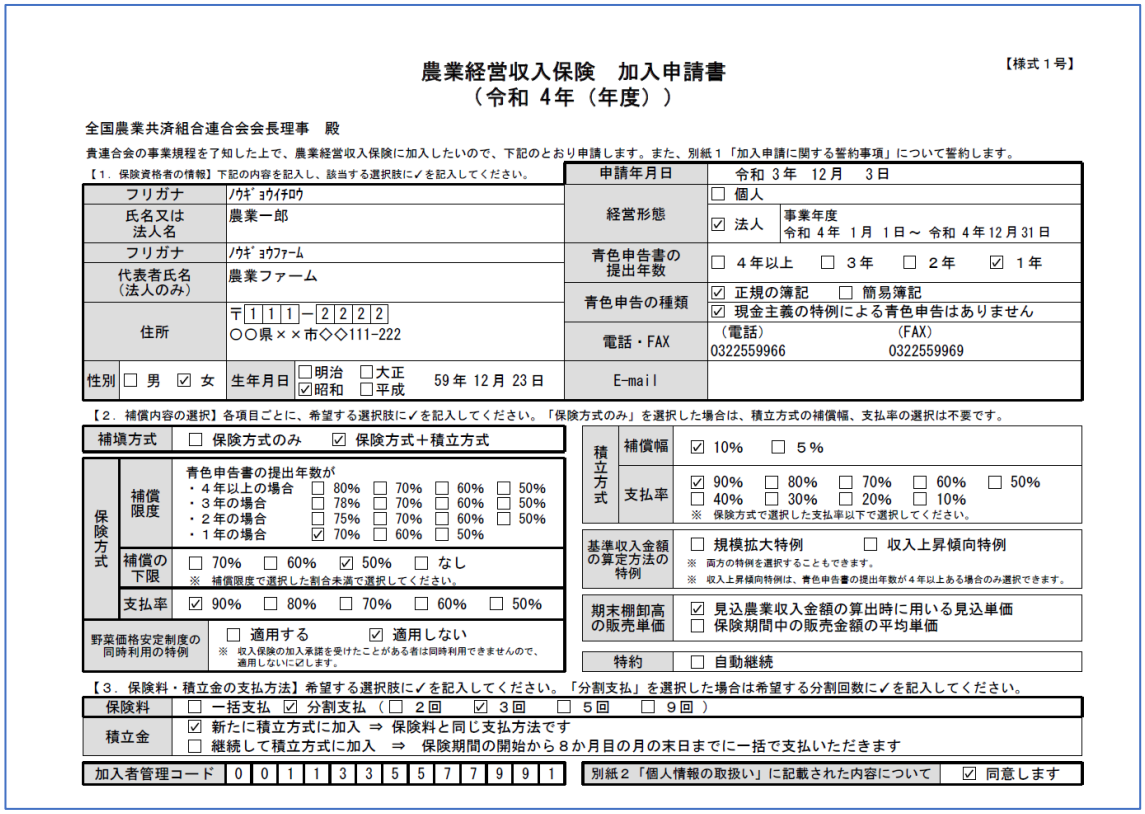

【様式１号】

農業経営収入保険　加入申請書
（令和 4年（年度））

全国農業共済組合連合会会長理事　殿

貴連合会の事業規程を了知した上で、農業経営収入保険に加入したいので、下記のとおり申請します。また、別紙１「加入申請に関する誓約事項」について誓約します。

【1．保険資格者の情報】下記の内容を記入し、該当する選択肢に✓を記入してください。

フリガナ	ﾉｳｷﾞｮｳｲﾁﾛｳ
氏名又は法人名	農業一郎
フリガナ	ﾉｳｷﾞｮｳﾌｧｰﾑ
代表者氏名（法人のみ）	農業ファーム
住所	〒111－2222 ○○県××市◇◇111-222
性別	☐ 男　☑ 女
生年月日	☐明治　☐大正　☑昭和　☐平成　59年 12月 23日

申請年月日	令和 3年　12月　3日
経営形態	☐ 個人 ☑ 法人　事業年度 令和 4年 1月 1日～ 令和 4年12月31日
青色申告書の提出年数	☐ 4年以上　☐ 3年　☐ 2年　☑ 1年
青色申告の種類	☑ 正規の簿記　☐ 簡易簿記 ☑ 現金主義の特例による青色申告はありません
電話・FAX	（電話）　0322559966　（FAX）　0322559969
E-mail	

【2．補償内容の選択】各項目ごとに、希望する選択肢に✓を記入してください。「保険方式のみ」を選択した場合は、積立方式の補償幅、支払率の選択は不要です。

補塡方式	☐ 保険方式のみ　☑ 保険方式＋積立方式	
保険方式	補償限度	青色申告書の提出年数が ・4年以上の場合 ☐ 80% ☐ 70% ☐ 60% ☐ 50% ・3年の場合 ☐ 78% ☐ 70% ☐ 60% ☐ 50% ・2年の場合 ☐ 75% ☐ 70% ☐ 60% ☐ 50% ・1年の場合 ☑ 70% ☐ 60% ☐ 50%
	補償の下限	☐ 70%　☐ 60%　☑ 50%　☐ なし ※ 補償限度で選択した割合未満で選択してください。
	支払率	☑ 90%　☐ 80%　☐ 70%　☐ 60%　☐ 50%
野菜価格安定制度の同時利用の特例		☐ 適用する　☑ 適用しない ※ 収入保険の加入承諾を受けたことがある者は同時利用できませんので、適用しないにご✓します。

積立方式	補償幅	☑ 10%　☐ 5%
	支払率	☑ 90% ☐ 80% ☐ 70% ☐ 60% ☐ 50% ☐ 40% ☐ 30% ☐ 20% ☐ 10% ※ 保険方式で選択した支払率以下で選択してください。
基準収入金額の算定方法の特例		☐ 規模拡大特例　☐ 収入上昇傾向特例 ※ 両方の特例を選択することもできます。 ※ 収入上昇傾向特例は、青色申告書の提出年数が4年以上ある場合のみ選択できます。
期末棚卸高の販売単価		☑ 見込農業収入金額の算出時に用いる見込単価 ☐ 保険期間中の販売金額の平均単価
特約		☐ 自動継続

【3．保険料・積立金の支払方法】希望する選択肢に✓を記入してください。「分割支払」を選択した場合は希望する分割回数に✓を記入してください。

保険料	☐ 一括支払　☑ 分割支払（☐ 2回　☑ 3回　☐ 5回　☐ 9回）
積立金	☑ 新たに積立方式に加入 ⇒ 保険料と同じ支払方法です ☐ 継続して積立方式に加入 ⇒ 保険期間の開始から8か月目の月の末日までに一括で支払いただきます

加入者管理コード	0 0 1 1 3 3 5 5 7 7 9 9 1

別紙２「個人情報の取扱い」に記載された内容について	☑ 同意します

過去の農業収入金額申告書

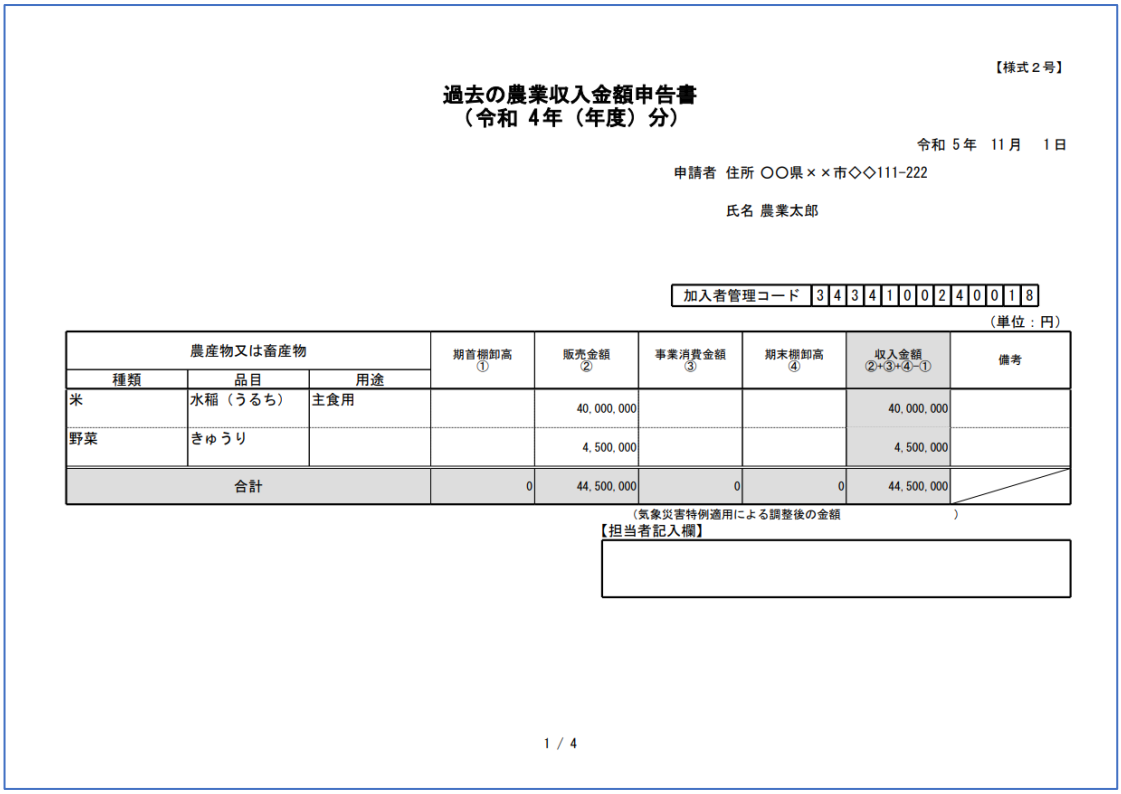

【様式２号】

過去の農業収入金額申告書
（令和 4年（年度）分）

令和 5年 11月 1日

申請者 住所 ○○県××市◇◇111-222

氏名 農業太郎

加入者管理コード 3 4 3 4 1 0 0 2 4 0 0 1 8

（単位：円）

農産物又は畜産物			期首棚卸高 ①	販売金額 ②	事業消費金額 ③	期末棚卸高 ④	収入金額 ②+③+④−①	備考
種類	品目	用途						
米	水稲（うるち）	主食用		40,000,000			40,000,000	
野菜	きゅうり			4,500,000			4,500,000	
合計			0	44,500,000	0	0	44,500,000	

（気象災害特例適用による調整後の金額 ）

【担当者記入欄】

1 / 4

対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（農業所得用）

【様式３号の１】

対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（農業所得用）
（令和 ３年分）

令和 ３年 12月 1日

【消費税の扱い】
青色申告決算書における消費税の扱いについて、
以下の該当する□に✓を記入してください。

☑税込経理方式 □税抜経理方式

申請者 住所 ○○県××市◇◇111-222

氏名 全国連次郎

加入者管理コード 0 0 1 1 1 2 2 2 3 3 3 9 3

（単位：円）

青色申告決算書の Ⓐ収入金額の内訳		農産物又は畜産物の区分（収入保険申告用）			販売金額 ①	左記から除外するもの ②	雑収入等のうち販売金額に含めるもの ③		収入金額として申告する販売金額 ＝①－②＋③
区分	販売金額	種類	品目	用途			数量払	その他	
こめ	5,000,000	米	水稲（うるち）	主食用	5,000,000				5,000,000
雑穀	3,000,000	雑穀	とうもろこし		3,000,000				3,000,000
いも	8,000,000	いも類	馬鈴薯	数量払対象（でん粉原料用）	8,000,000				8,000,000
合計	16,000,000				16,000,000	0	0	0	16,000,000

【担当者記入欄】

1 / 2

対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（一般・法人用）

【様式３号の２】

対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（一般・法人用）
（令和 ２年度分）

令和 ３年 12月 1日

【消費税の扱い】
青色申告決算書における消費税の扱いについて、
以下の該当する□に✓を記入してください。

☑税込経理方式 □税抜経理方式

申請者 住所 ○○県××市◇◇111-222

氏名 農業一郎

農業ファーム

加入者管理コード 0 0 1 1 3 3 5 5 7 7 9 9 1

（単位：円）

損益計算書の売上高 ☑合計 □製品売上高 （該当する□に✓を記入してください）		農産物又は畜産物の区分（収入保険申告用）			販売金額 ①	左記から除外するもの ②	雑収入等のうち販売金額に含めるもの ③		収入金額として申告する販売金額 ＝①－②＋③
区分（勘定科目）	売上高	種類	品目	用途			数量払	その他	
売上高	5,000,000	米	水稲（うるち）	主食用	5,000,000				5,000,000
売上高	3,000,000	雑穀	とうもろこし		3,000,000				3,000,000
合計	8,000,000				8,000,000	0	0	0	8,000,000

【担当者記入欄】

2 / 2

農業経営に関する計画

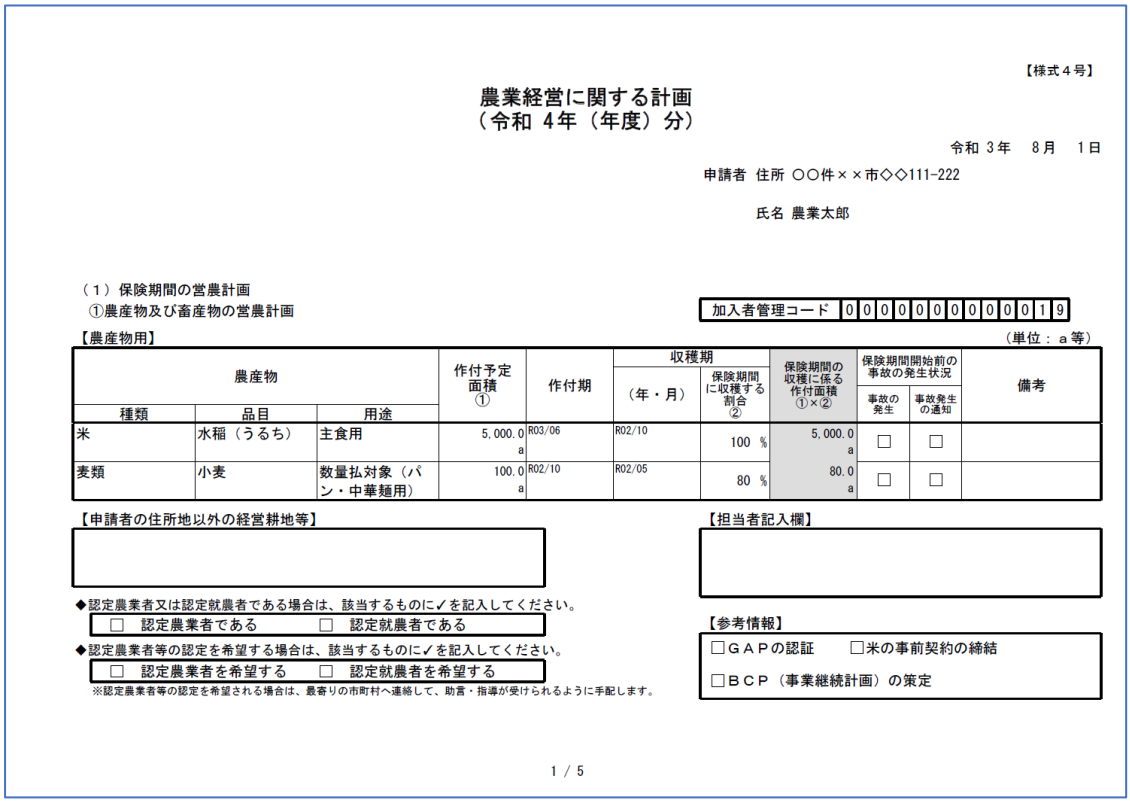

【様式４号】

農業経営に関する計画
（令和 4年（年度）分）

令和 3年　8月　1日

申請者 住所 ○○件××市◇◇111-222

氏名 農業太郎

（１）保険期間の営農計画
①農産物及び畜産物の営農計画

加入者管理コード 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 9

【農産物用】　（単位：ａ等）

農産物			作付予定面積①	作付期	収穫期		保険期間の収穫に係る作付面積①×②	保険期間開始前の事故の発生状況		備考
種類	品目	用途			（年・月）	保険期間に収穫する割合②		事故の発生	事故発生の通知	
米	水稲（うるち）	主食用	5,000.0 a	R03/06	R02/10	100 %	5,000.0 a	□	□	
麦類	小麦	数量払対象（パン・中華麺用）	100.0 a	R02/10	R02/05	80 %	80.0 a	□	□	

【申請者の住所地以外の経営耕地等】

【担当者記入欄】

◆認定農業者又は認定就農者である場合は、該当するものに✓を記入してください。
□ 認定農業者である　□ 認定就農者である

◆認定農業者等の認定を希望する場合は、該当するものに✓を記入してください。
□ 認定農業者を希望する　□ 認定就農者を希望する
※認定農業者等の認定を希望される場合は、最寄りの市町村へ連絡して、助言・指導が受けられるように手配します。

【参考情報】
□ＧＡＰの認証　□米の事前契約の締結
□ＢＣＰ（事業継続計画）の策定

1 / 5

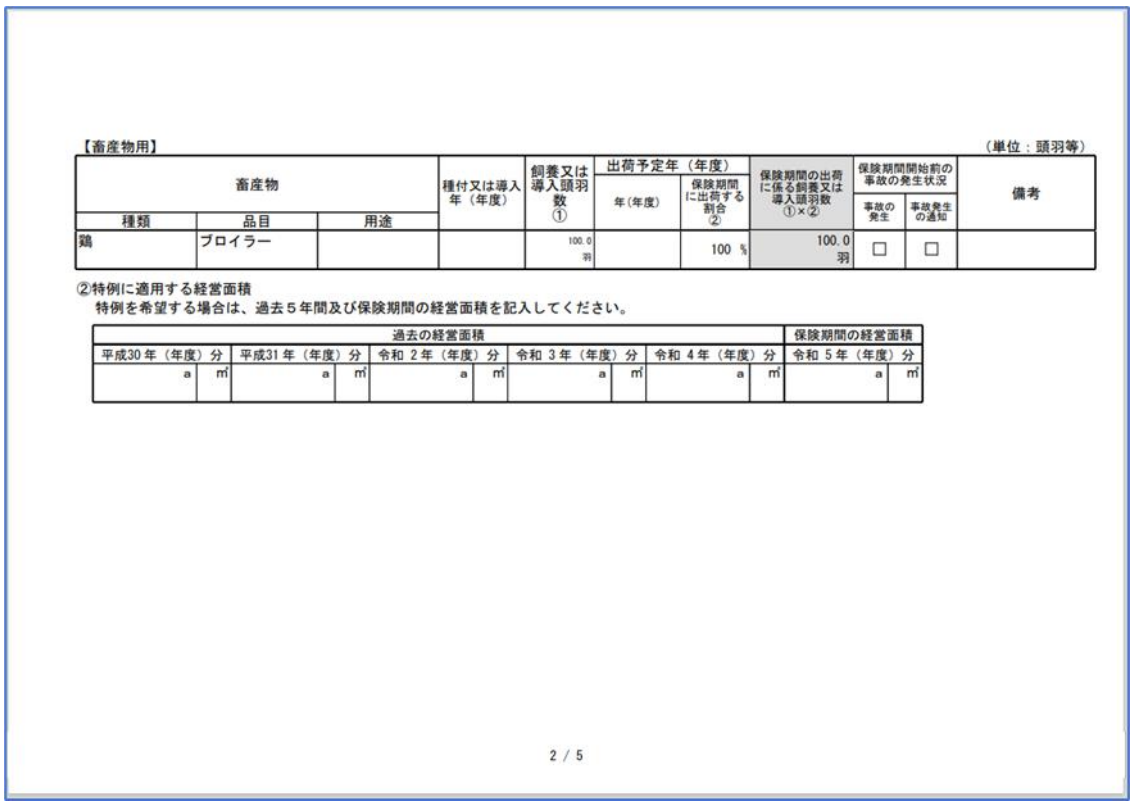

【畜産物用】　（単位：頭羽等）

畜産物			種付又は導入年（年度）	飼養又は導入頭羽数①	出荷予定年（年度）		保険期間の出荷に係る飼養又は導入頭羽数①×②	保険期間開始前の事故の発生状況		備考
種類	品目	用途			年(年度)	保険期間に出荷する割合②		事故の発生	事故発生の通知	
鶏	ブロイラー			100.0 羽		100 %	100.0 羽	□	□	

②特例に適用する経営面積
特例を希望する場合は、過去５年間及び保険期間の経営面積を記入してください。

過去の経営面積										保険期間の経営面積	
平成30 年（年度）分		平成31 年（年度）分		令和 2 年（年度）分		令和 3 年（年度）分		令和 4 年（年度）分		令和 5 年（年度）分	
a	㎡	a	㎡	a	㎡	a	㎡	a	㎡	a	㎡

2 / 5

（２）保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額

【消費税の扱い】
消費税の扱いについて、以下の該当する□に✓を記入してください。

☑税込経理方式　□税抜経理方式

（単位：面積はａ、単収はkg/10ａ等、数量はkg等、単価は円/kg等、金額は円）

農産物又は畜産物			見込期首棚卸高			保険期間の見込収穫数量等			見込販売金額			見込事業消費金額			見込家事消費	見込期末棚卸高			見込数量払金額			見込農業収入金額
			見込在庫数量	見込単価	金額①	作付予定面積等	見込単収等	数量	見込販売数量	見込販売単価	金額②	見込農業消費数量	見込農業消費単価	金額③	数量	見込在庫数量	見込単価	金額④	見込収穫数量等	見込数量払単価	金額⑤	
種類	品目	用途	(A)	(B)	=(A)×(B)	(C)	(D)	(E)=(C)×(D)	(F)	(G)	=(F)×(G)	(H)	(I)	=(H)×(I)	(J)	(K)=(E)+(A)−(F)−(H)−(J)	(L)=(G)	=(K)×(L)	(M)	(N)	=(M)×(N)	=②+④+⑤−①+⑧
米	水稲（うるち）	主食用	kg	100.0 円/kg	0 円	5,000.0 a	1,000.0 kg/10a	500,000 kg	kg	100.0 円/kg	0 円	kg	円/kg	0 円	kg	500,000 kg	100.0 円/kg	50,000,000 円	kg	円/kg	0 円	50,000,000 円
麦類	小麦	数量払対象（パン・中華麺用）	kg	100.0 円/kg	0 円	0.0 a	1,000.0 kg/10a	0 kg	kg	100.0 円/kg	0 円	kg	円/kg	0 円	kg	0 kg	100.0 円/kg	0 円	kg	円/kg	0 円	0 円
生乳	生乳	加工原料乳含む	kg	100.0 円/kg	0 円	1,600.0 頭	1,000.0 kg/頭	1,600,000 kg	kg	100.0 円/kg	0 円	kg	円/kg	0 円	kg	1,600,000 kg	100.0 円/kg	160,000,000 円	kg	円/kg	0 円	160,000,000 円
合計					0 円						0 円			0 円				210,000,000 円			0 円	210,000,000 円

○数量払の交付申請者管理コード
・畑作物の直接支払交付金（交付申請者管理コード）
・でん粉原料用いも交付金（対象生産者コード）
・甘味資源作物交付金（対象生産者コード）
・加工原料乳生産者補給金（生産者コード）

【担当者記入欄】

（３）農業経営の目標
認定農業者又は認定就農者でない場合は、下記の１及び２を記入してください。

申請年月日	令和 5年 11月 1日	保険年度	令和 6年度	加入者管理コード	3	4	3	4	1	0	0	2	4	0	0	1	8
住　所	（〒123−4567）　○○県××市◇◇111−222																
氏　名	農業太郎		連絡先	00-1234-5678													

※認定農業者等の認定を希望される場合は、本紙の写しを最寄りの市町村へ提供します。

【１．農業経営の現状と目標】

＜主たる従事者の所得目標＞

年間農業所得　（万円）	現状（　令和 4年）	目標（　令和10年）
	600万円	900万円

＜農産物等の生産と販売＞

農産物又は畜産物名			現状（　令和 4年）			目標（　令和10年）		
種類	品目	用途	作付面積又は飼養頭数（ａ、頭等）	出荷・販売量（kg、本等）	販売金額（万円）	作付面積又は飼養頭数（ａ、頭等）	出荷・販売量（kg、本等）	販売金額（万円）
米	水稲（うるち）	主食用	6,000.0 a	1,000.0 kg	300 万円	80,000.0	1,000.0 kg	700 万円
麦類	小麦	数量払対象（パン・中華麺用）	60,000.0 a	1,000.0 kg	300 万円	40,000.0	1,000.0 kg	150 万円
生乳	生乳	加工原料乳含む	50.0 頭	1,000.0 kg	300 万円	50.0	1,000.0 kg	300 万円
合計					900 万円			1,150 万円

※現状は保険期間の開始の日の属する年の前々年（前々年に農業経営を行っていない場合は前年）、目標年は原則５年後を記入してください。

【２．目標達成のために取るべき措置 】
※該当する取組に✓を記入し、具体的な内容を記載してください。
☑経営規模の拡大

経営規模の拡大を行います。

☐生産方式の改善・合理化

☐経営の多角化

☑経営の改善・合理化

☐労働力の確保等

☐その他の取組み

基準収入・保険料等算定結果 ※R6 以降用

出力年月日時分：2024年 4月 1日12:12

基準収入・保険料等算定結果

保険年度	令和 6年度	申請年月日	令和 5年11月 1日	都道府県	34(広島県)
組合等	034(広島県農業共済組合)			支所	00(本所)
市町村	34100(広島市)		大地区	02(東区)	
小地区	0040(矢賀下)				
加入者管理コード	3434100020042	経営形態	法人	事業年度	1月 1日～12月31日
氏名又は法人名	農業ファーム				
代表者名（法人のみ）	農業太郎				
基準収入の算定の特例	☑規模拡大特例 ☐収入上昇傾向特例 ☑気象災害特例				

【基準収入等】

保険期間の見込農業収入金額	36,350,000円	＝保険料等算定基礎金額
過去の平均収入	51,416,686円	
調整後の過去収入金額（規模拡大特例）	円	
調整後の過去収入金額（収入上昇傾向特例）	円	
保険料等算定基礎金額（手入力）	円	

※過去の平均収入、調整後の過去収入金額（規模拡大特例、収入上昇傾向特例）のうち最も高い金額と、
保険期間の見込農業収入金額を比べて、低い方が保険料等算定基礎金額となります。
※気象災害特例が適用されている場合は、調整された金額を加味した過去の平均収入になります。

【保険料等】

保険方式	補償限度	80%	保険限度額①	29,080,000円
	支払率	90%	保険金額②	26,172,000円
	補償の下限	50%	保険金の支払限度の額③	9,814,500円
積立方式	補償幅	10%	基準補填金額④	3,635,000円
	支払率	90%	補填対象金額⑤	3,271,500円
補填限度額（①＋④）				32,715,000円
補償金額（②＋⑤） ※補償の下限を設定している場合（③＋⑤）				13,086,000円

保険料	277,947円	付加保険料（事務費） 【参考：割引前】	62,831円 【 65,031円 】 ※インターネット申請割引：適用
積立金	817,875円		
保険料等合計	1,158,653円		
保険料率	2.124%		
危険段階	0 区分		
激変緩和措置の適用実績	なし		

【特例の計算根拠】

	はちみつ・蜜蝋以外				はちみつ・蜜蝋のみ
	収入金額①	経営面積②	単位面積当たり収入③	伸び率④	収入金額⑤
平成31年度	25,222,282円	29,872㎡	844円／㎡	-	0円
令和 2年度 （災害特例）	35,000,000円	37,666㎡	929円／㎡	1.10	0円
令和 3年度	45,444,464円	45,666㎡	995円／㎡	1.07	0円
令和 4年度 （災害特例）	100,000,000円	59,921㎡	1,669円／㎡	1.68	0円
平均	51,416,686円	43,281㎡	1,109円／㎡	1.28	0円

1 / 3

出力年月日時分：2024年 4月 1日12:12

基準収入・保険料等算定結果

【規模拡大特例】※加入申請年の実績が登録されるまでは、適用結果は暫定となります。

保険期間の経営面積⑥	0㎡
過去の平均経営面積	42,645㎡
規模拡大特例適用結果	適用不可（暫定）
調整後の過去収入金額［⑥×（③の平均） ＋（⑤の平均）］	

※適用条件：以下の条件を全て満たす場合に適用可能
・保険期間の見込農業収入金額が過去の平均収入よりも大きいこと
・保険期間の経営面積が過去の平均経営面積よりも大きいこと

【収入上昇傾向特例】※加入申請年の実績が登録されるまでは、適用結果は暫定となります。

単位面積当たり収入金額平均増減率（④の平均）			1.28
単位面積当たり収入金額	直近2年（前々年）	比較	過去5年間の平均
	1,669円／㎡	＞	
	直近2年（前年）	比較	1,109円／㎡
収入上昇傾向特例適用結果			
調整後の過去収入金額［（①の平均）×（④の平均）の3乗＋（⑤の平均）］			

※適用条件：以下の条件を全て満たす場合に適用可能
・過去の農業収入金額申告書が5年分あること
・保険期間の見込農業収入金額が過去の平均収入よりも大きいこと
・単位面積当たり収入金額平均増減率が1よりも大きいこと
・直近2年の単位面積当たり収入金額がいずれも過去5年間の単位面積当たり収入金額の平均より大きいこと
※単位面積当たり収入金額の過去5年間の平均の欄は、過去の収入金額に1万円未満の実績がある場合、
1万円に置き換えて補正した後の平均が表示されるため、特例の計算根拠の単位面積当たり収入③の平均の表示と異なる場合があります。

【保険料等納付予定】 積立金の納付予定は、前年度契約の積立残高が確定後、決定します。

回数	保険料	積立金	付加保険料（事務費）	合計	振替予定日	状況
1/5	55,591円	0円	62,831円	118,422円	2023/12/26	
2/5	55,589円	0円	0円	55,589円	2024/02/26	
3/5	55,589円	0円	0円	55,589円	2024/04/26	
4/5	55,589円	0円	0円	55,589円	2024/06/26	
5/5	55,589円	0円	0円	55,589円	2024/08/26	

※保険料等納付予定は、審査、承認の手続きの都合により、変更になる可能性があります。
※直近の振替予定日に対する収納状況については、結果が反映されていない場合があります。

2 / 3

出力年月日時分：2024年 4月 1日12:12

基準収入・保険料等算定結果

【保険料等返還予定】

返還理由	保険料	積立金	付加保険料（事務費）	合計	振込期限年月日	状況

※保険料等返還予定は、審査、承認の手続きの都合により、変更になる可能性があります。
※直近の振込期限年月日に対する返還状況については、結果が反映されていない場合があります。

3 / 3

基準収入・保険料等算定結果 ※R5 用

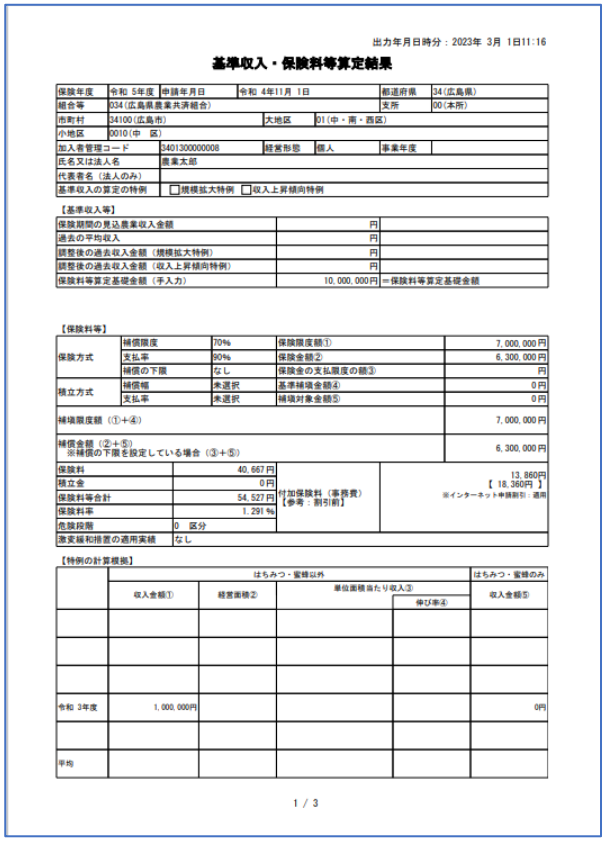

出力年月日時分：2023年 3月 1日11:16

基準収入・保険料等算定結果

保険年度	令和 5年度	申請年月日	令和 4年11月 1日	都道府県	34(広島県)
組合等	034(広島県農業共済組合)			支所	00(本所)
市町村	34100(広島市)		大地区	01(中・南・西区)	
小地区	0010(中　区)				
加入者管理コード	3401300000008		経営形態	個人	事業年度
氏名又は法人名	農業太郎				
代表者名（法人のみ）					
基準収入の算定の特例	□規模拡大特例 □収入上昇傾向特例				

【基準収入等】

保険期間の見込農業収入金額	円	
過去の平均収入	円	
調整後の過去収入金額（規模拡大特例）	円	
調整後の過去収入金額（収入上昇傾向特例）	円	
保険料等算定基礎金額（手入力）	10,000,000円	＝保険料等算定基礎金額

【保険料等】

保険方式	補償限度	70%	保険限度額①	7,000,000円
	支払率	90%	保険金額②	6,300,000円
	補償の下限	なし	保険金の支払限度の額③	円
積立方式	補償幅	未選択	基準補填金額④	0円
	支払率	未選択	補填対象金額⑤	0円
補填限度額（①＋④）				7,000,000円
補償金額（②＋⑤） ※補償の下限を設定している場合（③＋⑤）				6,300,000円

保険料	40,667円	付加保険料（事務費） 【参考：割引前】	13,860円 【 18,360円 】 ※インターネット申請割引：適用
積立金	0円		
保険料等合計	54,527円		
保険料率	1.291%		
危険段階	0　区分		
激変緩和措置の適用実績	なし		

【特例の計算根拠】

	はちみつ・蜜蜂以外				はちみつ・蜜蜂のみ
	収入金額①	経営面積②	単位面積当たり収入③	伸び率④	収入金額⑤
令和 3年度	1,000,000円				0円
平均					

1 / 3

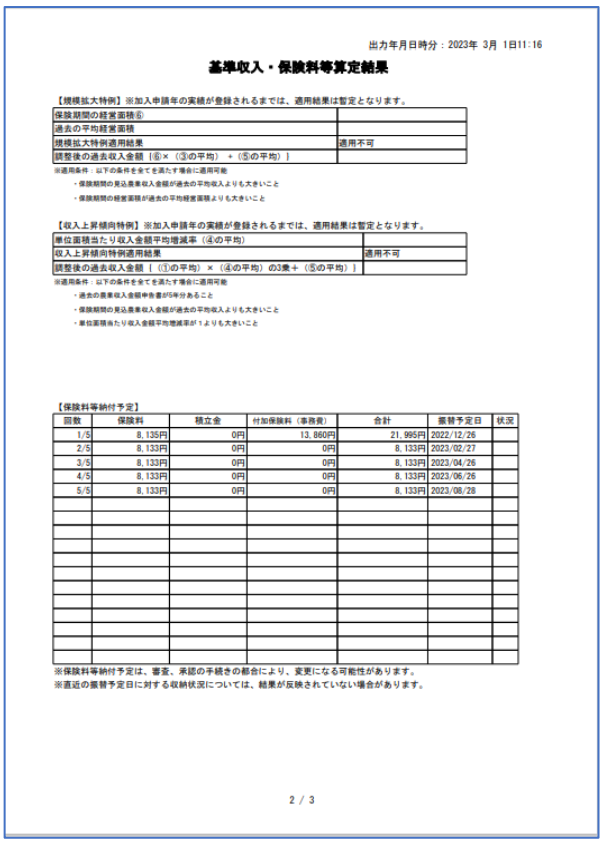

出力年月日時分：2023年 3月 1日11:16

基準収入・保険料等算定結果

【規模拡大特例】※加入申請年の実績が登録されるまでは、適用結果は暫定となります。

保険期間の経営面積⑥	
過去の平均経営面積	
規模拡大特例適用結果	適用不可
調整後の過去収入金額［⑥×（③の平均）÷（⑤の平均）］	

※適用条件：以下の条件を全て満たす場合に適用可能
- 保険期間の見込農業収入金額が過去の平均収入よりも大きいこと
- 保険期間の経営面積が過去の平均経営面積よりも大きいこと

【収入上昇傾向特例】※加入申請年の実績が登録されるまでは、適用結果は暫定となります。

単位面積当たり収入金額平均増減率（④の平均）	
収入上昇傾向特例適用結果	適用不可
調整後の過去収入金額［（①の平均）×（④の平均）の3乗＋（⑤の平均）］	

※適用条件：以下の条件を全て満たす場合に適用可能
- 過去の農業収入金額申告書が5年分あること
- 保険期間の見込農業収入金額が過去の平均収入よりも大きいこと
- 単位面積当たり収入金額平均増減率が1よりも大きいこと

【保険料等納付予定】

回数	保険料	積立金	付加保険料（事務費）	合計	振替予定日	状況
1/5	8,135円	0円	13,860円	21,995円	2022/12/26	
2/5	8,133円	0円	0円	8,133円	2023/02/27	
3/5	8,133円	0円	0円	8,133円	2023/04/26	
4/5	8,133円	0円	0円	8,133円	2023/06/26	
5/5	8,133円	0円	0円	8,133円	2023/08/28	

※保険料等納付予定は、審査、承認の手続きの都合により、変更になる可能性があります。
※直近の振替予定日に対する収納状況については、結果が反映されていない場合があります。

2 / 3

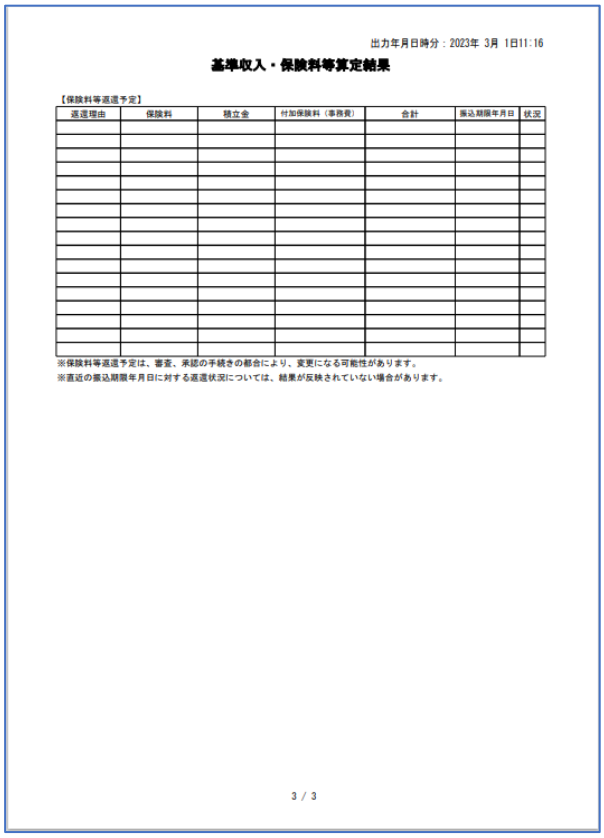

出力年月日時分：2023年 3月 1日11:16

基準収入・保険料等算定結果

【保険料等返還予定】

返還理由	保険料	積立金	付加保険料（事務費）	合計	振込期限年月日	状況

※保険料等返還予定は、審査、承認の手続きの都合により、変更になる可能性があります。
※直近の振込期限年月日に対する返還状況については、結果が反映されていない場合があります。

3 / 3

基準収入・保険料等算定結果 ※R4 以前用

出力年月日時分：2021年 3月 1日11:17

基準収入・保険料等算定結果

保険年度	令和 3年度	申請年月日	令和 2年11月 1日	都道府県	00(全国連)
組合等	000(全国農業共済組合連合会)			支所	00(全国連)
市町村	00000(全国連)		大地区	00(全国連)	
小地区	0000(全国連)				
加入者管理コード	0000000003417	経営形態	個人	事業年度	
氏名又は法人名	農業太郎				
代表者名（法人のみ）					
基準収入の算定の特例	□規模拡大特例 □収入上昇傾向特例				

【基準収入】

保険期間の見込農業収入金額	円	
過去の平均収入	円	
調整後の過去収入金額（規模拡大特例）	円	
調整後の過去収入金額（収入上昇傾向特例）	円	
基準収入金額	300,000,000円	

【保険料等】

保険方式	補償限度	80%	保険限度額①	240,000,000円
	支払率	90%	保険金額②	216,000,000円
	補償の下限	70%	保険金の支払限度の額③	27,000,000円
積立方式	補償幅	10%	基準補填金額④	30,000,000円
	支払率	80%	補填対象金額⑤	24,000,000円
補填限度額（①＋④）				270,000,000円
補償金額（②＋⑤） ※補償の下限を設定している場合（③＋⑤）				51,000,000円

保険料	1,329,480円	付加保険料（事務費） 【参考：割引前】	295,950円 【 436,500円 】
積立金	6,000,000円		
保険料等合計	7,625,430円	保険料率	1.231％
危険段階	0 区分	激変緩和措置の適用実績	なし

【規模拡大特例】

	はちみつ・蜜蜂以外			はちみつ・蜜蜂のみ
	収入金額①	経営面積②	単位面積当たり収入③	収入金額④
平成28年度	100,000,000円			0円
平成29年度	100,000,000円			0円
平成30年度	100,000,000円			0円
平成31年度	100,000,000円			0円
平均				

保険期間の経営面積⑤	
過去の平均経営面積	
規模拡大特例適用結果	適用不可
調整後の過去収入金額 【保険期間の見込農業収入金額と ⑤×（③の平均）＋（④の平均）】の低い方	

※適用条件：保険期間の見込農業収入金額＞過去の平均収入、かつ、保険期間の経営面積＞過去の平均経営面積

出力年月日時分：2019年 9月 1日 9:23

基準収入・保険料等算定結果

【収入上昇傾向特例】

	収入金額①	各年の間の 収入金額伸び率②
平成26年度	30,000,000円	-
平成27年度	40,000,000円	-
平成28年度	50,000,000円	-
平成29年度	60,000,000円	-
平均		-

収入上昇傾向特例適用結果	適用不可
調整後の過去収入金額 【保険期間の見込農業収入金額と 【（①の平均）×（②の平均）の3乗】の低い方】	

※適用条件：過去の農業収入金額申告書が5年分ある、かつ、保険期間の見込農業収入金額＞過去の平均収入、かつ、収入金額伸び率の平均＞1

【規模拡大特例と収入上昇傾向特例の両方を希望】

調整後の過去収入金額	

※両方を適用する場合は大きい額が適用されます。

【保険料等納付予定】

回数	保険料	積立金	事務費	合計	振替予定日
-	38,862円	112,500円	13,410円	164,772円	2018/12/26

※保険料等納付予定は、審査、承認の手続きの都合により、変更になる可能性があります。

出力年月日時分：2019年 9月 1日 9:23

基準収入・保険料等算定結果

【保険料等返還予定】

返還理由	保険料	積立金	事務費	合計	振込期限年月日
積立方式のみ解除	0円	112,500円	0円	112,500円	2019/10/31
積立方式のみ解除	0円	0円	990円	990円	2020/02/29

別紙様式２号

（別紙様式２）

申請者 氏　名	農業太郎
保　険 年　度	令和 5年度
加入者管理 コード	0000000000019

収入保険の加入申請における確認事項

（１）加入申請関係の確認事項

	確認事項	チェック欄	詳細			
			実施主体に連絡した日	実施主体の名称	加入申請者からの連絡日	備考
1	保険期間において、次の類似制度を利用する予定はありますか。					
	農作物共済	☑利用なし ☐利用あり				
	家畜共済（マルキン等対象家畜以外の棚卸タイプの死廃共済）	☑利用なし ☐利用あり				
	果樹共済（収穫共済）	☑利用なし ☐利用あり				
	畑作物共済	☑利用なし ☐利用あり				
	園芸施設共済（施設内農作物）	☑利用なし ☐利用あり				
	収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）	☑利用なし ☐利用あり				
	野菜価格安定制度（価格低下を補填する事業）	☑利用なし ☐利用あり				
	加工原料乳生産者経営安定対策	☑利用なし ☐利用あり				
	いぐさ畳表農家経営所得安定化対策	☑利用なし ☐利用あり				
2	保険期間において、事業年度を変更する予定はありますか。	☑ない ☐ある				

（２）農業経営に関する計画関係の確認事項

	確認事項	チェック欄	詳細
1	保険期間前に災害により被害を受けた農作物又は畜産物はありますか。	☑ない ☐ある	
2	保険期間前に災害以外の事由により収入減少が発生することが見込まれる農産物又は畜産物はありますか。	☑ない ☐ある	
3	保険期間において、新規に取り組む農産物等はありますか。	☑ない ☐ある	
4	保険期間において、作付けの制限等の対象となっている農地等はありますか。	☑ない ☐ある	
5	保険期間において、加工品の製造・販売を行う予定はありますか。	☑ない ☐ある	
6	保険期間において、農産物等の仕入販売収入、農作業の受託料収入、数量払以外の補助金収入が発生する見込みはありますか。	☑ない ☐ある	
7	保険期間において、雑収入のうち販売金額に含める収入（農業協同組合の精算金、畑作物の直接支払交付金等の数量払など）が発生する見込みはありますか。	☑ない ☐ある	
8	保険期間において、集落営農（任意組織）から農産物の販売金額等の通知を受けて税務申告を行う予定はありますか。	☑ない ☐ある	
9	保険期間における所得税又は法人税の申告の際に、消費税の扱い（税込経理方式又は税抜経理方式）を、変更する予定はありますか。	☑ない ☐ある	

【担当者名等記入欄】

全国連太郎

別紙様式３号

（別紙様式３）

申請者 氏　名	農業太郎
保　険 年　度	令和 4年度
加入者管理 コード	0000000009997

収入保険の過去の農業収入金額申告における確認事項

	確認事項	チェック欄	詳細
1	今回申告する青色申告提出年において、事業年度を変更した年はありますか。	☑ない ☐ある	
2	今回申告する過去の青色申告提出年において、譲り受けた農業経営に係る青色申告提出年を自身の青色申告提出年に含める年はありますか。	☑ない ☐ある	
3	今回申告する青色申告提出年において、農産物の販売金額に関し、農業協同組合等への委託販売に係る手数料等を除いた金額を販売金額として、税務申告をした年はありますか。	☑ない ☐ある	
4	今回申告する青色申告提出年において、加工品の製造・販売を行った年はありますか。	☑ない ☐ある	
5	今回申告する青色申告提出年において、他者から仕入れた農産物等の販売収入、農作業受託料収入、数量払以外の補助金など、販売金額から除外する収入がある年はありますか。	☑ない ☐ある	
6	今回申告する青色申告提出年において、雑収入のうち販売金額に含めるもの（農業協同組合の精算金、畑作物の直接支払交付金等の数量払など）がある年はありますか。	☑ない ☐ある	
7	今回申告する青色申告提出年において、集落営農（任意組織）から農産物の販売金額等の通知を受けて税務申告を行った年はありますか。	☑ない ☐ある	

【担当者名等記入欄】

全国連次郎

1 / 1

保険料等納入（返還）明細

出力年月日時分：2021年11月22日16:03

保険料等納入（返還）明細

保険年度	令和 4年度	保険期間	R04/01/01	～	R04/12/31	加入者管理コード	0000000099015
氏名又は法人名	農業太郎						
代表者名（法人のみ）							
住所	○○県◇◇市××111-222						

【保険料等納入・返還実績（予定を含む）】

日付	保険料	積立金	付加保険料（事務費）	合計
R03/12/27	14,028円	75,000円	52,020円	141,048円
R04/01/26	14,028円	75,000円	0円	89,028円
R04/02/28	14,028円	75,000円	0円	89,028円
R04/03/28	14,028円	75,000円	0円	89,028円
R04/04/26 （予定）	14,028円	75,000円	0円	89,028円
R04/05/26 （予定）	14,028円	75,000円	0円	89,028円
R04/06/27 （予定）	14,028円	75,000円	0円	89,028円
R04/07/26 （予定）	14,028円	75,000円	0円	89,028円
R04/08/26 （予定）	14,028円	75,000円	0円	89,028円
納入（返還）実績計	56,112円	300,000円	52,020円	408,132円
納入（返還）予定計	70,140円	375,000円	0円	445,140円
合計	126,252円	675,000円	52,020円	853,272円

【補足事項】
・合計がマイナスとなっている明細は、保険料等の返還を表しています。
・保険料、積立金、付加保険料（事務費）がすべて0円の明細は出力対象外となっています。
・振替結果は引落日からシステムに反映されるまで１週間程度、時間を要します。
【日付について】
・「予定」は、今後保険料等を納入、または返還する予定の明細を表しています。
・「振替不能」は、残高不足等の理由により口座振替ができなかった明細を表しています。再度、口座振替を実施します。
・「振込不能」は、口座情報の不備等により振込ができなかった明細を表しています。口座情報を確認後、再振込を実施します。
※「振替不能」及び「振込不能」についての詳細は、組合等へ問い合わせください。
・「相殺」は、つなぎ資金と保険料等を相殺した明細を表しています。保険料等の口座振替は行われません。
・「前年繰越」は、前年度契約から当年度契約へ繰り越した積立金の明細を表しています。保険料等の口座振替は行われません。
・「翌年繰越」は、当年度契約から翌年度契約へ繰り越した積立金の明細を表しています。保険料等の振込は行われません。

1 / 1

保険期間の平均販売金額等試算表

保険期間の平均販売金額等試算表

農産物又は畜産物		年度	選択年	計算根拠 作付面積又は導入頭羽数 ①		販売金額 ②		収穫量又は出荷頭羽数 ③		販売数量 ④		計算結果欄 単位当たり販売金額 ②÷①		平均単収又は平均出荷率 ③÷①		平均単価 ②÷④		備考
		選択基準																
種類	米	1年前（令和 3年）	☑	100.0		1,000,000		5,000		1,000		100,000		500.0		1,000.0		
品目	水稲（うるち）	2年前（令和 2年）	☑	100.0		1,000,000		5,000		1,000		100,000		500.0		1,000.0		
		3年前（平成31年）	☐		a		円		kg		kg		円/10a		kg/10a		円/kg	
用途	主食用	4年前（平成30年）	☐															
		5年前（平成29年）	☐															
個人成績ではなく全国・地域平均を用いる ☐		計算選択年集計平均	☑									100,000	円/10a	500.0	kg/10a	1,000.0	円/kg	
		全国平均	☐									11,112	円/10a	21,101.1	kg/10a	12,101.2	円/kg	
		地域平均（全国連）	☐									36,687	円/10a	24,676.1	kg/10a	16,033.7	円/kg	
		その他（根拠に基づく設定）	☐										円/10a		kg/10a		円/kg	
種類	麦類	1年前（令和 3年）	☑	100.0		1,000,000		5,000		1,000		100,000		500.0		1,000.0		
品目	二条大麦	2年前（令和 2年）	☑	100.0		1,000,000		5,000		1,000		100,000		500.0		1,000.0		
		3年前（平成31年）	☐		a		円		kg		kg		円/10a		kg/10a		円/kg	
用途	数量払対象	4年前（平成30年）	☐															
		5年前（平成29年）	☐															
個人成績ではなく全国・地域平均を用いる ☐		計算選択年集計平均	☑									100,000	円/10a	500.0	kg/10a	1,000.0	円/kg	
		全国平均	☐									11,126	円/10a	21,114.1	kg/10a	12,115.5	円/kg	
		地域平均（全国連）	☐									36,701	円/10a	24,690.4	kg/10a	16,049.4	円/kg	
		その他（根拠に基づく設定）	☐										円/10a		kg/10a		円/kg	
種類	鶏	1年前（令和 3年）	☑	5,000.0		50,000,000		5,000		5,000		10,000		100.0		10,000.0		
品目	ブロイラー	2年前（令和 2年）	☑	5,000.0		50,000,000		5,000		5,000		10,000		100.0		10,000.0		
		3年前（平成31年）	☐		羽		円		羽		羽		円/羽		%		円/羽	
用途		4年前（平成30年）	☐															
		5年前（平成29年）	☐															
個人成績ではなく全国・地域平均を用いる ☐		計算選択年集計平均	☑									10,000	円/羽	100.0	%	10,000.0	円/羽	
		全国平均	☐									11,439	円/羽	100.0	%	12,429.0	円/羽	
		地域平均（全国連）	☐									37,014	円/羽	100.0	%	16,394.3	円/羽	
		その他（根拠に基づく設定）	☐										円/羽		%		円/羽	

1 / 1

農業経営収入保険　加入承諾書

【様式７号】

農業経営収入保険　加入承諾書（令和 6年（年度））

オンライン

発行年月日　令和 5年 4月 1日
申請年月日　令和 5年11月 1日

農業ファーム　殿
加入者管理コード　3 4 3 4 1 0 0 0 2 0 0 4 2

全国農業共済組合連合会
会長理事　　○○　○

農業経営収入保険について、加入承諾書を発行いたします。

1 保険期間	令和 6年 1月 1日～令和 6年12月31日
2 基準収入金額	36,350,000円　☑規模拡大特例を適用　☐収入上昇傾向特例を適用 ☑気象災害特例を適用（☐ 5年前　☑ 4年前　☐ 3年前　☑ 2年前　☐ 1年前）
3 補償金額	13,086,000円　①+③（補償の下限を設定している場合は②+③）

保険方式					
補償限度	80％	支払率	90％	保険金額	26,172,000円 ①
補償の下限	50％	保険金の支払限度の額			9,814,500円 ②
積立方式	補償幅	10％	支払率	90％	補填対象金額	3,271,500円 ③

4 保険料等の金額	保険料	277,947円	
	（危険段階：　0区分（保険料率　2.124％） 激変緩和措置の適用実績：　☐あり　☑なし）		
	積立金	817,875円	
	付加保険料	62,831円	
5 支払方法	☐ 一括支払 ☑ 分割支払（5回） 積立金は、保険期間の開始から８か月目の月の末日までに一括で支払いただきます。		

前年度契約（参考）	保険料	308,437円	基準収入金額	36,350,000円
	積立金	817,875円	補償金額	29,443,500円
	付加保険料	64,775円	（危険段階：0区分	保険料率：2.357％）

2023年 4月 1日10:42

農業経営収入保険　保険証書

【様式７号】

農業経営収入保険　保険証書
（令和 6年（年度））　オンライン

発行年月日　令和 5年 4月 1日
申請年月日　令和 5年11月 1日

農業ファーム　殿
加入者管理コード　3 4 3 4 1 0 0 0 2 0 0 4 2

全国農業共済組合連合会
会長理事　　○○　○

農業経営収入保険について、保険証書を発行いたします。

1 保険期間	令和 6年 1月 1日～令和 6年12月31日					
2 基準収入金額	36,350,000 円	☑規模拡大特例を適用　☐収入上昇傾向特例を適用 ☑気象災害特例を適用（ ☐ 5年前　☑ 4年前　☐ 3年前　☑ 2年前　☐ 1年前 ）				
3 補償金額	13,086,000 円	①＋③（補償の下限を設定している場合は②＋③）				
保険方式	補償限度	80 %	支払率	90 %	保険金額	26,172,000 円 ①
	補償の下限	50 %	保険金の支払限度の額			9,814,500 円 ②
積立方式	補償幅	10 %	支払率	90 %	補填対象金額	3,271,500 円 ③
4 保険料等の金額	保険料 277,947 円 （危険段階： 0区分（保険料率 2.124 %） 激変緩和措置の適用実績： ☐あり ☑なし） 積立金 817,875 円 付加保険料 62,831 円				5 支払方法	☐ 一括支払 ☑ 分割支払（9回） 積立金は、保険期間の開始から8か月目の月の末日までに一括で支払いただきます。
前年度契約（参考）	保険料 308,437 円 積立金 817,875 円 付加保険料 64,775 円		基準収入金額 36,350,000円 補償金額 29,443,500円 （危険段階：0区分　保険料率：2.357%　）			

2023年 4月 1日18:39

農業経営収入保険　保険料及び積立金通知書

【様式８号】

農業経営収入保険　保険料及び積立金通知書
（令和 6年（年度））

令和 5年 4月 1日

農業太郎　殿
加入者管理コード　3 4 3 4 1 0 0 2 4 0 0 1 8

全国農業共済組合連合会
会長理事　　○○　○

令和 6年（年度）の農業経営収入保険における補償内容及び保険料・積立金・付加保険料は、下記のとおりとなりますのでお知らせします。
つきましては、ご指定の口座から引落しいたしますので、下記の振替日までに口座への入金をお願いします。

1 保険期間	令和 6年 1月 1日 ～ 令和 6年12月31日					
2 基準収入金額	112,551,012 円	☐規模拡大特例を適用　☑収入上昇傾向特例を適用 ☑気象災害特例を適用（ ☐ 5年前　☐ 4年前　☐ 3年前　☐ 2年前　☐ 1年前 ）				
3 補償金額	81,036,728 円	①＋③（補償の下限を設定している場合は②＋③）				
保険方式	補償限度	80 %	支払率	90 %	保険金額	81,036,728 円 ①
	補償の下限	なし	保険金の支払限度の額			②
積立方式	補償幅	0 %	支払率	0 %	補填対象金額	0 円 ③
4 保険料・積立金・付加保険料	①保険料 955,018 円 （危険段階： 0区分（保険料率 2.357 %） 激変緩和措置の適用実績： ☐あり ☑なし）			②積立金 0 円 ③付加保険料 169,796 円 【参考：付加保険料割引前 182,780円 】		※インターネット申請割引：適用 ※付加保険料軽減措置：適用

5 振替日及び支払金額

振替日	12月26日				
保険料	955,018円				
積立金					
付加保険料	169,796円				
支払金額	1,124,814円				

振替日				
保険料				
積立金				
付加保険料				
支払金額				

【登録口座】　広島市農業協同組合　本店　普通　0000***　ﾉｳｷﾞｮｳｸﾛｳ

（注）振替日までに引落しができない場合（分割支払の場合は、初回分の引落しができない場合）は、保険契約を解除することがありますので、振替日までに必ず入金してください。
（注）基準収入金額は、加入申請日の属する年の実績報告を受けて確定します。

農業経営収入保険 事故発生等通知書

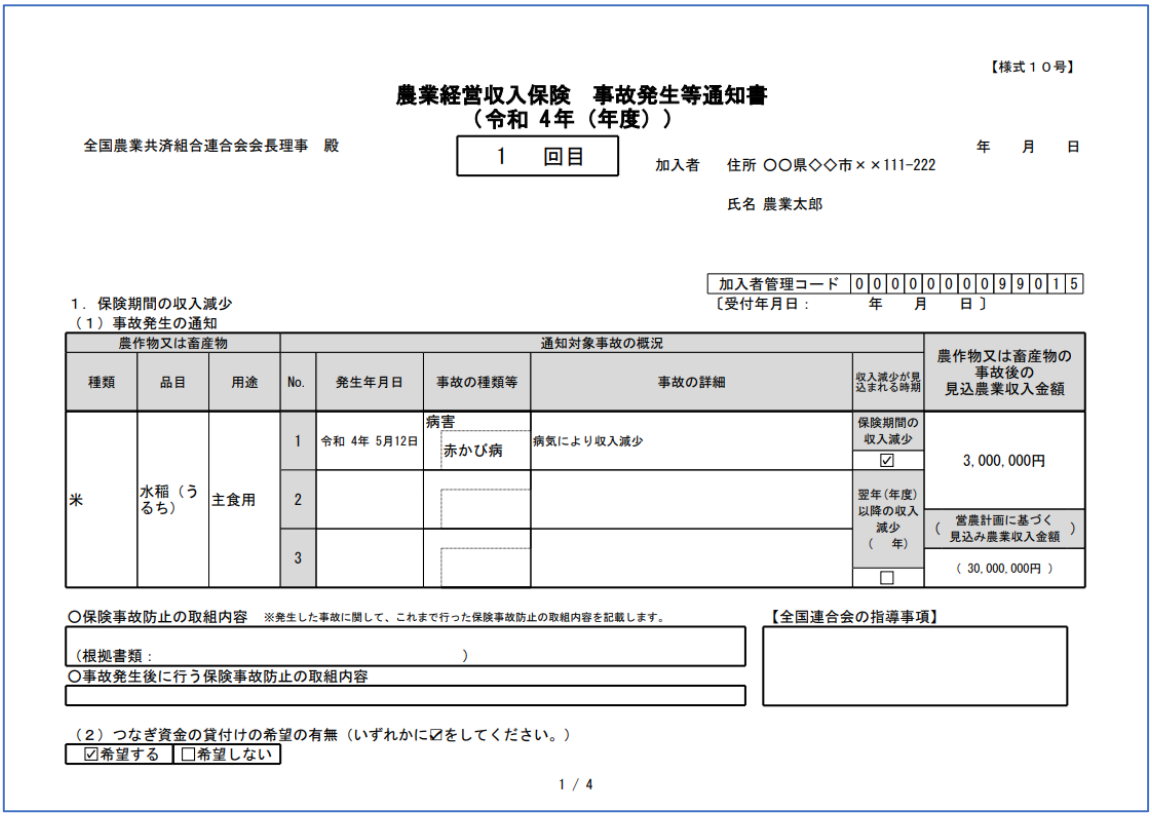

【様式１０号】

農業経営収入保険　事故発生等通知書
（令和 4年（年度））

全国農業共済組合連合会会長理事　殿

1　回目

年　月　日

加入者　住所 ○○県◇◇市××111-222

氏名 農業太郎

加入者管理コード 0 0 0 0 0 0 0 0 9 9 0 1 5

〔受付年月日：　年　月　日〕

1．保険期間の収入減少

（1）事故発生の通知

農作物又は畜産物			通知対象事故の概況					農作物又は畜産物の事故後の見込農業収入金額
種類	品目	用途	No.	発生年月日	事故の種類等	事故の詳細	収入減少が見込まれる時期	
米	水稲（うるち）	主食用	1	令和 4年 5月12日	病害 赤かび病	病気により収入減少	保険期間の収入減少 ☑	3,000,000円
			2				翌年（年度）以降の収入減少 （　年）	（営農計画に基づく見込み農業収入金額）
			3				☐	（30,000,000円）

○保険事故防止の取組内容　※発生した事故に関して、これまで行った保険事故防止の取組内容を記載します。

（根拠書類：　）

○事故発生後に行う保険事故防止の取組内容

【全国連合会の指導事項】

（2）つなぎ資金の貸付けの希望の有無（いずれかに☑をしてください。）

☑希望する　☐希望しない

1 / 4

（３）自己都合による栽培又は飼養の中止の通知

農産物又は畜産物			栽培又は飼養中止年月日	該当場所	
種類	品目	用途		所在地	作付面積（a、kg、頭等）

○　「農産物又は畜産物」欄は、「農業経営に関する計画」（様式４号）の「（１）保険期間の営農計画」に記入した対象農産物等の種類等を記入します。

○　「該当場所」欄には、収入減少要因が発生した場所を記載します。また、栽培（飼養）中に収入減少要因が発生した場合は、その耕地の作付面積（ポット出荷作物はポット数、きのこは原木又は菌床数、畜産物は家畜頭羽数）を記載します。

２．翌年（年度）以降の収入減少

（１）事故発生の通知

農作物又は畜産物			通知対象事故の概況					農作物又は畜産物の事故後の見込農業収入金額
種類	品目	用途	No.	発生年月日	事故の種類等	事故の詳細	収入減少が見込まれる時期	
			1				保険期間の収入減少 □	
			2				翌年（年度）以降の収入減少（　年） □	（　営農計画に基づく見込み農業収入金額　）
			3					

○保険事故防止の取組内容　※発生した事故に関して、これまで行った保険事故防止の取組内容を記載します。

（根拠書類：　　）

○事故発生後に行う保険事故防止の取組内容

【全国連合会の指導事項】

（２）自己都合による栽培又は飼養の中止の通知

農産物又は畜産物			収入減少年度	栽培又は飼養中止年月日	該当場所	
種類	品目	用途			所在地	作付面積（a、kg、頭等）

○　「農産物又は畜産物」欄は、「農業経営に関する計画」（様式４号）の「（１）保険期間の営農計画」に記入した対象農産物等の種類等を記入します。

○　「該当場所」欄には、収入減少要因が発生した場所を記載します。また、栽培（飼養）中に収入減少要因が発生した場合は、その耕地の作付面積（ポット出荷作物はポット数、きのこは原木又は菌床数、畜産物は家畜頭羽数）を記載します。

4 / 4

貸付限度額計算書

【様式１５号　別添】

貸付限度額計算書

（１）保険期間中の農業収入概算額　（単位：円）

農産物又は畜産物			見込農業収入金額	保険期間中の農業収入概算額
種類	品目	用途		
米	水稲（うるち）	主食用	30,000,000	3,000,000
合計			30,000,000	3,000,000

（２）貸付限度額　（単位：円）

補填方式	基準収入金額	保険限度額（補填限度額）	保険金支払概算額（特約補填金支払概算額）	貸付限度額	貸付限度額計
保険方式	30,000,000	（保険限度額）21,000,000	（保険金支払概算額）16,200,000	12,960,000	13,920,000
積立方式		（補填限度額）24,000,000	（特約補填金支払概算額）1,200,000	960,000	

（既貸付額　0）

1 / 1

収入保険制度 保険料及び保険金等算定書（兼お見積書）

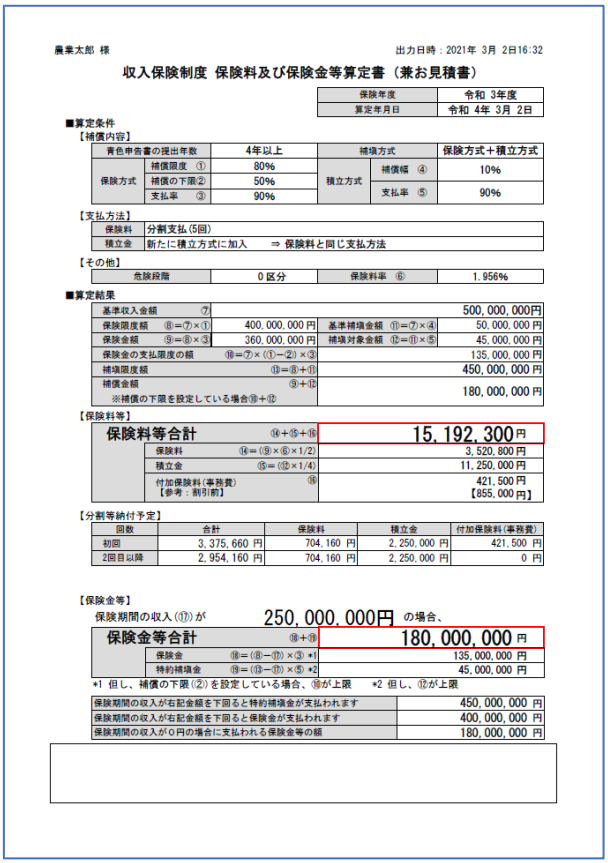

農業太郎 様　　出力日時：2021年 3月 2日16:32

収入保険制度 保険料及び保険金等算定書（兼お見積書）

保険年度	令和 3年度
算定年月日	令和 4年 3月 2日

■算定条件

【補償内容】

青色申告書の提出年数		4年以上	補填方式		保険方式＋積立方式
保険方式	補償限度 ①	80%	積立方式	補償幅 ④	10%
	補償の下限②	50%		支払率 ⑤	90%
	支払率 ③	90%			

【支払方法】

保険料	分割支払(5回)
積立金	新たに積立方式に加入　⇒ 保険料と同じ支払方法

【その他】

危険段階	0区分	保険料率 ⑥	1.956%

■算定結果

基準収入金額 ⑦			500,000,000円
保険限度額 ⑧=⑦×①	400,000,000 円	基準補填金額 ⑪=⑦×④	50,000,000 円
保険金額 ⑨=⑧×③	360,000,000 円	補填対象金額 ⑫=⑪×⑤	45,000,000 円
保険金の支払限度の額 ⑱=⑦×(①−②)×③			135,000,000 円
補填限度額 ⑬=⑧+⑪			450,000,000 円
補償金額 ⑨+⑫ ※補償の下限を設定している場合⑱+⑫			180,000,000 円

【保険料等】

保険料等合計 ⑭+⑮+⑯	15,192,300円
保険料 ⑭=(⑨×⑥×1/2)	3,520,800 円
積立金 ⑮=(⑫×1/4)	11,250,000 円
付加保険料(事務費)【参考：割引前】 ⑯	421,500 円 【855,000 円】

【分割等納付予定】

回数	合計	保険料	積立金	付加保険料(事務費)
初回	3,375,660 円	704,160 円	2,250,000 円	421,500 円
2回目以降	2,954,160 円	704,160 円	2,250,000 円	0 円

【保険金等】

保険期間の収入(⑰)が　250,000,000円　の場合、

保険金等合計 ⑱+⑲	180,000,000 円
保険金 ⑱=(⑧−⑰)×③ *1	135,000,000 円
特約補填金 ⑲=(⑬−⑰)×⑤ *2	45,000,000 円

*1 但し、補償の下限(②)を設定している場合、⑱が上限　*2 但し、⑫が上限

保険期間の収入がお記金額を下回ると特約補填金が支払われます	450,000,000 円
保険期間の収入がお記金額を下回ると保険金が支払われます	400,000,000 円
保険期間の収入が0円の場合に支払われる保険金等の額	180,000,000 円